平成23年3月定例会

横芝光町議会会議録

平成23年 3月4日 開会

平成23年 3月10日 閉会

横芝光町議会

平成23年3月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月4日)

議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1
職務のため出席した者の職氏名····································
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
会議録署名議員の指名
会期決定の件
諸般の報告
議案第1号ないし議案第30号の上程、説明13
休会の件······86
散会の宣告86
第 2 号 (3月8日)
議事日程89
本日の会議に付した事件89
出席議員89
欠席議員89
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名89
職務のため出席した者の職氏名90
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
一般質問91
越 川 洋 一 君91
森 川 忠 君
비 白 승규가 뀨

休会の件····································	142
散会の宣告	142
第 3 号 (3月10日)	
議事日程	143
本日の会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	145
出席議員	145
欠席議員	146
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	146
職務のため出席した者の職氏名	146
開議の宣告	147
諸般の報告	147
議案第31号の上程、説明	147
議案第1号の質疑、討論、採決	148
議案第2号の質疑、討論、採決	149
議案第3号の質疑、討論、採決	150
議案第4号の質疑、討論、採決	152
議案第5号の質疑、討論、採決	157
議案第6号の質疑、討論、採決	158
議案第7号の質疑、討論、採決	158
議案第8号の質疑、討論、採決	160
議案第9号の質疑、討論、採決	160
議案第10号の質疑、討論、採決	162
議案第11号の質疑、討論、採決	163
議案第12号の質疑、討論、採決	167
議案第13号の質疑、討論、採決	168
議案第14号の質疑、討論、採決	168
議案第15号の質疑、討論、採決	169
議案第16号の質疑、討論、採決	170
議案第17号の質疑、討論、採決	172

議案第1	8号の質疑、	討論、	採決	180
議案第1	9号の質疑、	討論、	採決	180
議案第2	0号の質疑、	討論、	採決	181
議案第2	1号の質疑、	討論、	採決	181
議案第2	2号の質疑、	討論、	採決	182
議案第2	3号の質疑、	討論、	採決	183
議案第2	4号の質疑、	討論、	採決	183
議案第2	5号の質疑、	討論、	採決	228
議案第2	6号の質疑、	討論、	採決	233
議案第2	7号の質疑、	討論、	採決	233
議案第2	8号の質疑、	討論、	採決	235
議案第2	9号の質疑、	討論、	採決	237
議案第3	0号の質疑、	討論、	採決	237
議案第3	1号の質疑、	討論、	採決	238
請願の件		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		239
日程の追	加·····	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		240
発議第1	号の上程、質	疑、訴	 	240
閉会の宣	告	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		241
署名議員				243

平成23年3月横芝光町議会定例会

議 事 日 程(第1号)

平成23年3月4日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第1号ないし議案第30号について

(町長 施政方針、提案理由説明)

日程第 5 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	JII		忠	君
3番	實	Ш		隆	君	4番	JII	島		仁	君
6番	若	梅	喜	作	君	7番	JII	島	富士	上 子	君
8番	鈴	木	克	征	君	9番	野	村	和	好	君
10番	山	﨑	貞		君	11番	伊	藤	圀	樹	君
12番	嘉	瀬	清	之	君	13番	Ш	島		透	君
14番	鈴	木	唯	夫	君	15番	八	角	健	_	君
16番	Ш	島	勝	美	君	17番	越	Ш	輝	男	君
18番	越	Ш	洋	_	君						

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 副 町 長 齊 藤 隆 君 鈴 木 孝 一 君 林 英次君 総務課長 企画財政課長 林 新一君 税務課長 環境防災課長 伊藤定幸君 高 埜 広 和 君 住民課長 産業振興課長 若 梅 操君 土屋文雄君 都市建設課長 福祉課長 実 川 裕 宣 君 小 堀 正 博 君 食肉センター 所 長 健康管理課長 椎名幸司君 伊橋秀和君 東 陽 病 院 事 務 長 会計管理者 宮薗博香君 山本照男君 教 育 長 井 上 哲 君 教 育 課 長 高蝶政道君 社会文化課長 五木田 桂 一 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 川島重男 書 記 椎名圭子

◎開会の宣告

○議長(野村和好君) おはようございます。

これより平成23年3月横芝光町議会定例会を開会します。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○議長(野村和好君) 本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(野村和好君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

4番川島 仁議員

15番 八 角 健 一 議員

を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長(野村和好君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から3月11日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月11日までの8日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長(野村和好君) 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承 を願います。 次に、請願の付託について報告します。

今期定例会に受理しました請願1件は、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任 委員会に付託したので報告をします。

次に、教育委員会の点検・評価について、教育委員会から報告書の提出があり、これを受理したので報告をします。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、八匝水道企業団議会について。

川島透議員。

[13番議員 川島 透君登壇]

○13番(川島 透君) おはようございます。

去る2月4日に開催されました平成23年2月八匝水道企業団議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会は、議長の選挙並びに6議案と追加議案1件が上程されました。

初めに、議長の選挙が行われ、議長には匝瑳市選出の浪川茂夫氏が選出されました。

続いて、議案第1号から議案第6号まで一括上程されました。

議案第1号は、八匝水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について、急を要したことから専決処分の承認を求めたものであります。

議案第2号は、八匝水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてであり、本案はみずから居住する住宅を使用している職員で世帯主であ る者に対して支給されていた住居手当を廃止することに伴い、条例の改正を行うものです。

議案第3号は、平成22年度八匝水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。

本案は、収益的収入及び支出のうち、収入の水道事業収益3,098万1,000円を増額し、支出の水道事業費用728万9,000円を増額するものです。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の資本的収入1,487万4,000円を減額し、資本的支出1,288万2,000円を減額するものです。

議案第4号は、平成23年度八匝水道企業団水道事業会計予算についてであります。

本案は、23年度の給水戸数を1万4,812戸として、年間総給水量を417万立方メートルと予定するものです。

次に、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益が13億4,353万9,000円、うち営業収益は9億2,556万9,000円、営業外収益が4億1,796万9,000円で、このうち横芝光町の高料金対策補助金が4,380万2,000円となります。一方、支出の水道事業費用12億9,182万8,000円、うち営業費用12億7,341万9,000円、営業外費用1,340万8,000円等であります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の資本的収入が3,581万6,000円で、資本的支出が2億2,712万円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,130万4,000円は、当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第5号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、本年3月31日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、 地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであり ます。

議案第6号並びに追加議案第7号は、八匝水道企業団監査委員の選任についてであり、匝 瑳市八日市場イ2444番地3、林吉幸氏と匝瑳市蕪里1718番地、川口健男氏の両名を選任すべ く提案されました。

上程された7議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、八匝水道企業団議会平成23年2月定例会の概要報告とさせていただきます。

[13番議員 川島 透君降壇]

○議長(野村和好君) 次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会について。川島富士子議員。

[7番議員 川島富士子君登壇]

○7番(川島富士子君) おはようございます。

去る2月7日に開催されました平成23年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は11議案であります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてでありまして、 香取郡東庄町長の岩田利雄氏を広域連合の副広域連合長に選任するものであります。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでありまして、広域連合職員の給与について、県に準じて給料表12月分の期末・勤勉手当の支給割合等を改正する必要が生じた

ため、給与に関する条例の一部を改正することについて、急施を要するため専決処分したも のであります。

議案第3号は、専決処分の承認を求めることについてでありまして、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の改正に伴い、広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正を行う必要が生じたため、一部を改正する条例の制定について、急施を要するため専決処分したものであります。

議案第4号は、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定についてでありまして、広域連合職員の給与について、県に準じて住居手当及び 期末・勤勉手当の支給割合等を改正する必要が生じたため、給与に関する条例について、所 要の改正を行うものであります。

議案第5号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に対する保険料軽減措置を平成23年度においても継続するため、一部を改正する条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、平成23年度における保険料軽減措置の継続に伴い、基金処分事由に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、 千葉県市町村総合事務組合の組織団体である館山市及び南房総市学校給食組合が平成23年3 月31日をもって解散することにより、組合の組織団体の数が減少することから、同組合の規約を改正することについて、関係地方公共団体の協議を行おうとするものであります。

議案第8号は、平成22年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ22億9,001万2,000円を増額し、一般会計の総額を歳入歳出それぞれ44億7,315万円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、共通経費にかかわる事務費負担金を減額する一方、 国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を追加し、歳出では、臨時特例基金積立金 に追加するものであります。

議案第9号は、平成22年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ3億3,853万4,000円を減額し、

特別会計の総額を歳入歳出それぞれ4,208億4,068万4,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、保険料及び保険基盤安定市町村負担金等を減額する一方、国・県の高額医療費負担金や第三者納付金を追加し、歳出では、高額介護合算療養費を減額し、特別高額医療費共同事業拠出金等に追加するものであります。

議案第10号は、平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでありまして、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,369万1,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、共通経費にかかわる事務費負担金を計上し、歳出では、事務経費等の一般管理費と特別会計への保険料不均一分及び共通経費分の繰出金を計上したものであります。

議案第11号は、平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計予算についてでありまして、特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4,372億6,237万6,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、歳入では、保険料や療養給付費等の市町村負担金、調整交付金等の国庫支出金等を計上し、歳出では、人件費等の総務費、高額療養費等の保険給付費、健康診査費等を計上したものであります。

提案されました11議案は、原案のとおり可決承認されました。

以上、平成23年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていた だきます。

〔7番議員 川島富士子君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会について。 鈴木克征議員。

[8番議員 鈴木克征君登壇]

○8番(鈴木克征君) おはようございます。

去る2月9日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成23年3月定例会の概要報告をいたします。

本定例会は、副議長の選挙並びに報告1件と4議案が上程され、副議長には匝瑳市の浅野 勝義氏が選出されました。

初めに、報告第1号は、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてであり、本報告は組合所有のじんかい処理車による衝突事故について和解が調った旨の報告がありました。

続いて、議案第1号は、平成22年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ3,169万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億8,031万7,000円とするものであります。本補正予算は、繰越金をもって財政調整基金に積み立てるものです。

議案第2号は、平成23年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてであります。 本案は、歳入歳出予算を歳入歳出それぞれ7億2,827万1,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金5億5,173万8,000円、使用料及び手数料1億5,429万4,000円、その他財産収入、繰入金、繰越金、諸収入2,223万9,000円となります。

一方、歳出は、総務費 1 億1,637万7,000円、衛生費 4 億2,655万円、公債費 1 億8,221万7,000円、その他議会費、予備費312万7,000円であります。

議案第3号は、平成23年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町 別分賦についてであります。

当町の負担金は9,846万9,000円で、その内訳は、火葬場事業費2,872万円、清掃事業費6,974万9,000円となります。

議案第4号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、本年3月31日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、 地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであり ます。

上程されました報告並びに議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成23年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

[8番議員 鈴木克征君降壇]

○議長(野村和好君) 次に、東総衛生組合議会について。 實川隆議員。

〔3番議員 實川 隆君登壇〕

○3番(實川 隆君) おはようございます。

2月17日に開催された東総衛生組合議会平成23年3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は3議案であります。

議案第1号は、平成23年度東総衛生組合一般会計予算の議決についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,705万6,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金は2億564万1,000円で、うち当町の負担金は1,890万1,000円となります。使用料及び手数料2億9,050万3,000円、国庫補助金2,589万7,000円、組合債8億2,200万円、財政調整基金繰入金1億2,300万円、そのほか繰越金、諸収入1,001万5,000円です。

一方、歳出の内容は、総務費 1 億989万6,000円、衛生費12億8,884万2,000円、公債費6,798万5,000円、その他、議会費、予備費1,033万3,000円であります。

議案第2号は、平成22年度東総衛生組合一般会計補正予算(第1号)の議決についてであります。

本案は、旭クリーンパーク更新整備事業の平成22年度及び平成23年度の事業費の年次割合について、当初見込みに対し建築確認申請完了のおくれから本年度完成分に支払い見込み額が変更となったこと等から、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億7,064万円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億2,121万1,000円とするものであります。

歳入の減額の主な内容は、繰入金3,984万円、組合債5億3,080万円の減額であります。

一方、歳出は、総務管理費で積立金を2,372万3,000円増額し、清掃費の処理施設費で5億9,436万3,000円を減額するものであります。

議案第3号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、本年3月31日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、 地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであり ます。

提案された3議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、東総衛生組合議会平成23年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔3番議員 實川 隆君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、山武郡市広域水道企業団議会について。

嘉瀬清之議員。

[12番議員 嘉瀬清之君登壇]

○12番(嘉瀬清之君) おはようございます。

去る2月18日に開催されました平成23年山武郡市広域水道企業団議会2月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に上程されました案件は4議案であります。

議案第1号は、山武郡市広域水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、みずから居住する住宅を使用している職員で世帯主である者に対して支給されていた住居手当を廃止することに伴い、条例の改正を行うものです。

議案第2号は、平成22年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。

本案は、業務の予定量の補正と収益的収入及び支出の補正、並びに資本的収入及び支出の 補正であり、収益的収入及び支出の補正は、収入の水道事業収益を6,328万2,000円の増額、 及び支出の水道事業費用3,044万9,000円を増額するものであります。

また、資本的収入及び支出の補正は、資本的収入884万3,000円の増額、及び資本的支出 1,382万6,000円を増額するものです。

議案第3号は、平成23年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算についてであります。 本案は、収益的収入及び支出のうち、収入は水道事業収益50億2,309万3,000円、支出は水 道事業費用48億3,426万円であります。

また、資本的収入及び支出は、資本的収入が9,075万で、資本的支出が11億1,623万7,000 円であります。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億2,548万7,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補 てんするものであります。

議案第4号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、本年3月31日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、 地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであり ます。

提案されました議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上、平成23年山武郡市広域水道企業団議会2月の定例会の概要報告とさせていただきます。よろしくお願いします。

[12番議員 嘉瀬清之君降壇]

○議長(野村和好君) 次に、匝瑳市横芝光町消防組合議会について。伊藤圀樹議員。

[11番議員 伊藤圀樹君登壇]

○11番(伊藤圀樹君) おはようございます。

去る2月22日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会平成23年3月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会は5議案が上程されました。

議案第1号は、平成23年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ12億4万2,000円と定めるものであります。

歳入の内容は、分担金及び負担金10億257万2,000円、うち当町の負担金は3億8,518万6,000円となります。そのほか、使用料及び手数料55万1,000円、県支出金410万5,000円、繰越金100万円、諸収入2,600万4,000円、組合債1億6,580万円であります。

一方、歳出の内容は、総務費11億5,102万1,000円、公債費4,688万8,000円、その他、議会費、予備費213万3,000円であります。

議案第2号は、平成23年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてであります。

当町の分担金は、議案第1号で申し上げましたように3億8,518万6,000円で、分担金の38.4%となります。

議案第3号は、平成22年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第2号)についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ1,939万1,000円を減額し、予算の総額を10億905万4,000円とするものであります。

減額の主な内容は、給料等人件費を主とする総務費1,939万1,000円の減額であります。

議案第4号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県 市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

これは、本年3月31日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、 地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであり ます。

議案第5号は、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約の制定に関す

る協議についてであり、本案は、千葉市を中心とし、千葉県南部及び北東部地域の20消防本部が共同して消防指令事務を管理し執行するため、千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議をするものであります。

上程されました5議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成23年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

[11番議員 伊藤圀樹君降壇]

○議長(野村和好君) 次に、山武郡市環境衛生組合議会について。 杉森幹男議員。

[1番議員 杉森幹男君登壇]

○1番(杉森幹男君) おはようございます。

2月28日に開催された山武郡市環境衛生組合議会3月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された議案は3議案であります。

議案第1号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定にかかわる専決処分の承認を求めることについてであり、本案は人事院及び千葉県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、地方公務員法第24条第3項の規定により職員の給与改定を行うため、及び構成市町の状況を勘案し職員の給料月額の削減並びに期末・勤勉手当の支給割合の改正を行うものであります。

議案第2号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県 市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、本年3月31日をもって館山市及び南房総市学校給食組合が解散することに伴い、 地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであり ます。

次に、議案第3号は、平成23年度山武郡市環境衛生組合一般会計予算についてであり、歳 入歳出予算の総額を7億3,714万9,000円とするもので、前年度と比較すると、額で2億 6,944万6,000円、率で26.8%の減額予算となったところであります。

提案された3議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、山武郡市環境衛生組合議会平成23年3月定例会の概要報告とさせていただきます。

[1番議員 杉森幹男君降壇]

○議長(野村和好君) 最後に、山武郡市広域行政組合議会については、お手元に配付の資料をもって報告といたします。

[8番議員「議長、すみません、報告について1つ発言の許可をお願いしたい」と発言]

- ○議長(野村和好君) 鈴木克征議員。
- ○8番(鈴木克征君) すみません、大変申しわけございません。匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会関係資料の議案第2号、議案第3号に一部ミスプリントがありましたので、おわび申し上げるとともにと、後ほど差しかえたいと思いますんで、よろしくお願いします。
- ○議長(野村和好君) それでは、後ほどお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで休憩とします。

再開は午前10時50分でお願いします。

(午前10時40分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◎議案第1号ないし議案第30号の上程、説明

○議長(野村和好君) 日程第4、議案第1号ないし議案30号を一括議題とします。 町長から施政方針並びに提案理由の説明を求めます。 町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長(齊藤 隆君) 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成23年3月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位にはご多忙の折にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今年度も残すところ1カ月となりましたが、おかげさまをもちまして、計画いたしました 諸事業は、議員各位を初め、町民の皆様方のご協力により、おおむね順調な進展を見ること ができました。改めて感謝申し上げる次第であります。

この1年を振り返りますと、昨年の4月に、自分が生まれ育ったこの大好きなふるさと横 芝光町を何とかしたいとの一念から町長選挙に立候補し、町民の皆様の厚いご支持をいただ き、第2代横芝光町長に就任いたしました。以来、その職責に重さを認識しつつ、町民の皆様の負託にこたえられるよう町政運営の推進に努めてまいることができましたのは、議員各位並びに町民の皆様、そして町職員の協力をいただいたたまものであると、衷心より御礼申し上げます。

私は、就任後、できるだけ多くの町民の皆様のご意見を伺うことを心がけ、まちづくりを 語ろう会などの意見交換会を通して、多くの方々とお話をする機会を得るよう努めてまいり ました。そのような中で、現在の横芝光町の抱える課題を再認識するとともに、この新しい 横芝光町の基盤は旧町の多くの方々のご尽力のたまものであると、その功績の大きさを改め て実感した次第であります。

平成23年度の予算は、私にとりまして初めての予算編成となりましたが、この築き上げられてきた基盤をさらに進展させていく責任の重さと、抱える課題の解決のために必要な改革を行うという使命に対し、決意を持って臨んだところであります。本議会には、逼迫する町財政にかんがみ、私自身と副町長及び教育長の給与の引き下げに関する議案を提案させていただいたところであり、議員各位や町民の皆様におかれましても、現下の厳しい行財政状況をご理解いただくとともに、私の意のあるところをお酌み取りいただき、本議会に提案いたしております平成23年度当初予算案並びに各議案に対し、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本年は統一地方選挙の年であり、4月には千葉県議会議員選挙及び合併後2度目となります横芝光町議会議員選挙が執行されますが、各位のご健闘をお祈りいたします。

それでは、議会開会に当たり、平成23年度の施政方針を述べさせていただきます。 初めに、平成23年度横芝光町当初予算案の概要について申し上げます。

まず、国の動向ですが、国の一般会計予算案の総額は、過去最大の92兆4,116億円となり、 増加する社会保障費や子ども手当を初めとするマニフェスト事業などの財源を確保するため、 国債発行額が税収を上回るという危機的な歳入構成となっています。予算案は年度内に成立 する見込みともなりましたが、予算関連法案についてはめどが立っておらず、年度内に成立 しない場合は、地方財政に及ぼす影響も大きく、国の情勢を注視しているところです。

このような状況下で、当町の新年度の予算規模は、一般会計が95億5,000万円、国民健康保険特別会計が34億7,200万円、後期高齢者医療特別会計が2億900万円、介護保険特別会計が17億3,000万円、農業集落排水事業特別会計が5,320万円、東陽食肉センター特別会計が1億9,550万円、東陽病院事業会計が17億8,384万1,000円となり、全会計を合わせた当初予算

の総額は169億9,354万1,000円で、前年度当初予算と比較すると、率で2.1%、金額で3億7,025万円の減額予算として編成し、それぞれ本議会に提案させていただきました。なお、一般会計の総額95億5,000万円は、前年度当初予算と比較すると、率で8.7%、金額で9億600万円の縮減予算となったところです。

また、国の平成22年度補正予算において、地域活性化交付金としてきめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金が合わせて約9,000万円交付されることとなりました。当該事業費を本議会に補正予算として提案させていただきましたが、18事業のうち15事業は繰り越しにより新年度において事業実施をすることとなりますので、議員各位にはご理解をお願いいたします。

それでは、次に主な事業について申し上げます。

初めに、総務課関係についてでありますが、景気の低迷など、さまざまな要因により増加 している町税などの未収債権を一元化し、効率的に回収することを目的として、本年4月か ら税務課内に債権回収対策室を設置することとしました。今後、悪質な滞納者などには、よ り厳しい姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

続いて、税務行政についてでありますが、納税者に配慮した納付環境の拡充を図るため、 平成23年4月からコンビニエンスストアでの税の納付とクレジットカードによる税の納付を 実施するため、準備を進めてまいりましたが、予定どおり実施できる見込みとなりました。 特にヤフー公金サイトを利用しての町税のクレジット収納は、千葉県内初の試みであること から、県や近隣市町からも先進的な収納対策として注目されております。

また、クレジットカード納付は、インターネットにアクセスできれば自宅から24時間納付が可能になり、現金を持ち歩く必要もなく、一括払い、分割払い、リボ払いと納税者が支払い方法を選択することもできます。また、携帯電話からの納付も可能となります。

このような利便性の高い納付手段を提供することによって、納期限内納税の促進と徴収率 の向上につながるものと期待をしているところであります。なお、今定例会にこれらを周知 するためのパンフレット作成経費を補正計上させていただきましたので、よろしくお願い申 し上げます。

続きまして、福祉課関係についてでありますが、児童福祉事業では、私が町民の皆様に約束した児童医療費助成事業の拡充について、本年4月より中学校3年生まで対象枠を広げて 実施すべく、現在、新たな対象者への通知準備を進めているところであります。

また、町立保育所の給食については、民間業者からの外部搬入による給食提供を4月から

実施することになっておりますが、搬入元の業者も既に決定させていただき、準備を進めているところであり、本議会に当初予算として給食業務委託の経費を計上させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、子ども手当支給事務についてでありますが、国の平成23年度予算関連法案のうち、 3月31日に期限が切れる子ども手当法案については、国会での成立が不透明な状況が続いて おり、その動向を注視してまいります。

次に、障害者福祉についてでありますが、平成20年度に策定した第1次障害者基本計画 (改訂版)と第2期障害福祉計画が平成23年度で終了することから、昨年末に可決成立した 障害者自立支援法改正案を踏まえつつ、障害者の多様なニーズに対応し、自立した地域生活 を支援するため、第2次障害者基本計画と第3期障害福祉計画を策定するとともに、計画の 着実かつ効果的な事業運営に取り組んでまいります。

一方、国では障害者自立支援法を平成25年8月までに廃止し、新たに(仮称)障がい者総合福祉法の制定を目指す方針としており、その動向を注視してまいります。

また、住民福祉の向上を目的に策定した町総合計画に示す子育て支援、高齢者支援、障害者支援、地域福祉対策など、第2次3カ年実施計画の推進に向け、各種支援事業に取り組んでまいります。

続いて、介護保険事業について申し上げます。

平成23年度は第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の最終年度に当たります。計画実績の検証を行うとともに、平成24年度から26年度の3カ年を計画期間とする第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する年度にもなりますことから、高齢者人口の増加並びに介護サービス利用の拡大などの状況や住民要望を基本に、介護計画を策定してまいります。また、平成22年12月末現在における介護保険事業の状況は、介護保険給付計画額に対しまして74.7%の執行率となっており、計画どおり事業運営がされているところであります。

次に、介護保険施設整備についてでありますが、社会福祉法人九十九里ホーム第二松丘園特別養護老人ホーム増築事業に平成23年1月21日付で建築確認申請許可確認書が交付されましたことから、県入札要件に基づき2月7日に入札告示が行われ、3月23日に入札を実施する旨、報告を受けているところであります。

また、社会福祉法人東和福祉会が平成23年度に計画しています特別養護老人ホーム建設事業につきましては、過日の全員協議会におきましてご報告申し上げましたとおり、施設80床

を整備するもので、現在、国・県に対して事業申請中でございます。さらに、地域密着型認知症共同生活介護施設、グループホーム光の施設整備計画につきましても、東和福祉会同様に平成23年度事業として事業実施すべく、現在、国・県へ事業申請中でございますが、双方ともに事業採択の内示がされた後に、詳細設計並びに建築確認申請手続に入る予定となっております。

介護保険施設整備が計画どおりに進むよう協力体制をとるとともに、介護保険サービスの 充実並びに介護予防事業の一層の推進を図り、あわせて介護保険財政の健全運営に努力して まいります。

続きまして、健康管理事業についてでありますが、子育て支援の一環として1月から実施 しております子宮頸がんワクチン接種助成事業につきましては、対象者375人のうち約半数 の方が申請をされており、順次、接種を実施しております。心配しておりました副反応につ いても、多少の疼痛などはあるものの、大きなものは発生しておりません。

また、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチンにつきましても、4月から全額公費助成を実施するため、準備を進めているところであります。

今後も次世代を担う子供たちの健康を守り、安心して生活ができるように、各種事業を展開していく所存でございます。

続きまして、農業行政関係についてでありますが、平成22年度に販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指すものとして実施いたしました農業者戸別補償モデル対策事業が、平成23年度から本格実施されます。

穀物市場への国際投機資金の流入やバイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による需要 増大に加え、近年の世界的な異常気象により穀物需給が逼迫している中で、国内生産力の安 定的確保が重要であることから、平成23年度からは農業者戸別所得補償モデル対策に畑作物 の所得補償や規模拡大加算、再生利用加算、緑肥輪作加算、集落営農の法人化に対する支援 なども新たな対策として加えて実施することとなりました。

平成22年度産米の相対取引価格が大幅に下落し、農業所得が減少したことから考えると、本制度への加入は農業者にとって有利であることから、去る2月2日に町民会館大ホールで、4日には文化会館集会室で説明会を開催し、制度の周知を図りました。

今後とも各営農組織の総会や各種会議の機会をとらえ、制度の周知を図ってまいります。

続きまして、去る2月9日、農林水産省関東農政局局長が国営両総農業水利事業と篠本新 井地区の県営経営体育成基盤整備事業の視察に来られました。

各事業の説明の中で、基盤整備事業の進捗とあわせて組織化を進めておりました集落営農組合が、地元集落の皆さんの熱意と努力により基盤整備事業の完了前に組織化され、かつ法人化されたこと、また基盤整備区域の6割以上に当たる142~クタールを集積し、主食用米のほか、麦、大豆、野菜などの作物の生産にも積極的に取り組もうとしていることをご説明したところ、全国の例から見ても、基盤整備の完成前に集落営農組織か設立、法人化され、基盤整備事業の目的である戦略作物の生産や農地の利活用を進めている事例は極めてまれであり、まさに国の目指している模範的な事例であるとのお褒めの言葉をいただいたところであります。

次に、農業生産基盤整備関係についてでありますが、4年目となる県営経営体育成基盤整備事業篠本新井地区は、平成23年度も排水路護岸や地下かんがい設備を施工する計画とのことです。また、同時に進められております国営両総農業水利事業の栗山川統合機場については、導水路は4月より、取水樋門及び県営事業と共同工事となる機場下部工は10月より施工する予定と聞いております。

しかしながら、平成23年度の国の農林水産予算における農業農村整備事業費は、前年度と同額の概算2,129億円の低い水準にとどまっており、関係する土地改良事業の進捗にも影響があるものと考えております。

続きまして、道路整備事業についてでありますが、町の一体性の向上を図るため進めている東西方向の連絡道路や栗山川への架橋事業を引き続き推進してまいります。

また、町の骨格となる幹線道路網の形成に努めるほか、住民生活の利便性の向上を図るため、身近な生活道路の環境整備のため、必要な予算を計上させていただきました。

次に、横芝駅前広場整備事業についてでありますが、本事業は社会資本整備総合交付金と合併特例債を利用し、計画面積3,500平方メートル、事業費約5億8,000万円をもって、平成26年度の完成を目指して事業を進めているところであります。

現在、千葉県交通規制課などの関係機関等と協議を重ね、地質調査、詳細設計を進めており、来年度は必要な用地の鑑定評価、買収を予定していることから、平成23年度において必要な予算経費を計上させていただきました。

続きまして、教育課関係事業についてでありますが、選挙公約の一つでありました奨学資金貸付制度を平成23年度より実施してまいります。

対象者は、高等学校等に在籍する者で月額1万円以内、大学等に在籍する者で月額3万円以内となります。利息免除で、償還につきましては、貸し付け期間終了月の翌月から起算して6カ月を経過した後、貸し付け期間の2倍に相当する期間内に返済するものであります。

経済的理由により修学困難な生徒に対し奨学資金を貸し付けることで、将来、社会に貢献 する有用な人材の育成を図ってまいりたいと考えております。

次に、平成23年度当初予算で予定しておりました東陽小学校屋内運動場改築事業についてでありますが、国の22年度追加分(1次補正予算等)として国庫補助事業での実施が可能となりましたことから、3月補正予算として今議会に提案させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

なお、国においては、全国での補助事業採択希望の集計結果によって、補助単価の上積みを検討しているとの情報があることから、歳入の増が見込める場合は、国からの確定情報があり次第、対応をとらせていただきたいと考えております。年度末を迎え、厳しい日程ではございますが、歳入の増額につながる事案でありますので、ご理解をお願いいたします。

また、同時に計画しておりました校舎施設改修事業については、平成23年度当初予算での計上となりました。国における当初予算補助事業採択枠は大変厳しいとのことでありますが、トイレ設備給排水配管の老朽化が著しい状況から、事業の先送りはできないため、校舎施設改修事業が国庫補助事業として採択されない場合は、他の財源に組み替え、事業実施を図りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、(仮称)横芝光町学校給食センター整備事業について申し上げます。

例年より低温の日が続き、コンクリートの養生にかかる日数等が多く必要になったことなどから、2月末完成予定が若干おくれております。しかし、供用開始前の準備期間に支障のないよう工程管理の精査を実施して、予定どおり平成23年4月6日の給食開始には万全の態勢で提供できるものと考えております。

また、議員各位には、学校給食センター整備事業に対しましてご支援、ご協力を賜りましたことに御礼を申し上げるとともに、今以上に安全・安心な給食を提供できるよう努力してまいりますので、さらなるご指導、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、社会文化課関係事業についてでありますが、平成23年の成人式は、横芝中学校と光中学校卒業生186名の参加をもちまして、成人者代表の進行のもと、厳粛ですばらしい式典となりました。

実行委員を初めとする関係者の皆様方に深く感謝申し上げる次第であります。

次に、1月30日に開催した町内駅伝大会についてでありますが、小学生から一般まで69チーム、393名が参加し、沿道の大勢の皆さんによる応援や日ごろの練習成果により、11の区間新記録が生まれるなど、すばらしい大会となりました。山武警察署、体育協会、交通安全協会を初めとする関係者の皆様方のご協力に対し、厚く御礼申し上げる次第であります。

また、2月に実施されました第41回山武郡市民駅伝競走大会におきましては、日ごろの練習成果を十二分に発揮し、見事、準優勝いたしました。

準優勝は合併前の横芝時代から数えて、何と18年ぶりの好成績であります。選手並びに体育協会の皆様方には、心から敬意を表するものであります。

本年度も社会教育、社会体育施設並びに図書館の利用促進を図るとともに、老朽化に伴う多くの修繕をしてまいりましたが、平成23年度におきましても必要な修繕工事を進めるとともに、町民の皆様が安心して使える施設管理と一層の利用促進に努めてまいります。また、生涯学習事業におきましても、社会の変化に対応できるたくましい子供を育て、住民の自主的な文化・スポーツ活動などを支援して、だれもがいつでも関心ある学習やスポーツ活動に取り組め、その成果を生かすことのできる環境づくりを進めてまいります。

最後に、東陽病院の運営状況についてご説明させていただきます。

1月末現在での延べ患者数は、入院で1万8,949人、病床利用率は61.9%でございます。 昨年と比較しますと1,308人の減、利用率では4ポイントほど減少している状況であります。 外来は延べ3万5,213人で、昨年と比較し338人の減となっており、このようなことから、医 業収益も減少傾向にあります。

したがいまして、健全経営には患者確保が必要不可欠であり、早急に対応しなければならない課題であると考え、東陽病院運営検討委員会を開催し協議を行った結果、旭中央病院との連携強化・外来患者の確保などを、より一層努めていくことといたしました。

続きまして、平成23年度当初予算の概要でありますが、新患外来の確保や人間ドック等の 健診事業をさらに充実させることとし、患者数及び収益の確保を図るとともに、業務委託に よる経費の削減等、効率的な運営をすべく編成したところであります。

また、建設改良費につきましては、老朽化した空調給湯設備を改修すべく工事費を計上し、病院内の環境整備を図ることといたしました。

詳細については後ほど説明させますが、予算の総額は、収益的収支予算で収入支出ともに 12億804万4,000円、資本的収支予算では、収入が 5 億1,064万8,000円、支出が 5 億7,579万7,000円を計上させていただきました。

以上、平成23年度における施策の一端を述べさせていただきましたが、職員一丸となり計画事業を推進してまいりますので、議員各位にはさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げるとともに、新年度予算を初めとする関連諸議案にご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより各議案の提案理由の説明を申し上げます。

別添の平成23年3月横芝光町議会定例会提案理由説明書をごらんいただきたいと存じます。 議案第1号の専決処分の承認を求めることについて(平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第4号))、議案第2号の専決処分の承認を求めることについて(平成22年度横芝光町病院事業会計補正予算(第1号))についてでありますが、議案第1号及び議案第2号は、横芝光町立東陽病院の非常用自家発電設備が故障したことから、機能回復を図るための経費について一般会計歳入歳出予算及び病院事業会計資本的収支予算の補正を緊急に行う必要があったため、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第3号の専決処分の承認を求めることについて(平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第5号))についてでありますが、本案は、2月に支給するための子ども手当の予算に不足が生じることとなったため、歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第4号の横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、本案は、町税及び町税以外の徴収困難な未収金を一元化して効率的に徴収し、自主財源の確保と町民負担の公平性を期することを目的として、本年4月1日に税務課内に債権回収対策室を設置するに当たり、所管する事務分掌を追加するため、横芝光町行政組織条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第5号の横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、平成23年4月1日より非常勤職員も育児休業等を取得することが可能となったことに伴い、育児休業等を取得することができる非常勤職員の定義や育児休業などの期間などについて規定するため、横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第6号の横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び横芝光町教育委員会

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、 本案は、厳しい財政状況の中、行財政改革の一環として、町長、副町長及び教育長の給料を 引き下げるため、横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び横芝光町教育委員 会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第7号の横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、本 案は、横芝光町消防団本部付分団長の定数減少並びに第一分団第1部と第一分団第2部の統 合に伴い、消防団員の定数に変更が生じることから、横芝光町消防団条例の一部を改正すべ く提案したものであります。

議案第8号の横芝光町債権管理条例の制定についてでありますが、本案は、町の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、町の債権の管理の適正を期するため、横芝光町債権管理条例を制定すべく提案したものであります。

議案第9号の横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、本案は、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒常化することとしたこと、国民健康保険法の一部改正により特定健康診査等にかかわる条項にずれが生じたこと、及び町立東陽病院を国民健康保険診療施設として条例に位置づけることに伴い、横芝光町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第10号の横芝光町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、本案は、横芝光町横芝学校給食センター及び横芝光町光学校給食センターを廃止し、新たに横芝光町学校給食センターを設置するため、横芝光町学校給食センター条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第11号の横芝光町奨学資金貸付条例の制定についてでありますが、本案は、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学資金を貸し付けることにより、将来、社会に貢献する有用な人材の育成を図るため、横芝光町奨学資金貸付条例を制定すべく提案したものであります。

議案第12号の横芝光町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてでありますが、本案は、国から交付される地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を有効活用し、地域文化の拠点である町立図書館のサービスの充実と学校図書館との連携強化を図るため、当該交付金を適正に管理運営するため、基金造成を目的に横芝光町住民生活に光をそそぐ基金条例を制定すべく提案したものであります。

議案第13号の千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありますが、本案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である館山市及び南房総市学校給食組合が平成23年3月31日をもって解散することにより、組合の組織団体の数が減少すること、及び千葉県市町村総合事務組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理団体に関する規定について改正を行うことについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議することについて議決を求めるべく提案したものであります。

議案第14号の町道路線の認定及び廃止についてでありますが、本案は、町道の認定漏れ及び道路機能の喪失による町道路線の見直し並びに私道の寄附に伴い、町道路線の認定及び廃止をする必要があるため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第15号の指定管理者の指定について(集会所・共同利用施設)、議案第16号の指定管理者の指定について(横芝光町駅前広場)についてでありますが、議案第15号及び議案第16号は、集会所等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものであります。

議案第17号の平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第6号)についてでありますが、本案は、主要な歳入の決算見込み及び国の補正予算、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策への対応に伴う東陽小学校屋内運動場改築事業、横芝保育所運営事業及び商工振興運営支援事業等に要する経費の追加のほか、子ども手当及び児童手当給付事業、(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業、学校給食センター改築事業及び地域振興基金積立金等、主要事業の歳出決算見込みに立った調整に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ4億3,452万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億7,103万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第18号の平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてでありますが、本案は、所得の減少及び見込み収納率による国民健康保険税の減額、交付決定に基づく国や支払基金からの療養給付費負担金及び交付金並びに基盤安定繰入金の調整、出産件数の動向による出産育児一時金及び一般会計繰入金の減額、決定通知に基づく後期高齢者支援金及び介護納付金の精算、東陽病院事業会計への繰出金等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ4,806万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,957万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第19号の平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてでありますが、本案は、調定額及び徴収割合の変更による後期高齢者医療保険料の調整、一般会計からの保険基盤安定繰入金の減額、並びにこれらに基づく後期高齢者医療広域連合納付金の精算等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,453万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億985万6,000円とすべく提案したものであります。

議案第20号の平成22年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでありますが、本案は、保険給付費の実績見込みによる介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費等に係る調整に伴い、国・県及び社会保険診療報酬支払基金からの定率による義務負担金等に補正の必要が生じたため、歳入歳出予算それぞれ1,662万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,054万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第21号の平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は、前年度繰越金の歳入決算見込みによる補正と、農業集落排水処理施設から発生する余剰汚泥の農地還元処理を安全かつ容易にするための経費、及び歳入歳出決算見込みを考慮した結果、不用額を一般会計へ返還するための経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ172万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,542万円とすべく提案したものであります。

議案第22号の平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算(第3号)についてでありますが、本案は、人事院勧告に基づく人件費の調整、施設管理経費の不足及び財政調整基金の積み立てに補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ4,156万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,282万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第23号の平成22年度横芝光町病院事業会計補正予算(第2号)についてでありますが、本案は、繰入金額の見直しに伴う一般会計からの繰入金の増額や国保調整交付金の交付決定及び給与費等に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入に1億6,438万9,000円を追加し、総額を13億6,204万9,000円とし、支出については770万2,000円を追加し、総額を12億536万2,000円とするとともに、建設改良費や企業債償還金の額の確定に伴い、資本的収支予算の収入を245万6,000円減額し、資本的収入の総額を1億2,807万1,000円とし、支出については254万6,000円を減額し、支出の総額を1億9,228万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第24号の平成23年度横芝光町一般会計予算についてでありますが、平成23年度予算は、 扶助費や公債費等の義務的経費や施設維持費を初めとする経常的経費のほか、新町建設計画 に基づいて実施する合併特例債を活用した事業に要する経費を中心に、平成22年度の執行状 況を踏まえた予算編成となるよう配慮した結果、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95 億5,000万円とすべく計上したものであります。

歳入においては、財源の根幹をなす町税が個人所得の減少や企業収益の悪化により町民税で減収となるほか、新築家屋の増加による固定資産税の増額要因と税制改正による影響額等に配慮し、予算額は23億1,067万5,000円を見込みました。

また、最大の財源であります地方交付税は、地域活性化・雇用等対策費の創設などにより国の地方交付税予算額が2.8%の増となったことなどから、予算額は27億円を見込みました。このほか、国庫支出金は、主要幹線道路の整備状況から道整備交付金の減少や障害者自立支援給付費等負担金の増加などにより9億5,730万5,000円、県支出金は、緊急雇用創出事業補助金の増加等により6億1,672万円、町債では、合併特例債を5億6,910万円、臨時財政対策債を5億円見込みましたが、なお不足する財源については財政調整基金繰入金4億円を計上し、各事業推進のための財源といたしました。

歳出においては、経常経費の節減合理化を図りつつ、町の根幹となる事業を優先的に行い、 重点事業の緊急度などを考慮し、防災行政無線更新事業、白浜小学校屋内運動場等改築事業、 航空機騒音防止対策事業としての助成などを行うこととしているほか、新規拡大事業として、 医療費の負担軽減のために行う中学生医療費無料化、学びたい子供たちへ町独自の奨学金貸 し付け制度の実施に要する経費などの政策的経費を予算計上しております。

また、産業土木分野では、農業振興のため経営体育成基盤整備事業や広域営農団地農道整備事業を推進し、都市整備基盤のため駅前広場整備事業の推進、町道 II -10号線道路改良事業、新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業、(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業を初めとする幹線道路網の整備を図るべく予算計上しました。

そのほか、学校教育、社会体育、生涯学習の充実、地域福祉、地域医療の充実、消防防災 基盤の整備などを加え、第1次総合計画における諸施策の推進を図るべく予算編成をしたと ころであります。

議案第25号の平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてでありますが、平成 23年度予算として、歳入歳出ともに34億7,200万円を計上したものであります。

歳入においては、被保険者の負担軽減の拡充及び景気低迷による所得の落ち込みに伴う国

保税の減収を補てんするため、平成22年度に引き続き一般会計から3,000万円を法定外繰り入れしたほか、財政調整基金繰入金として9,000万円を計上しました。このほか、前期高齢者交付金に5億4,500万円、高額医療費に係る共同事業交付金に3億7,200万円、療養給付費負担金や調整交付金等の国庫支出金に9億9,166万1,000円、県支出金に1億9,334万3,000円をそれぞれ計上したところであります。

一方、歳出では、最近の医療費動向を参考として、保険給付費に対前年度7,700万円増の22億5,082万6,000円を計上したほか、後期高齢者支援金に4億6,072万6,000円、高額医療費の共同事業拠出金に4億1,679万9,000円、介護納付金に2億2,680万円をそれぞれ計上しました。また、4年目を迎えた特定健診・保健指導についても、健康管理課と連携を図りながら実施すべく、必要な経費2,344万9,000円を保健事業費において計上したところであります。議案第26号の平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算についてでありますが、平成23年度予算として、歳入歳出ともに2億900万円を計上したものであります。

歳入においては、保険料徴収率を特別徴収分100%、普通徴収分96%と見込み、さらに低所得者や被用者保険の被扶養者にかかわる保険料の軽減措置の延長等により、1億3,481万7,000円の後期高齢者医療保険料を算出したほか、一般会計繰入金として、事務費繰入金722万7,000円及び保険料軽減分を公費補てんする保険基盤安定繰入金6,083万9,000円を計上しました。

一方、歳出の約94%を占める後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の保険料と保険基盤 安定繰入金を合わせた1億9,565万6,000円を計上したところであります。このほか、後期高 齢者の健康診査事業については476万6,000円を計上いたしました。

議案第27号の平成23年度横芝光町介護保険特別会計予算についてでありますが、平成23年度予算として、歳入歳出それぞれ17億3,000万円を計上したものであります。

歳入におきましては、保険料を 2 億5,917万4,000円としたほか、保険給付費から推計し、 国庫支出金を 3 億9,520万5,000円、支払基金交付金を 4 億8,388万4,000円、県支出金を 2 億4,433万9,000円見込みました。また、町一般会計からは、町介護給付費準備基金繰入金4,477万1,000円も含め、3 億4,484万1,000円を繰り入れることとしております。

歳出につきましては、保険給付費を前年度の実績等から推計し、前年度当初予算対比で 6.3%増の16億161万4,000円を計上いたしました。当該保険給付費の内容といたしましては、 介護サービス給付費14億4,191万9,000円、介護予防サービス給付費5,205万3,000円、高額介 護サービス費2,820万7,000円、特定入所者介護サービス費7,414万3,000円等を計上いたしま した。

また、地域支援事業費4,239万8,000円には、生活機能評価事業費として429万6,000円、横 芝光町地域包括支援センター運営委託料として1,843万円を計上し、介護予防事業のさらな る推進を図ろうとするものであります。

議案第28号の平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についてでありますが、 平成23年度予算として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,320万円とすべく計上し たものであります。

歳入では、受益者分担金滞納繰越分を1,000円、農業集落排水処理施設使用料は新規接続等を見込み893万7,000円、前年度繰越金は平成22年度からの余剰金として100万円を見込んだほか、町一般会計より4,325万8,000円を繰り入れることとしております。

歳出については、木戸台地区と中台地区の農業集落排水処理施設の運営経費として、職員 給与等の総務費777万8,000円、汚水処理施設の維持管理に要する経費として、委託費、修繕 費及び汚泥処理手数料等918万2,000円を計上したほか、農業集落排水事業債の償還にかかわ る公債費3,524万円と予備費100万円を計上しました。

議案第29号の平成23年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算についてでありますが、 食肉センターの経営は、平成22年度からの増頭により料金収入の増収がある一方、設備機器 等に過負荷がかかり、経常経費等も増加傾向にあります。また、本年6月に国が判断する予 定のTPPへの参加状況によっては、センター経営にも与える影響が懸念され、厳しい経営 環境にありますが、独立採算性を堅持し、長期にわたり安定した経営を目指し予算編成した 結果、歳入歳出ともに1億9,550万円を計上したものであります。

歳入の大宗をなす事業収入は、屠畜頭数を前年度と同じ豚13万頭、牛4,000頭を見込みま した。

歳出につきましては、職員給与費等の総務費、施設の適正な稼働が図れるよう維持管理経 費に重点を置き、予算措置したところであります。

議案第30号の平成23年度横芝光町病院事業会計予算についてでありますが、病院経営を取り巻く環境は依然厳しい状況にあり、新患外来の継続実施や健診事業の推進を行い、患者数及び収益の確保を見込むとともに、業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、町民に信頼され、地域に密着した医療を展開すべく、予算編成をしたところであります。

予算の総額は、収益的収支予算で収入支出ともに12億804万4,000円、資本的収支予算では、

収入が5億1,064万6,000円、支出が5億7,579万7,000円を計上いたしました。

収益的収支予算では、収入の根幹となる医業収益で1日平均の患者数を入院で65人、外来で183人を見込み計上し、支出については、必要最小限の経費を計上したところであります。 資本的収支予算では、収入で空調設備改修工事に係る企業債及び一般会計繰入金等を計上 し、支出では、老朽化に伴う空調設備改修工事及び医療器械等の更新並びに企業債償還金を 計上いたしました。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長(野村和好君) ここで休憩とします。

再開は午後1時ちょうどでお願いします。

(午前11時49分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時57分)

○議長(野村和好君) 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長(林 新一君) 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申 し上げます。

議案つづり、こちらの1ページでございます。

専決処分の承認を求めることについて(平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第 4 号)) でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の 規定により、これを報告し、承認を求める。

平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

本案は、冒頭、町長の提案理由説明にありましたように、横芝光町立東陽病院の非常用自

家発電設備が故障し、業務の性格上、緊急に機能回復をする必要が生じたところでございますが、病院事業会計においてこれの経費負担が困難でありましたことから、一般会計から繰り出すこととし、3ページでございますが、平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第4号)を平成23年1月11日に専決処分させていただいたところでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

横芝光町一般会計補正予算(第4号)は別冊となっておりますので、こちらをご用意お願いいたします。

平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第4号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳 出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ111億2,792万4,000円とす るものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、10款1項1目地方交付税で500万円を財源措置しております。

7ページ、歳出でございますが、4款3項1目病院費で東陽病院事業会計繰出金500万円 を措置したところでございます。

以上、議案第1号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。 慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[企画財政課長 林 新一君降增]

○議長(野村和好君) 議案第2号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 宮薗博香君登壇〕

○東陽病院事務長(宮薗博香君) それでは、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案つづり、このピンクの表紙の5ページをごらんください。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて (平成22年度横芝光町病院事業会計補 正予算 (第1号))。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の 規定により、これを報告し、承認を求める。

平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

7ページをごらんください。

専決第2号の専決処分書です。

平成23年1月11日付で平成22年度横芝光町病院事業会計補正予算(第1号)について専決処分したものでございます。

本案は、冒頭、町長の提案理由説明にありましたように、横芝光町立東陽病院の非常用自家発電設備が故障し、業務の性格上、緊急に機能回復を図る必要が生じたところでございますが、病院事業会計においてこれの経費負担が困難でありましたことから、一般会計からの繰り入れにより対応すべく、専決処分したものでございます。

それでは、別冊になっております平成22年度横芝光町病院事業会計補正予算(第1号)を ごらんください。

第2条に記載のとおり、資本的収入及び支出予算の補正額でございますが、収入につきましては、収入の既決予定額1億2,552万7,000円に500万円を追加し、1億3,052万7,000円とするものであります。

また、支出につきましては、支出の既決予定額 1 億8,983万1,000円に500万円を追加し、 1 億9,483万1,000円とするものであります。

続きまして、3ページをごらんください。

詳細につきましては、平成22年度横芝光町病院事業会計補正予算説明書によりご説明申し上げます。

収入の1款2項1目1節の他会計出資金につきましては、一般会計からの繰り入れ500万円を追加し、1億1,192万6,000円とするものですが、非常用自家発電設備改修工事分としての増額補正でございます。

支出の1款1項2目2節の工事請負費につきましては、500万円の増額補正を行い、基板等の老朽化により故障が生じた非常用自家発電設備の機能回復を図るための改修工事を行うものでございます。

以上、病院という業務の性格上から、緊急を要する必要性があったため、専決処分をいた しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求め るものでございます。よろしくお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

〔東陽病院事務長 宮蘭博香君登壇〕

○議長(野村和好君) 議案第3号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長(林 新一君) 議案第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申

し上げます。

議案つづりの9ページをお願いいたします。

専決処分の承認を求めることについて(平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第5号))でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の 規定により、これを報告し、承認を求める。

平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

本案は、冒頭、町長の提案理由説明にもありましたように、2月期の支給時に子ども手当の支給に要する経費に不足が生じましたことから、11ページでございますが、平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第5号)を平成23年1月31日に専決処分させていただいたものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第5号)は別冊となっております。こちらをご用意お願いいたします。

平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第5号)は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳 出それぞれ7,763万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ112億555万6,000 円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、10款1項1目地方交付税で3,486万円、14款1項1目民生費国庫負担金で791万1,000円、15款1項1目民生費県負担金で3,486万1,000円を計上いたしました。

7ページ、歳出でございますが、3款2項2目児童措置費で子ども手当費7,763万2,000円を措置したところでございます。

なお、この補正額は、子ども手当制度の実施に伴い、児童手当としての支給から子ども手当としての支給に変更となる部分の補正でございまして、現在、執行している予算には児童手当として従来の額が計上されておりますので、本会議に提案してございます平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第6号)でその額を減額措置することとしております。

以上、議案第3号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。 慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[企画財政課長 林 新一君降壇]

○議長(野村和好君) 次に、議案第4号ないし議案第6号について、総務課長。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

○総務課長(林 英次君) 議案第4号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定 についてでございますが、資料はこのピンクの議案つづりの13ページ、また黄色の新旧対照 表の1ページになります。

議案第4号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。

議案つづりでございます。

横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

本案につきましては、悪質滞納者対策として、町税や町税以外の徴収困難な未収金、これはいわゆる給食費や児童クラブ保育料、町営住宅家賃収入などでございますが、これらを一元化して効率的に徴収するため、本年4月1日から税務課内に債権回収対策室を新設するに当たり、所管する事務分掌を追加するため、町行政組織条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

現行の第2条、事務分掌の税務課に、改正案(5)アンダーライン部分に「債権対策に関すること」を追加するものでございます。

そして、議案つづりの13ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は平成23年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第5号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 の制定についてでございますが、議案つづりは15ページから21ページまででございます。また、新旧対照表につきましては、2ページから6ページになります。

本案につきましては、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正を受けて、関係 する横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでありまして、 国の法改正に伴いまして、制度上、定めるものでございます。

内容がちょっとわかりにくいので、事前に概要をご説明をさせていただきますと、国の各省庁や大きな県あるいは市には非常勤職員として勤務している方々が大勢おりまして、この非常勤職員は、お子さんが生まれて一番手のかかる1歳前後の時期においても育児休業を取

得することができず、対象から除かれておりました。今回の改正は、非常勤職員についても一定の勤務条件に該当することによって育児休業、部分休業、部分休業は、これは時間休暇でございますけれども、これらが取得できるようになったということで、一定の条件といいますのは、1として子供が1歳に達するまで、また2として両親がともに育児休業をするときは1歳2カ月まで、3として継続的な勤務で、特に必要と認められた場合には1歳6カ月まで育児休業を取得することができるようになったというものでございます。また、部分休業の取得については、子供が3歳に達するまで1日2時間以内で取得できるようになったというものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明をさせていただきますので、よろしくお願い をいたします。

それでは、新旧対照表の2ページをお開きいただきたいと思います。

現行の第2条は、育児休業をすることができない職員についての規定でございまして、非常勤職員は育児休業を取得することができない職員とされておりましたが、改正案では、新たにアンダーライン部分の第3号を追加し、「次のいずれかに該当する常時勤務することを要しない職員(以下「非常勤職員」という。)」ということで、その下に規定した大きなア、イ及び3ページのウのいずれかに該当する非常勤職員については、育児休業をすることができるとした規定でございます。

次に、その該当要件でございますけれども、2ページにお戻りいただきまして、2ページの大きなアの(ア)は、任命権者が同じ部署で在職期間が1年以上継続して引き続き雇用されている非常勤職員、(イ)は養育する子が1歳に達する日を超えて引き続き在職することが見込まれている非常勤職員、その下の(ウ)は1週間の勤務日が3日以上である者やまたは1年間の勤務日が121日以上である者としております。

次に、2ページの一番下の大きなイでございますけれども、第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員ということで、これにつきましては、次の4ページの(3)号、こちらでは、特例として1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育しようとする非常勤職員及び配偶者の取得要件を定めた規定でありますが、このうち子が1歳到達日において既に育児休業をしている非常勤職員に限るとした規定でございます。

3ページにお戻りをいただきまして、大きなウは、任期の末日までに育児休業をしている者で、任期の更新または採用に伴いまして引き続き育児休業をしようとする者についての該当規定でございます。

3ページの真ん中の2条の3の(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)、これにつきましては、育児休業の期間を定めるものでございまして、(1)号は、原則として子の1歳到達日まで育児休業をすることができる規定でございます。また、(2)号は、特例として非常勤職員の配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合は、子が1歳2カ月に達する日まで育児休業をすることができる規定でございます。

4ページでございますけれども、4ページの(3)号は、同じ特例として、1歳から1歳6カ月に達するまでの子を養育するため、4ページ及び5ページに続きますけれども、このア、イのいずれにも該当する非常勤職員は、1歳到達日の翌日から1歳6カ月に達する日まで育児休業をすることができるとして、このアでは非常勤職員または配偶者が子の1歳到達日に育児休業をしている場合、またイでは、子の1歳到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合の規定でございます。

続いて、第3条の再度の育児休業をすることができる特別の事情、これにつきましては、 現在の再度の育児休業をすることができる特別の事情に加えて、一定の要件を満たす非常勤 職員について、さらに再度の育児休業をすることができるようにするもので、(6)号の 「第2条の3第3号に掲げる場合に該当する」とは1歳から1歳6カ月までの育児休業をし ようとする者を、また(7)号については、任期の末日まで育児休業をしている者で、任期 の更新または採用に伴い引き続き育児休業をしようとする者を規定したものでございます。

また、一番下の15条、これは部分休業を請求することができない職員の規定でありまして、現行では非常勤職員及び育児短時間勤務職員については、部分休業を取得することができない規定となっておりますけれども、改正案では、非常勤職員が対象となるよう、6ページで第1号と第2号に条文を分けて棒立てをしたものでございます。

第1号は、育児休業法の定めにより部分休業を請求することができない職員の定め、また 第2号は、部分休業の請求をすることができる非常勤職員の適用規定でございまして、下の ア、イのいずれにも該当する非常勤職員については部分休業を請求することができるとした ものでございます。

また、その該当要件として、アは非常勤職員として引き続き在職した期間が1年以上である者、イは1週間の勤務日が3日以上または1年間の勤務日が121日以上である者で、かつ1日の勤務時間が6時間15分以上である者は、部分休業を請求できるというものでございます。

16条の第1項の(部分休業の承認)、これにつきましては、非常勤職員においても勤務時間の始めまたは終わりに30分を単位として部分休業の承認ができる規定、また第3項は、非常勤職員の部分休業の承認については、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で、かつ2時間を超えない範囲で行うとしたものでございます。

議案つづりの21ページにお戻りをいただきまして、附則として、この条例は平成23年4月 1日から施行するというものでございます。

なお、参考までに、当町で規定している非常勤職員でございますけれども、横芝光町一般職の臨時的任用職員等の勤務条件に関する規則の中で、非常勤職員は一般職の職員の1週間当たりの勤務時間、これは一般職の職員の1週間当たりは38時間45分でございますけれども、この4分の3未満、いわゆる週29時間の勤務時間をもって雇用する職員で、雇用期間は12月を超えてはならないと。ただし、任命権者が必要があると認めたときは12月を超えて期間を延長、更新することができると。つまり24月になりましょうか。との定めがございます。

これに該当する非常勤職員ということで、我が町としては教育委員会部局で採用している 介助員、この介助員の方は特別な教育的支援を必要とする児童あるいは生徒の支援をするた めに雇用している非常勤職員でありまして、現在、採用している方は8名でございますが、 この方々が該当すると思われますけれども、対象者は現在おりません。あくまでも子が1歳、 子を産んで1年ということでございますんで、今の非常勤職員と言われるこの介助員の方々 はそういうお子さんがおられませんので。

[「介助員か」と言う人あり]

○総務課長(林 英次君) 介助員。介助をするというふうに。

以上で横芝光町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続いて、議案第6号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び横芝光町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案つづりは23ページ、また新旧対照表は7ページになります。

それでは、23ページの議案つづりを読み上げさせていただきます。

議案第6号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び横芝光町教育委員会 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び横芝光町教育委員会教育長の給与 及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

本案は、ご承知のように厳しい財政状況の中で、行財政改革の一環として、町長、副町長 及び教育長の給料を引き下げるため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。 新旧対照表の7ページをごらんいただきたいと思います。

現行の第2条、給料の別表1、これは下の表でございますけれども、別表1の給料月額を、改正案では附則に1項を加えて5項とし、アンダーライン部分で、町長及び副町長の平成23年4月1日から26年4月22日までの間における給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、給料の月額から100分の10に相当する額を減じた額とすると。

また、次のページの8ページでございますけれども、8ページの教育長の給料についても、 改正案の附則に1項を加えて第2項といたしまして、町長、副町長と同様に、給料の月額か ら100分の10に相当する額、いわゆる月額10%を削減するというものであります。

議案つづりの25ページにお戻りをいただきまして、附則として、この条例は公布の日から 施行するというものであります。

以上で議案第4号から第6号までの説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決ご承 認賜りますようよろしくお願いをいたします。

[総務課長 林 英次君降壇]

○議長(野村和好君) 次に、議案第7号について、環境防災課長。

〔環境防災課長 伊藤定幸君登壇〕

○環境防災課長(伊藤定幸君) それでは、議案第7号の補足説明を行います。

恐れ入りますが、議案つづり27ページをごらんいただきたいと思います。

なお、新旧対照表につきましては9ページとなります。よろしくお願いいたします。

議案第7号 横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

横芝光町消防団条例の一部を改正する条例。

横芝光町消防団条例(平成18年横芝光町条例第124号)の一部を次のように改正する。

第3条中「531人」を「520人」に改めるものであります。

本案は、冒頭、町長が提案理由でご説明を申し上げましたとおり、横芝光町消防団本部付

分団長の定数の減少並びに第一分団第1部と第一分団第2部の統合に伴い、消防団員の定数 に変更が生じることから、横芝光町消防団条例の一部を改正すべく提案をいたしたものであ ります。

第3条は、横芝光町消防団員の定数を規定するものであります。

改正内容といたしましては、横芝光町消防団規則で規定されております本部付分団長の現 行定数10人を横芝光町消防団を組織する分団数に合わせ8人とし、このことにより本部付分 団長2名が削減されることとなります。

さらに、第一分団第1部、立会地区と第一分団第2部、南川岸地区、両部合わせた団員数 26人を新たに第一分団第1部として組織し、団員定数を17人とすることにより、団員が9人 削減されることとなります。

したがいまして、本部付分団長と団員を合わせ11人が減員されることとなり、この結果、 現行の定数531人から11人を削減し、横芝光町消防団員の定数を520人とすべく改正をするも のであります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。 以上、簡単ではありますが、議案第7号の補足説明とさせていただきます。慎重審議をい ただき、可決承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔環境防災課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長(野村和好君) 議案第8号について、税務課長。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長(高埜広和君) それでは、議案つづり29ページをごらんください。

議案第8号 横芝光町債権管理条例の制定について。

横芝光町債権管理条例を別紙のとおり制定する。

平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

本条例につきましては、冒頭、町長の政務報告にもありましたように、4月から債権回収 対策室が設置されることに伴いまして、税を初めとする保育料や給食費などの町債権のうち、 滞納繰越となっている債権の一元化を図り総括的に回収するため、必要な事項を新たに定め るものであります。

それでは、31ページをお開きください。

横芝光町債権管理条例の内容でありますが、まず第1条には、条例の目的ということで、

ただいま申し上げましたように、総括的な債権回収を実施するために、事務処理上、必要な 事項を定めるとしたものであります。

次に、第2条、定義には、用語の意義ということで、1号で町の債権について、第2号で町の私債権等について、それぞれ意義を定めるものであります。

ちなみに、町の債権とは、町税を初め保育料や国民健康保険税、あるいは介護、後期高齢 者医療保険、さらには学校給食費や児童クラブ使用料、これら金銭の給付を目的とするもの すべての債権を町債権といいます。

第2号の私債権と呼ばれるものは、ただいま申し上げました町の債権のうち、当町では学校給食費や児童クラブの使用料など、いわゆる行政側と相手側が両当事者の合意に基づいて 発生する債権、これらを私債権といいます。

次に、第3条には町長の責務について、第4条には他の法令や条例などとの関係について 定めてございます。

第5条では、町税を初め滞納となった各種債権を一元化して管理するとともに、催告や差 し押さえなどの滞納処分あるいは強制執行なども一括して実施できるような総括的な台帳を 整備するように定めるものであります。

次の督促、32ページに移りますが、第6条とその次の第7条、延滞金の部分につきましては、地方自治法第231条の3第1項及び同法施行令第171条の規定によって、未納となった者への督促あるいは延滞金の徴収について定めるものでありますが、この部分につきましては、税外収入の督促あるいは延滞金の徴収を目的といたしました既存の条例が存在しておりましたので、今回、債権管理条例を制定するに当たりまして、運用上、こちらの条例に移行することが望ましいと考えられましたので、後ほど附則の部分で出てまいりますが、以前の条例を廃止いたしまして、この条例に組み入れるものであります。

したがいまして、詳しい説明は省略させていただきます。

次に、33ページの第8条、強制執行ですが、先ほどの第6条の規定によって督促をした結果、債務者から何らかの連絡があった場合には、納付交渉あるいは納付相談に入るわけですが、納入もなく、かつ何ら連絡もない場合には、原則として強制執行や訴訟手続による履行の請求などをするように定めたものであります。

次に、第9条、履行期限の繰上げでありますが、地方自治法施行令第171条の3に基づき、 債務者が破産手続の開始決定などがなされた場合には、遅延なく履行期限を繰り上げた旨の 通知をするよう定めるものであります。 次に、債権の申出等、34ページに移りますが、第10条でありますが、債務者が納入不能に陥った場合、他の債権者が先行して強制執行の手続をとったり、債務者がみずから破産を申し立てたりすることがあります。また、納入不能とは別の理由で債務者について財産の清算手続が開始されることもあります。そのような場合、直ちに債権の申し出をし、あるいは債務者に対し担保の提供を求め、または仮差し押さえもしくは仮処分の手続をとるなど、必要な措置を講じなければなりませんので、それらについて定めたものであります。

次に、第11条、徴収停止でありますが、債務者が行方不明になったり、法人である債務者が事業をやめてしまった場合など、事実上、徴収ができなくなります。また、滞納額が少額で、訴訟等の経費がその金額を上回る場合などは、滞納処分の執行を停止できるよう定めたものであります。

次に、第12条、履行期限の特約でありますが、債務者が無資力あるいは災害、盗難など、 35ページの1号から5号に掲げる状態にある場合には、履行期限を延期して分納するなど、 納期限を延長できるよう定めるものであります。

次に、第13条、債権の放棄、36ページであります。債務者が生活保護を受けているなど、 著しい生活困窮状態にある場合、また破産や死亡など、1号から6号に掲げてありますよう な理由が生じた場合には、法的処分を申し立てることが社会通念上、過酷であると考えられ ますので、債権を放棄する旨、定めるものであります。

また、2項では、これを議会に報告する旨、定めてあります。

次に、37ページの第14条は、その他必要な事項は規則で定めることをうたったものであります。

次に、附則の1、施行期日ということで、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。

附則の2では、先ほど申し上げました督促、延滞金に関する既存の条例を廃止する旨うたいました。

また、附則の3では、この条例の施行日以前のものは、廃止前の条例の適用によって徴収 を行う旨うたってあります。

最後に、附則の4では、延滞金の割合は日本銀行法に基づき計算する旨うたったものであります。

以上、よろしくお願い申し上げまして、議案第8号 横芝光町債権管理条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔税務課長 高埜広和君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第9号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長(若梅 操君) それでは、議案第9号の補足説明を申し上げます。

資料につきましては、ピンクの議案つづりにつきましては39ページ、この黄色の新旧対照表につきましては10ページをそれぞれお開き願いたいと存じます。

それでは、議案つづり39ページから説明申し上げます。

議案第9号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

本案につきましては、主に3点の要因によりまして条例改正を行うものでございます。

まず、第1点目といたしまして、出産育児一時金に係るものでございます。平成21年10月から平成23年3月までの間、緊急の少子化対策として、暫定的に38万円から42万円に引き上げました出産育児一時金の支給額につきまして、平成23年4月からは、暫定措置でなく恒久化することになったこと、これが1点目でございます。2点目といたしまして、国民健康保険法の一部改正により、特定健康診査等を規定した条項にずれが生じたこと、さらに3点目といたしましては、町立東陽病院を国民健康保険診療施設として明確に位置づけること、以上の3点につきまして、国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、今議会に提出したものでございます。

41ページをごらんいただきますと、改正条項でございますが、第6条第1項、第9条第1 項及び第2項、さらに附則でございます。

内容につきましては、黄色い表紙の新旧対照表によりご説明させていただきたいと存じま すので、10ページをお開き願いたいと思います。

左側が現行、表の右側が改正案となっております。

初めに、1点目の出産育児一時金に関する改正条項につきましてご説明いたします。

出産育児一時金の金額は、今申し上げましたように現在42万円を支給してございます。これは条例の規定といたしまして、表の左側の第6条本則をごらんいただきたいと思います。 アンダーラインを引いた「35万円」を、その下の11ページの一番下の附則第5項をごらんいただきますと、ここに暫定措置といたしまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日ま での間、先ほどの「35万円」を「39万円」と読みかえるとございます。

さらにまた、10ページ、この第6条に戻っていただきまして、このアンダーラインを引きました「35万円」の続き、「ただし」以下からの条文で、産科医療補償制度という制度に加入している医療機関で分娩した場合、その医療制度の掛金分の3万円をこの「ただし」で加算いたしまして、現在42万円を支給しているところでございます。

この現在の状態が暫定措置でございますので、右側の改正案第6条のとおり、本則でアンダーラインを引きました「39万円」と恒久的に定めることによりまして、附則の第5条の暫定措置を削りまして、本則第6条のただし書きで3万円を加算いたしまして、42万円を支給するように改めるということでございます。

この改正によりまして、42万円、支給額については変更はございませんが、条例上、これまで暫定措置であったものが恒久的な支給となるという改正でございます。

続きまして、第9条第1項でございます。

保健事業についての条項でございますが、国保が実施しております特定健診・特定保健指導を規定してあります法律上の箇所が、上位法でございます国民健康保険法でございますが、これが改正となりまして、それまで72条の5に定められておりました特定健診等がいわゆる項ずれを起こしまして、72条の4に改められましたことから、町条例につきましても同様に改めるものでございます。

それと、最後でございますが、第9条に第2項を追加いたしまして、町立の東陽病院を地域医療、健康づくり、さらには福祉、介護サービスを総合的、一体的に提供する国民健康保険診療施設であることを条例に明確に位置づけ、被保険者の療養環境の向上を図ろうとするものでございます。11ページの表の右側、改正案のアンダーラインを引いた第2項が追加条項でございます。

再びピンクの表紙の議案つづりの41ページにお戻り願います。

41ページの附則でございますが、第1項で本改正条例の施行期日を平成23年4月1日としております。

また、第2項で、経過措置といたしまして、改正後の条例第6条第1項の規定は、施行日でございます平成23年4月1日以降の出産に係る給付から適用し、同日前の出産に係る給付については従前の例によるということでございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、今回の改正に当たりましては、施行日前後の出産育児一時金の支給額そのものに変更はございません。

以上で議案第9号の補足説明といたします。慎重審議をいただき、可決承認賜りますよう お願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長(野村和好君) 議案第10号ないし議案第11号について、教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長(高蝶政道君) それでは、議案第10号の横芝光町学校給食センター条例の一部を 改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの43ページ、それから新旧対照表につきましては12ページになります。

議案第10号 横芝光町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町学校給食センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

本案は、横芝光町横芝学校給食センター及び横芝光町光学校給食センターを廃止し、新たに横芝光町学校給食センターを設置するに当たり、横芝光町学校給食センター条例の一部を 改正するものであります。

45ページをごらんください。

改正本文でございますが、新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思いますので、新旧対照表の12ページをごらんください。

現行の第2条の表に、現在の横芝学校給食センター及び光学校給食センターの名称及び位置について規定がされておりますが、これを改正案の第2条の表のとおり、新たな学校給食センターの名称を「横芝光町学校給食センター」に、位置を「横芝光町宮川12114番地1」に改めるものでございます。

次に、現行の第4条中「それぞれ」を削る改正でございますが、現在は2つの学校給食センターがございますので、それぞれに所長その他、必要な職員を置くという規定になっておりますが、学校給食センターが1つになりますので、「それぞれ」を削るものでございます。それから、議案つづりの45ページに戻っていただきまして、附則といたしましては、この条例は平成23年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第11号の横芝光町奨学資金貸付条例の制定についてご説明をいたします。 議案つづりの47ページをごらんください。

議案第11号 横芝光町奨学資金貸付条例の制定について。

横芝光町奨学資金貸付条例を別紙のとおり制定する。

平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

それでは、49ページをごらんいただきたいと思います。

本案は、経済的理由により修学が困難な者に奨学資金の貸し付けを行い、将来、社会に貢献する人材の育成を図るため、条例を制定すべく提案したものでございます。

本文の第1条でございますが、第1条は目的規定でございます。ただいま申し上げましたように、経済的理由により修学が困難な者に奨学資金を貸し付け、将来、社会に貢献する有用な人材の育成を図ることを目的とするものであります。

第2条は、貸付対象者の規定であります。第1号から第6号まで貸し付け対象者の要件を 規定したものでございまして、第1号では高等学校、高等専門学校、専修学校、大学または 大学院に在学する者、第2号では経済的理由により修学が困難な者、第3号では保護者が当 町の区域内に住所を有している者、第4号では学業にすぐれ、修学期間を終了の見込みのあ る者、第5号では学校の長または出身学校の長が奨学生として適当と認め推薦した者、第6 号では、貸し付け対象者の属する世帯において町税に未納がないということになっておりま す。

第3条は、貸付金額の規定であります。

50ページをごらんください。

第1号の高等学校、高等専門学校または専修学校の高等課程については月額1万円以内、 第2号の大学、大学院または専修学校の専門課程については月額3万円以内とするものでご ざいます。

次に、第4条は貸付けの申請について、第5条は貸付けの決定についての規定でございます。

第6条は、貸付条件の規定でございます。第1号は貸付利息の免除について、第2号は、 貸し付け期間は貸し付けの決定のあった月から学校における正規の修学期間を終了するまで とするものであります。

第7条は、貸付けの停止規定であります。奨学生が休学したときの貸し付けの停止について規定をしたものでございます。

第8条は、貸付け解除規定であります。第1号では、奨学生が退学または死亡したとき、 第2号では、第2条に規定する貸し付け対象者としての要件を欠いたとき、貸し付けを解除 するものでございます。

第9条は、返還方法及び延滞金の規定であります。第1項は、奨学資金は貸し付け期間終了月の翌月から起算して6月を経過した後、貸し付け期間の2倍に相当する期間内に月賦または半年賦で返還しなければならないとするものであります。第2項は奨学生の事情による返還期間の延長または短縮について、第3項は、正当な理由なく返還期限までに返還しない場合に延滞金を徴収するというものであります。

第10条は、死亡による免除規定であります。第1項は、奨学資金の返還を完了する前に死亡したときは、全部または一部の返還を免除することができるというものであります。第2項は、死亡による奨学資金の免除申請について規定したものであります。

第11条は、返還猶予規定であります。疾病その他、特別の事由のため奨学資金の返還が困難な者には、奨学資金の返還を猶予することができるとするものであります。

52ページをごらんいただきたいと思います。

第12条は、委任規定であります。

附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第10号及び第11号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第12号について、社会文化課長。

〔社会文化課長 五木田桂一君登壇〕

○社会文化課長(五木田桂一君) それでは、議案第12号について補足説明させていただきます。

議案つづりの53ページをお願いをいたします。

議案第12号 横芝光町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について。

横芝光町住民生活に光をそそぐ基金条例を別紙のとおり制定する。

平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

この基金につきましては、平成22年度の国の補正予算で創設されました住民生活に光をそそぐ交付金を原資として設置するもので、通常ですと来年度いっぱいしか利用することのできない住民生活に光をそそぐ交付金を積み立てることによって、さらにもう1年長く利用できるようにするものでございます。主に図書館事業の充実のために必要な司書等の臨時職員

の費用に充てようとするものであります。

それでは、55ページをお願いをいたします。

条例の内容についてでありますが、第1条は設置目的で、町立図書館事業の充実を図る目的としております。

第2条は、一般会計歳入歳出予算で定める額を基金として積み立てる規定であります。金額につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金の1,000万円を予定しております。

第3条は、原資の交付金と基金に繰り入れられる利子等の一般財源を区分して行うことと する規定であります。

第4条は管理に関する規定で、既に設置されている他の基金と同様の取り扱いとなっております。

第5条は、運用益の処理に関する規定であります。

第6条から56ページの第7条の規定は、既に設置されている他の基金と同様の取り扱いとなっております。

附則では、施行日を規定するほか、3年後の平成25年3月31日に住民生活に光をそそぐ交付金の精算をすることとされていることから、これに関する手続を定めております。

以上、横芝光町住民生活に光をそそぐ基金条例についての説明とさせていただきます。慎 重審議の上、可決ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

〔社会文化課長 五木田桂一君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第13号について、総務課長。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

○総務課長(林 英次君) 議案第13号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、議案つづりは57ページから59ページになります。また、新旧対照表は13ページ及び14ページになります。

議案のづり57ページでございますが、議案第13号の千葉県市町村総合事務組合を組織する 地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に 関する協議についてということで、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数 の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定すること について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、 同法第290条の規定により議会の議決を求める。 平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

本案につきましては、千葉県市町村総合事務組合の組織団体であります館山市及び南房総市学校給食組合が平成23年3月31日をもって解散することに伴って、組合の組織団体の数が減少することから、関係規定について改正する必要があるため、地方自治法の規定により町に協議を求められていることから提案したものでございます。

新旧対照表の13ページをお開きいただきたいと思います。

13ページ及び14ページでございますけれども、いずれも下の段の現行の組織団体及び共同処理団体の中に規定してあります「館山市及び南房総市学校給食組合」を、改正案ではこれを削るというものでございます。

慎重審議の上、可決ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

[総務課長 林 英次君降壇]

○議長(野村和好君) 提案理由の説明中ですが、ここで休憩とします。 再開は午後2時15分とします。

(午後 2時04分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時15分)

○議長(野村和好君) 議案第14号について、都市計画課長。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

○都市建設課長(小堀正博君) それでは、議案第14号の町道路線の認定及び廃止につきまして説明させていただきます。

議案つづりの61ページから64ページと、あと関係資料つづりの15ページから箇所図をつけてございますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

本案は、町道の認定漏れ及び道路機能喪失による町道路線の見直し並びに私道の寄附に伴い、路線の認定及び廃止をする必要があるため、道路法の規定により提案をさせていただいたものでございます。

最初に議案つづりの63ページ、認定路線の整理番号1のA271号線及び整理番号2のA338号線と、次のページ、廃止路線の整理番号1のA271号線と2のA338号線は関連がございま

すので、あわせて説明をさせていただきます。

資料つづり18ページの箇所図のほうをごらんいただきたいと思います。

1といたしましては、横芝地域の両国新田北側の銚子連絡道路沿いとなります。ここに青でお示しをしてあるのが現在のA271号線とA338号線として認定してある区間でございますけれども、これを一たん廃止し、資料つづりの15ページに赤で示した区間で新たに認定をさせていただこうとするものでございます。

理由といたしましては、銚子連絡道路の建設に伴い整備した側道の一部が認定されていなかったことが判明をしたため、一たん廃止をいたしまして、これらの区間を含めて新たに認定をさせていただこうとするものでございます。

続いて、議案の63ページの認定路線の整理番号3から5の3路線、これと次のページの廃 止路線の整理番号4から6の3路線につきましても関連がございますので、あわせて説明を させていただきます。

資料つづり、最後の20ページをごらんください。

位置といたしましては、虫生地区の東側になります。ここに青く示してあるのが、現在認定してございます3路線でございますが、これを一たん廃止をいたしまして、資料つづりの16ページに赤でお示ししたとおり、区間を延長し、新たに認定をさせていただこうとするものでございます。

理由といたしましては、芝崎、虫生地区などを区域としたゴルフ場開発計画に伴いまして、 平成4年に廃止をいたしました町道がそのままになっていたことが判明をいたしましたので、 最初の案件と同様に、一たん全線を廃止し、これらを含めて新たに認定をさせていただこう とするものでございます。

続いて、認定路線、整理番号の6のF252号線についてですが、資料の16ページをもう一度ごらんください。

この地図の中の右下に、ちょうどコの字に回った道路が F 252 号線で、この路線につきましてもゴルフ場開発に関係するものでございますが、当時、全線を廃止したために、今回また新たに認定させていただこうとするものでございます。

続いて、認定路線の整理番号7のG287号線についてですが、資料の17ページをごらんください。

この路線は、作間内区内の私道につきまして寄附の申し出がございまして、認定要件を満たしていることから、今回新たに町道として認定させていただこうとするものでございます。

延長は、議案にお示しのとおり51.42メートルでございます。

最後に、廃止路線、整理番号3のF218号線についてですが、資料の19ページをごらんください。

この路線は、宮川地区内の国道126号と旧国道を結ぶ延長55.12メートルの町道でございますけれども、既に町道としての機能を失っていることから、今回、廃止させていただこうとするものでございます。

以上、認定路線が7路線、廃止路線が6路線でございますので、慎重審議の上、可決承認 賜りますようお願いを申し上げ、補足説明とさせていただきます。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第15号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長(林 新一君) 議案第15号 指定管理者の指定について(集会所・共同利用施設)についてご説明申し上げます。

議案つづりの65ページでございます。

指定管理者の指定について(集会所・共同利用施設)。

別紙のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成23年3月4日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

指定管理者を指定しようとする施設は、67ページから70ページに掲載してございます集会 所が31施設と、71ページから72ページに掲載してございます共同利用施設12施設でございま す。

指定管理者となる団体の名称は各地区とし、指定の期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としております。

指定管理者の主な業務は、施設利用の許可及び施設設備の維持管理であり、施設の設置目的は、集会所につきましては地域住民の文化の向上と福祉の増進のために、また共同利用施設については、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第6条の規定によりまして、住民の集会及び学習の用に供するために設置され、主に各地区の集会等に利用されているものでございますので、横芝光町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項第1号の規定により公募は行わず、当該各地区を指定候補

者として選定したところでございます。

なお、現在の指定管理期間は平成23年3月31日までとなっておりますが、これをさらに延 長する内容となっております。

以上、議案第15号 指定管理者の指定について(集会所・共同利用施設)についての説明 とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認くださいますようよろしくお願い申し上げ ます。

[企画財政課長 林 新一君降壇]

○議長(野村和好君) 次に、議案第16号について、都市建設課長。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

○都市建設課長(小堀正博君) それでは、議案第16号 指定管理者の指定について(横芝光 町駅前広場)について説明をさせていただきます。

議案つづりは、最後の73ページになります。

指定管理者の指定について(横芝光町駅前広場)。

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施設の名称は横芝光町駅前広場で、指定管理者となる団体につきましては横芝光町東町区、 指定期間は平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間としております。

この駅前広場につきましては、町民に憩いの場を提供するとともに、駅前交通の円滑化及び通勤・通学者等の利便性を図るため平成6年に整備したもので、駐車場が定期駐車と一時駐車を合わせて74台分と駐輪場72台分のほか、西側の公園と駅前トイレが主な施設でございまして、指定管理者の業務はこれらの維持管理運営となります。

本案は、この駅前広場の指定管理期間が今月末で満了することから、公募により募集した結果、応募した団体は現在の指定管理者であります東町区の1団体でありましたので、平成18年の指定管理者制度導入時からの実績があり、業務も極めて良好である同区を引き続き指定管理者として指定させていただきたく、提案をさせていただいたものでございます。

慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第17号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

○企画財政課長(林 新一君) 議案第17号 平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第6

号) についてご説明申し上げます。

議案第17号は別冊となっておりますので、こちらをお願いいたします。

平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出それぞれ4億3,452万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ107億7,103万5,000円とするものでございます。

2ページから6ページは、第1表歳入歳出予算補正で、款項に係る説明書となっております。内容は後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

2款1項総務管理費の防犯指導及び啓蒙事業は、防犯カメラ設置工事で、金額を730万円 とし、地域活性化・きめ細かな交付金の対象として繰り越すものでございます。

同項の防犯灯設置事業は、LED仕様防犯灯新設工事で、金額を207万8,000円とし、地域 活性化・きめ細かな交付金の対象として繰り越すものでございます。

3款1項社会福祉費の介護基盤緊急整備事業は、第二松丘園グループホーム建設に係る介護基盤緊急整備等臨時特例補助金で、金額を4,500万円とし、介護施設増設予定地地上権設定登記のおくれから繰り越すものでございます。

2項児童福祉費の横芝保育所運営事業は、屋根防水改修工事で、金額を918万8,000円とし、 地域活性化・きめ細かな交付金の対象として繰り越すものでございます。

5款1項農業費の町単土地改良補助事業は、上町、本町、古川、両国新田パイプライン設置工事で、金額を414万円とし、地域活性化・きめ細かな交付金の対象として繰り越すものでございます。

6款1項商工費の商工振興運営支援事業は、プレミアムつき商品券発行事業補助金で、金額を670万円とし、地域活性化・きめ細かな交付金の対象として繰り越すものでございます。

同項の観光事務費は、ボランティアによる屋形海岸駐車場の管理を実施すべく行う駐車場の舗装等整備工事費と管理施設の設置工事費で、金額を800万円とし、地域活性化・きめ細かな交付金の対象として繰り越すものでございます。

7款2項道路橋りょう費の町道Ⅱ-10号線道路改良事業は、道路改良工事、用地費、補償費で、金額を7,900万円とし、用地交渉の難航から繰り越すものでございます。

同項、町道 I -12号線道路改良事業は、用地費、補償費で、金額を3,215万1,000円とし、

用地交渉の難航から繰り越すものでございます。

同項、町道 I - 9 号線道路改良事業は、道路改良工事費、補償費で、金額を5,766万3,000 円とし、電柱移設の遅延及び排水計画に係る土地改良区との調整に時間を要しましたことか ら繰り越すものでございます。

同項、新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業は、橋梁工事負担金で、金額を1億1,400万円と し、千葉県の工事発注のおくれから繰り越すものでございます。

同項、(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業は、橋梁工事施工監理業務、橋梁 下部工、護岸工、用地費、補償費で、金額を1億8,124万円とし、用地交渉の難航から繰り 越すものでございます。

同項、町道 I-8 号線道路改良事業は、用地費で、金額800万円とし、千葉県が進めております河川改修の護岸工、樋管工の設計に不測の日数を要しましたことから、これと関連して繰り越すものでございます。

8款1項消防費の消防団活動費は、消防ホース、団員用ヘルメット360個の購入費で、金額を295万9,000円とし、地域活性化・きめ細かな交付金の対象として繰り越すものでございます。

同項、施設整備事務費は、消火栓新設事業水道企業団負担金で、金額を80万円とし、地域 活性化・きめ細かな交付金の対象として繰り越すものでございます。

同項、防火水槽設置事業は、防火水槽ふた設置工事で、金額を162万8,000円とし、地域活性化・きめ細かな交付金の対象として繰り越すものでございます。

同項、災害用備品整備事業は、投光機、炊き出し用備品購入で、金額を135万9,000円とし、 地域活性化・きめ細かな交付金の対象として繰り越すものでございます。

9款2項小学校費の東陽小学校屋内運動場改築事業は、金額を4億9,974万7,000円とし、 国の1次補正補助事業、緊急経済対策の安全・安心な学校づくり交付金並びに地域活性化・ きめ細かな交付金の対象として繰り越すものでございます。

5項社会教育費の文化会館維持管理事業は、屋内消火栓改修工事で、金額を445万9,000円 とし、地域活性化・きめ細かな交付金の対象として繰り越すものでございます。

同項、図書館一般設備維持管理事業は、図書館ハイビジョンホール映像機器改修工事で、 金額を420万円とし、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の対象として繰り越すもの でございます。

同項、図書資料購入事業は、学校図書館連携用並びに障害者貸し出しの資料購入で、金額

を300万円とし、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の対象として繰り越すものでございます。

同項の図書館貸出関係設備整備事業は、児童図書室書架購入で、金額を120万円とし、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の対象として繰り越すものでございます。

8ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

合併特例事業は3億3,740万円を減額し、限度額を10億6,670万円とするもので、地域振興資金で積み立てを取りやめることとしていることから3億8,000万円の減額となり、各事業の決算見込みから、新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業で4,230万円の減額、町道I-8、I-9号線道路改良事業で320万円の減額、(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業で9,020万円の減額、防災行政無線更新事業で150万円の減額、横芝駅前広場整備事業で600万円の減額、給食センター改築事業並びに給食センター周回道路改良事業で1億3,320万円の減額、東陽小学校屋内運動場改築事業で3億1,900万円の増額となっております。

農業基盤整備事業は100万を増額し、限度額を5,420万円とするもので、各事業の決算見込みから、広域農道九十九里地区で110万円の増額、県営経営体育成基盤整備事業篠本新井地区で10万円の減額となっております。

道路橋梁整備事業は3,450万円を減額し、限度額を1億100万円とするもので、各事業の決算見込みから、町道 II-10号線道路改良事業で1,630万円の減額、町道 II-22号線道路改良事業で1,700万円の減額、町道 II-36号線道路改良事業で120万円の減額となっております。

9ページから11ページは事項別明細の款別の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

まず、12ページから始まります歳入でございますが、1款1項1目個人町民税は、特別徴収の退職分では500万円の増を見込んでおりますが、総額では2,560万円の減額となっております。

2目法人町民税は、工業団地内企業の撤退等で1,500万円の減額を見込んでおります。

1款2項1目固定資産税は、決算見込みから1,600万円の減額としております。

3款1項1目利子割交付金、4款1項1目配当割交付金、6款1項1目地方消費税交付金、 7款1項1目ゴルフ場利用税交付金、8款1項1目自動車取得税交付金は、県の財政情報を 参考として決算額を見込み、それぞれ減額または増額としております。 13ページになりますが、10款1項1目地方交付税は、特別交付税と合わせて30億円強を見込んでおりますが、調整財源として普通交付税で1億7,192万4,000円を見込んでおります。

11款1項1目交通安全対策特別交付金は、県の財政情報を参考として決算額を見込み、100万円の減額となっております。

12款2項1目総務費負担金は、実施した工事のうち事業対象として認められた工事が多かったことから、23万5,000円の増額となっております。

2目民生費負担金は、老人福祉施設入所措置費負担金では入所者の増により、児童クラブ 利用者負担金では利用者の減により、それぞれ増額または減額となっております。

3目農林水産業費負担金は、栗山川漁港事業関係市町村負担金で、しゅんせつ工事が実施されなかったため27万3,000円の減額となっております。

13款1項4目土木使用料は、貸し付けができなかった家屋があったこと、入居者の所得状況による家賃の変更があったことにより、44万7,000円の減額となっております。

13款 2 項 2 目民生手数料は、決算見込みから 3 万 2,000円の増、14款 1 項 1 目民生費国庫 負担金の 1 節社会福祉費負担金は、決算見込みによる減額であり、 2 節児童福祉費負担金は、 実際に支出されました 2 カ月分に対する児童手当の負担金を残して減額措置するものでござ います。

14ページになりますが、3節保険基盤安定負担金は、交付決定に基づく増額補正でございます。

3目教育費国庫負担金の公立学校施設整備負担金は、東陽小学校屋内運動場改築事業に係る国庫負担金でございます。東陽小学校屋内運動場改築事業は、23年度に実施する予定でございましたが、緊急経済対策交付金等に該当させるべく、22年度に前倒しし計上したものでございます。

なお、実際の事業実施は23年度となります。

14款 2 項 1 目総務費国庫補助金は、冒頭の繰越明許費の説明で申し上げました交付金に係る繰り越し事業と22年度に実施いたします東陽病院老朽化電気設備改修事業繰出金、図書館非常照明改修工事、図書館司書増員事業基金積立金に対する地域活性化・きめ細かな交付金並びに地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金でございます。

2目民生費国庫補助金は、交付決定通知により39万7,000円の増額としております。

3目衛生費国庫補助金は、女性特有のがん検診事業補助金でございますが、決算見込みから21万1,000円の減額としております。

4目土木費国庫補助金の地域活力基盤創造交付金は、新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業、町道 I -12号線道路改良事業、道整備交付金は、(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業、町道 II の10号線道路改良事業に係る交付金でございますが、交付額の決定により減額となっております。

5目教育費国庫補助金の1節私立幼稚園就園奨励費補助金は、決算見込みにより減額、2 節小学校補助金の安全・安心な学校づくり交付金は、東陽小学校屋内運動場改築事業に係る 交付金で新規計上となっております。

14款3項1目総務費委託金は、取り扱い数の増により増額となっております。

15款1項2目民生費県負担金は、民生費国庫負担金で説明いたしました内容と同様でございます。

15ページになりますが、15款2項1目総務費県補助金は、航空機の騒音対策に係る補助金でございますが、実施希望の減少から減額としております。

2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金は、決算見込みに立った計上をしているほか、 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金では第二松丘園グループホーム建設への補助金の増額を 見込んでおりますが、事業は23年度へ繰り越す予定をしております。

2節児童福祉費補助金は、基準単価の改定を見込んだ決算見込みにより計上しております。

3目衛生費県補助金は、主に1節保健衛生費補助金の妊婦健康診査支援基金事業補助金で、 決算見込みから減額となっております。

4目農林水産業費県補助金、5目商工費県補助金は、決算見込みからそれぞれ計上しております。

15款 3 項 1 目総務費委託金、16款 1 項 1 目財産貸付収入、 2 目利子及び配当金は、決算見込みからの計上でございます。

16ページをお願いいたします。

16款2項1目不動産売払収入は、北清水地区の青道及び赤道と屋形地区、白磯地区の宅地を払い下げしたことによる収入でございます。

18款1項4目介護保険特別会計繰入金は、21年度の精算金でございます。

5目農業集落排水事業特別会計繰入金は、当該会計の決算見込みから、217万4,000円を繰り入れることとしております。

18款 2 項 1 目財政調整基金繰入金は、予定しておりました 1 億4,000万円の繰り入れを取りやめるものでございます。

2目房総導水路補償施設維持管理基金繰入金は、充当事業の決算見込みから減額、4目学校施設等整備基金繰入金は、東陽小学校屋内運動場改築事業及び東陽小学校施設改修事業に係る繰入金の計上でございます。

7目文化スポーツ振興基金繰入金は、図書館のプロジェクター改修工事に充当を予定して おりましたが、当該事業を交付金対象事業としたことから、繰り入れを取りやめるものでご ざいます。

19款1項1目繰越金は、未計上残額全額の計上となっております。

20款4項1目民生費受託事業収入は、決算見込みからの減額となっております。

17ページになりますが、20款5項1目雑入は、1節空港周辺対策交付金で、事業実施希望 の減少から減額としており、2節学校給食費負担金の現年分では、実施日数の減により減額、 4節雑入は決算見込みからの計上でございます。

21款 1 項 1 目総務債の合併特例事業債は、地域振興基金積立金を取りやめることとし、これに係る借入額 3 億8,000万円が減額となっているほか、当該事業の決算見込みに立った借入額の調整を行っております。

2目農林水産業債、3目土木債は、当該事業の決算見込みに立った借入額の調整を行って おります。

18ページをお願いいたします。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

なお、今回の補正予算のうち、議員報酬、特別職給与費、一般職給与費の補正は給与改定 による変更が主なものでございますので、個々の説明は省略させていただきます。

1款1項1目議会費の議員研修費では費用弁償で実施したことにより、議会だより発行事業では単価が安かったことにより、減額となっております。

2款1項1目一般管理費でございますが、次ページの一般管理事務費では、郵便物の一括 発送やメール便の活用により減額、2目人事管理費では、プロポーザル方式による業者選定 の結果、委託料が減額となっております。

5目財政管理費では、公会計改革支援業務委託料が、自助努力によって行える部分を控除 しましたことから減額となり、積立金は利子分の積み立てでございます。

7目財産管理費の財産管理事務費は利子分の積み立てであり、本庁舎維持管理事業は議会 関係室のエアコンの修繕料で、町有バス運行事業では決算見込みからの減額となっておりま す。 9目地域安全対策費では、防犯指導及び啓蒙事業で防犯カメラの設置工事費を、20ページになりますが、防犯灯設置事業はLED仕様防犯灯新設工事費を計上し、いずれも交付金対象事業として翌年度へ繰り越すこととしております。カーブミラー台帳管理事業は、緊急雇用対策事業で実施しておりますが、決算見込みからの減額でございます。

10目地域振興費では、地域振興基金積立金を行わないこととし、4億円の減額となっております。

11目空港対策費では、実施希望の見込みから、それぞれ減額となっております。

21ページになります。

12目情報管理費では、住民情報系電算管理事業、内部情報系電算管理事業、ネットワーク 管理事業とも機器等保守点検料で、機器更新までの間、9カ月分を見込んでいたものが、機 器を更新することから、途中で必要ないと判断した保守業務があったため減額となり、使用 料及び賃借料では、新規導入分を1月からと見込んでいたものが2月からとなったため減額、 地図情報システム整備事業は、安価に契約できたため減額となっております。

2款2項2目賦課徴収費では、徴収事務費の需用費で、クレジット、コンビニ収納の周知パンフレット印刷代を、次ページになりますが、負担金、補助及び交付金では、派遣職員の旅費相当分を計上し、町民税等計算事務費、資産税等計算事務費は決算見込みから、固定資産管理事業は1件当たりの不動産鑑定委託料が安価であったことから減額となっております。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳ネットワークシステム事業で、23年 1月に機器を更新する予定でありましたが、国の仕様の発表が遅かったため、23年度に機器 更新を行うこととし、関係する予算を調整しております。

23ページでございます。

2款4項2目参議院議員選挙費は、事業費確定による減額でございます。

24ページをお願いいたします。

3目千葉県議会議員選挙費では、入場券の様式変更に伴う委託料を計上しております。

2款5項2目委託統計調査費では、事業費確定による減額となっております。

25ページでございます。

3款1項1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出事業で、県及び国の交付決定に基づいての計上となっております。

2目老人福祉費では、老人福祉施設入所措置事業で、入所者数の減から減額となっており、 次ページの介護基盤緊急整備事業では、第二松丘園グループホーム建設補助金375万円の増 額を計上しております。

3目障害者福祉費では、決算見込みに立った計上をしているほか、地域生活支援事業の扶助費の、次ページになりますが、日中一時支援費、日常生活用具給付費では、制度改正による増額となっております。

5目後期高齢者医療費では、医療給付費の増により負担金、補助及び交付金で増額となり、 繰出金では県からの交付決定により減額となっております。

3款2項1目児童福祉総務費では、通信運搬費が減額となっており、2目児童措置費では、 児童手当の2月から3月分の給付額を残し、減額としております。

28ページをお願いいたします。

4目保育所費では、決算見込みに立った計上をしているほか、横芝保育所運営事業では、 保育室屋根防水改修工事関係費918万8,000円を計上し、交付金対象として翌年度へ繰り越す こととしております。

4款1項1目保健衛生総務費では、次ページの保健衛生総務事務費で、産休に伴う臨時技 術職員の賃金を計上しておりましたが、業務の見直しにより減額となっております。

3目健康づくり費では、決算見込みに立った減額となっておりますが、妊婦健康診査の妊婦健康診査委託料では、受診券を使い切らない方があったということなどから減額となっております。

4目健康増進対策費は、実績による減額でございます。

30ページになりますが、7目上水道費は、決算見込みによる計上でございます。

4 款 3 項 1 目病院費では、病院事業会計において平成22年度に資金不足が見込まれますことから、1 億6,296万9,000円を繰り出ししようとするものでございます。

31ページでございます。

5款1項3目農業振興費では、決算見込みによる減額計上をしているほか、町単農地流動 化促進事業では、篠本新井地区の土地改良に関して設立されたアグリささもとと新井営農組 合の農地集積に対する報償費を計上しております。

4目畜産振興費では、東陽食肉センター特別会計への子ども手当分の繰り出しを計上し、32ページでございますが、5目農地費では、決算見込みに立った計上を行うほか、町単土地改良補助事業の負担金、補助及び交付金では、上町、本町、古川、両国新田地区のパイプライン設置に係る補助金を見込んでおります。

33ページになりますが、6目農道整備事業費は、額の確定による減額でございます。

5款2項1目林業振興費は、制度改正により増額計上となり、5款3項1目水産業振興費は、決算見込みによる計上となっております。

6款1項1目商工振興費の商工振興運営支援事業では、プレミアムつき商品券発行事業補助金670万円を計上しておりますが、交付金対象として翌年度へ繰り越すこととしているほか、中小企業振興資金利子補給事業は決算見込みにより、消費生活相談窓口事業の備品購入費では、消費生活相談出前講座用の備品の購入費を計上しております。

34ページをお願いいたします。

2目観光費では、ボランティアによる屋形海岸駐車場の管理を実施すべく行う駐車場の舗装等整備工事費と管理施設の設置工事費の計上で、交付金の対象として翌年度へ繰り越すこととしております。

同ページ後段の7款2項1目道路橋りょう総務費、次ページの2目道路維持費は、それぞれ入札結果による減額を主とするものでございます。

3目町道新設改良費では、町道 $\Pi-10$ 号線道路改良事業、町道 I-12号線道路改良事業では用地交渉の難航から減額、町道 I-9 号線道路改良事業では交付金の割り当て額の関係から増額とし、町道 I-22号線道路改良事業は用地交渉の難航から減額、次ページになりますが、新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業では、県の事業繰り越しにより県負担金が減となっております。(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業では、入札により約3,000万円の減額となっているほか、用地交渉の難航により減額となり、37ページ、県道整備事業負担金は、県の方針見直しにより負担金が不要となったため減額、町道 I-8 号線道路改良事業では、県の河川事業と重複する部分があり、県事業が進まなかったため減額、町道 G166号線道路改良事業は、東陽小学校屋内運動場建てかえに係る開発許可条件として計上しておりましたが、開発許可が不要となったことから減額としております。

7款4項3目駅前広場管理費では、役務費で不動産鑑定を23年度に実施することとしたほか、委託料は入札による減額となっております。

38ページでございます。

8款1項1目常備消防費では、組合の給与改定により人件費の負担分が減額となっております。

2目非常備消防費では、23年度新規団員に対する被服費と不足している消防用ヘルメット 並びにホースの購入費295万9,000円の計上で、295万9,000円は交付金対象として翌年度へ繰り越すこととしております。 3目消防施設費のうち施設整備事務費及び防火水槽設置事業は、それぞれ消火栓の設置、 防火水槽への有蓋工事を予定しての計上でございますが、交付金の対象として翌年度へ繰り 越すこととしております。

中央の防災行線無線更新事業は、入札により減額となっております。

4目災害対策費は、ずん胴なべ、ガスコンロ等、災害備品の購入を予定し、交付金の対象 として翌年度へ繰り越すこととしております。

9款1項2目事務局費でございますが、次ページの事務局事務費以下、決算見込みからの 計上でございます。

9款2項1目学校管理費は、決算見込みによる計上をしているほか、小学校施設維持管理 事業では、横芝小学校の揚水ポンプ交換工事を計上し、次ページの後段、東陽小学校屋内運 動場改築事業は、23年度の実施を予定しておりましたが、国の補助事業並びに交付金の対象 とするため22年度予算に計上し、翌年度へ繰り越すこととしております。

41ページでございます。

9款3項1目学校管理費の横芝中学校管理事業及び光中学校管理事業、並びに9款4項1 目幼稚園費は、決算見込みによる計上でございます。

9款5項1目社会教育総務費の生涯学習推進事業及び文化振興事業、次ページの2目公民 館費は、決算見込みによる計上でございます。

3 目共同利用施設費の文化会館維持管理事業では、委託料並びに工事請負費は屋内消火栓 改修工事に係る費用で、交付金の対象として翌年度へ繰り越すこととし、備品購入費では、 集会室の音響機器の購入費を計上、町民会館維持管理事業では、合併浄化槽ピット内の換気 扇の修繕を予定しております。

4目図書館費の図書館事務費は、23年度から2年間、図書司書を臨時雇いすべく、交付金により基金造成を行うもので、図書館一般設備維持管理事業には、交付金対象として翌年度に繰り越すこととしておりますハイビジョンホール映像機器改修工事費420万円が含まれておりますが、非常照明改修工事が入札により安価であったことから91万1,000円の増額計上となっており、図書資料購入事業では、学校図書館連携用並びに障害者貸し出しの資料購入費300万円、次ページの図書館貸出関係設備整備事業の備品購入費で、児童図書室書架購入費120万円を交付金対象として翌年度へ繰り越すこととしております。

9款6項1目保健体育総務費は額の確定による計上であり、2目体育施設費では、浄化槽 原水ポンプの修繕料の計上でございます。 3目学校給食費では、光給食センター賄材料購入事業、横芝給食センター賄材料購入事業とも実施日数の減により減額となり、学校給食センター改築事業では、本体工事が入札により約7,600万円減額となり、設備工事費で約6,100万円が減額となっております。

44ページをお願いいたします。

11款1項2目利子でございますが、21年度分の借り入れについて、借入額並びに借り入れ 時期の変更から減額となっております。

以上で平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第6号)の説明とさせていただきます。慎 重審議の上、可決ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

[企画財政課長 林 新一君降壇]

○議長(野村和好君) 次に、議案第18号ないし議案第19号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長(若梅 操君) それでは、議案第18号及び第19号につきまして補足説明申し上げます。

初めに、議案第18号の平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の補正予算案をごらん願います。

それでは、予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 4,806万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億3,957万3,000円とするもので ございます。

補正予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容からご説明いたします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は7,000万円の減額であります。所得の落ち込み等によります課税調定額の減額及び見込み収納率により調整いたしまして、1節の医療給付費分が4,900万円、2節後期高齢者支援金分が1,400万円、3節介護納付金分700万円をそれぞれ減額するものであります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金801万5,000円の増額につきましては、昨年、平成21年度の医療給付費に係る国の負担金額が確定し、本年度に追加交付されるものであります。

同じく3目特定健康診査等負担金45万8,000円は、メタボ解消を目的とした特定健康診査・特定保健指導の経費に係る国の負担金でございまして、事業費の確定により交付決定されたものでございます。

続きまして、5款1項1目療養給付費等交付金2,607万円の減額は、退職被保険者の医療費に対する支払基金からの交付金で、医療費の動向により交付額が変更決定されたことによるものであります。

7款県支出金、1項県負担金、2目特定健康診査等負担金45万8,000円は、先ほどの4款 国庫支出金と同じく特定健康診査等に経費に係る県の負担金でございまして、事業費の確定 により交付決定されたものでございます。

9款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金22万円は、財政調整基金に係る本年度の利息でございまして、全額を基金に積み足すものでございます。

続いて、7ページをごらん願います。

10款1項1目一般会計繰入金は444万5,000円の増額で、このうち1節及び2節の保険基盤 安定繰入金は、国保税の軽減分の補てんのための繰り入れで、交付決定に基づき、1節の保 健税軽減分が541万1,000円、2節の保険者支援分が225万5,000円の増額となります。また、 3節の職員給与費分は53万5,000円、4節の出産育児一時金分は268万6,000円のそれぞれ減 額でございます。

11款1項2目その他繰越金3,441万円は、今回の補正の不足財源を前年度繰越金により充当するものであります。

以上、歳入総額は4,806万4,000円の減額でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

8ページをごらん願います。

1款1項1目一般管理費53万5,000円の減額は、このたびの給与改定による職員給与費及び手当の調整であります。

2款保険給付費、1項療養諸費及び次の2項高額療養費は、歳入補正に伴う財源の更正でありまして、歳出予算の補正はございません。

次に、9ページをごらん願います。

2 款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金423万円の減額は、国保被保険者の出産件数の動向に基づく減額でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の財源に充てるため、若年層から

の支援金として国保分を支出するもので、支払基金からの決定通知に基づき4,012万5,000円 を減額するものです。

5款1項1目老人保健医療費拠出金は、既に廃止された老人保健医療費の精算拠出金ですが、本年度は116万円ほどの還付になるため、当初で措置いたしました歳出予算額をすべて減額するものであります。

6款1項1目介護納付金317万3,000円の減額は、支払基金からの決定通知に基づく調整であります。

8款1項保健事業費は、これも歳入補正に伴う財源更正でございます。予算の補正はございません。

続いて、10ページをごらん願います。

9款1項1目財政調整基金積立金22万円は、本年度の基金利息を全額積み立てるものでございます。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の8万円は、平成21年度の出産育児一時金国庫補助金について本年度精算した結果、返還するものであります。

続く3項繰出金、2目直営診療施設勘定繰出金99万9,000円につきましては、東陽病院の 運営活動に対する県調整交付金で、病床数に応じて毎年交付されるものでございます。

11ページ、12ページは給与費明細書ですので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

引き続きまして、議案第19号の平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、別冊の補正予算案をごらん願います。

それでは、予算書の1ページをごらんください。

今回の補正予算は、第1条記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,453 万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ2億985万6,000円とするものでございます。

予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容からご説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収の徴収方法別に調定額を算出し、 徴収率につきましては、年金天引きの特別徴収で100%、納付書や口座振替等によります普 通徴収で96%を見込んだ結果、1目特別徴収保険料が2,340万円の減額、2目普通徴収保険 料が1,370万円の増額で、保険料全体では970万円の減額補正とするものであります。 4款1項1目一般会計繰入金は483万2,000円の減額で、このうち1節の事務費繰入金5万8,000円の減額は、職員手当に係る一般会計からの繰入金でございます。

次の2節保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分の補てんのための繰り入れで、このうち4分の3を負担する県からの交付決定に基づき、477万4,000円を減額するものであります。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

引き続き 7ページをごらん願います。

1款1項1目一般管理費5万8,000円の減額は、このたびの給与改定に伴います職員手当の調整でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は1,447万4,000円の減額で、内訳といたしましては、先ほどの歳入でご説明いたしましたとおり、保険料納付金が970万円、保険基盤安定納付金が477万4,000円の減額であります。

8ページ、9ページは給与費明細書でございます。

以上で議案第18号及び議案第19号の補足説明といたします。慎重審議をいただき、可決承 認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第20号について、福祉課長。

[福祉課長 実川裕宣君登壇]

○福祉課長(実川裕宣君) それでは、議案第20号 平成22年度横芝光町介護保険特別会計補 正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今期補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ ぞれ1,662万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億8,054万5,000円とするものであります。 主なものといたしましては、介護給付費の増額に伴う会計費目についての補正に係るもの であります。

それでは、詳細につきまして事項別明細書によりご説明を申し上げます。

6ページをごらんください。

まず、歳入についてでありますが、1款1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1 節現年度分特別徴収保険料725万1,000円の減額、2節現年度分普通徴収保険料19万1,000円 の増額は、1月までの賦課実績と2月から3月までの65歳到達者等を勘案し補正するもので ございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、3目地域支援事業手数料、2節包括的支援事業・任意事業手数料15万5,000円の減額は、後ほど歳出においてご説明いたしますが、包括的支援・任意事業として実施しております高齢者見守り配食サービス事業及び家族介護用品支給事業の事業費にそれぞれ補正の必要が生じましたので、高齢者の見守り配食サービス事業の個人負担分34万3,000円の減額と、家族介護用品支給事業の個人負担分18万8,000円の増額につきまして計上したものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、1節現年度分656万1,000円の 減額は、制度に基づきまして、国への変更申請に合わせ減額補正するものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、1節現年度分378万円の増額は、制度に基づきまして、 国への交付申請額に合わせて補正するものでございまして、当初、保険給付費の6.8%を見 込んでおりましたが、国の指示割合が7.08%になったことによりまして増額補正するもので ございます。

2目地域支援事業交付金(介護予防事業)、1節現年度分3,000円の減額は、制度に基づいて、国への変更申請額に合わせて減額補正するものでございます。

3目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、1節現年度分101万5,000円の減額は、制度に基づきまして、国への変更申請に合わせて減額するものでございます。

続きまして、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費負担金、1節現年度分216万5,000 円の減額についてでございますが、これも制度に基づきまして、支払基金への変更申請額に 合わせて減額補正するものでございます。

2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分121万8,000円の減額でありますが、これにつきましても、1目介護給付費負担金同様に、制度に基づきまして、支払基金交付金への変更申請額に合わせて減額補正するものでございます。

続いて、7ページでございます。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、1 節現年度分68万6,000円の補正 でございますが、制度に基づきまして、県への変更申請額に合わせて増額補正するものでご ざいます。

3項県補助金、1目地域支援事業交付金(介護予防事業)、1節現年度分2,000円の減額 でございますが、制度に基づき、県への変更申請に合わせて減額補正をするものでございま す。 2 目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、1節現年度分50万8,000円の減額でございますが、これにつきましても、県への変更申請額に合わせて減額補正をするものでございます。

6 款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金、介護給付費準備基金利子16万5,000円は、介護給付費準備基金1億5,084万4,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子4,000円は、介護従事者処遇改善臨時特例基金847万8,000円に係る利息でございます。

8 款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、1節現年度分337万6,000円の増額は、12月までの給付実績と1月から3月までの給付額を見込んで推計した結果、介護サービス給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス給付費にそれぞれ補正の必要が生じましたので、制度に基づきまして増額補正するものでございます。

2目地域支援事業繰入金、1節介護予防事業98万7,000円の減額は、生活機能評価、介護 予防特定高齢者施策事業、介護予防教室にそれぞれ補正の必要が生じましたので、制度に基 づきまして、町が負担すべき額を減額補正するものでございます。

続きまして、2目地域支援事業繰入金、2節包括的支援事業・任意事業、現年度分93万7,000円の増額は、高齢者見守り配食サービス事業、家族介護用品支給事業、地域包括支援センター委託事業にそれぞれ補正の必要が生じましたので、制度に基づき、町が負担すべき額を増額補正するものでございます。

細節2の過年度分1万4,000円の減額補正につきましては、実績により額が確定したことにより、減額補正するものでございます。

3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費61万円の減額、並びに2節事務費繰入金179 万円の減額につきましては、実績及び実績見込みによりそれぞれ補正の必要が生じたため、 制度に基づきまして、一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節介護給付費準備基金繰入金920万6,000円の増額につきましては、介護給付費が増加傾向にあることから、基金より財源充当すべく、予算現額2,754万3,000円に対し920万6,000円を追加し、増額補正するものでございます。

続いて、8ページをごらんください。

9款1項1目1節繰越金、前年度繰越金2,055万5,000円につきましては、不足財源を前年 度繰越金で充当するものでございます。

以上、歳入総額は1,662万1,000円の増額となります。

続いて、9ページをごらんください。

歳出につきましてご説明をいたします。

1 款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、一般職員給与費6万1,000円の減額につきましては、職員給与の改定によるものでございます。説明欄、一般管理費、委託料125万7,000円の減額につきましては、介護保険・高齢者保健福祉計画策定基礎調査委託に係るもので、入札によります差金を減額補正するものでございます。

3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、説明欄の認定調査等費53万3,000円の減額ですが、介護認定のために主治医に意見書をお願いするための手数料でありまして、4月から12月までの給付実績と1月から3月までの給付実績を推計し、減額補正するものであります。

2 款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金、説明欄の介護サービス給付費総額3,979万円の増額は、各種サービス給付費ごとに4月から12月までの給付実績と1月から3月までの給付額を見込み、さらに前年度実績を加味して増額補正するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金、説明欄の介護予防サービス給付費1,241万6,000円の減額でありますが、各種予防サービス給付費ごとに4月から12月までの給付実績と1月から3月までの給付を見込み、さらには前年度実績を加味しました中で減額補正をするものでございます。

4項高額介護サービス等諸費、1目高額介護サービス費、19節負担金、補助及び交付金、 説明欄の高額介護サービス費243万5,000円につきましては、1項、2項同様に、高額介護サ ービス費の4月から12月までの実績と1月から3月までの給付を見込み、さらには前年度実 績を加味した中で推計し、増額補正するものでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費37万6,000円につきましては、財源が介護保険料から町に変更になったことによる財源振りかえによる補正でございます。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費1,000円につきましても、財源が国から町に変更になったことによる財源振りかえによる補正でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、19節負担金、補助及び交付金、説明欄の特定入所者介護サービス費563万9,000円の減額につきましても、4項、高額介護サービス費同様に、4月から12月までの実績と1月から3月までの見込み、さらに

は前年度実績を加味した中で推計し、減額補正するものでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、25節、説明欄の介護 給付費準備基金積立金16万6,000円につきましては、介護給付費準備基金利息を基金に積み 立て、今後の介護保険運営の財源に充てようとするものでございます。

2目、説明欄の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金5,000円につきましても、1目同様に、利息を基金に積み立てるものでございます。

5 款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、13節委託料、説明欄の介護予防特定高齢者施策事業、機能訓練事業委託料180万3,000円の減額につきましては、口腔機能予防教室等の実績及び実績見込みにより、減額補正するものでございます。

3目、説明欄、生活機能評価事業283万9,000円の減額につきましては、生活機能評価個別 受診者が計画より下回ったことによる減額であります。

2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、13節、説明欄の包括的支援事業、委託料46万円の減額につきましては、地域包括支援センター委託につきましては、実績により減額補正するものであります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

2目任意事業費、13節、説明欄の任意事業費49万5,000円の減額は、高齢者見守り配食サービス事業161万7,000円の減額と家族介護用品支給事業の112万2,000円の増額を相殺し、減額補正するものでございます。

7款諸支出金、1項償還期及び還付加算金、4目一般会計繰出金、28節繰出金、説明欄、一般会計繰出金27万7,000円につきましては、21年度分の一般会計への償還金額が確定したことにより、町一般会計へ返還するものであります。

以上、歳出補正総額は1,662万1,000円の増額となります。

これをもちまして介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、 ご承認賜りますようお願い申し上げます。

[福祉課長 実川裕宣君降壇]

○議長(野村和好君) 次に、議案第21号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 土屋文雄君登壇〕

〇産業振興課長(土屋文雄君) それでは、平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補 正予算(第1号)について補足説明申し上げます。 議案第21号 平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,542万円と定めるものでございます。

2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正、並びに4ページ、5ページの歳入歳出補 正予算事項別明細書につきましては、後ほどご確認をお願い申し上げます。

それでは、6ページをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございますけれども、1款1項1目受益者分担金は、20万4,000円を補正 し21万円とするもので、1節現年度分は、木戸台地区で新規の接続が1件あったことから19 万9,000円を、2節滞納繰越分については5,000円が納付されたものでございます。

2款1項1目施設使用料は、2万円を補正し880万6,000円とするもので、2節滞納繰越分 2万円が納付されたものでございます。

なお、受益者分担金、施設使用料の滞納繰越分につきましては、解消されたところでございます。

4款1項1目繰越金でございますが、前年度からの繰越金の全額を見込んだところでございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、172万円を補正し987万6,000円とするもので、職員の人事異動による人件費の調整と農業集落排水事業特別会計全体の決算見込みを行った結果、217万4,000円を一般会計へ返還すべく計上したものでございます。

8ページ、9ページは給与費明細書でございます。後ほどご確認をお願いを申し上げます。 以上、平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の説明とさせて いただきます。慎重審議の上、可決承認くださいますようお願い申し上げます。

〔產業振興課長 土屋文雄君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第22号について、食肉センター所長。

[食肉センター所長 伊橋秀和君登壇]

○食肉センター所長(伊橋秀和君) それでは、議案第22号 平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算(第3号)の補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,156万2,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,282万7,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書で説明をさせていただきます。

4ページをごらんください。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。

1款1項1目事業収入に914万円を追加し、1億8,007万8,000円とするものであります。

1節センター使用料914万円は、豚の屠畜頭数が1月末現在、前年度同期と比較し227頭の減、13万8,025頭で前年度とほぼ同数であることから、財源充当のため、説明欄記載のとおり1万頭を見込むものであります。

3款1項1目利子及び配当金は、基金利子5万6,000円を追加し、5万7,000円とするものであります。

4款1項1目繰越金は、3,197万6,000円を追加し、6,982万4,000円とするものであります。

6款1項1目一般会計繰入金39万円は、国から町に支給される子ども手当を食肉センター 特別会計に繰り入れるものであります。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。

5ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費は、93万7,000円を減額し8,349万3,000円とするもので、説明欄に記載のとおり、人事院勧告に基づく人件費の調整で、職員給与費9名分であります。

2款1項1目施設管理費は、250万円を追加し8,029万3,000円とするもので、説明欄記載のとおり、11節需用費、修繕料250万円の増額であります。修繕内容は、食肉センター小動物解体施設の心臓部とも言われる皮はぎ機械のローラー等の修繕を行うものであります。

4款1項1目積立金は、3,999万9,000円を追加し4,000万円とするものであります。これは、屠畜頭数の増頭による事業収入の増額や前年度繰越金が多いことから、財政調整基金積立金とするものであります。

6ページ、7ページは給与費明細書であります。後ほどごらんをいただきたいと思います。 以上、簡単でありますが、議案第22号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、 可決承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 伊橋秀和君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第23号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 宮薗博香君登壇〕

○東陽病院事務長(宮薗博香君) 議案第23号 平成22年度横芝光町病院事業会計補正予算

(第2号)の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第23号と書かれました補正予算書をごらんください。

まず、1ページでございますが、第2条に記載のとおり、収益的収入及び支出予算の補正額でございますが、収入につきましては、既決予定額11億9,766万円に1億6,438万9,000円を追加し、13億6,204万9,000円とするものであります。また、支出につきましては、既決予定額11億9,766万円に770万2,000円を追加し、12億536万2,000円とするものであります。

続きまして、2ページをごらんください。

第3条に記載いたしました資本的収入及び支出予算でございますが、収入の既決予定額1億3,052万7,000円から245万6,000円減額し、1億2,807万1,000円とし、支出では、1億9,483万1,000円から254万6,000円を減額し、1億9,228万5,000円とするものでございます。

なお、資本的収入及び支出予算で収入が支出に対して不足する6,421万4,000円は、当年度 分の損益勘定留保資金から補てんするものであります。

詳細につきましては、平成22年度横芝光町病院事業会計補正予算説明書に基づき説明いたしますので、5ページをごらんください。

収益的収入及び支出予算の収入の1款2項2目1節の補助金につきましては、99万9,000 円を追加し100万円とするものですが、病院の運営費補助金として国保調整交付金の交付額 が決定したことによる増額補正でございます。

次に、1款2項3目1節の負担金交付金ですが、1億6,339万円を増額補正し4億7,092万3,000円とするものですが、医業収益が伸び悩んだことにより、運営費不足分1億6,373万5,000円を一般会計からの繰り入れにより対応するとともに、匝瑳市分の企業債償還利子が確定したことにより、34万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、支出の1款1項1目1節の給料ですが、428万7,000円を追加補正し3億 2,590万円とするものです。

1款1項1目2節の手当につきましても、96万6,000円を追加補正し2億2,253万4,000円とするものですが、これらにつきましては、不足していた看護師2名を中途採用したことと、職員等の人事異動に伴う人件費等の調整を行ったものでございます。

6ページをごらんください。

1款1項1目3節の賃金につきましては、58万9,000円を追加補正し5,361万7,000円とするものですが、新患外来を多く開設したことによる臨時看護師の増員、当直医を含めたパート医師の増員、薬剤科のパートの削減等の調整を行ったものであります。

1款1項1目4節の法定福利費につきましては、247万円を追加補正し1億7,097万2,000円とするものですが、看護師を中途採用したこと等による給与費の増額に伴う調整を行ったものであります。

1款2項1目1節の企業債利息につきましては、61万円を減額補正し1,797万6,000円とするものですが、額の確定によるものでございます。

7ページをごらんください。

資本的収入及び支出予算ですが、収入の1款1項1目1節の企業債につきましては、180万円を減額補正し1,680万円とするものですが、空調設備改修工事設計委託料の額の確定によるものであります。

1款2項1目1節の他会計出資金につきましては、65万6,000円を減額補正し1億1,127万円とするものですが、非常用自家発電設備改修工事及び企業債償還金の額の確定によるものであります。

続きまして、支出の1款1項2目1節の委託料につきましては、189万円を減額補正し 1,680万円とするものですが、空調設備改修工事設計委託料の額の確定によるものでありま す。

1款1項2目2節の工事請負費につきましては、92万6,000円を減額補正し407万4,000円とするものですが、非常用自家発電設備改修工事の額の確定によるものです。

1款2項1目1節の企業債償還金につきましては、27万円の増額補正を行い1億5,602万 2,000円とするものですが、企業債償還金の額の確定によるものであります。

以上、議案第23号 平成22年度横芝光町病院事業会計補正予算(第2号)の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 宮薗博香君降壇〕

○議長(野村和好君) 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩とします。

再開は午後4時ちょうどでお願いします。

(午後	3 時 4	5分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時00分)

○議長(野村和好君) 議案第24号について、企画財政課長。

[企画財政課長 林 新一君登壇]

○企画財政課長(林 新一君) 議案第24号 平成23年度横芝光町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

説明に当たりましては、右上に囲みで資料1とあります平成23年度一般会計当初予算 (案)、これの概要によりまして説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款町税では、町民税で景気の低迷による所得の減に伴う影響額等を勘案して、前年度比1億710万円、10.3%の減を見込み、固定資産税では、償却資産の減少の分の影響を勘案して、前年度比2,899万6,000円、2.5%の減を、またたばこ税については、消費本数の落ち込みが見込まれるものの、税率改正による増税分を勘案して、前年度比1,500万円、10%の増を見込み、総額では前年度より1億1,862万6,000円の減の23億1,067万5,000円を計上いたしております。

2款地方譲与税は、総務省通知の平成23年度地方税及び地方譲与税収入見込み額をもとに、 前年度同額の1億6,500万円を計上しております。

3款利子割交付金は、現行のゼロ金利政策を勘案し、前年度比600万円、75.0%減の200万円を計上しております。

4 款配当割交付金から 8 款自動車取得税交付金までは、県の試算額を参考とした計上となっております。

9 款地方特例交付金は、総務省予算概要を参考として、前年度比700万円、12.0%減の 5,130万円を計上いたしました。

10款地方交付税は、普通交付税を国の地方交付税総額及び地方財政計画や交付率の増率などを考慮して、前年度比7,000万円、2.8%増の25億7,000万円とし、特別交付税では、交付率の減率を考慮して、前年度比3,000万円、18.8%減の1億3,000万円を計上し、総額で27億円を計上しておりますが、実際には30億円を超える歳入が確保できるものと見込んでおります。

11款交通安全対策特別交付金は、総務省予算概要を参考として、前年度比100万円、 16.7%減の500万円を計上いたしました。

12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料は、ほぼ前年度並みの計上としております。 14款国庫支出金については、介護給付・訓練等給付事業負担金、子ども手当国庫負担金で 増額となっているものの、給食センター改築工事が終了したこと、土木費国庫補助金で減額 となっていることから、総額では前年度比 2 億2,811万2,000円、19.2%減の 9 億5,730万5,000円の計上となっております。

15款県支出金は、児童福祉費負担金の児童手当負担金、「園芸王国ちば」強化支援事業補助金、国勢調査委託金、選挙費委託金等で減額となっているものの、介護給付・訓練等給付事業負担金、子ども手当県負担金、保育所緊急整備事業補助金、子ども医療費助成事業補助金で増額となっているため、総額では前年度比4,876万7,000円、8.6%増の6億1,672万円の計上となっております。

16款財産収入につきましては、基金利子の減額を見込み、前年度比128万6,000円、11.6%減の975万5,000円を計上しております。

17款寄附金は、見込み額を計上しております。

18款繰入金は、財源補てんのための財政調整基金繰入金4億円、横芝小学校、東陽小学校、 白浜小学校の施設改修事業費や横芝給食センター解体事業費に充てるための学校施設等整備 基金繰入金4,500万円、横芝B&G海洋センター体育館改修工事費や図書館情報システム更 新事業費等に充てるための文化スポーツ振興基金繰入金2,500万円、奨学資金貸付事業に充 てるための教育振興基金繰入金240万円等を見込み、総額では前年度比3億2,833万3,000円、 214.7%増の4億8,124万1,000円を計上しております。

19款繰越金は、8,558万2,000円、62.2%減の5,191万9,000円の計上でございます。

20款諸収入につきましては、学校給食費負担金で減額となっているものの、B&G財団修 繕助成金が新規計上されたことなどから、総額では前年度比773万7,000円、1.4%増の5億 7,246万2,000円を計上しております。

21款町債は、合併特例事業債を5億6,910万円、臨時財政対策債を5億円、農業基盤整備事業債を5,140万円、道路整備に係る土木債を5,520万円、東陽小学校施設改修に係る小学校施設整備事業債を2,840万円計上し、前年度比8億7,600万円、42.1%増の12億410万円となっております。

次に、歳出でありますが、7ページをお願いいたします。

目的別歳出でございますが、1款議会費は、地方議会議員年金制度の廃止に伴う議員共済会負担金の新規計上により、前年度比2,931万円、32.5%増の1億1,951万3,000円を計上しております。

2 款総務費は、地区集会施設等の修繕費、民家防音家屋空調施設維持管理補助事業並びに 騒音地区補助金、税軽減分でございますが、これとコンピューター関係の管理費等で増額と なっているほか、後期基本計画策定業務委託料、緊急雇用対策事業で実施する生活安全施設管理台帳整備事業委託料、固定資産評価替えに伴う航空画像撮影及び写真図データ作成業務委託料、並びに4月執行予定の千葉県議会議員選挙と町議会議員選挙費用が新規計上となっておりますが、地域振興基金積立金、国勢調査費、参議院議員選挙費等が皆減となり、総額では前年度比3億3,494万4,000円、19.1%減の14億1,841万1,000円を計上しております。

3款民生費は、第二松丘園用地の一部購入費、町立保育所給食外部搬入業務委託料、光町保育園への保育所緊急整備事業補助金、第2次障害者基本計画及び第3期障害福祉計画策定業務委託料が新規計上されるなどして、総額では前年度比1億5,781万7,000円、6.4%増の26億3,656万1,000円の計上となりました。

なお、国民健康保険特別会計繰出金では、3,000万円の法定外繰り出しを引き続き行うこととしております。

4款衛生費は、一部事務組合負担金で減額となっているものの、各種ワクチン接種助成金、子ども医療費助成事業、東陽病院事業会計繰出金で増額となっておりますことから、総額では前年度比5,004万1,000円、4.3%増の12億221万9,000円を計上しております。

5 款農林水産業費は、緊急雇用創出事業を活用しての農業振興地域管理システム整備業務委託料、農道台帳管理システム整備業務委託料や屋形排水機場適正化事業負担金が新規計上されるとともに、農業用機械施設等共同化促進事業が増額となっているものでございますが、商工観光班職員の人件費を商工費に組み替えましたことや、大総ライスセンターに係る経営基盤確立農業構造改善事業運営費補助金が終了となったことなどから、総額では前年度比4,892万4,000円、10.5%減の4億1,838万2,000円を計上しております。

6 款商工費は、中小企業振興資金利子補給事業、消費生活相談窓口事業で減額となっているものの、緊急雇用創出事業を活用した町内で買い物をしたくなる街づくり推進事業委託料を新規計上したほか、農林水産業費からの人件費の組み替えにより、総額では前年度比2,016万5,000円、38.2%増となる7,299万1,000円を計上しております。

7款土木費は、駅前広場整備事業、新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業、町道 I-8 号線道路改良事業、町道 I-12 号線道路改良事業、町道 I-18 号線道路改良事業等で増額となっているものの、(仮称)長塚、北清水橋架橋・取付道路整備事業、町道 II-10 号線、町道 I-9 号線、町道 I-22 号線道路改良事業、県道整備事業負担金が減額となっていることから、総額では前年度比 2 億8, 304 59,000 円、23.2 %減の 9 億3, 594

8款消防費は、防災行政無線更新事業が本格化することから、これを要因とし、前年度比

2億2,639万4,000円、51.1%増の6億6,916万4,000円の計上となっております。

9款教育費は、東陽小学校施設改修事業、横芝小学校施設改修事業、白浜小学校屋内運動場等改築事業、横芝B&G海洋センター体育館改修工事等が新規計上されておりますが、学校給食センターの建設が終了したことにより、総額では前年度比7億2,963万7,000円、38.9%減の11億4,712万2,000円を計上しております。

11款公債費は、償還計画に基づくとともに、22年度分の借り入れを考慮し、前年度比682 万7,000円、0.8%増の8億9,967万9,000円の計上としております。

以上、平成23年度一般会計予算は、歳入歳出とも95億5,000万円の計上としたところでご ざいます。

なお、この資料の11ページには性質別歳出の内訳が、16ページには人件費並びに物件費の 内訳、17ページには一部事務組合負担金の状況、18ページには特別会計繰出金の状況、19ペ ージには基金現在高見込みの状況、20ページには会計別予算の状況、また21ページから24ペ ージには主な歳入の説明、25ページから44ページにかけましては歳出に関する主要事業が款 項目別に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で議案第24号 平成23年度横芝光町一般会計予算案の説明とさせていただきます。慎 重審議の上、可決ご承認くださいますようお願い申し上げます。

[企画財政課長 林 新一君降壇]

○議長(野村和好君) 議案第25号ないし議案第26号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長(若梅 操君) それでは、議案第25号及び第26号につきまして補足説明申し上げます。

初めに、議案第25号の平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

資料2の平成23年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要、これによりまして要点をご説明申し上げます。

お手元にご準備、資料2でございます。よろしいでしょうか。

それでは、表紙をめくりまして、1ページをごらん願います。

太枠で囲まれましたのが平成23年度予算案の額で、これを平成22年度の当初予算と比較した表になっております。

平成23年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億7,200万円で、前年度当初予算と比較い

たしまして、額で6,100万円、率で1.8%の増となりました。これは、景気動向に伴う所得の低下による国保税収入の減額の一方、医療費の伸びに伴う保険給付費の増加、前期高齢者交付金及び財政調整基金繰入金の増加等が大きな要因となっております。

では、上段の歳入の状況のうち、主な項目についてご説明いたします。

1 款国民健康保険税は、平成22年度の税率を据え置き、法改正に伴いまして賦課限度額を変更するものの、長引く景気低迷の影響により所得の減少が見込まれることから、8 億5,507万円の計上となりました。前年度当初予算と比較いたしまして、額で5,923万円、率で6.5%という大きな減少でございます。

4 款国庫支出金は、医療給付諸費用の43%に当たります療養給付費等負担金及び普通調整交付金のほか、高額医療費共同事業や特定健康診査・特定保健指導の国負担分を計上した結果、9億9,166万1,000円となり、前年度当初予算額と比較して、額で1,301万9,000円、率で1.3%の増となりました。

5 款療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費に係る交付金で、医療費の動向を反映 いたしまして、額で400万円、率で2.9%減の1億3,500万1,000円を計上いたしました。

6款前期高齢者交付金は、各医療保険者間の年齢構成の不均衡を調整するため、65歳以上75歳未満の前期高齢者数に応じて交付されるもので、5億4,500万1,000円を計上いたしました。前年度と比較して、額で7,100万円、率で15%の大幅増となりました。

7款県支出金は、財政調整基金交付金で医療給付諸費用の7%のほか、高額医療費共同事業や特定健診等の県負担分を計上した結果、1億9,334万3,000円となり、額で678万9,000円、率で3.6%の増となりました。

8款共同事業交付金は、高額な医療費の発生による国保財政運営への影響を緩和するため 国保連合会が実施しております共同事業の交付金で、3億7,200万円を計上いたしました。 前年度と比較して、額で1,600万円、率で4.1%の減となりました。

10款繰入金は、法定外繰入金3,000万円を含めた一般会計からの繰入金2億4,206万6,000 円及び財政調整基金繰入金9,000万円、合わせまして3億3,206万6,000円を計上した結果、 前年度と比較して、額で6,019万円、率で22.1%の増となりました。

続きまして、下段の歳出の状況のうち、主な項目についてご説明いたします。

1 款総務費は、人件費を主とする一般管理費、国保税の賦課徴収費、医療費通知を初めとする趣旨普及費等でございます。対前年度4.3%減の7,261万7,000円を計上いたしました。

2款保険給付費は、近年の医療費動向及び出産育児一時金や葬祭費の実績を考慮いたしま

して、22億5,082万6,000円を計上いたしました。前年度当初予算額と比較いたしまして、額で7,758万1,000円、率で3.6%の増となりました。

3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度の財源に充てるため、国保加入者からの支援金として支出するもので、前年度と比較いたしまして、額で131万6,000円、率で0.3%の増となる4億6,072万6,000円を計上いたしました。

6 款介護納付金は、介護保険給付費に係る納付金で、前年度と比較して、額で1,120万円、率で5.2%増の2億2,680万円を計上いたしました。

7款共同事業拠出金は、高額医療費に係る共同事業の拠出金でございます。 4億1,679万9,000円の計上で、前年度と比較して、額で1,647万7,000円、率で3.8%の減となりました。

8 款保健事業費は、短期人間ドックや水中ウオーキング等の保健事業活動費及び特定健 診・特定保健指導に係る事業費でございます。短期人間ドック委託料は、利用者数の増加に 対応すべく助成率の見直しを行い、また特定健診・特定保健指導は、健康管理課と連携を図 りながら計画目標の達成に向けて事業を実施してまいります。以上によりまして、保健事業 費の総額は前年度とほぼ同額、0.4%増の3,765万円を計上いたしました。

以上、平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第26号の平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

資料は、資料3と書いてございます平成23年度後期高齢者医療特別会計当初予算(案)の概要によりまして、同じく要点をご説明申し上げます。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、表紙をめくりまして、1ページをごらん願います。

表は、先ほどの国民健康保険と同様の構成となっております。

平成23年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億900万円で、前年度当初予算と比較いた しまして、額で1,200万円、率で5.4%の減となりました。

なお、平成23年1月現在の被保険者数は3,890人、人口割合にいたしますと15.1%でございます。

それでは、上段の歳入の状況のうち、主な項目についてご説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、年金天引きによります特別徴収または納付書や口座振替による普通徴収によって納めていただきます保険料でございます。千葉県広域連合の試算をも

とに、1億3,481万7,000円を計上いたしました。前年度当初予算額と比較いたしまして、額で878万3,000円、率で6.1%の減となりました。

4款の繰入金は、一般会計からの事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金で、前年度当初と 比較いたしまして、額で501万7,000円、率で6.9%の減となる6,806万6,000円を計上いたし ました。

6 款諸収入は、後期高齢者の健康診査及び保険料の帳票作成に係る広域連合からの受託収入が主なもので、前年度と比較いたしまして、181万6,000円の増となる611万1,000円を計上いたしました。

続きまして、下段の歳出の状況のうち、主な項目についてご説明いたします。

1 款総務費は、人件費や保険証郵送料等の一般管理費及び保険料徴収に係る徴収費で、前年度当初と比較いたしまして、1.6%減の765万5,000円を計上いたしました。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、先ほどの歳入でご説明いたしました保険料と保険 基盤安定繰入金を合わせまして広域連合に納付するもので、1億9,565万6,000円を計上いた しました。前年度当初予算と比較いたしまして、額で1,175万5,000円、率で5.7%の減とな りました。

3款保健事業費は、後期高齢者の健康診査事業に係る経費でございまして、前年度当初予算と比較いたしまして、額で148万5,000円、率で45.3%増となる476万6,000円を計上いたしました。

なお、この健康診査は、千葉県広域連合の委託により町が実施するものでございまして、 その費用は全額広域連合からの受託収入により賄われるものでございます。

以上、平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計当初予算(案)の概要でございます。 以上で議案第25号及び議案第26号の補足説明といたします。慎重審議をいただき、可決承 認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第27号について、福祉課長。

[福祉課長 実川裕宣君登壇]

○福祉課長(実川裕宣君) それでは、議案第27号 平成23年度横芝光町介護保険特別会計予 算案につきましてご説明をさせていただきます。

資料4をごらんいただきたいと思います。

それでは、1ページをごらんいただきたいと存じます。

資料一番上段でありますが、平成23年度は第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の最終年度となります。したがいまして、事業計画に基づいた検証を行うとともに、翌24年度から26年度の3カ年を期間とする第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定する年度ともなります。

また、施策方針としましては、高齢者人口の増加による介護サービス利用者の拡大と住民 要望に基づいた各種介護施設の整備を進めるとともに、住民ニーズに応じたサービスの確保 と質の高いサービスを求めてまいります。さらに、住民一人一人が自分らしく豊かな人生を 送るために不可欠な、健康な状態を保つための介護予防事業を積極的に展開してまいります。

予算案の主な内容といたしましては、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、1つとしまして高齢者人口の増加、2点目としまして各種介護施設の増設、3点目としまして各種介護サービス事業並びに老人福祉施設等の利用増を見込み、さらに4点目としまして介護予防事業を中心施策としまして、予算を編成したところであります。

また、介護保険料につきましては、平成23年度も引き続き低所得者層への緩和措置を継続するとともに、国からの交付金を活用し、平成22年度と同様、介護保険料の軽減措置を講ずることとしております。

なお、当町における介護保険の状況は、平成23年1月1日現在、総人口に占める高齢者率は28.06%であり、65歳以上の被保険者数は7,145人、介護認定者は1,002人でございます。 このうち居宅サービス利用者は577人、施設入所者は226人となっております。

続きまして、1ページ下段の表をごらんいただきたいと思います。この表は、款別予算額 を表にしたものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

1 款保険料は、全体の15%を占め、対前年度比0.4ポイント、108万3,000円減の2億5,917万4,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、特別徴収が2億3,912万4,000円、普通徴収が1,861万円、滞納繰越分が144万円であります。

2款使用料及び手数料は、包括的支援事業・任意事業の手数料でありまして、紙おむつを 支給する家族介護用品支給事業、安否確認を兼ねた高齢者見守り配食サービス事業の利用料 といたしまして、254万3,000円を計上いたしました。

3款国庫支出金につきましては、制度に基づきまして①から⑤にお示しした内容でございますが、前年度比5.6ポイント、2,104万4,000円増の合計金額3億9,520万5,000円を計上いたしました。

4款支払基金交付金につきましても、制度に基づきまして①から④でお示しした内容で、 前年度対比5.9ポイント、2,694万9,000円増の合計額4億8,388万4,000円を計上いたしました。

5 款県支出金につきましても、制度に基づきまして①から⑤にお示ししたとおり、対前年度比5.1ポイント、1,190万1,000円増の2億4,433万9,000円を計上いたしました。

8 款繰入金は、一般会計からの繰り入れでありまして、これにつきましても、制度に基づきまして①から⑦にお示しのとおり、前年度比9.9ポイント、3,110万4,000円増の3億4,484万1,000円を計上いたしました。

以上により、歳入合計は、前年度対比5.4ポイント、8,940万円の増の17億3,000万円を計上いたしました。

続きまして、3ページ下段から4ページをごらんいただきたいと存じます。

1 款総務費は、職員7名の給与費のほか、介護保険コンピューターシステムの維持管理、保険料徴収のための印刷、発送等の事務的経費、山武郡市広域行政組合で共同処理を行っております介護認定審査及び介護認定のための事前調査に要する経費等でございます。当該経費につきましては、経費節減を図りつつも高齢者人口の伸びを見込み、トータルで前年度比0.9ポイント、74万5,000円増の8,347万円を計上いたしました。

2款保険給付費につきましては、歳出全体の92.6%を占めております。被保険者全体では、40歳以上の第2号被保険者を含め、毎年増加傾向にあります。年齢別構成では、65歳以上が増加し、65歳未満が減少する傾向にあります。

予算計上に当たりましては、現在までの給付実績と65歳以上の高齢者が増加する介護出現率等を考慮いたしまして、支払い額ベースで、前年度比6.3ポイント、9,482万2,000円増の16億161万4,000円を見込んだところであります。内訳といたしましては、介護サービス給付費14億4,191万9,000円、介護予防サービス給付費5,205万3,000円、高額介護サービス費2,820万7,000円、施設入所者の給食、居住費の減額補てん分といたしまして、特定入所者介護サービス費7,414万3,000円を見込んでおります。

3款財政安定化基金拠出金は、県が設置する基金であり、過去3年間の保険給付費の平均の0.1%を拠出し、介護保険財政の安定を期すものでありますが、平成21年度から拠出金の支出が当分の間、見送られる方向にありますことから、存目計上といたしました。

4款基金積立金(介護給付費準備基金積立金)でございますが、これにつきましても存目 計上でございます。 5 款地域支援事業費は、介護や支援が必要となるおそれがある方の介護予防事業を中心に 実施するもので、内訳といたしましては、介護予防特定高齢者施策事業に590万7,000円、生 活機能評価事業に429万6,000円を計上し、介護予防一般高齢者施策事業費として112万5,000 円を計上いたしました。また、介護予防事業につきましては、年々参加者が増加する傾向に ありますが、今年度から生活機能評価事業制度が一部改正されたことによりまして、事業費 が減額となりましたことから、前年度比12.7ポイント、617万7,000円の減額となったところ であります。また、横芝光町地域包括支援センター運営委託費としまして1,843万円、任意 事業としまして高齢者見守り配食サービス事業と家族介護用品支給事業等に1,104万円を計 上しました。なお、介護予防事業である介護予防教室を充実すべく、介護予防教室用備品の 購入といたしまして161万円を新たに計上したところであります。

7款諸支出金は、被保険者の異動に伴う保険料の還付のために50万円を計上したものであります。

8款予備費は、昨年同様に200万円を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算の総額は、前年度比5.4ポイント、8,940万円増の17億3,000万円を計上したものであります。

以上をもちまして平成23年度横芝光町介護保険特別会計予算の説明といたします。慎重審議の上、可決ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

〔福祉課長 実川裕宣君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第28号について、産業振興課長。

〔產業振興課長 土屋文雄君登壇〕

○産業振興課長(土屋文雄君) それでは、私のほうから議案第28号 平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

内容につきましては、添付資料 5、平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計当初予算(案)の概要でご説明を申し上げます。

資料5、概要の1ページをお願い申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。

まず、概要でございますが、接続率につきましては、平成22年度中に2件の新規の接続があったものの、木戸台、中台、両処理場の平均接続率で61%であり、引き続き普及啓発が必要としております。

また、歳出では、償還計画に基づいた起債の償還額を計上するとともに、施設の効率的な

運用と適切な管理を計画的に実施し、経費の節減額に努めるとしております。

歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ5,320万円で、前年度と比較いたしますと、50万円、 0.9%の減額となっております。

2ページをお願いします。

歳入の状況でございますが、1款分担金及び負担金では、滞納繰越分が解消されたことにより、現年度分、滞納繰越分それぞれ存目計上の2,000円となっております。

2款使用料及び手数料は、木戸台地区、中台地区の172件、4施設の使用料を見込み、893 万7,000円で、前年度と比較いたしまして、15万1,000円、1.7%の増額となっております。

3 款繰入金は、維持管理に要する経費、公債費の償還などに要する経費が減額となったことから、4,325万8,000円で、前年度と比較いたしますと、64万7,000円、1.5%の減額となっております。

4 款繰越金は、平成21年度において一般会計に返還を行い、おおよそ200万円を目安に繰り越すこととしたことから、このうち100万円を計上したところでございます。

3ページ、歳出の状況でございますが、1款総務費は、人件費がその大宗を占めておりますが、職員の人事異動によりまして、37万8,000円、4.6%の減額となっております。

2 款事業費は、隔年で実施しております水質測定器の更正や脱水汚泥の分析を23年度に実施することから、33万7,000円、3.8%の増額となり、3 款公債費では、償還額のピークを過ぎたことから、45万9,000円、1.3%の減額となっております。

4款予備費は、前年度と同額の100万円を計上させていただきました。

以上、平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

〔産業振興課長 土屋文雄君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第29号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 伊橋秀和君登壇〕

○食肉センター所長(伊橋秀和君) それでは、議案第29号 平成23年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算の補足説明を申し上げます。

資料6、平成23年度食肉センター特別会計当初予算(案)の概要をごらんください。

恐れ入りますが、2ページをごらんください。

食肉センター特別会計予算案の概要についてであります。

昨年、宮崎県で口蹄疫の発生があり、国内の畜産農家を震撼させる状況でありました。ま

た、隣の韓国でも昨年の11月末に発生し、1月末現在で殺処分頭数は288万頭が対象となっております。今、全土に広がるおそれがあり、大変な状況になっております。この頭数は、 宮崎県の口蹄疫の頭数の約10倍に当たるものであります。

現在、当センターにおいては、さまざまな地域から生体が搬入されるため、搬入車両の消毒実施を行い、できる限りの防疫体制を図っているところでございます。

ここ2年間の屠畜頭数は増頭傾向にありますが、施設の機械等に過剰に負荷がかかること から、機械設備の故障も多くなり、修繕費を含む維持管理経費がふえております。こうした 中、センター経営は厳しい状況下にありますが、独立採算性を堅持し、長期にわたり安定した経営を目指して予算編成をしたところであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,550万円とするものであり、平成22年度 当初予算額と比較すると、250万円、1.3%の増額となりました。

恐れ入りますが、1ページにお戻りをいただきたいと思います。

歳入の状況でありますが、1款、歳入の大宗をなす事業収入は、1億7,093万8,000円の計上であります。屠畜頭数は、豚、牛とも前年度同数の豚13万頭、牛4,000頭を見込んだ各種の使用料の計上であります。

- 2款県支出金227万8,000円の計上であります。これは、県から屠畜合格した枝肉に検印押印を1頭17円で作業委託されるものであります。
 - 3款財産収入は、財政調整基金利子で、存目計上であります。
- 4 款繰越金は2, 187万5, 000円の計上で、対前年度229万2, 000円、率で11. 7%の増額であります。
 - 5款諸収入は、前年度同額の20万円の計上であります。
- 6 款繰入金は、一般会計からの繰入金20万8,000円の計上で、国から町に支給される子ど も手当の計上であります。

続いて、歳出の状況でありますが、総務費は9,084万9,000円の計上で、対前年度711万4,000円、率で8.5%の増額であります。増額の要因は、平成21年度課税期間分の消費税が、改修工事を実施したことから還付されたため、平成22年度の課税期間分の中間納税が発生をしませんでした。したがいまして、平成23年度は課税期間分の納税が2カ年分必要となるため、増額となったものであります。ほかの主なものは、職員9名分の人件費7,144万6,000円、負担金、補助及び交付金が513万3,000円、公課費の消費税が826万8,000円などで、一般管理費であります。

2款の施設管理費は7,660万7,000円の計上で、対前年度556万8,000円、6.8%の減額であります。減額の主な要因は、浄化槽管理に係る薬液等の原材料費の減額であります。9月補正で計上いたしまして、浄化槽の改修工事が終わり、機能回復が図れる見込みとなっております。その関係から薬液等が減ったものであります。施設管理費の主なものは、燃料費、電気代、修繕料の需用費関係が6,290万、浄化槽余剰汚泥堆肥化委託等の委託関係が595万4,000円、備品購入費が346万5,000円などであります。施設整備関係では、豚の係留所プラットホームの排水溝の工事を126万で予定をしているものであります。

3 款公債費は、2,304万3,000円の計上です。対前年度95万4,000円、4.3%の増額であります。現在の借り入れ数は5口でございます。

4款積立金は、財政調整基金積立金で存目計上でございます。

5款予備費は、前年度同額の500万円の計上でございます。

5ページをごらんください。

ここは平成22年度の食肉センター特別会計の決算見込みであります。

豚が16万頭、牛4,500頭の屠畜頭数を見込んだことから、歳入合計は2億8,925万3,000円、 歳出合計は2億4,093万6,000円となる見込みであり、収支差し引き4,831万7,000円の繰り越 しとなる見込みでございます。

以上、議案第29号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 伊橋秀和君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、議案第30号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 宮薗博香君登壇〕

○東陽病院事務長(宮薗博香君) 議案第30号 平成23年度横芝光町病院事業会計予算の補足 説明をいたします。

資料につきましては、資料ナンバー7の平成23年度病院事業会計当初予算(案)の概要により説明させていただきます。

まず最初に、2ページをごらんください。

予算(案)の概要ですが、医療情勢は、依然、厳しい状況が続いておりますが、東陽病院 基本理念である地域医療の向上を目標に、安定的な医師、看護師等の確保に努めるとともに、 さまざまな経営の改善策を進めているところであります。

平成23年度の予算編成では、新患外来の継続実施や人間ドック等の健診事業をさらに充実

させることとし、患者数を見込み、収益を算出いたしました。費用では、業務委託による経費の削減等、効率的な運営を行うことにより、必要最小限の経費を計上いたしました。

続きまして、1ページをごらんください。

上段、1の収益的収入及び支出予算につきましては、予算総額を収入支出ともに12億804万4,000円計上いたしました。前年度に比較して、金額で1,038万4,000円、率で0.9%の増であります。

収入の基本となる1款1項の医業収益は、入院の1日平均患者数を一般病床で31人、療養病床で34人を見込みました。また、外来の1日平均患者数は183人見込みました。その他、救急医療に係る一般会計繰入金及び健康診断事業等の収益のほか、介護保険利用者の訪問看護収益や室料差額収益等で、総額7億9,153万7,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、金額で8,631万6,000円、率で9.8%の減となっておりますが、今年度の実績見込みと来年度実施予定の空調給湯設備改修工事期間中の入院を考慮したものであります。

1款2項の医業外収益は、運営費不足による一般会計繰入金及び匝瑳市からの負担金に加え、患者外給食収益、売店収益等で4億1,650万5,000円を計上いたしました。

1款3項の特別利益は、存目計上でございます。

次に、支出につきましては、支出の大半をなす1款1項の医業費用の総額は、11億7,232万8,000円を計上いたしました。内訳を申し上げますと、給与費として医師、看護師、医療技術員、事務員、労務員合わせた正職員87人分のほか、パート医師やパート看護師等の臨時職員の人件費を見込みました。また、材料費として、診療に必要な薬品、医療材料及び入院患者の給食材料等を見込んであります。経費では、診療以外に係る消耗品や電気、重油等の燃料費関係、各種機器のリース料及び保守点検料、各種業務委託料が主なものであります。そのほかには、固定資産に係る減価償却費、医学雑誌や学会等の経費、介護保険事業としての訪問看護に係る経費等を計上いたしました。

1款2項の医業外費用の総額は、3,469万6,000円の計上です。支払利息及び企業債取扱諸費として、長期資金利子償還金10件分を見込んであります。そのほかでは、患者外給食費用や売店費用等を計上いたしました。

1款3項の特別損失は、存目計上です。

1款4目の予備費の総額は、例年どおり100万円を計上いたしました。

続きまして、中段、2の資本的収入及び支出予算につきましては、収入総額5億1,064万6,000円で、前年度比は額で3億8,511万9,000円、率で306.8%の増です。支出につきまして

も、支出総額は5億7,579万7,000円で、前年度比は額で3億8,596万6,000円、率で203.3% の増です。

なお、収入額が支出額に対して6,515万1,000円不足していますが、これは損益勘定留保資金で補てんするものといたします。

それでは、収入から項ごとに説明いたします。

1款1項の企業債2億9,311万6,000円は、病院の空調給湯設備改修工事に伴うものです。

1款2項の出資金1億840万8,000円は、企業債償還と建設改良分による一般会計からの出資金と匝瑳市からの企業債償還金であります。

1款3項の補助金1億912万2,000円は、空調給湯施設改修工事に係る成田国際空港株式会 社からの助成金であります。

次に、支出ですが、1款1項の建設改良費4億1,789万6,000円は、整形外科用手術台の器 械備品購入費と空調給湯設備改修工事費であります。

1 款 2 項の企業債償還金 1 億5,790万1,000円は、企業債 9 件分の償還金であります。 4ページをごらんください。

次に、繰入金の状況ですが、3条の収益的収入で4億3,246万4,000円、4条の資本的収入で1億840万8,000円、合計で5億4,087万2,000円という状況になっております。

以上、議案第30号 平成23年度横芝光町病院事業予算の補足説明とさせていただきます。 慎重審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 宮薗博香君降壇〕

○議長(野村和好君) 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

◎休会の件

○議長(野村和好君) 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月7日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認めます。

よって、3月7日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村和好君) 本日の日程はこれをもって終了します。

3月8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時57分)

平成23年3月横芝光町議会定例会

議 事 日 程(第2号)

平成23年3月8日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

欠席議員 (なし)

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	Ш		忠	君
3番	實	JII		隆	君	4番	Ш	島		仁	君
6番	若	梅	喜	作	君	7番	Ш	島	富 =	上 子	君
8番	鈴	木	克	征	君	9番	野	村	和	好	君
10番	山	﨑	貞	_	君	11番	伊	藤	圀	樹	君
12番	嘉	瀬	清	之	君	13番	Ш	島		透	君
14番	鈴	木	唯	夫	君	15番	八	角	健	_	君
16番	Ш	島	勝	美	君	17番	越	JII	輝	男	君
18番	越	Ш	洋	_	君						

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	齊藤隆君	副 町 長	鈴木	孝 一 君
総 務 課 長	林 英 次 君	企画財政課長	林	新 一 君
環境防災課長	伊藤定幸君	税務課長	高 埜	広 和 君
住 民 課 長	若梅操君	産業振興課長	土屋	文 雄 君

都市建設課長 小 堀 正 博 君 福 祉 課 長 実 川 裕 宣 君 健康管理課長 椎 名 幸 司 君 食肉センター 伊 橋 秀 和 君 東 陽 病 院 官 薗 博 香 君 会計管理者 山 本 照 男 君 教 育 長 井 上 哲 君 教 育 課 長 高 蝶 政 道 君

社会文化課長 五木田 桂 一 君

職務のため出席した者の職氏名

局 長 川島重男 書 記 椎名圭子

◎開議の宣告

○議長(野村和好君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(野村和好君) 日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

◇ 越 川 洋 一 君

○議長(野村和好君) 通告順に発言を許します。

越川洋一議員。

[18番議員 越川洋一君登壇]

○18番(越川洋一君) おはようございます。

日本共産党の越川洋一でございます。

通告の2点について一般質問を行います。

最初に、地域主権改革についてです。

政権交代から1年半、民主党政権への期待は幻滅から怒り、そしてうんざりに変わってきております。わずかの間に自民党政権とうり二つになってしまいました。国民の間には、政治と社会に対する閉塞感が漂っております。その根っこにあるものは、国民の暮らしの願いよりも、アメリカの意向、財界大企業の要求を優先させるという、古い政治の枠組みが行き詰ったところにあるんではないでしょうか。

今、地域経済と地方自治は深刻な危機状態にあります。長年の自民党政治の行き詰まり、 構造改革の名による新自由主義の経済政策、住民の福祉と暮らしを破壊し、地域経済の担い 手である中小企業、地場産業、農林漁業に深刻な打撃を与え、地域間格差を拡大し、地域経 済の衰退を加速させております。

そうした事態のもとで、自治体が住民の福祉と暮らしを守る仕事を果たさなければならないにもかかわらず、地域主権改革といって地方自治体のまともな機能を破壊しつつある、そういうふうに思います。

この間、三位一体の改革、合併の推進、官から民へのかけ声の行政改革が進められてきま したけれども、これに対してどう評価をし、齊藤町長はかかわろうとしているのか、まず伺 います。

財界の要求にこたえる自公政権の地方分権改革、これを引き継ぐ地域主権改革は、憲法と地方自治の精神を踏みにじり、福祉などの最低基準を定めた義務づけ、枠づけの見直しによって国の社会保障制度への最低基準の保障責任を解体し、住民福祉の機関としての自治体の機能と役割を弱めること。道州制を視野に入れた自治体の広域化で、大企業が活動しやすい条件をつくること。地方政府基本法の名で、二元代表制を否定し、地方議会の形骸化、住民自治の破壊・縮小を目指そうとしております。この地域主権改革をどう受けとめ、具体化しようとしているのか尋ねます。

我が党は、憲法と地方自治法の精神に立って、住民福祉の機関として地方自治体の機能と 役割を取り戻さなければならない、このように主張しております。

主人公である住民に対して、国の政策の押しつけに基づき、その下請け機関としての役割を果たしていくのか、地方自治破壊を許さず自治権拡充の道を追求するのか、自治体の役割と責任をどのように考え政策化しようとしているのか聞きます。

幹部職員のあらかたは、これまでの国・県の施策の指導に忠実な行政運営をしてきたんではないでしょうか。それが民主党政権であれ、自公政権であれ、しかしながら、すべては住民のためにという概念を行政運営に持ち込むと、いろいろな場面で多くの矛盾、問題にぶつからざるを得ないというように思います。

町民への不利益の拡大、権利の侵害、自治や福祉の縮小、要求の後回しなどは、町民を町政から遠ざけ、協働のまちづくりは絵にかいたモチになりやしませんか。そこを齊藤町長、あなたが政治理念と公約に基づいて主導する、リードすることによって齊藤町政の政策、まちづくりの形と方策が出てまいります。前町政を批判した立場と内容は、結果としておのずから明らかになるというふうに思います。どれほどの違いがあるんでしょうか。政治家としての姿、指導力が今、現実に問われております。

就任して1年余り、国・県機関とのかかわりの上でどんな政策検討をしてきたのか、末端 行政の長として、住民本位と異なる場面で、どんな悩み、模索が努力されてきたのか、行政 運営の基本を語ってきたと言えるのか、その内容を述べていただきたいと思います。それは、 地方自治をどうとらえ、向き合っているのかということでもあります。

TPP問題についてです。

新聞五大紙を初め主要なメディアは、開国に乗りおくれるなとばかりの論調を垂れ流してきました。全国各地でのTPPへの反対の集会が燎原の火のごとく広がり、世論も大きく変わりつつある局面となってまいりました。3月2日に開かれたTPP参加阻止千葉県民集会は、JAなど13団体が主催し、2,000人が参加をして大きく成功いたしました。来賓としてあいさつに立った我が党の志位和夫委員長は、国会の代表質問、予算委員会での論戦で2つのことがはっきりしたと、そしてこういうふうに述べました。

1つは、TPP参加と食料自給率向上は、絶対に両立しないということです。TPPは、例外なしの関税ゼロの仕組みです。これに参加すれば、農水省の試算でも、食料自給率は40%から13%に、日本の米の90%が壊され、農林水産業の生産は4兆5,000億円も減少すると。民主党政権は、自給率を50%に引き上げるとしておりますが、自給率50%と関税ゼロがどうして両立できるのか。

これに対して、菅首相は、農水省の試算は何もしない場合のものであって、大規模化と戸別所得保障の2つをやれば両立できると答弁したわけですけれども、志位さんは農水省の試算を突きつけまして、どんなに大規模化しても、平均耕地面積100倍のアメリカ、そして1,500倍のオーストラリアとの競争は不可能。関税を撤廃したら、巨額の税金を投じて差額を補正したとしても、食料自給率の低下は避けられない。政府自身が言っているのにと迫ると、答弁不能になったということであります。

第2に、TPP参加によって、日本は経済主権を丸ごと失うことになるということです。 TPPは、非関税障壁の撤廃もあります。

その内容は、牛肉BSE対策で、日本の月齢制限など規制を緩和しろ。米輸入の際の安全 検査を緩和せよ。ポストハーベストの食品添加物の表示をやめよ。有機農産物の殺虫剤・除 草剤の残留を認めよ。冷凍フライドポテトの大腸菌付着を認めよと、農薬入りの米、大腸菌 つきのポテトを食えということであります。

さらに、医療の規制緩和、労働の規制緩和、郵政民営化など、金融の規制緩和を行えというものです。平成の開国といいますが、食と農を壊す亡国の政治、米国に主権を売り渡す売 国の政治がTPPの正体であります。

志位委員長は、自国の食料は自国で生産する食料主権に立った貿易ルールを確立しようと訴えて、大きな賛同の拍手を受けたわけであります。このようにこの集会の様子が報道されております。

TPPへの参加に明確に反対の立場に立つ齊藤町長は、全国各地に広がる反対の輪、反対

の行動、TPPは農業だけでなく全国民にかかわる、国の形を変え、壊すことにつながる重 大な内容だという認識はあるんでしょうか。

これを阻止するためには、運動で世論の潮目が変わってきたとはいえ、本当のことを知らない町民が少なくありません。何としても、かけがえのないふるさと、この町を守り、発展させるために、シンポジウムや、町民がこぞって学習する機会を町主導で準備することを提案をいたします。

今、地球的規模での食料不足や穀物価格の高騰が消費者国民にのしかかろうとしております。そのときに、国の存立の基盤である食料と農業生産、豊かな自給力がありながら、これを壊してしまう。TPP反対を全町民の一致した見解にしようではありませんか。重ねて答弁を求めます。

[18番議員 越川洋一君降壇]

○議長(野村和好君) 越川洋一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。 町長。

[町長 齊藤 隆君登壇]

○町長(齊藤 隆君) おはようございます。

越川洋一議員のご質問にお答えいたします。

なお、あらかじめいただいております通告に従いましてご答弁を申し上げます。

初めに、地域主権についてでありますが、まず地域主権改革をどう受けとめているかとのご質問については、地域主権改革とは、平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱の中で、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」と定義づけられており、この大綱では、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面、講ずべき必要な法制上の措置、その他の措置を定めるほか、今後、おおむね2年から3年を見据えた改革の取り組み方針を明らかにすることとなっております。

主なものとしては、1点目が、国が法律で細かく基準を定めて自治体の仕事を規制する義務づけ、枠づけの見直し。

2点目が、住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体にゆだねるという補完性の原則 に基づく基礎自治体への権限移譲。

3点目が、二重行政の無駄、地域・住民ニーズに柔軟に対応できないといった問題を解決

するための国の出先機関の原則廃止。

4点目が、国が地方自治体に支出する資金で使途を特定している国庫支出金、いわゆるひもつき補助金の一括交付金化などとなっています。

この改革を進めることにより、地域の住民が、みずから暮らす地域のあり方についてみずから考え、主体的に行動することとなり、地域の自主性と責任において事務事業を進めていくことができる点では一定の評価ができると思いますが、現在、国会審議の混乱により、地域主権改革に関する法案などは成立しておらず、具体的には何も実現していない状況にあります。

今後、改革の実現に向けて大綱に盛られた項目を速やかに実施していかなければならない と思いますが、一括交付金化や出先機関の廃止は各省庁の抵抗などにより展望が開けない状 況のようですので、今後の動向を慎重に見ていかなければならないと考えております。

次に、市町村合併、三位一体の改革、行政改革など地方分権をどう見てきたかとのご質問にお答えいたします。

初めに、市町村合併についてでありますが、市町村合併は地方分権の進展、財政状況の悪化、広域的な行政課題や少子・高齢化社会などに対応し、基礎自体としての行財政基盤を強化するため実施したものであります。合併に際しては、住民アンケートや説明会などを実施し、多くの町民の皆さんのご意見を伺うとともに、議会の皆様などにも参加していただいた合併協議会も何度となく開催しており、内容についても積極的に情報を公開してまいりました。

市町村合併は、財政基盤が脆弱な自治体にとって、町の将来を考えたときに、現行における最善の選択であったと認識しております。

次に、三位一体の改革についてでありますが、この改革の影響が当町の財政に端的にあらわれたのが、平成19年度の個人町民税と所得譲与税の決算額でした。所得税率と町民税率の改正、いわゆる税源移譲により、平成18年度と比較すると個人町民税が2億1,900万円の増、所得譲与税が1億9,200万円の皆減となりました。三位一体改革は平成18年度をもって区切りがつけられましたが、改革後は町の責任において税収を確保しなければならず、町税対策の強化が必要であると認識しております。

次に、行政改革についてでありますが、国の行政改革推進法の理念に基づき、簡素で効率 的な行財政システムを構築し、自治体がみずからの行財政運営について透明性を高め、公共 サービスの向上に努めるべく、平成18年に横芝光町行政改革大綱及び定員適正化計画を策定 し改革に取り組んでまいりました。

計画については、平成18年度から平成22年度の5カ年で推進してきたところですが、本年度で計画期間が終了するため、去る1月17日に行政改革推進委員会を開催し、委員の皆様に、行政改革大綱に掲げた集中改革プランや定員適正化計画の実績報告をさせていただいたところであります。

当初計画した集中改革プランについては22項目ありますが、指定管理者制度の導入、業務委託の推進、給与の適正化、組織・機構の見直し、情報化の推進など、経費の削減や事務効率の向上が図られ、多くの項目で一定の成果が出ているものと認識しています。

また、定員適正化計画では、5年間で20人の純減を目標に掲げて推進してまいりましたが、 施設の統廃合や新規採用の抑制などにより合併時と比較して32名を減員することができてお り、計画を大きく上回る成果があったと考えております。

なお、集中改革プラン及び定員適正化計画については、第2期の5カ年計画を委員会でご 協議いただき策定いたしましたので、引き続き簡素で効率的な行財政運営を目指して行政改 革に取り組んでまいります。

次に、こうしたもとでの自治体の責任と役割とすべては住民のためにという理念の具体化の関係をどう考えるかについてでありますが、地方自治法の規定では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあるように、地方自治体には住民の暮らしを守っていくという大きな責任と役割があると認識しております。そのため、法令に基づくサービスの提供、住民ニーズに対応した政策の立案・執行、情報の公開などを実施しているところであります。

また、町民の皆さんのご意見を伺いながらサービスの向上に努めていくことが地方自治体の長としての責任であると思いますが、人口減少時代を迎え、厳しい財政状況が続く中で子育て支援や高齢者対策、膨らみ続ける医療費など多くの課題が山積しており、すべての要望におこたえすることはできませんが、行政改革などを積極的に行い、より効率的な行財政運営を推進していくことも住民福祉の向上につながっていくと考えております。

なお、地域主権改革などが進んでまいりますと、規制の見直し、権限の移譲などが行われ、 地方公共団体の判断や責任はますます重大になってくると思いますので、今後の国の動向を 注視するとともに、地域の実情に合った適切な施策を講じて住民サービスの向上を図ってい きたいと思います。

また、私が選挙で掲げた「すべては町民のために」という理念の具体化の関係では、選挙

公約に掲げた5つの項目を実現していくことが町民に対する責任であると考えており、実現 に向けては全職員が一丸となって取り組んでおりますので、議員の皆様にも引き続きご協力 いただきますようよろしくお願いいたします。

続いて、TPP問題についてお答えいたします。

初めに、6月を期限に強引に進める政府に対して自治体の意思を表明するときとのご質問についてでありますが、12月議会でもお答え申し上げましたとおり、農業を基幹産業とする当町にとって大変深刻な問題であることから、到底受け入れできるものではないと考えております。昨年12月1日に開催された全国町村長大会において、TPPに関する特別決議の形で政府に対しTPP反対を明確に表明しております。

また、ことしの2月8日に開催されました千葉県町村定例会においても、TPP参加反対の決議をいたしております。

次に、全国各地の反対集会、問題が農業だけでなく全国民にかかわり、国の形を変え壊す 重大な問題だという認識はあるかとのご質問でありますが、現在のところ、農林水産省が発 表した農業生産等にかかわる影響試算が大きく取り上げられ、全国の農業関係者団体などの TPP参加阻止運動が前面に出ている状況にあることから、農業生産にかかわることだけが TPPの影響を受ける分野であるかのように思われがちですが、その他の分野においてもそ の影響は大きく、厚生労働省労働政策審議会の中でも、いまだ完全失業者が300万人以上存 在する雇用情勢の中で、TPP参加による単純労働者の受け入れなど外国人労働者の受け入 れ範囲が安易に拡大されることにより、国内労働者との競合や外国人労働者との入れかえが 進み、低賃金労働者を生み出す懸念があることや、看護や介護分野においても約55万人の潜 在看護職や約28万人の潜在介護職といった未就労有資格者が存在し、就労の意思があるにも かかわらず、未整備の労働条件のために継続就労をできない状況にあることなどが討議され ており、厚生労働省としても、単純労働者など外国人労働者の受け入れ範囲の拡大は国内労 働市場に悪影響を与える懸念があり、引き続き慎重に対応したいとしております。

これらのことから、非関税障壁も含めて取り払うこととなるTPPの問題は、農業分野だけでなく金融や保険、郵政、医薬品、労働分野にもかかわる国民全体の大きな問題であると認識しております。

次に、国土、地域経済、環境、住民の命と暮らしに大きくかかわる問題だから阻止しないととのご質問についてでありますが、TPPの問題の認識の中で申し上げましたとおり、TPP参加については、国民生活全般にかかわる問題であり、国民的議論を経た中で決定され

るべきものと考えております。したがって、今後とも町村会などを通して国民的議論を経た 中で決定されるよう要望してまいります。

次に、内容を住民に知らせる努力、そのためのシンポジウムや町民に呼びかけての学習、町民集会の開催に関するご提案については、現在も行われている会議や総会などでTPPにかかわる影響などを周知しておりますが、今後とも同様の会議などの機会をとらえて、内容の周知を図っていくことで対応をしたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 答弁をいただきました。地域主権改革についてでありますけれども、 地域主権改革は、1999年の地方分権一括法施行から中身が引き継がれているというふうに思 います。この間、生活保護制度の水準の切り下げ、国保の保険証の取り上げと今度は広域化 の問題。介護保険制度では、住民を福祉から排除する問題。三位一体改革による就学援助金 制度の廃止、一般財源化。交付税の削減は、職員の定数削減につながって、当町でもかなり の定数削減をいたしているわけです。

非正規雇用化と民間委託、民営化の推進という面では、公務サービス、例えば給食への派遣の増大、業務委託。保育園給食に、保護者の意向を軽視しての外部委託の導入。それから、市町村合併をすれば権限も財政力も強まり、住民福祉の向上ができるとしましたけれども、合併は住民サービスの切り下げが進められたというふうに思います。先ほどの答弁で、税源移譲という面、答弁がありましたけれども、合併がよかったか、悪かったかの検証はこれからの交付税を中心にした国からの交付金、そういったものの動きも見なければならないというふうに思います。

それから、人員定数の削減により住民の声が自治体の政治に届きにくくなったのも問題だ というふうに思われます。

後期高齢者医療制度の導入と広域連合化。国保税・住民税滞納解消として、地方税回収機構をつくっての差し押さえの強化。子ども手当、給食費の差し押さえの推進。保育における一般財源化。今度の子供子育で支援システムによる、国と自治体が保育に責任を持つ、そういう制度を壊そうとしているわけであります。

これが、地方分権として、あるいは地域主権改革としてこれから進められようとしている 内容でありますけれども、もう一回、この間を振り返って、どのように考えるのか、改めて 町長の見解を尋ねます。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 合併についての検証、それから地方分権改革についてのさまざまな問題が今、越川議員から取り上げられました。

当初の通告にいただいた生活保護制度の切り下げ、国保の関係、就学支援制度のものについては逐一、詳しくとなれば担当課長からご説明をさせますが、今お話をいただいたようなもの、さまざまについての検証というのをやはりしなくてはいけないと考えております。

合併をして5年となる中、今も国からの交付金の動きなどについては、先日の全員協議会でもお示ししたように、財政推計をまた見直してしっかり行うこと。それから、合併の特例期間と言われました10年間が終わる平成27年まで、それから激変緩和期間と言われる28年から32年までの5年間、そして本当に一つの自治体としてなった33年以降の見通しというものをきちんとつくっていかなくてはいけないと考えております。

合併によってバラ色の未来がというのは、すべてがバラ色の未来というわけではないとは 思いますけれども、合併の優等生と言われました丹波篠山市のように、合併の先進地として 華々しく取り上げられたものの、その後の施策の中ですべてを盛り込み行ったことにより、 現在、自治体としての運営が厳しくなってしまっているという実例もございます。

横芝光町としますと、合併をしたものの、それらのすべてのものを手をかけたわけではなく、ある程度、制限をしてこの5年間来ていると思っておりますので、そのような、丹波篠山のような例にはならないと考えております。

また、合併自体については、私も旧横芝町議員の時代に、国から来る合併に関する勉強会などでも何度か質問もさせていただきましたけれども、越川議員が先ほどお話をされたように、道州制を見据えた中での合併というものも当初は説明の中で出ておりました。その説明の中では、道州制を前提とすると、千葉県は4つの自治体でいいと、非常に極端な例まで出ておりました。ただし、4つの自治体となると、千葉県を4つとなりますと、この地域というのは印旛、香取、海匝、山武が1つになるという案でありました。残りの3つというのが東葛、千葉、市原、それから茂原から以南の房州地区です。その4つの自治体で千葉県をフォローし、道州制にいくというのが最終的な合併の姿であるとも説明の中ではありましたけれども、小さな自治体でやはり地域に目が届くという部分も必要ではないのかなというふうのは感じたところでありました。

また、合併協議においてさまざまな今、取り上げられたものも合併協議会の中でいろいろ

議論されてきたわけでありますけれども、私も16回行われた合併協議会すべて傍聴させていただき、その間、話の流れも見てまいりました。そんな中で、この合併については前向きに私としては考えてきたわけであります。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 合併について言えば、私は、政府はこの町村合併は最高の行政改革だと言っているわけです。結局、地方に補助金負担金、地方の交付金を出さなくても済むという形をつくるために、財界の意向に基づいて合併が進められたと。それも、期限を区切って半ば強制的に進められたわけです。

当町の場合には、合併の経緯は、匝瑳のほうとの合併と山武のほうとの合併というのが、 非常に右往左往して進められたわけです。そこでは、本当に郡境を越えた、町民の意見、こ うしたものを十分踏まえたものではなかったというふうに思うし、合併そのもの自体が住民 の福祉の向上のためにつながらないということで、私は反対の住民投票までやったわけです よ。

町長が言われるように、例えば財政問題で見ても、合併して10年間は一本算定で、前の2つの町にふさわしい交付税を交付しますよと。しかし、10年たったら段階的に5年間で漸減させて、1つの町としての交付税にしますよと。当町にとっても一番頼りの税源である交付税がそういう形になるということですから、今、33.5%を負担しながらやっている合併の特例債を使っての事業です。こういったものの返還もちょうどぶつかってくると。1つの町としての新しい交付税の交付される時期と特例債事業の償還金の返還がぶつかってくるという、こういう厳しい事態を目の前にして、住民の要望は多様化して、住民福祉の向上充実をいよいよ急がれているというときなんです。

ですから、大いにこの間の合併を検証するという、町行政の内部だけでなくて、町民はどう受けとめて、どう考えているのか、このことを十分に掘り下げる必要があると思うんです、合併については。つまり、あなたも言ったように、財界は、道州制まで行けと、こういうふうに言っているわけですよ。政府もやはり道州制というのを一部、頭の隅に入れた運営をしているわけです。ですから、これまでの合併が何であったのかということをしっかり検証しないでそういう方向に行くことは、一層、行政が町民と離れていってしまうという危惧を持つわけです。その点、いかがでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 国の説明の中で、道州制を見据えた千葉県4自治体という案もありま

したけれども、それに行かなかったというのがやはり地域の考えであったと思っております。 やはり、いきなりそういう大きなものにはならないという判断がされたのが今回の合併であったと思います。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 地域主権改革については、民主党政権の、菅政権がどこまでもつかどうかという問題もありますけれども、動向を見守るというお話でしたけれども、そういった中で、自治法の規定に沿って住民の福祉を守る機関なんだと、そういうことは認識されているようですよね。暮らしを守る責任と役割があると、そういうふうに言っていますけれども、そういう観点で国・県が進めてきているこの政策を見れば、あなたが、すべては住民のためにということになれば、住民の不利益が、実際にそういう施策も進めなければならないというところでの悩みというか、苦悩というか、これは非常にあると思うんですよ。そういう点では、現実にどうなんですか、聞いておきたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 合併をした、しないをちょっと私なりにも研究はしております。

平成15年、16年の旧横芝の時代の予算書、決算書などを見比べてきて、現在、横芝光町が行っているサービスと比べてみた部分があります。その中で、特に国保に関する特別繰り入れであるとか、そういうことが合併をしたおかげでできているという部分もあります。

それから、財界のというお話がありましたけれども、そこの部分については、私としては そこまでは考えておりません。地域の住民の声としてこの合併がなったというふうに考えて おります。

と申しますのも、例えば千葉県内の合併の案というものがありましたけれども、この山武郡、匝瑳郡、この近隣を含めましても、少なくとも7つの合併案がありました。先ほど越川議員がおっしゃいましたように、匝瑳郡としての合併、また山武郡としての合併、また今回のように郡域を越えた合併、また成田市まで含めた広域的な合併、さまざまな合併の組み合わせの案があった中でこの横芝光町が誕生したと思っております。

郡域を越えた合併につきまして、町民の皆様方の中に多大な、今までと違うという部分についての困惑等あるのは承知しております。それにつきましては、さまざまな場面で情報提供をし、その違いの部分を埋めていこうというふうな努力をしております。

郡域を越えた合併というのは、もともとは上総、下総の国を越えた合併だとも言われたことがありました。国を越えた合併、決して悪いものではないんじゃないかなと私は個人的に

考えております。

ドイツの例を見ますように、東ドイツと西ドイツのように、戦後、ベルリンの壁で隔てられていた国が、ベルリンの壁の崩壊とともに一つの国となった。東ドイツ、西ドイツ、制度の違いも乗り越えての合併であります。現在、ドイツ、どうでしょうか。全世界の中で、G8の中でも非常に発言力を持っている国になっております。制度の違う国が合併したドイツ、また郡域を越えた、古くは上総、下総と国の違う旧光町、旧横芝町が合併した横芝光町、1足す1が3にも4にもなる合併になるんであると私は信じております。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 合併の話はいいんだけれども、次の質問に答えていないよ。

地域主権改革に対して、憲法と地方自治法の精神に立てば、政策転換をしなければならない、これは求めならないというふうに考えるわけです。住民の福祉と暮らしが壊されて、貧困と格差が広がるもとで、自治体の役割、住民を守る防波堤としての役割、それから、あなたが言うように、住民福祉の機関としての自治体の機能と役割を果たすというのが本来の自治体の仕事なんですよ。私もその点は、基本理念は一致するのかなと思ったんですが、実際にこの間の住民に対する施策の中身を見ると、やはりこういうふうに言ってしまえば、大きな矛盾や苦悩があるんじゃないかと思うんですが、あなたはそのことを全然答えていない。TPPの問題もあるんで、簡単にその点、答えてください。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 政策面でいいますと、先ほどもちょっと国保の例を出しましたけれど も、法定外繰り入れをできるようになったりでありますとか、この合併によって住民の生活 を守る中ではかなり効果があったものと考えております。

矛盾に関しての部分でありますけれども、矛盾というのは、何をもって矛盾といったらいいのかわかりません。ただ、1つ私の考えとしては、住民サービスを維持するということは、現在、合併をしたことにより維持し続けられているというふうに考えております。ことしになってからの私の考えでは、とにかく住民に対して役場というのは、サービス業であるという観点でもって住民サービスすべてに当たるというのを職員に徹底しているところであります。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 名古屋の河村市長、今、市長選挙をやっているわけですけれども、 二元代表制というのが大きな問題になっています。首長というのは、その地域の多数の声の

代表であると思うんです。議会というのは、多くの住民の多様な意見の反映だと思うんです。 この首長と議会が、双方が住民から直接選挙で投票で選ばれて、このチェックアンドバラン スの関係をとって、議論をし尽くして、そこから新しい町が生まれると思うんです。ですから、ああいうふうに執行機関が自分の抱える議員をふやそうとか、自分の思いどおりになるような議会をつくろうと、とんでもない話だと。地域主権改革の問題では、最後にこれをつけ加えます。

TPPの問題ですけれども、これは非常に心強くて、横芝光町を背負うあなたと一緒にやっていける問題で、これは大いに頑張らなければならないと基本的に思います。ただ、それを思えば思うほど、多くの町民にTPPとは何なのかということを知ってもらう努力というのが、一番身近で、一番今、大事な要諦だというふうに思うんです。そこでさらに尋ねます。TPPが出てきた背景ですけれども、リーマンショック以来、どんどん景気が落ちた経済を、輸出拡大で挽回するアメリカのオバマ政権の戦略なんです。アメリカにとって農産物は軍事、金融、エネルギーとともに世界支配の重要な戦略物資です。世界中に安く売るために生産コストを下回っている農産物、これを差額と農業補助金で埋めて輸出しているのがアメリカの農業の実態なんです。

もう一つ、かつてブッシュ大統領は農民にこういうふうに演説したそうです。

食料を自給できない国を想像できるかと。そんな国は、国際的な圧力と危険にさらされている国だと。食料は、国家安全保障の問題であり、アメリカ国民の健康を守るために輸入食品に頼らなくてもよいのは、何とありがたいことだと、こんなことを演説しているそうです。これが本当のことだと思います。ところが、4割にまで食料自給率をアメリカの要請に沿って下げてしまったこの日本。これをあざ笑うかのようなとんでもない発言だとも私は思います。

戦後、アメリカは日米同盟ということで、安保条約第2条に基づいてどんどん日本に輸入 拡大を迫ってきました。安保条約第2条には、締約国は、その国際経済政策における食い違 いを除くことに努め、また両国の間の経済的協力を促進すると、いわゆる経済協力条項です よ。これを盾に、輸入の拡大を日本にどんどん迫ってきたというのが歴史なんですよ。

今では、菅首相が言う鎖国と。その鎖国どころか、開かれ過ぎている国になっているわけです。世界一の食料輸入国になっているわけです。ですから、自給率が40%まで落ちてしまった。この中で若者は魅力のない農業を離れていると。働き手が高齢化していると。経営が困難になっていると。安心してつくれるものが何もないと。世界的な穀物の価格が今、引き

上がっている上に、畜産系はなおさら経営困難を余儀なくされているというところに追い詰められているわけですよ。ところが一方では、世界的な異常気象で地球規模の食料不足が警告されているわけですよ。そういうふうな横芝光町の地域農業を考えるときに、国の政策、世界とのかかわりのこの政策が何とかしなければこの地域農業が活性化してこないと、そういう認識は町長はあるか。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) TPPに関する考え方につきましては、先ほどもご答弁させていただいたとおりでございます。農業を基幹産業とするこの横芝光町でありますので、その影響ははかり知れないものがあろうかと思います。

しかし、もう一つ、影響のあるのは農業だけではないというこの事実もつけ加えて私は考えております。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 私が聞いたのは、地域農業がここまで苦境にさらされている原因が、この間の戦後のずっと進めてきた輸入拡大政策であると。それをさらに関税を全くゼロにして、丸裸の人のパンツまで脱がせると、それに等しいようなことをやろうとしているのがTPPだということなんです。ですから、その地域農業が苦しい原因が、そういう輸入拡大政策にあるんだという認識はあるかという、そう聞いておきたいと。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 現在の地域の農業状況が厳しいものの中には、確かに越川議員がおっ しゃるような輸入拡大の部分もあろうかとは考えております。

ただ、反面、輸入により成り立っている畜産業もあります。その点も考えていかなければ いけないことだと思います。

さらに、現在、情報が早いこのIT化も進んでいる中でありますので、この作物がいいという話が広がりますと、一気に全国的に栽培をされる。また、気候、旬というものがなくなるほど現在、栽培技術が進んでおり、1年じゅう、野菜などについては同じものがつくれるというような状況になっているものも、そこに影響の一つにあろうかと考えております。また、地域での担い手不足というものもその中にはあろうかと思っております。

しかし全国には、まだまだ数は少ないものの、この厳しい逆境の中でも農業として、また 農業生産法人、また会社組織まで立ち上げて成功されている方々もおります。この町内でも、 そのような方々を研修に行ったり参考にしながらそれぞれの考え方をしている団体もありま すし、篠本新井地区のように、1地域1法人としてこれに対抗しようということで取り組んでくださっている地域もございます。そのことを申し添えさせていただきたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 地域農業が困難になっている基本的な背景に対する認識が余りにも 少な過ぎるから、大いに勉強してください。心もとない。農業立町の長としては、それでは 本当に頼りがいがないといいますか、これははっきり言いたいと思います。

アメリカの関係では、年次改革要望書ということで、毎年のように日本に対してこれやれ、あれやれということで出されているんです。そんな中で、郵政民営化もそうですけれども、雇用、福祉、医療、あらゆる分野で深刻な事態を引き起こしております。ですから、アメリカの関係では、今度のTPPも日米同盟が背景にあるといいますけれども、基地の押しつけだけでなくて、こういう経済要求も迫っているということが背景にあるということです。

それから、日本経団連の米倉会長は、このTPPの問題について、米国がTPPにしか関心を持っていない現在、TPPがアジアと米国をつなぐものという日本にとって最も重要な同盟国であることから、米国が加盟するTPPに日本も参加すべきであると言っていると。アメリカの財界の利益を守るために進めるというのがTPPの本当のところなんです。

問題は、そういうふうにアメリカと財界に縛られた政治からの脱却の必要性、これを国連に迫っているというふうに思います。地域経済も地域農業も、国土もふるさとを守ることも、国政のあり方を変えることなしに実現しないことであります。TPP問題は、そのことを浮き彫りにいたしました。

今、全国民的運動の盛り上がりで、潮目が変わってきているというように言われております。自治体が農業政策のあり方を考えようとすれば、やはり地方自治体としてやれる枠組みの中でやれるというのが本当に少ないことです。国の政策、これに大きく動かされるわけです。そこで地域農業や食料の安全・安心を考えようとすれば、民主党に対して、国に対して自治体の思いを届けると、それでは末端の農家はやっていけないよという政策転換を求めると、これが大事だというふうに思います。町の議会は、その観点から論議を深めることが国土と環境と経済、国民の暮らし、日本の将来、横芝光町のあり方をつくることにつながるというふうに思います。

もう一度、しつこく聞きますけれども、あなたはそういう認識をお持ちですか。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) TPPに関しましての中で農業政策でありますが、越川議員も今おっ

しゃいましたように、本当に地方自治体でできる政策というのは限られているなというのが 現実であろうかと思います。しかし、そんな中でも横芝光町としては地域の農業を守るんだ という大前提のもとにさまざまな施策も行わせていただいており、またそれに必要な新年度 予算も今回、提案をさせていただいたところであります。本当に、地域でできる政策、それ よりもやはり国の施策に大きく動かされるなというのは越川議員が今おっしゃったのと同じ であろうかと思います。

また、議会でもTPPに反対する意見書というのをご採択いただいておるところでありますが、町村長等としても、全国町村長大会においても昨年12月にも反対の特別決議をしましたし、ことしの2月8日にも千葉県の町村会でも同じような決議をさせていただき、地域としては反対であるという声を国に出しております。それは、12月議会でも同じようにご報告させていただきましたけれども、それは引き続き行っているところであります。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 町の段階で農家の求めるきめ細かな施策を打っていって、何として もこの地域農業を元気あるものにするという、これは大いに進めていただきたいと。しかし、 やはり大きくはこの国の政策の方向に影響される割合が多いわけですから、これに対する船 長としての基本的な見解を、それでは地域農業はだめになっちゃうのをはっきり言うという ことを、今度のTPP問題にとった態度のように、今後、続けていってもらいたいと。

それで、やっぱり世論が変わりつつあります。潮目が変わりつつあると言っています。産 経新聞の世論調査でも、TPPに評価するという声よりも、やっぱりやめたほうがいいとい う結果が大きく逆転してきているわけです。ですから、全国五大紙の論調も変わりつつあり ます。何としても、このTPPは跳ね返さなきゃならないと思います。

よりしっかりしたものにするためにも、やっぱりもっと多くの町民に、これをやられると 農業はこうなっちゃうんだよと、これをやられると環境や景観や地域そのもの、国土がだめ になっちゃうんだよという、その中身を知ってもらう努力というのが一番末端にかかわる機 関として必要だと。ですから、もう一度、何らかの形で、あいさつのときだけで言うんじゃ なくて、何らかの形で学習する、町民ぐるみ学習する。反対する、しないはその個人の判断 ですから、中身を知るという努力をあなたにしていただきたいと、検討していただきたいと。 いかがでしょう。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 町としても、農業を守るんだということが、先日の12月に行われまし

た千葉県町村長大会の場でもそれぞれの町、村がこの地域の産業を守る、そして農業だけじゃなく地場産業、すべての産業、それから医療や労働にかかわるすべての問題であるということで、全国町村長会で反対をしただけではなく、二度も三度もこういうことはやらなくてはいけないということの中から、繰り返しになりますけれども、県の町村会としてもこれをやろうということで行ったわけであります。

また、さまざまな場面であいさつで言っているだけではなく、私もいろいろな説明もさせていただきながらやっておりますので、それにつきましては情報周知に努めていきたいとは思います。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 町民ぐるみで学ぶということを検討してくださいね。お願いします。 ありがとうございました。私も長い間、議員としてお世話になりました。 以上です。(拍手)
- ○議長(野村和好君) 以上で越川洋一議員の一般質問を終わります。 ここで休憩とします。

再開は11時10分とします。

(午前10時59分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◇ 森 川 忠 君

○議長(野村和好君) 一般質問を続けます。森川忠議員。

[2番議員 森川 忠君登壇]

○2番(森川 忠君) それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、森川忠が、 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は任期中最後の質問ということでありますが、町長、執行部の方々には明快なご答弁 をお願いいたします。

冒頭、さきのニュージーランド大地震では、日本人を含む多くの方が犠牲になられまして、 心より追悼の意を表し、またお見舞い申し上げたいと思います。 それでは、質問に移らせていただきます。

大綱5点でありますので、第1点目、行政関係で、町民の皆様の声について。

当選後10カ月が過ぎ、町長の行政運営等に対してさまざまなお声が届いているかと思います。特に、一体感がなく、ぎすぎす感さえあるようにも言われております。そのような声に対しまして、町長としてどのように感じておられるのかお伺いいたします。

また、町長におかれましては、自己評価や反省点など、また今後の予定、計画等あればお聞かせ願いたいと思います。

次に、ホームページの「町長への手紙」についてですが、町民の声と重複する部分があろうかと思いますが、情報公開を標榜されておられる齊藤町長にはどのようなご意見があるのか、お答えできる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

そして、匿名も選択できるような方法とされ、真に町民の声を聞くべきと考えますが、ご 所見を願います。

続いて、ホームページでございますけれども、トップページは、合併後ずっと同じもので、 余り見やすくないとの声もございます。今後、検討され、変える予定があるのか、そして作 成業者の選定はどのようにされているのかお伺いいたします。

バナー広告でありますが、最下部には6枠、以前からあり、2業者、2団体が掲載されております。また、図書館にリンクをいたしますと、これまた12枠が準備されておるわけでございますが、何とそちらはゼロです。バナー広告に関しましては、自治体によってかなり埋まっているところ、あいているところの差が大きく、見た目には埋まっていたほうがよいのではと考えますが、そこで現在のアクセス数、月間で構いません、そして料金を伺い、対応策があれば伺います。

続いて、財政関係です。

町内には、多くの遊休財産、資産がありますが、特に主立ったところでは、横芝中学校跡地、また解体予定の横芝給食センター跡地などがあります。検討委員会の結果も踏まえて、 今後の予定をお教えください。

また、閉鎖後の光給食センターも、どのような跡利用の計画があるかお尋ねいたします。 教育関係では、小・中学校の通学路についてお伺いいたします。

特に横芝地区の通学路は危険箇所が多く、保護者の方々から安全な通学路を望む声がありますが、町ではこの危険箇所を把握されているのかお伺いいたします。

そして、またこの対応策として、通学路指定の変更等は検討されているのかもあわせてお

伺いいたします。

病院関係についてお伺いいたします。

町立の東陽病院は、今年度も医業収入を初め入院患者の減少などで厳しい経営を余儀なく されていることは皆さん周知の事実でございます。町長は、今後、自治体病院としてどのよ うな将来像を目指しておられるのかお伺いいたします。

また、患者様からの声に対して、どのような報告を受け、どのような対応をするのか、ご 所見をお伺いいたします。

最後に、福祉関係では、民生委員の現状についてお伺いいたします。

町内民生委員の地区別委員数、旧横芝、光程度で構いません。そしてまた、その選任方法に当たりましては、どのような方法で選任されているのか。また、問題点等はないのか。特に高齢者の実態把握が、個人情報保護法を理由に困難であるとの声を聞きます。それに対してどのような対応をとってまいるのかお伺いいたします。

以上、改めまして町長、執行部の皆様方には明快なご答弁をお願いしまして、壇上からの 質問といたします。よろしくお願いいたします。

〔2番議員 森川 忠君降壇〕

○議長(野村和好君) 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。 町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長(齊藤 隆君) それでは、森川議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からはいただきました通告に従い、行政関係のご質問のうち町民の声についてと 財政関係のご質問、それから東陽病院の現状と今後についてのご質問のうち目指す自治体病 院の将来像について壇上からお答えをし、その他のご質問については各担当課長から答弁さ せますので、よろしくお願いいたします。

それでは、行政関係の町民の声についてお答えいたします。

初めに、町長はどのように受けとめているのかとのご質問についてでありますが、私は、まちづくりを語ろう会を町内全域で実施したほか、各種団体の会合などのさまざまな場に積極的に参加させていただき、住民の皆様から直接まちづくりへのご意見、ご提言を伺う機会を設けてまいりました。いただいたご意見、ご提案はすぐに取り組めるもの、時間のかかるもの、現状では困難なものもございますが、できるもの、やらねばならないものから順次、町民の皆様のご要望にこたえられるよう努力しております。

次に、「町長への手紙」につきましても、町民の皆様の率直なご意見を伺い町政に反映しようとするもので、皆様のアイデアやタイムリーな情報をお聞きすることができるよい施策と思っております。

議員がおっしゃるように、回答を求められた場合には、状況把握に努め、所管課と協議の上、迅速に対応するよう心がけてはおりますが、内容によってはすぐに回答できなく時間のかかるものもございます。状況をお聞きしたり、現場を確認させていただいた上で回答させていただく場合や、直接説明をさせていただく場合もございます。今後の対応につきましては、より一層スピーディーなお答えができるよう努力してまいります。

次に、匿名も含め真の民意を聞くべきではとのご質問についてでありますが、匿名だから本音が書ける状況もあるでしょうが、反面、匿名だから誹謗中傷や偽った内容を書いてもだれだかわからないというような状況もございます。お名前などはなくても貴重なご意見として拝見させていただいておりますので、この点についてはご理解をいただきたいと思います。続いて、財政関係についてお答えいたします。

初めに、町内遊休資産にかかわる検討委員会の結果公表はということですが、昨年9月に 班長職6人と企画財政課財政班を事務局とする公有財産利用検討委員会を組織し、旧横芝中 学校跡地、旧横芝中学校プール跡地、横芝学校給食センター用地及び建物、光学校給食セン ター用地及び建物の4物件について、その活用方法を検討するよう指示いたしました。

12月13日付で検討委員会から4物件についての活用案の報告があり、内容は、旧横芝中学 校跡地については用地の境界確定と所有権移転、地目変更、道路用地の分筆など登記関係の 準備を完了させた後に、処分を前提とした活用方法を検討する。

旧横芝中学校プール跡地については、公募により処分する。

横芝学校給食センターについては、地目変更登記を先行し、供用廃止後、できるだけ早期 に建物を取り壊し、用地の境界を確定後、公募により処分する。

光学校給食センターについては、建物を行政目的で使用する予定がない場合は取り壊し、 用地の境界を確定後、公募により処分する。

なお、処分には、跡地、借地をしている文化の森公園用地、特に図書館建物底地との交換 も有効であるとするものでした。

1月17日の庁議で、この報告内容について協議をし、検討委員会案を了承したところですが、特に旧横芝中学校跡地については、境界確定や登記事務などの課題を解決しながら、引き続き具体的な方策を検討していきたいと考えています。

また、横芝学校給食センターは、取り壊し費用を新年度予算案に計上しましたが、光学校 給食センターについては排水処理設備や屋上防水などの老朽化が著しいものの、現状のまま 需要の状況を見たいと考えます。現在、特段の予定はありませんが、費用対効果を考慮しな がら利用の判断をしたいと考えています。

続いて、東陽病院の現状と今後についてのご質問の、目指す自治体病院の将来像について お答えします。

森川議員もご承知のとおり、現在の東陽病院は100床の病床のうち55床が一般病床で、45 床が療養病床となっております。町内では唯一の入院施設を有する病院です。患者層は内科 系の高齢者が多い状況ですが、外来受診から入院となる患者のほか、救急で旭中央病院に入 院した方が安定期に入った段階で東陽病院に転院し、引き続き回復に向けた医療を受けられ るケースも多くあります。

また、外来部門では、常勤医師のいる内科、外科、整形外科、婦人科は外来のみならず入院対応もしておりますが、泌尿器科、脳神経外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科につきましては、非常勤の医師により週1から3回の外来診療となっております。これらの診療科目はこの地域には少ないため、町民の皆様の利便性の確保のために、採算性だけではなく、地域医療の充実という観点から開設をしています。

これからも、財政的な負担を考慮しながら、運営検討委員会を初め多くの方々のご意見を伺い、時代のニーズに合った医療を提供すべく努力してまいります。

さらに、医師や看護師を初め病院の運営に必要な医療スタッフの確保に努めるとともに、 職員の質的な向上を図り、町民に愛される病院にしてまいります。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長(野村和好君) 総務課長。

[総務課長 林 英次君登壇]

○総務課長(林 英次君) それでは、森川議員からの行政関係についてのご質問の、ホームページについてお答えをさせていただきます。

1点目の業者の選択とトップページについてでありますが、現在のホームページは、成田市に本社がございます空港関連会社のサーバーを賃借して公開をしております。町ホームページの更新作業は職員が行っておりますが、トップページレイアウトやシステム構成などの変更につきましては、職員では対応できない状況となっております。

議員ご指摘のとおり、トップページに関しましては、合併時から5年が経過していること

に加え、パソコンディスプレイのワイド化に伴いまして、レイアウト構成等について見直しの必要性を感じているところでございます。トップページレイアウトを修正する場合には、付随してホームページ全体を見直すことになり、これには相応の費用負担が生じることとなりますが、昨今の情報化社会におきましてはホームページは町の顔となるべきものでございますので、今後、業者任せにすることなく、町職員みずからの手で作成変更できるよう、職員研修等を通じ技術の習得に努めてまいりたいと考えております。

なお、業者選定については、専門性、特殊性の観点から現在、随意契約により委託契約を いたしておるところでございます。

また、町ホームページのバナー広告につきましては、現在、6枠ある中で2枠の公告掲載があり、この4月から新たに1枠の掲載が予定されております。バナー広告は今では多くの自治体が取り入れておりますが、公告の掲載者にとりましてはホームページへのアクセス件数やバナー広告の見易さが重要であり、金額が高い、あるいは安いによってバナー広告の掲載数が大きく変わるものではないようでございます。

バナー広告は宣伝でございますので、目につくところに張らないと効果が上がりませんので、一般的にはスクロールせずに見える範囲にバナーを張るのがよいと言われております。しかしながら、ページのデザイン上、たくさんのバナー広告を張りつけて、何が公告で何が本文なのかわからないようなホームページでは困りますし、ご質問の中にありましたように掲載者が埋まらない状況もいかがかと危惧しておりますので、ある程度の節度を持って取り組む必要もあると考えております。

参考までに、町ホームページのアクセス件数を申し上げさせていただきますと、平成22年 4月1日から本年2月18日現在で13万2,762件でございます。

インデックスごとでは、町のトップページが13万2,762件でございますが、これ以外には、町の紹介観光で1万4,825件、暮らしのガイドで1万1,494件、公共施設案内1万4,964件、町の運営1万5,560件、防災・災害情報3,762件、このようになっております。

また、バナー広告の掲載料につきましては、当町は町内事業主が月額6,000円、町外は1万円。近隣では、山武市、匝瑳市、東金市が市内、市外にかかわらず同額の1万円、お隣の多古町が近隣では最も安く町内が4,000円、町外が5,000円の掲載料となっております。

以上でございます。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長(高蝶政道君) 森川議員の通学路についてのご質問の1点目、危険箇所等の把握 はしているかについてお答えいたします。

各小・中学校では、職員やPTA役員による学区のパトロール、ボランティアの方々のご協力をいただき、危険箇所の把握をしております。危険箇所については、安全マップによる掲示、学級活動、朝や帰りの会、家庭へのたよりなどで周知を図るとともに、登下校の安全確保について子供たちに指導をしています。

こうした中、現在、横芝小学校南側の道路改良工事が進められており、事業課の都市建設 課で現在の片側歩道から両側歩道に整備することとなっておりますが、工事完成後は道幅が 広くなり、車の往来も激しくなることが予想されますので、通学路の見直しを検討しながら 事業課である都市建設課とも協議してまいります。

また、北海道屋前の3差路から大総方面へ向かう道路なども危険が大きいと認識をしており、町も道路管理者である千葉県に対し歩道の整備を要望しているところでございます。

また、金比羅神社付近の信号機のない場所で国道の横断をしている生徒が見受けられます ので、定められた通学路を通るように児童・生徒への指導を徹底してまいります。

次に、2点目の指定変更等の検討についてでございますが、特に旧北海道屋前の3差路から大総方面へ向かう道路は道幅が狭く、大型車も通ることから大変危険であるため、横芝中 学校では実態調査をし、通学路の変更を検討しているところでございます。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 宮薗博香君登壇〕

○東陽病院事務長(宮薗博香君) 森川議員ご質問の東陽病院の現状と今後について、2点目 の患者の皆さんからの意見はについてお答えをいたします。

東陽病院では、今年度、全職員を対象とした接遇研修の一環として患者アンケートを行った結果、外来患者アンケートは260名、入院患者アンケートは55名の方々から回答をいただきました。

意見の内容は、態度や言葉遣い等の接遇面の意見や、会計までの待ち時間の改善意見、及び施設面でのクーラー温度や駐車場スペース拡大等の改善意見もいただきました。また、地域住民に愛される病院であり続けてくださいなどの期待のお言葉もいただいたところでございます。

これらの意見を真摯に受けとめ、接遇関係につきましては既に患者対応を改善しており、 会計の待ち時間についても、少しでも短縮できるよう業務改善に努めているところでござい ます。また、施設面の改善につきましては予算措置が必要なことから、逐次、計画的に対応 していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、職員一丸となり町民から信頼される病院として精進してまいり たいと考えております。

〔東陽病院事務長 宮薗博香君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、福祉課長。

〔福祉課長 実川裕宣君登壇〕

○福祉課長(実川裕宣君) 森川議員ご質問の福祉関係、民生委員の現況についての1点目、 地区別委員数と選任方法についてお答えをいたします。

民生委員、児童委員については、世帯数をもとに横芝地区29名、光地区22名、合計で51名が、主任児童委員については3名が、いずれも昨年12月より新たに任期3年で選任されております。また、その選任方法は、地区行政総務員より推薦された者、前任者より推薦された者、あるいは地域性により組織がまとまっていない地区もあることから、町が直接交渉し選出する地区などさまざまでございますが、町の民生委員推薦会を経て、知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱しております。

次に、2点目の高齢者の実態把握が個人情報を理由に困難であることが多いと聞いているがについてでありますが、民生委員の情報提供については、平成15年の個人情報保護法の施行以来、規制対象となり得るかについての判断がまちまちで、情報提供に慎重な自治体が数多くあり、当町でも引き継ぎ時に前任者が作成した情報をもとに、後任者は高齢者等の実態把握を行ってきたところであります。

民生委員は、地方公務員法に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当し、民生委員法においても守秘義務が課せられております。一般職の地方公務員とは異なり、個人情報漏えいによる委員への罰則規定がないため、その取り扱いについては当町も慎重な対応をとってまいりました。しかし、民生委員、児童委員には地域住民の福祉の増進、生活支援等さまざまな活動を展開していただいているところであり、その活動の円滑な推進に個人情報の提供は必要なものと考えておりますので、今後、ひとり暮らしの方、高齢者の方などの情報提供を適切に提供できる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔福祉課長 実川裕宣君降壇〕

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) それでは、自席から再質問いたします。

行政関係では、町長にまずお答えいただきましたけれども、栗山川を挟んで上総、下総のまだまだ何といいましょうか、意識が高いと認識しております。早い時期に同一の行政区だと町民みんなが感じるような町長のリーダーシップを期待いたします。ご努力願いたいと思います。

最初に、「町長への手紙」ですが、どうもメールを送った方からお聞きしますと、レスポンスが悪いと、非常に。先ほど、その内容をよく精査され、各課で検討するということがありましたけれども、中には、じきじきに町長へダイレクトメールが行っているという方が多いんです。そんな中、私の提案ですが、あれは「町への手紙」と変えて、町、行政全体で把握しているんだよということを訴えたほうが私はいいと思います。検討されてください。

また、匿名の件ですが、確かに誹謗中傷もあろうかと思いますけれども、真の声となりますと、例えば、町長もブログをやられてコメントの部分はいろいろ私も拝見させてもらっているんですが、あのような方法でもわかるとおり、本当に真の声、また誹謗中傷も確かにあるかと思いますけれども、再度検討されていただきたいと思います。

我が国でも光ファイバーケーブル、町内全域敷設に関しましては、昨年9月、町長を先頭 に町職員、また多くの町民の方々のご協力で目標以上の署名を集められたことに、心より敬 意を表するところでございます。一日も早く町内全域に敷設されることをご期待いたします。

通信の過疎は、若者を代表に、多くの方から見ましても全く魅力のない町になってしまいます。特に、最近、中東で起きております独裁国家が倒幕といいましょうか、倒れまして、そのようになっているという原因はご存じかと思いますが、要はSNS、ソーシャルネットワークサービスです。フェイスブック、ミクシー等で世界じゅうにそのように情報が行ってしまうという、まさにそれが私としては民主主義の第一歩ではないかと思っております。

その署名の結果、NTTのほうからどのような動きがあるのか、おわかりになればお答え 願いたいと思います。

ホームページに関しましては、課長のほうからご答弁いただきましたけれども、ちょっと 余り魅力がないというのが現状かと思います。ぜひとも検討されて、先ほども言われました けれども、町の顔でございますので、検討していただきたいと思います。

バナー広告に関しましては、たしか山武市はバナー広告が右側に載っております、課長、

見られていると思いますが。結構埋まっていますね。やはりスクロールすることなく、トップページで見えるということが私も大条件だと思っています。アクセス数に関しましても、月間、ちょっと計算しますと1万2,000ですか、ちょっと少ないのかなというような感覚もありますが、町長もITに詳しいお方でありますので、このようなことに力を入れていっていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

とりあえず数点のことでお願いします。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) まず、栗山川の挟んでの合併ということで、上総、下総に関しましては、先ほども越川洋一議員のご質問の中でもお答えしましたが、違いがあることがよりプラスになる部分もあろうかと私は考えております。先ほど、壇上でのご質問にあったように、一体感が乏しいんじゃないかというお話もいただきましたが、私も町民の方々から一体感が少ないんじゃないかと、また合併してこういうところが一つになっていないという、いろいろな両極端の話を伺うようになっております。小さな声であっても、少ない意見であっても、そういうものを取り入れながらよりよいまちづくりの参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、「町への手紙」、「町長への手紙」がどうしても現場の確認であったり制度の確認、それからそれに対する対応に時間がかかってしまうという部分がどうしてもございます。普通の携帯のメールのやりとりのような、そんなスピーディーに返信できていないのが現実でありますが、町長への手紙ではなく、町への手紙というのもちょっと検討させていただきたいと思います。

また、匿名につきましては、メールで来る匿名というのは、相手を特定しようと思えばできてしまいます。ただ、その内容の中にはすばらしい提案もあれば、本当に誹謗中傷で、これは何だろうと思うような意見もあります。全部見させていただいておる中で、これは町のためになるものというのを取捨選択して行政運営の中で参考にさせていただいてきているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続いて、光ファイバーの要望活動につきましては、本当に町民の皆様、多くの方々にご賛同、ご協力をいただきまして、目標としていた4,000件を大きく上回って、署名数自体は6,000通を超えました。中にはご家族で書いてくださったりとか重複がありましたので、精査した結果、4,444件という大きな力をいただきましたので、早速、通信事業社のほうに、これは町民の声ということで大きく要望をさせていただきました。その結果、県内では非常

に優先順位が高いという段階には今、位置しております。また、これについては引き続き要望するとともに、本社のほうへも同じような要望をさせていただいているところであります。これについては、通信事業社のほうでも新年度予算の中でということでありますので、23年度になるか24年度になるかという部分はございますけれども、現在、それについて絶対、なるべく早く事業実施してくださるようにということで要望をしている最中でございます。また、結果がわかりましたらば、たくさんの方にご協力いただきましたので、報告をさせていただきたいとは考えておりますが、現在、通信事業社のほうでも予算確保状態の時期にありますものですから、はっきりとした結論はまだ出ていないのが現実であります。

それから、この光ファイバーの要望活動をなぜここまで頑張らなければいけないかと思ったものの中に、森川議員も今、お話ありました、通信過疎というものがあります。工場の誘致、企業誘致を工業団地、また町内のさまざまな遊休土地、かなり広大な土地がありますので、そちらのほうに企業を誘致したいという中で頑張ってきたわけなんですけれども、この光ファイバーというのが最低条件の中に今、位置されています。電気、電話、水道はもちろんなんですけれども、そこに光ファイバーがあるかないかというのが、企業が進出する条件の中の大きなものとしてあります。光ファイバーがないということがわかった時点で、横芝光町を物色していた企業が、もうその時点で引いてしまったというのが昨年あったものですから、これは光ファイバーをどうしても前提にしなければいけないという思いでいっぱいでありました。そんな中で、NTTのほうと地域の要望がどれだけあるんだということの中から出てきたものですから、本当に役場職員一丸となって町民の皆さん方にご協力をいただいて提出させていただいたものでありますので、通信過疎の致命的な部分というのは感じているものですから、全職員一丸となってこれについては当たらせていただきました。本当にこれが協働のまちづくりの第一歩ではないかなと実感したところであります。

それから、IT部門の中でさまざまな情報のやりとりの中で、例えばブログであったりケースブックであったり、ツイッターなどもそうなんですけれども、そういうふうにスピーディーに情報を発信できる道具の一つとして今回、チュニジアやリビア、エジプトなどでこのような大変革をもたらしたものだと思っております。

逆に言えば、町としても、これを利用して、さまざまな情報発信をもっとしていってもいいのではないかなというふうに考えております。広報、防災行政無線に加えて、このIT技術も活用していきたいというふうには考えております。

○議長(野村和好君) 森川忠議員。

○2番(森川 忠君) ITに関してはどんどん積極的に進めていただきたいと思います。

バナー広告は、料金も多少関係あろうかと思いますが、積極的に進めていた、先般、あれ は暮らしの便利帳のように役場の職員の方も一体となってある程度、みずから事業所に赴き、 営業的努力をされたほうがよいかと思いますので、お願いいたします。

続きまして、遊休資産についてであります。

町長のお答えで、中学校跡地も売却される予定、処分ということですが、売却かと思います。それも選択肢の一つでありますが、町民からは多くの意見を取り入れ、あそこは何がいいとか、それもまた検討していただきたいと思います。

光給食センターにおきましては、私も以前、一般質問させていただきましたけれども、町の本当に重要な基幹産業であります農業を中心に、六次産業ということになっておりますけれども、ぜひともそのような方向で使わせていただければありがたいと思いますので、その辺のご検討をしていただけるのかどうかお尋ねいたします。

続いて教育問題でございますけれども、通学路、課長、お答えいただいたように、本当に 上町地先、特に危ないのは町民だれもが存じ上げていることだと思います。ぜひとも早い通 学路の変更も含めて検討願いたいと思います。

また、横芝小学校に関しましても、今、1号線、俗に1号線と言っておりますけれども、 道路が整備されております。その際に、地域要望として、町長も多分、東町の説明会に来ら れたときに聞いておると思うんですが、非常に危ない、よりスピードが出て、小学生が危な いんではないか、ガードパイプ等をつけたらどうかという意見が多くありました。前町長時 代は、それも検討されていたとお聞きしておりますが、ちょっと何点かになりましたけれど もお答えお願いします。

- ○議長(野村和好君) 総務課長。
- ○総務課長(林 英次君) バナー広告につきましては、現在、議員ご承知のように2点でございます。4月から1件新たに申し込み予約がございます。今後、トップページのところで、横芝光町のバナー広告につきましてはトップページ、スクロールして下の段にあるということで、議員おっしゃるように、山武市あるいは東金市は右横にバナー広告が出ております。また、非常に見やすいなというように思いました。今後、検討してまいりたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 遊休地については私のほうから。

遊休地につきましては、本当にいろいろな処分、処分というのは売却も含めた処分という ことです。すべて売却というわけではないですけれども、売却も含めた処分ということで検 討させていただきたいと思います。また、いろいろなご意見をいただきながら検討したいと 考えております。

ただ、1点だけ、境界確定、地目変更等がさきの12月の補正でも出させていただきました とおり、地目が違っているとかというものがあります。そういうものを整理した上で、皆さ んにまたご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) 町道1-9号線、いわゆる通称色川道路のガードパイプの件についてでございますけれども、この道路を改良する中で、当然、道路構造令に基づきまして安全な道路をつくるということがまず基本でございます。なおかつ、より細かな警察等の協議がございますので、警察の協議の中では、いわゆる道路と歩道の間に現在設置しております歩車道境界ブロック、これを設置しなさいという指示がございました。それに基づいて現在、工事を進めているわけでございますけれども、議員からもお話がございましたように、ガードパイプ、いわゆる歩行者の安全性を考えていただきたいというご意見が出ておりますので、この件については町長とも協議しながら方向性を近々出したいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) 順番に、バナー広告の件はぜひとも、横芝光町の広告ということで職員全員で頑張っていただきたいと考えております。

遊休資産については、町長は皆さんの声をよく聞いてというのがある意味キーワードでご ざいますので、その辺も重要視されましてお願いしたいと思います。

1号線は、現在、工事中で、栗山地区の小学生が、仮に舗装された用水路のわきを通っているんです、今現在。あそこも私は、かなり安全かなと思いますが、実は用水路で何の保護策もないものですから、落ちると大変危険だということで、通学路の変更も含めて、そのようなことを教育課としてどのように思われていますでしょうか。

教育長、よろしければ。

- ○議長(野村和好君) 教育長。
- ○教育長(井上 哲君) 確かに例えば道路でのガードレールですか、安全性、確実とは言え

ませんけれども、ないよりはあったほうがいいですよね。現在は、そのわきの用水路の間を 通っているわけですけれども、確かに用水路、今は水がないからいいですけれども、落ちた ら危険だとは、もちろんこれはあります。

例えば、小学校の低学年に、道路と直接関係ないんですけれども、遊具一つをとっても、 学校生活の中で使い方によっては危険であるということもあります。ですから、学校では必 ず、その遊具についてはこういった乗り方で、こういったことで使用しなさいということで 指導しているわけです。ですので、その通学路に関しましても、登下校の安全性、例えば車 道寄りよりも歩道、車道側は通らないというようなことも踏まえて、より安全に子供たちが 通えるような登下校できるような対策を、その安全対策、安全指導も含めまして通学路の変 更も検討したいと思います。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) ありがとうございました。さすがに元教育関係に携った方で、非常に かみ砕いたわかりやすいご答弁ありがとうございます。

ぜひとも、今現在、見守り隊等で、通学時間に子供さんたちを見守ってくださる、本当に ありがたく、ボランティアをやってくださる方がたくさんいらっしゃるんです。やっぱりそ ういう方も含めて、地域で子供たちの安全を見守っていきたいと考えております。

続きまして、東陽病院でございます。

町長、また事務長からもご答弁いただきましたけれども、経営の厳しいことは、特に町関係のものには知っているわけでありまして、それをやはり町民皆さんで守るという方向をより示していただきたい、そのように感じております。先ほど、接遇に昨年度は三百数十万をかけた、全職員対象に指導したということで、外部からの指導者で指導していただきましたけれども、アンケートによりますと、やはり私どもの耳に入ってくると接遇の問題、会計がおそい、やはり皆さん一緒なんです。ですから、いま一度、1年間の接遇が終わったからということではなく、常々意識を持っていただきますよう、病院関係者、また町長を初め執行部のほうからも強く切望していただきたいと思います。

病院についてはさまざまな意見があります。特にお隣、旧成東病院、現在の独立行政法人 山武医療センターでございます。試行錯誤を繰り返しながら現在、苦難を乗り越えているよ うに感じますが、近々、ありがたいことに産婦人科の診療も再開すると言われております。 そのような現状で、山武市は医学生に対しては月々20万の奨学金、その山武医療センターに 勤務なさればその分は、その月数は奨学金を返済しなくてもいいというすばらしい奨学金制 度だと思います。看護師においては月々5万円、やはりそのような手厚い対応も必要かと思いますが、その件に関して町長はどのように考えですか。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 山武医療センター、本当に隣の病院ということでいろいろ今、参考にさせていただきながら、山武市長並びに病院関係の方々にいろいろご指導いただいているところであります。やはり、地域医療として同じ課題を抱えている病院ということで、さまざま話し合いをさせていただき、参考にさせていただいているところであります。

奨学金制度の中で、山武市の場合には病院関係に関するものについて特に設けたということであり、医師確保のためにつながるものなのかなというふうに始められたと聞いております。参考になるものであれば、また当町でも考えてみたいとは思います。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) 自治体病院は、さまざまな各地で再編ということで行われております。 町長は先ほどのご答弁では、町立でこのままいくんだということをお聞きしましたけれども、 例えば山武医療センターのような地方独立行政法人化、そしてまた指定管理者制度、地方公 営企業法、その中では一部適用、全部適用などがありますが、そしてまた PFI制度による 運営がありますが、病院に関しては町長、再度、今後どのような方法で東陽病院の運営をさ れていくのか、将来像がということの決意を含めてお願いいたします。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 現在、東陽病院、千葉大から医師の派遣をいただいており、このさまざまな診療科目を維持しているのが現状であります。現在は千葉大と情報交換をさせていただきながら、この東陽病院、どのようにして地域の宝として守ろうかということを相談をさせていただいているところであります。千葉大へのあいさつに行った中でも、2度ほど学長とお話をさせていただきました。そして、千葉大の考える千葉県の医療構想、そして我々の横芝光町においての東陽病院の位置、そういうものを総合的に判断していかなければいけないものであろうかと考えております。

また、さまざまな形態の変更というのは、今ある千葉大とのつながりというものにも深く 影響を及ぼすものであろうと考えておりますので、現在は地域の宝として東陽病院を守り、 そして発展させていくということが私の一番の使命であると考えております。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) それでは、その固い意志のもと、よろしく運営のほどお願いを申し上

げます。

最後に、福祉関係で課長から現況をお聞きしました。

それでは、民生委員さんの具体的な仕事を教えていただきたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) 民生委員の職務につきましては、民生委員法第14条に細かく規定をされているわけでございますが、その具体的な内容は、担当する地域の住民の生活の状態を常に把握、調査いたしまして、福祉事務所のケースワーカーや福祉施設に連絡をし、また協力するなど、その内容というのはかなり広範囲にわたっております。

ケースワーカーや児童相談所などは、民生委員からのいろいろな情報をもらって、地域住 民の生活状態の把握に役立てているところでございます。そういうことで、大変な重要な仕 事だというふうに認識しております。

また、町といたしましても、いろいろな面で民生委員さんのご協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) ありがとうございました。

民生委員さんというのは大変なお仕事で、民生委員法というものに定められております非 常勤特別職の地方公務員なんですね。でありますので、さきの質問でもございましたように、 当然、公務員としての守秘義務はあろうかと思いますので、適切な情報の開示には積極的に 努められていただきたいと思います。

また、民生委員さんの数ですが、町内で51名、この数は自治体によって異なるんですが、一般的に私がちょっと調べたところによりますと、200名とか300名に1人ということになっています。そうしますと、大体、我が町2万5,000、6,000という数字ですと、大体、100から百二、三十が適正だと思います、これからしますと。例えば、この数の変更等というのはできるんでしょうか。確かに大変なお仕事で、給与はないが、活動費に必要な電話代や交通費ということになっております。非常に些少な経費で、本当に大変だと思います。特に最近、今後は高齢者世帯、独居老人の世帯がふえるということは間違いなく進んでいる方向でございますので、これから、よく世話やきといいますけれども、そのような本当にありがたくやっていただいている方たちを、ある意味、地域全体の司令塔として位置づけさせていただくこともあろうかと思いますが、その数に関しては法的制約があるのか、また今後、ふやすつ

もりがあるのかお尋ねします。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) 森川議員、今ご質問の数ということでございますが、千葉県の配置基準というのがございまして、町村の場合、70世帯から200世帯に1人と、かなり幅広い中での選任になっております。実際のところ、現在、先ほども横芝地区が29名、光地区が22名ということでご回答をさせていただきましたが、これは合併のときの数でございまして、もともとそういう数で、合併しても同じような数でということであります。

実際のところ、民生委員さんの選考というのは大変なのが実情でございまして、実際に民生委員の仕事をやっていただくにはもっと数が多ければこしたことはないですが、実際にもっとふやすというのはなかなか行政のほうだけが言ってできるものではございませんので、なかなか難しい面があるということをまずご理解いただきまして、なるべく多くの人が、今後ますます福祉の仕事はふえますので、ふえることにこしたことはないと思いますので、そういことでは頑張ってまいりたいと思いますが、ひとつ議会の皆様にもその辺のところはご理解いただきまして、ご協力をいただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) それでは、最後です。

本当に民生委員さんに関しましては、日ごろ、任務も多岐にわたりご苦労さまだと感じ、 敬意を表するところであります。今後、個人情報保護法を適切にご判断なされ、慎重に対応 されることはもちろん、そのような保護法を盾にするようなことは決してないよう、コンプ ライアンスを履行していただきますようお願いいたしまして、質問を終わります。ありがと うございました。

○議長(野村和好君) 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。

再開は午後1時10分とします。

	(午後	0 時 0	6分,
--	---	----	-------	-----

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時09分)

◇ 川 島 富士子 君

○議長(野村和好君) 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔7番議員 川島富士子君登壇〕

○7番(川島富士子君) 公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、先月23日に発生したニュージーランドの大規模な地震による甚大な被害の報に接し、被災者の方々、お亡くなりになられた方々に心からお見舞いとご冥福をお祈り申し上げます。

さて、平成19年の新町初の統一選から4年、議長を初め議員の皆様、町長を初め職員の皆様の力強いご指導、ご協力をいただきまして大変にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

そして、平成18年3月27日に産声を上げた横芝光町もはや丸5年になります。国も地方も 改革を通じて政治の建て直しは避けて通れません。今こそ住民直結の政治姿勢を堅持し、町 民が求める町政の確立へ本領を発揮すべきときと考えます。そこで、今回の質問すべてが町 民の嘆きであると受けとめていただき、「すべては町民のために」の町民を思うお気持ちの もと、誠意ある前向きな答弁を求めるものであります。

初めに、安全で安心なまちづくりについて5点にわたりお伺いいたします。

1点目として、救急医療体制の確立について伺います。

緊急搬送の受け入れ問題ですが、2月23日の千葉日報1面で紹介がありました、我が党の県会議員の質問に県は、医療機関の受け入れ拒否などによる救急搬送時のたらい回しの防止を目指し、搬送受け入れの迅速化に向けた全県的統一基準を年度内に策定する方針を明らかにしました。患者の緊急性や専門性などで分類した基準に応じ、最も適切な医療機関をリストアップするそうであります。基準により消防機関と医療機関の連携が強化され、円滑な救急搬送につながると期待感を示されております。

ともあれ、当町においても過去に、たらい回しや受け入れ先あらずなどといったことが 多々ありました。命を落とされた方もありました。受け入れ先を見つけるまでに時間がかか っていることが大きな要因であろうと考えます。いよいよ実施基準によりこうした状況に歯 どめをかけることになろうかと思いますが、町におきましても、1人の人を大切にする政治、 命を守る政治が何より大変重要であることから、町長のご見解を伺います。 2点目として、デマンド交通の進捗状況について伺います。

以前の質問のご答弁では、新たに関係の深い班長12名により検討することとし、4つの方針を示しながら検討することとしております。町内の移動困難者がより便利に利用できる低廉な方法を検討しながら、その中でデマンド交通システムの導入についてもあわせて検討してまいりますとおっしゃられました。その際に、東京大学大学院開発の新システムをご紹介させていただいたわけでございますが、このこともあわせてご検討いただけたのでしょうか。現在までの進捗状況をお聞かせください。

3点目として、信号機の設置について伺います。

以前お伺いしたところの中から、特には平成18年6月議会でお聞きしました県道横芝・上 堺線でありますが、森川商店スタンドのところの交差点、すみれ団地から出てきたところの 交差点、横芝敬愛高校入り口の交差点における信号機の設置についてであります。

当時、当局からは、以前からも要望してきた経緯がありますので、引き続き交通安全関係者との協議を行い、その結果を踏まえて、あらゆる機会を通じて粘り強く要望してまいりますとおっしゃられたわけでございます。あれから5年がたちますが、相も変わらず頻繁に事故があり、私のところにも信号機設置要望の声が多く届いております。

そこで、現時点での今後の信号機設置予定を含めて見解をお尋ねいたします。

4点目として、1号線拡幅に伴う色川道路の安全対策について伺います。

1号線拡幅に伴い、交通安全の観点から危惧する声が数多く寄せられております。特に1 号線の延長線上にある色川道路でありますが、信号機はもとより、速度標識もなければ追い 越し禁止区域にもなっておりません。また、近年できたセーブオンのところの交差点では事 故が多く、朝の通学する児童・生徒たちは、通る車もすごくスピードが出ているので渡るの がとても怖いですと言っております。このような状況の中、当局ではどのようにお考えか、 ご所見をお聞かせください。

5点目として、雇用対策のさらなる充実について伺います。

1に雇用、2に雇用と再三その重要性を強調していたはずの民主党政権ですが、雇用環境の厳しさは一向に改善されていません。昨年の完全失業率は前年と同じ5.1%で、2年連続5%台で高どまりしていることが、1月28日に総務省が発表した労働力調査で判明しました。とりわけ深刻なのが15歳から24歳の若年層です。昨年の失業率は9.4%、前年比0.3ポイント増で、続く25歳から34歳の6.2%と55歳から64歳の5%を大きく上回っています。

失業率の悪化で憂慮されるのがフリーターの増勢であります。フリーターは、職業スキル

を高められず、賃金もふえないワーキングプアーの温床になると指摘されています。結婚したくても、生活のめどが立たない人も多く、少子化の一因にもなっています。その増勢は、 町はもとより日本の将来にはかり知れない損失となることは間違いありません。何としても 食いとめなければなりません。そこで、一刻も早く深刻な若年層の雇用環境改善を急ぐべき と考えます。その対策は待ったなしの政治課題であります。

昨年は、ジョブカフェ出張版等、積極的なお取り組みをいただいたわけでございますが、 単発的ではなく、今後、さらなる求人情報の提供など、継続的な充実施策への取り組みを切 にお願いしたいと思いますが、当局のご見解をお聞かせください。

次に、環境防災行政について2点お伺いいたします。

1点目として、ごみ袋についてであります。

山武郡市環境衛生組合の可燃ごみ専用収集袋でございますが、前町長の公約実現におかれまして、大の袋が20枚入り1,000円から800円なったわけであります。また、ダイオキシン対策として活躍した活性フェロキサイド配合の黄金色の袋から、一回り小さい単なる普通の透明の袋に変わったわけであります。少しでも安くなることは大変ありがたいことではございますが、大変に切れやすく、ガムテープを張って出していると多くの主婦から言われております。

そこで、丈夫な上、大気汚染を防ぐ黄金色の環境保全型ごみ袋に変えてほしいと切望いた しますが、当局のご見解をお聞かせください。

2点目として、光地域における祝日の可燃ごみ収集について伺います。

合併してからはや丸5年になりますが、環境衛生組合もいまだ別々であります。都合で別々でなくてはならない場合であっても、寂しい思いをする方が一人もいないように、最大限のご配慮をお願いしたいと思います。

例えば、可燃ごみの祝日収集でありますが、横芝地域におきましては完全収集であります。 しかしながら、光地域におきましては5月のゴールデンウィークのみ収集がございません。 ぜひ完全収集にしていただきますようご努力をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう か。当局のご所見をお尋ねいたします。

次に、教育行政についてでありますが、英語教育充実に伴う専門職の雇用についてお伺い いたします。

国際化時代の中で、今後ますます外国文化に接する機会がふえ、英語は世界共通語として 文化交流の主軸になっています。本年4月1日から新学習指導要領が全面実施されます。こ れに伴い、いよいよ小学校では英語の授業が必修科として始まることになります。

そこで、この小学校での英語教育充実のために、各学校に最低1人以上は専門職、いわゆる専科教員の方を雇用すべきと考えますが、本町の実情と今後の当局のお取り組み及びご見解を伺うものであります。

最後に、福祉行政について 2 点お伺いいたします。

1点目として、ゆうあい号の拡充について伺います。

送迎サービス、移動支援事業に関しましては、平成16年3月16日付の国土交通省の自動車 交通局長の通達を受け、旧両町で問題となった平成18年2月1日付の送迎サービス事業の中 止問題を乗り越え現在に至っていると存じます。最終的にはフル活用されている昨今である ことに、安堵と感謝でいっぱいです。

さて、人工透析通院のためにゆうあい号を利用されている方がございますが、現在、6回の上限をフルに利用されているそうであります。人工透析患者にとりましては、人工透析は一度たりとも休むことのできない延命治療であります。個人差はございますが、多い方は週3回通わなくてはなりません。自力で通っている方、ほかの支援に助けられている方、さまざまあろうかと思いますが、病気の事情にかんがみ、思いやりの福祉施策として拡充して差し上げてはいかがかと考えますが、当局のご所見をお聞かせください。

2点目として、支え合いの社会を築く点数制ボランティアの導入について伺います。

日本の社会は大きく変化してきています。いじめ、虐待、暴力、日々のニュースを見るのがつらいと思ったことはございませんでしょうか。今、社会全体にひきこもりや不登校、うつ病、自殺などが多発しています。町や仕事場、学校や家庭で今ほど一人一人が引き離され、孤立を深めている時代はありません。自助、共助、公助、人がもっと支え合うことができれば、地域は再生され、魅力ある輝きを取り戻します。若い世代を初めとする身近な地域の豊かさに目を向ける動きや、感性を生かし支援する政策が今、求められています。地域の仕組みや制度を見直す新しい取り組みを提案いたします。

例えば、たとえひとり暮らし世帯になっても安心して生活できるような地域での見守り、 外出、買い物などの生活支援サービスをより充実させることなどが重要であります。そのためにも、既に地方自治体によって実施している点数制ボランティア、いわゆるボランティアポイント制度を実施してはいかがでしょうか。これは、ボランティア活動の実践に点数またはポイントを付与し、後年自身がボランティアの支援を受けるようになった際に、ためたポイントを活用できる制度であります。世代間で支え合う地域社会の実現を目指し、築くため にも、町民の力を生かせる地域づくりに向け、ボランティアによる地域への貢献を評価し、 その活動に報いるためのボランティアポイント制度の創設を提案いたしまして、私の最初の 質問といたします。

〔7番議員 川島富士子君降壇〕

○議長(野村和好君) 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。 町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長(齊藤 隆君) 川島富士子議員のご質問にお答えいたします。

なお、私からは安全で安心なまちづくりについてのご質問のうち、救急医療体制の確立と 雇用対策のさらなる充実について、それから福祉行政についてのご質問にお答えし、その他 のご質問については各担当課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、安全で安心なまちづくりについての救急医療体制の確立についてお答えいたします。

町民の皆様が生活する上で、急病や不慮の事故に遭遇した場合、早急に対応できる救急医療の体制づくりは最も重要であります。現在の一次救急、二次救急の体制については、医師会単位で実施しているため、当町においては山武郡市医師会、匝瑳医師会の2つに分かれ、開業医の先生方も含めた医療機関により輪番制で実施しておりますが、病状や専門外であることなどで受け入れができない場合もあります。

また、重篤な患者に対応できる救命救急センターについては山武、匝瑳地域にはありませんので、旭中央病院に搬送されることが大半となっております。しかしながら、近隣病院では医師不足による病院の廃止や診療の縮小などで患者の受け入れができなくなり、旭中央病院に患者が集中しているため、旭市以外の救急患者の受け入れは難しくなってきております。

このような現状から、救急医療体制の問題につきましては非常に懸念しているところでありますが、現在のところは旭中央病院を中心に、近隣病院や開業医との連携強化を図り、救急患者の受け入れ体制づくりを推進してまいりたいと考えております。

また、今後の山武地域における救急医療体制につきましては、平成26年に開院が予定されている東金九十九里地域医療センターに併設される救命救急センターが稼働することにより、町民が安心して生活できるような、地域における救急医療の拠点として期待しているところでございます。

次に、雇用対策のさらなる充実についてでありますが、雇用状況を示す有効求職者数に対

する有効求人数の数値であります有効求人倍率は、平成22年12月現在で全国で0.57倍、千葉 県0.47倍となっており、また労働力人口に対する完全失業者数の数値であります完全失業率 は、平成22年12月現在、全国で4.9%と、雇用情勢は以前厳しい状況にあると思われます。

町では、このような状況を踏まえ、昨年7月に就職を希望されている15歳から39歳までの若年者の就職促進を図るために、ジョブカフェちばのご協力をいただき、ジョブカフェちば出張版の就職面接時に備えた自己PRセミナーと、地元周辺企業の方と求職者の方がざっくばらんに話せる仕事探しカフェの2つのセミナーを開催したところであります。

セミナーの参加者は、自己PRセミナーが5名、仕事探しカフェが、企業の方が5社、求職者の方が19名でございました。参加者からも大変ご好評をいただき、これにより内定をされた企業が2社、就職内定者が2名という事業効果がございました。

また、昨年8月には、40歳から64歳までの中高年齢者の方を対象とした再就職支援セミナーをちば仕事プラザと町の共催により開催し、町内外から9名の希望者が参加し、再就職活動に関しての基礎知識やインターネットを活用した求人情報の収集の仕方、公共職業訓練の紹介など、再就職に向けてのノウハウを習得していただきました。

このような事業実績から、ジョブカフェちば出張版につきましては、ジョブカフェちばと 実施時期等を詳細を協議しながら、今後も継続的に一層充実させて実施してまいりたいと考 えております。

また、求職者の方がハローワークへ出向くまでもなく気軽に雇用情報などを得られやすく するために、役場東側玄関ロビーにおいて、この3月からハローワークインターネットサー ビスがご利用できるようパソコンを設置し、身近で全国の情報がごらんになれる求人情報の 専門的なブースを設けましたので、ぜひご活用いただきたいと思います。

なお、これらを有効にご活用いただくために、町広報紙、防災行政無線などで町民の皆様 に広く周知してまいります。

続いて、福祉行政についてお答えします。

初めに、ゆうあい号の拡充についてでありますが、ゆうあい号については、川島富士子議員もご承知のとおり、外出支援サービス事業として、家庭において移送が困難な要介護の高齢者や身障者を対象に、あらかじめ予約をいただいた方が通院や社会参加への外出をする際に無料でできるサービスとして実施しているものです。2月現在登録者は230人、利用者は平成21年度実績で149人、うち人工透析の方は10人で、延べ利用回数は2,204回となっております。

利用時間数割合を見ると、人工透析の方が約3割弱を占めて多くなっております。これは、町内周辺への通院や会議などに利用する方が月1回の利用であるのに対し、透析利用者は旭市の病院まで通っており、治療の時間と合わせると1回当たりの所要時間が約5時間程度必要となること。また、週2回から3回治療が必要なため、月6回の限度回数を皆さんが利用しているためと考えられます。当町の透析患者は72名おり、全員が利用した場合は、一般の方の利用は大変厳しくなると予想されております。

本事業については、合併時に車両を3台から5台へと増車、利用回数を月2回から3回へ、また特に透析の方は月3回から6回へとふやしサービスの拡充に努めてまいりました。現状では、透析利用者の時間比率が圧倒的に多く、また心のケアを必要とする方も増加しているなど特殊要因もある中で、一般の利用者からは透析患者が優遇さているとの不満も聞かれております。

今後は、予算も年々増加しておりますので車両の増車は考えておりませんが、現状のサービス維持に努めながら、現在検討しております公共交通システムを見据え、有償化も含め検討してまいりたいと思います。

次に、支え合いの社会を築く点数制ボランティアの導入についてでありますが、自治体で取り組んでいる点数ボランティア制度は、高齢者の介護支援ボランティア活動とし、施設ボランティアと地域ボランティアに大別されます。ボランティア活動の活性化に役立つとして今注目されているのが時間預託制度です。この制度は、自分がボランティア活動をした時間を点数化するなどしてためておき、将来、自分や家族に助けが必要となったとき、その点数を使ってお世話を受けるというもので、現在では全国各地で採用されており、平成11年、当時の経済企画庁、現在の内閣府から全国ネットで認証されているNPO法人ナルク(NALC)があります。

このナルクでは、会員登録することにより、遠く離れている親族や友達のために地元拠点のナルクのネットに依頼して、遠距離介護をすることも可能です。また、引っ越しても新しい地域で同じように点数が使える、全国各地の団体とネットワークを結んでいるところもございます。

このように、形態は多岐にわたり、活動内容についても介護ボランティアを初めそれぞれが身につけたキャリア、特技を交換し合いながら行えるさまざまな活動となりますので、今後、全国で展開されるポイント制度を研究し、導入に当たっては社会福祉協議会と協議、検討してまいりたいと思います。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、企画財政課長。

[企画財政課長 林 新一君登壇]

○企画財政課長(林 新一君) それでは、安全で安心なまちづくりについての、デマンド交通の進捗状況についてお答え申し上げます。

昨年の9月議会におきましてご説明いたしましたように、関係班長12名により年度内中の 報告を目標に検討を行ってまいりました。

これまでの間に取り寄せました参考資料や先進地視察により調査研究を行い、現在、最終的な意見を取りまとめ中のことでございます。先月28日には、報告書の案をもとに検討会議を実施したところでございます。今月中にはこの報告書の最終調整を済ませ、班長会議としての最終報告がなされる予定でございます。しばらくの間でございますが、お待ちくださいますようお願い申し上げます。

なお、28日の会議では、デマンド交通の合理性は各委員とも理解しておりますが、運営方法によっては経費がかさむことも予測されていることから、ニーズ調査の実施や町民代表、交通事業者などの各分野からの意見を求めながら、方向性を見きわめる必要があるという意見や、循環バスが開始された背景を再調査しつつ、現行の循環バスの利用促進の方法がないかを検討すべきではないかなどの意見も出されておりますので、さらに調査研究を行い、報告したいと考えております。よろしくお願いします。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、都市建設課長。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

○都市建設課長(小堀正博君) それでは、安全で安心なまちづくりの3点目、信号機の設置 についてと、4点目の1号線拡幅に伴う色川道路の安全対策についてお答えをいたします。

初めに、信号機の設置についてでございますが、ビッグハウス横芝店前の交差点などの信号機設置要望につきましては、優先順位を整理しながら山武警察署へ要望をしているところでございますけれども、信号機設置に伴う道路の拡幅整備など、周辺道路の環境整備が必要な箇所もございますので、これらも含めて山武警察署と協議を行いながら、今後も要望を継続してまいりたいというふうに考えております。

次に、1号線拡幅に伴う色川道路の安全対策についてでございますが、町道1-9号線の

うち鳥喰新田地先から山武市へ至るまでの通称色川道路につきましては、現在整備中であります幹線1号用水路沿いの道路とあわせて町の東西方向の重要な交通網を形成することから、利便性の向上とともに交通量の増大を見込んでおります。今後は、速度規制や信号機の設置なども含めて山武警察署と協議を進めながら、実効性の高い交通安全対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、環境防災課長。

〔環境防災課長 伊藤定幸君登壇〕

○環境防災課長(伊藤定幸君) それでは、川島富士子議員の大綱2点目、環境防災行政についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のごみ袋についてでありますが、山武郡市環境衛生組合の可燃ごみ袋が、以前の可燃ごみ袋より切れやすく破れてしまうので、切れにくい袋にできないかというご質問でございますが、ごみ袋については、山武郡市環境衛生組合で袋の材質等を明記した仕様書を作成し、入札を実施し、一括して発注をしているところであります。

毎年、ごみ袋に関係する苦情は山武郡市環境衛生組合の窓口へも数件あるとのことですが、 今年度も可燃ごみ袋が切れやすくなったという苦情が組合に4件、町に1件寄せられたとこ ろであります。町は、利用者の利便性を考え、組合でごみ袋を発注する際に、扱いやすい材 質にしていただくよう要望をしております。

議員もご承知かと存じますが、可燃ごみは収集された後、収集車から直接、袋ごと焼却ピットに投入され、焼却しやすいようにごみを攪拌しなければなりません。その際に、切れにくい材質にいたしますと袋の中のごみが出にくくなってしまうことがありますので、資源ごみ袋のように伸びる材質には向かないという事情もありますので、利用者の皆様のご理解をいただきますとともに、ごみの入れ方等、工夫をしていただきますようご協力お願いいたします。

次に、2点目の光地域における祝日の可燃ごみ収集についてですが、現在、光地域の可燃ごみ収集日は火曜日と金曜日となっております。収集日が祝日に当たった場合は、原則、収集はしないこととなっておりましたが、平成20年度から祝日の収集を実施しているところであります。しかしながら、匝瑳市ほか二町環境衛生組合のごみ焼却施設であります松山清掃工場は、昭和59年の稼働開始から27年が経過しているため、匝瑳市ほか二町環境衛生組合では5月の祝日の大型連休を利用して施設を全面停止し、整備、補修及び点検を実施し、施設

の延命化を図っているところであります。しかし、5月の連休中であっても、火曜日と金曜 日のどちらか1日は収集を実施することとしておりますので、今後ともご理解、ご協力を賜 りますようお願いを申し上げます。

〔環境防災課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長(野村和好君) 続いて、教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長(高蝶政道君) 次に、教育行政についてのご質問の、英語教育充実に伴う専門職 の雇用についてお答えいたします。

当町では、児童・生徒が生きた英語を学び、国際感覚の育成と国際理解を深めるため、現在、ALT (外国語指導助手)を中学校に各1名、小学校には横芝地域及び光地域に各1名を配置し、英語教育の充実に努めております。

昨年9月に開催されました山武郡市中学校英語発表会のスピーチの部で光中学校の生徒が優勝し、県大会に出場をしました。また、10月に開催されました第16回成田空港周辺中学生英語スピーチコンテストでは、光中学校が3年連続総合優勝を果たしましたが、これにはALTの影響が大きかったと考えております。

外国語教育の充実に関しましては、学習指導要領が改訂され、平成23年度から外国語活動の時間が小学校5年生及び6年生で週に1時間実施されることとなりましたが、当町におきます現在の小学校の英語活動につきましては、各小学校ごとに曜日や時間割を決めてALTを配置しておりまして、低学年などでは月に1時間、または隔週で1時間のところもございますが、5年生及び6年生については週1時間の英語活動の時間を設けております。

こうしたことから、外国語活動の時間には新たな専門職の雇用は考ええず、現在の4名の ALTを活用し対応してまいりたいと考えております。

児童・生徒は、本物の英語をじかに聞くことで英語になれ親しんできています。今後も、 児童・生徒の英語教育充実に向け、ALTの活用と職員の研修を充実させてまいりたいと考 えております。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、救急医療体制の確立についてでございますけれども、県の実施基準でありますが、緊急性の高い脳疾患、また心筋梗塞、専門性の高い妊産婦や小児など、症状や対象ご

とに患者を18に分類し、分類ごとに医療機関リストを作成、また救急隊が患者の呼吸や意識 レベルを観察する基準を初め搬送先を迅速に選定する基準、ドクターへリの積極活用に向け た要請基準などを県は盛り込まれるそうであります。これは、県内全域で適用される初めて の統一ルールとなります。年度内の策定を目指しているとのことでありますけれども、県と の連携はどのようになっているのか、町長にお聞きしたいと思います。

それと、あわせて2008年3月から消防庁が救急搬送の緊急実態調査を公表するに至ったわけでございますけれども、管内の救急搬送の現状について、町はどのように認識しておられるのか伺いたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 救急医療体制につきましては、本当に町としても心配しているところでございます。

ご質問のありました県との連絡ということでありますけれども、私を初め病院事務長などとともに、県の医療整備課初め病院局などさまざまな関係部署へは、直接出向いてさまざまな要望をさせていただいております。

先ほども、千葉大へも足を運んでいるという話をいたしましたけれども、やはり東陽病院 単独でできる部分とそうでない部分がございますので、県との連携は確実にとっていかなく てはいけないと考えており、そのようにこの10カ月ほどの間には足しげく相談に行っており ます。

また、救急の搬送先であります旭中央病院、こちらとの連携もとらなくては、万が一の場合の受け入れ態勢というものもしっかりしていただきたいと考えており、旭中央病院ともさまざまなコンタクトをとらせていただき、優先的にというのは、やはり患者さんの病状によりその優先度合い、トリアージによって変わってくるそうでありますけれども、市外でありますこの横芝光地域からの救急患者の受け入れについても万全を期していただくようお願いしているところであります。

それから、2点目、救急に関するものでありますけれども、一例でございますが、先ほども新しい実施基準というお話がございましたが、救急車が現場に到着してから走り出して病院に着くまでの時間というのの県平均が45分だそうです。ところが、山武郡管内の平均が57分かかっている。それだけでも、既にこの山武郡内に救急を受け入れ可能な施設が少ない、また管外へ、山武郡以外のことですけれども、管外へ搬送しなければいけないケースが多いということを物語っております。当町が加入しております匝瑳市横芝光町消防におきまして

も、救急搬送先として今までは旭中央病院を最優先として考えておったわけでありますけれ ども、旭中央病院も救急病棟が満床状態であり、旭中央病院が受け入れが不可能で成田日赤 へ行ったケース、またもっと遠くへ行ったケースというのも実際に出ておる現状がございま す。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) いろいろとありがとうございます。

今、一番伺いたかったのは、この県の統一ルールができれば、大した病状じゃなくても救急車を呼んでいたこともあったと思うんです。こういったこともきちんとルールの中で精査されていくのではないかなというように思います。また、逆に本当に重い病気をお持ちの方が安心して救急車を呼べる状況にもなろうかと思いますので、この実施基準が決まり次第、きちんと県と連携をとって、町民にも何らかの形で周知をしていっていただけると非常に安心になるのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

また、町長の施政方針の中で、やはり旭中央病院との連携強化ということがうたわれてありましたけれども、協定とかを交わされるのかなというふうに伺おうと思ったんですが、とにかくこの県の統一ルールができれば、こういったところもきちんと病状によって精査されて、搬送されていくというふうに思いますので、この18分類に期待をしたいと思います。ぜひその辺もしっかりと県との連携を深めて、先手先手で手を打っていっていただければというふうに思います。

そこで、ますます命のバトンと言われる救急医療情報キットの必要性を強く感じた次第であります。いざというときに、正確な情報がなかなか伝えられないものであります。情報を救急隊員に確実かつ迅速に伝えることができれば、その後の対応は救急隊員の方も飛躍的に増して、スピードアップできるわけであります。

前回、質問させていただきましたけれども、その後の検討はいかがかお伺いしたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) ただいまの川島議員からの、救急救命キットですかの関係でございますが、12月議会に一般質問でいただいたかと思います。

この事業を進めるに当たりましては、民生委員さんのご協力というのが必要じゃないかと 考えております。先ほども森川議員の質問でもお答えしましたが、民生委員さん、昨年の12 月に改選されまして、まだ間もないということもありますのでまだこの件は諮っていなかっ たんですが、あす開催されます民生委員の定例会におきましてこの件を提案する予定になっております。その役員会でもし了承されれば、4月以降の実施を目指しまして、消防署等の関係機関へ調整を図りまして、実施する方向で考えております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) どうぞよろしくお願いいたします。

次に、デマンド交通の進捗状況についてでありますけれども、再三取り上げさせていただいておりまして、何かせかせているような状況で、企画財政課長には申しわけないと思いながら、答弁もちょっとアバウトなのかなというふうに伺っておりました。

それで、鳥喰のご婦人からのお話がありました。役場に行くのに、文化会館まで行って、 文化会館でおりて、15分ほど待って、またバスを乗り継いで役場まで行くと、そういった本 当に大変な中、今はできるけれども、もっと年をとって大変になったら、循環バスもありが たいけれども大変だということを伺いました。

私もいつも思うんですけれども、東陽病院の11時半の受付までにとまるようにバスの時間 調整もしていただいて、循環バスが動いてくださっているんですけれども、ぐあいが悪いの に、バスに乗ってぐるぐる時間をかけて長く揺られて、さぞおつらいだろうなとふだんから 思っておりました。

そうしましたら、先日、町の中でこういったお話を伺いました。

大総のあるおばあちゃんが、駅で、バスを乗り継いで役場へ行く予定でバスを待っていたところ、千葉交通のバスが気づかずに行ってしまったと。しようがないから、役場へ向かって歩いていたそうです。途中でぐあいが悪くなって、迷子になってしまったと。迷子になったので、そのおばあちゃんに気がついた人がパトカーを呼んで、パトカーの案内で役場へ行き、これ本当かどうかわかりませんが、パトカーの案内で役場へ行き、用を済ませて家にパトカーに送ってもらった。家に着いたら、15分後に脳出血を起こして、救急車で旭中央病院へ運ばれたというお話を伺いました。

このことをご存じな課長さん方はどなたかいらっしゃいますか。

実際、ご家族の方、こういった本当に年をとって、この方は80過ぎたおばあちゃんだそうです。年をとって、やはり長く揺られて、乗り継ぎがあって、大変な中、若い人たちはこういった社会情勢ですから外に働きに行く。残された年寄りがうちの用事を昼間、若い者がいないから用足しに行くということは、往々にしてこれからもあることだと思うんですけれど

も、こういったことを考えたときに、やはりデマンド交通の重要性というのを強く感じた次 第でありますので、この辺もかんがみて、ぜひデマンド交通実施に向けての決意というか、 町長のお考えを伺いたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) ただいまのお話の部分は、最後の脳出血ということは聞いて いなかったんですが、その前段は耳にしております。

それと、町内循環バスがそのように不便だという意見があるということも知っていますし、この検討委員会の中でも、それらを解消しながら、じゃもっといいことはないのかという部分についても検討してきたところでございますけれども、現段階では、費用対効果においては非常に効果が少ないというふうな考え方を持っております。

また、デマンド交通につきましては、議員のほうからシステムのほうを研究されたかというような最初の質問もございましたけれども、単にシステムをいうんではなくて、実際にシステムを運用している茨城県の東海村に行って、それまでの準備の、どんな業務があったのか、システム運用上、どのようなことが発生し、どのような対応をしているのかという実際のシステムの運用について見させてもらってきております。また、その中ではやはりいろいろな疑問も生まれているところでございまして、ただ、その検討委員会の中でも、その費用対効果で見れば町内循環バスより非常に効果はあるだろうというふうな考え方は持っております。

ただ、これから業者がどの程度まで対応が可能なのか。東海村の場合には村内の利用なんだそうです。先ほど町長のゆうあい号の答弁でもございましたけれども、それらも含めて公共交通を考えるという町長の答弁もございましたけれども、それらの調整、そうした場合に、じゃ費用がどのくらいかかってくるのか。現在の町内循環バスの費用範囲内なのか、それよりも多くなるのか、そういうことも今後、検討しながら、その費用対効果が非常に高いということであれば、それがオーバーしても、私個人としては構わないと思っています。

ですから、そういうような考えのもと、前向きに今後、検討していきたいとは考えておりますので、ご了承お願いします。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) ぜひよろしくお願いしたいと思います。

恐らくアンケート調査等をしていただいたときには、かなりのニーズは高いんじゃないかなというように、私も町内を歩いていて感じるところでありますので、よろしくお願いいた

します。

それでは、1号線拡幅に伴う色川道路の安全対策についてでありますけれども、町長にお聞きします。横芝小学校、教育を愛して、いろいろPTA等ご活躍されてきたわけでありますけれども、横芝小学校そばの1号線の歩道に立っている看板には、何と書かれているか、町長、ご存じですか。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) わかりません、すみません。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番 (川島富士子君) 大変意地悪なような質問をして申しわけありません。

ここには、「遊歩道、楽しい散歩」と大きく書かれているわけであります。

私のところに1通の手紙が届きました。それは、「1号線の道幅の拡張に伴い交通の便がよくなり、速度制限を守る車も少なくなり、追い越しをする車もふえ、時々、ウオーキング中怖いと思うこともあります。登校する子供たちのためにも、遊歩道と車道の間にガードレールをお願いします」と、このようなお手紙でありました。午前、森川議員の質問の中にもございましたけれども、ガードレールは地元からの要請ということで検討中ということで、課長のご答弁も伺いました。とにかく事故のないように、常に楽しい散歩でありますように、町長にも切にお願いをしたいと思います。

そこで、現在、工事の中で、オレンジの網が張られておりますけれども、あれは暫定的な ものなんでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) 今の網というのは、いわゆる工事をやっている箇所だと思う んですけれども、これは通行車両に影響を与えないように一応、養生処置ということで張っ てあるものです。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) それでは、雇用対策のさらなる充実について産業振興課長に伺いますけれども、3月4日、朝、台所に立っておりましたら、防災無線で求人情報の無線が流れました。非常にうれしく思いました。

先ほどご説明をいただいたわけでありますけれども、これは毎日流れているわけじゃなんです。どういう周期で無線は流していくのか、周知に当たって、3月4日だけ流れたんでし

ょうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) 防災行政無線につきましては、3月、土日に連絡をいたしま した。そのかいあって、今、二、三人の方が閲覧をしております。先ほど、午前中の会議が 終わりまして下へおりましたら、1名の方もご利用されておりました。

以上であります。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 本当に町民を思う気持ちで早速実施していただきまして、ありがと うございました。

あと、参考までに、ドリームマッチプロジェクトという、これ政府の事業だと思いますけれども、政府による事業でドリームマッチプロジェクト、具体的には私もよくわからないんですけれども、時間がないので、それをきょう何おうと思ったんですが、また後でわかりましたら教えてください。

地域経済を回復させるために、まず地域における雇用創出が大変重要で、また就職環境と 結婚は大きな関係があり、就職できないと結婚できないという連鎖があるようです。そうな ると、出生率は低迷し、少子化が助長されます。フリーターを含む若者の雇用対策は積極的 に取り組まねばなりません。

そこで、人材不足に悩む中小企業と就職活動中の学生の出会いの機会を提供する、地域魅力発見バスツアーを開催してはいかがでしょうか。このツアーで学生が企業の現場に触れ、経営者から直接話を聞くことができ、有意義と考えます。こういった取り組みをしている自治体があるということで伺いましたので、お考えをお聞かせください。

- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) ただいまの事業につきましては、私、今現在、承知しておりませんでしたので、詳細について調べてまいりたいと思います。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 次に、環境防災行政でございますけれども、課長のほうからるる詳細、説明よくわかりました。わかりましたけれども、あきらめられないんです。

実は、確かに燃すために、今現在がこれなんです。その前、黄金色の袋がこれなんです。 黄金色の袋のほうが一回り大きいんです。これはダイオキシンの抑制袋で、ちゃんと説明も 書いてありますけれども、これはまだ入れる前から、ちょっと爪が当たっただけでピリッと 切れちゃうこともあります。

実は、ごみ収集している職員さんからも、私がごみをまとめているときにお話ししました ら、職員さんからもかなり、破けるようにではなくて、ごみの収集時点で破けてしまって、 大変な時間のロスだと。大変だということで、その職員側からも行政組合に提案をしている というお話を伺いました。ですから、課長のお話だけではないということもご理解いただき たいというふうに思います。

そこで、この袋に戻すには、やはりお金がそれだけ受益者負担がふえるわけですので、その分、町民の皆さんからは苦情が出ないように、どういった取り組みをしている自治体があるのかなと調べましたときに、負担を上げずに質を上げるには、収集袋に公告を掲載しているところ、近隣では東金市が始めるか、始まったか、新聞のほうに紹介がありましたけれども、そういったこともぜひお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 環境防災課長。
- ○環境防災課長(伊藤定幸君) ご意見としてお伺いをして、環境衛生組合のほうに伝えてい きたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) ゆうあい号の件でありますけれども、町長からご説明をいただきまして、また企画財政課長の補足説明で期待をするところでありますが、参考までに、自治体によっては人工透析患者通院交通費助成制度というものを設けているところが結構ありまして、助成の特に高い自治体では、片道1回の通院につき3,500円とし、週6回分の通院を限度としますというところもあるわけです。低い自治体でも助成事業を行っているところが全国かなり多くございます。それを考えたとき、助成を拡充に変え、取り組んでさしあげてはいかがかと考えますが、その辺もかんがみて、ぜひ透析の方は特に、えこひいきの部分を指摘が上がっているということも伺いますけれども、本当に1回も休めない、命を守る政治、うちの町はこれで行くんだという、そういった姿勢を町民の人にわかってもらうことも必要になるときもあるんではないかというふうに思いますので、ぜひその辺も研究していただきたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。
- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 実際、このゆうあい号につきましては、利用者の方々とも直接話をさせていただきました。利用者の方々からは、とにかく有償にしてでもいいからあと2回、3

回利用したいと。有償にはなぜできなんだというようなご質問もいただきながら、いろいろ 協議をさせていただいてきて、研究をさせていただいているところであります。

有償にするには、現在のような体制では、やはり利用者の方を病院までお連れすることができないということも調査の中でわかってきております。なので、先ほど答弁の中で、新たに考えている交通システム、また有償化も含めて検討しているというのが今の現状でありますので、よろしくお願いします。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) ぜひよろしくお願いしたいと思います。

ボランティアポイント制度、この辺も、これから全国的に広がっていく、支え合いの社会を築くための大いに注目を浴びている制度だと思いますので、ぜひ研究をしていっていただきたいというふうに思います。

きょうは時間がないので伺えませんが、もし課長、後で結構ですので、現在、町に登録されているボランティアの方は何名ぐらいいらっしゃるのか、個人、団体の数に分けて教えていただきたいということと、申し込まれるボランティア活動の分野の詳細を教えていただきたいということと、またボランティア登録カードの件でありますけれども、「ボランティア活動依頼時の費用等」という欄がありまして、有償、無償、どちらでもよいに丸をつける欄がございますので、この辺のボランティア登録される方の実態を後で教えていただきたいというふうに思います。また、そういった申請をする方は、どのような資格とか免許はあるということを申請されているかということもあわせて伺いたいと思います。

提案なんですけれども、これはまたボランティアとは違うことですが、3年間、介護保険 を利用しなかった高齢者に介護予防への取り組みを評価してお元気ポイントとして、こういった制度が始まった際には、こういったポイントをプレゼントするということも考えてさし あげてはいかがかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、時間がありませんので、最後に、ぜひ町長初め今期最後の定例会でありますので、生意気ですけれども、皆さんにごあいさつをさせていただきたいと思いますが、世の中を変えるのは人であり、また人を変えるのは教育であるというふうに言われております。規定にありません、慣例にありません、予算がありませんと、長い間、それが公務員の口癖であったというふうに新聞で、そういった記事も眼にしました。

また、改革によりそうした事なかれ主義は一掃され、とにかく町長のすべては町民のためにという本当に1点で、住民奉仕の行政が実現することを期待したいと思います。

そして、最後に、きょう3月8日は国連が定めた国際女性の日であります。国連事務総長が、女性の十全かつ平等な社会参加の環境を整備するよう加盟国に呼びかける日となっております。すべての女性に心からエールを送っていただきたいと思いますが、町長、ぜひ町の職員の女性にお声をかけてさしあげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(野村和好君) 以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

◎休会の件

○議長(野村和好君) 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

3月9日は議案調査のために休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認めます。

よって、3月9日は休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長(野村和好君) 本日の日程はこれをもって終了します。

3月10日は定刻より会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

ご苦労様でした。

(午後 2時09分)

平成23年3月横芝光町議会定例会

議 事 日 程(第3号)

平成23年3月10日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第31号について (町長提案理由説明)
- 日程第 2 議案第1号の質疑、討論、採決 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度横芝光町一般会計補正予算 (第4号))
- 日程第 3 議案第2号の質疑、討論、採決 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度横芝光町病院事業会計補正 予算(第1号))
- 日程第 4 議案第3号の質疑、討論、採決 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度横芝光町一般会計補正予算 (第5号))
- 日程第 5 議案第4号の質疑、討論、採決 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第5号の質疑、討論、採決 横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第6号の質疑、討論、採決 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び横芝光町教育委員会教育 長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第8号の質疑、討論、採決 横芝光町債権管理条例の制定について
- 日程第10 議案第9号の質疑、討論、採決 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第11 議案第10号の質疑、討論、採決 横芝光町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号の質疑、討論、採決 横芝光町奨学資金貸付条例の制定について
- 日程第14 議案第13号の質疑、討論、採決 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村 総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第15 議案第14号の質疑、討論、採決 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第16 議案第15号の質疑、討論、採決 指定管理者の指定について(集会所・共同利用施設)
- 日程第17 議案第16号の質疑、討論、採決 指定管理者の指定について(横芝光町駅前広場)
- 日程第18 議案第17号の質疑、討論、採決 平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第19 議案第18号の質疑、討論、採決 平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第20 議案第19号の質疑、討論、採決 平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第21 議案第20号の質疑、討論、採決 平成22年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第22 議案第21号の質疑、討論、採決 平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第23 議案第22号の質疑、討論、採決 平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第24 議案第23号の質疑、討論、採決 平成22年度横芝光町病院事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第25 議案第24号の質疑、討論、採決

平成23年度横芝光町一般会計予算について

日程第26 議案第25号の質疑、討論、採決 平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計予算について

日程第27 議案第26号の質疑、討論、採決 平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第28 議案第27号の質疑、討論、採決 平成23年度横芝光町介護保険特別会計予算について

日程第29 議案第28号の質疑、討論、採決 平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第30 議案第29号の質疑、討論、採決 平成23年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計予算について

日程第31 議案第30号の質疑、討論、採決 平成23年度横芝光町病院事業会計予算について

日程第32 議案第31号の質疑、討論、採決 町道I-14号線道路改良工事(下部工その1)請負変更契約の締結について

日程第33 請願の件

本日の会議に付した事件

日程第1~日程第33まで同じ

追加日程 発議第1号 TPP交渉参加反対に関する意見書について

出席議員(17名) Л 杉 幹 男 2番 1番 森 君 忠 君 森 3番 實 Ш 隆 君 4番 ||島 仁 君 6番 若 梅 喜 作 君 7番 Ш 島 富士子 君 8番 鈴 木 克 征 君 9番 野 村 和 好 君 10番 山 崹 貞 君 11番 伊 藤 穷 樹 君 12番 嘉 瀬 清 之 君 13番 Ш 島 透 君 14番 鈴 木 唯 夫 君 15番 八 角 健 君 16番 Ш 島 勝 美 君 17番 越 Ш 輝 男 君

18番 越 川 洋 一 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	齊藤隆	全 君	副 町 長	鈴木	孝 一 君
総 務 課 長	林 英 次	大君	企画財政課長	林	新 一 君
環境防災課長	伊藤定幸	幸 君	税 務 課 長	高 埜	広 和 君
住 民 課 長	若 梅	桑 君	産業振興課長	土 屋	文 雄 君
都市建設課長	小 堀 正 博	葬 君	福祉課長	実 川	裕 宣 君
健康管理課長	椎名幸司	司君	食肉センター 所 長	伊 橋	秀 和 君
東 陽 病 院 事 務 長	宮薗博	章 君	会計管理者	山 本	照 男 君
教 育 長	井 上 哲	哲 君	教 育 課 長	高 蝶	政 道 君
社会文化課長	五木田 桂 -	一君			

職務のため出席した者の職氏名

局 長 川 島 重 男 書 記 椎 名 圭 子

◎開議の宣告

○議長(野村和好君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○議長(野村和好君) 日程に入るに先立ち報告をします。

初めに、本日、産業建設常任委員会委員長から請願第1号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたので、報告をします。

次に、本日町長より追加議案の送付があり、これを受理したので報告します。

◎議案第31号の上程、説明

○議長(野村和好君) これより日程に入ります。

日程第1、議案第31号について、町長より提案理由の説明を求めます。 町長。

〔町長 齊藤 隆君登壇〕

○町長(齊藤 隆君) おはようございます。

それでは、早速ではございますが、今議会に追加提案をさせていただきました議案の提案 理由についてご説明させていただきます。

議案第31号の町道 I-14号線道路改良工事(下部工その 1)請負変更契約の締結についてでありますが、本案は、町道 I-14号線道路改良工事(下部工その 1)請負契約の桟橋支持ぐい、鋼矢板打設工事費に変更の必要が生じたので、既契約の変更契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるべく提案したものであります。なお、詳細につきましては、担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くだ

なお、詳細につきましては、担当課長より説明を加えさせますので、よろしくご審議くだ さるようお願いいたします。

〔町長 齊藤 隆君降壇〕

○議長(野村和好君) 次に、担当課長の説明を求めます。 都市建設課長。

〔都市建設課長 小堀正博君登壇〕

○都市建設課長(小堀正博君) おはようございます。

それでは、議案第31号につきましてご説明申し上げます。

緑色の追加議案、こちらをごらんいただきたいと思います。

議案第31号 町道 I -14号線道路改良工事(下部工その1)請負変更契約の締結について。 町道 I -14号線道路改良工事(下部工その1)について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

工事の名称は、町道 I-14号線道路改良工事(下部工その1)であります。

工事の場所につきましては、横芝光町北清水地先。

請負代金ですが、変更前が1億37万1,600円、変更後が9,926万700円。

契約の相手方でございますが、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表利取締役、畔蒜毅。

平成23年3月10日提出。

横芝光町長、齊藤隆。

本案につきましては、町道 I-14号線道路改良工事(下部工その1)として、(仮称)長塚・北清水橋の北清水側の橋脚1基と、護岸工事の請負契約を8月7日に締結をいたしましが、その額を変更させていただこうとするものでございます。

理由といたしましては、橋脚工事にかかわる桟橋支持ぐい工事と鋼矢板打設工事におきまして、当初設計をいたしました振動式くい打ち工法では、鋼矢板と一部のくいが打ち込めないという状況が発生したために、水圧を利用いたしましたウオータージェット工法の併用に変更したことと、このことによります工期の延長に伴う事業予算の精査などによりまして請負金額に変更の必要性が生じたために提案をさせていただいたものでございます。

以上で議案第31号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔都市建設課長 小堀正博君降壇〕

○議長(野村和好君) 以上で提案理由説明を終わります。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) これより議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、町一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第1号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題 といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一議員。

- ○18番(越川洋一君) 病院会計の補正でありますが、非常用自家発電設備改修工事、これはどんな状態であったのか、事前にそれはわからなかったのか。一般会計からやはり出さざるを得なかったということについて説明をお願いします。
- ○議長(野村和好君) 病院事務長。
- ○東陽病院事務長(宮薗博香君) 非常用自家発電設備施設につきましては、提案理由等でも 説明しましたように、老朽化によりまして故障が生じたことから、緊急に機能回復を図る必 要が生じたということでございます。そして、病院に係る経費ということで、それを工面す る経費がなかったことから、一般財源から繰り入れをいただきまして、それで対応したとい うようなことでございます。

以上でございます。

○議長(野村和好君) 越川洋一議員。

- ○18番(越川洋一君) 一般会計から工面しなければ財源がなかったのは、当然それは推測 ついたことですけれども、老朽化という点については、専決をしなければならない段階まで わからなかったのか、そこを聞きたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 病院事務長。
- ○東陽病院事務長(宮薗博香君) 点検はやっていたんですけれども、急に故障が発生したということで、病院という特性からやらざるを得なかったという状況でございます。
- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 本来なら、専決というのは、なるべく避けるべきことであって、で すからそういう配慮もすれば、していたんだかな。
- ○議長(野村和好君) 病院事務長。
- ○東陽病院事務長(宮薗博香君) 今後は、そのようなことで対応できるように努力していき たいというように考えております。

以上でございます。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第2号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第4、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成 22年度横芝光町一般会計補正予算(第5号))を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○7番(川島富士子君) 民主党マニフェストは、全額国費で賄うと始めた子ども手当でありますけれども、実際、地方負担分があり、このことについてはさまざまな論議がありました。神奈川県、また松阪市、浦安市などでは、地方負担分の予算を計上しないという動きがあるそうでありますけれども、この動きについて、当局はどのように整理され予算計上されたのか伺いたいということと、2011年度予算案、自治体の要望を受け入れ、学校の給食費を子ども手当から天引きする仕組みは動き出すのであるのかどうか、その辺もあわせてお伺いしたいと思います。

それで、義務づけとはいえ、国から不当な政策を押しつけられていると主張すれば、国地 方係争処理委員会に審査を申し出ることができるということを伺いましたけれども、この辺 もあわせて教えてください。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) 子ども手当の地方負担分ということでございますけれども、当町におきましては、国の方針に従いまして子ども手当を支給しておりますので、県内におきましても、近隣ですけれども、拒否するという考えの自治体はございませんので、一応平成22年、23年度につきましても、地方負担分を含めた計上をしております。

それから、もう一点目の天引き等の関係ですか、これにつきましては、現行法ではそういう規定はございません。ですから、今、審議されております23年度の法案が通らない限りは、そういうことはできませんので、国の動向を見守っていきたいというふうに考えております。 それからまた不当の関係ですが、それにつきましても、現在のところは、そこまでは考えていないのが実情でございます。

以上でございます。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第3号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村和好君) 挙手全員。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第5、議案第4号 横芝光町行政組織条例の一部を改正する条例 の制定について。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

- ○2番(森川 忠君) 債権回収対策室、税務課長にお伺いいたしますが、その仕事の内容と、 どのようなスタッフといいますか、職員がつくのかお聞きいたします。
- ○議長(野村和好君) 総務課長。
- ○総務課長(林 英次君) 債権回収対策室の担任事務でございますけれども、1点目といたしましては、町税のうち、徴収が困難な債権の回収に関すること。また2点目といたしましては、町税以外の徴収が困難な債権、これにつきましては、特に徴収が困難なものとして債権回収対策室に移管されるものに限るということで、この回収に関すること。また3点目といたしましては、所管課における債権回収に係る指導及び助言に関することということで、これにつきましては債権回収対策室に回らない債権の指導、助言ということでございます。また、職員の配置でございますが、現在3名を予定いたしております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) ちょっと関連があると言えばあるんですが、国民年金のことで、議長、よろしいでしょうか、申しわけございません。

住民課長にお伺いしますが、今、話題になっております3号被保険者ですか、マスコミ等でいろいろやっておりますけれども、今、横芝光町の3号被保険者から、要は1号被保険者に変わるという状況を具体的に教えていただきたいと思います。

それと、窓口対応できちんと説明されて、無年金者にならないような方策をとっておられるか、お願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 住民課長。
- ○住民課長(若梅 操君) それでは、ただいまの森川議員のご質問にお答えいたします。 議員の皆様方、ご承知のように、ここ数日、テレビあるいは新聞等で、主婦の年金の問題

につきましては、国会で議論されたものが連日報道されて、私どもも年金の担当、所管する 課長といたしまして、毎日、興味を持ってといいますか、ニュース等を見ているところでご ざいます。

ただいまの森川議員のご質問でございますが、横芝光町におきまして、現在、これはことしの1月末の数字でございますが、国民年金の被保険者が全体で6,170名おられます。これは被保険者ですから、現在、保険料を納付している方です。そのうち今、問題といいますか、話題になっております3号被保険者、いわゆるだんなさんが共済年金あるいは厚生年金等の年金に加入しているその奥さん、その逆もあり得るわけですけれども、3号被保険者が1,253名、率でいいますと20.3%に相当します。国民年金加入者の約2割の方が、当町では3号被保険者という現況でございます。

それで、3号被保険者となる要件といたしましては、今、申し上げましたように、専業主 婦で言えば、だんなさんが会社等の年金、厚生年金あるいは共済年金等の被用者年金に加入 している方ということになりますが、そういった方が会社をおやめになるという場合に、当 然、住民課国保年金班の窓口においでになります。私どもは国保年金班でございますので、 まず会社をおやめになるということは、年金だけでなく健康保険も切りかえが必要になって まいりますので、順序、どちらが先ということはありませんが、それぞれの切りかえを同じ 窓口ですから連動していまして、ワンストップでやっていただくようにしておりますが、仮 に保険を先に手続をいたしますと、被用者保険をやめますので国民健康保険に切りかえます。 その手続が済みますと、同じ班の今度は年金担当に引き継ぎまして、ただいまのご本人が当 然、会社をやめまして、国民年金の1号被保険者になります。そしてその扶養をされており ました奥さん、それがそれまで3号被保険者であったものが、改めまして奥さんも1号被保 険者ということで、ご本人が国民年金保険料を支払う義務が生じてまいりますが、その1号 被保険者への切りかえも同時に行っております。したがいまして、役場住民課の窓口におい でになった場合に、今問題になっておりますような、専業主婦の方が切りかえが漏れて、3 号被保険者のまま、3号被保険者の資格がなくなったのにもかかわらず、1号被保険者の手続 もしていない、いわゆる浮いた状態になるというのは、窓口においでになって、手続をされる 限りにおいてはあり得ないといいますか、それがないように、もちろん事務を行っております。 新聞等で拝見しますと、全国で最大100万人くらいの、そういう何といいますか、救済が 必要な方がいるということでございますが、実際、今申し上げた以外に、実際に横芝光町に そういう方が何人いるかということは、ちょっと私どもは把握する手だてといいますか、手

段がございませんが、今申し上げましたように、窓口の手続といたしましては手続漏れがないような体制でやっておりますので、その限りにおいてはあり得ないことではございますが、それ以外につきましては、きょうの新聞等を拝見しますと、年金機構のほうで、だんなさんの年金の分の状態と、奥さんの年金の状態に矛盾といいますか、だんなさんが会社をやめた状態になっているのに、奥さんが3号被保険者のままでいるようなケース、そういったものを名簿上で突き合わせをしまして、該当する方には個別に通知を行い、正規な手続をするというような対応をとるという、これはきょうの新聞に載っておりましたが、そういう対応をとるようでございますので、そういった方について、ご相談なり手続で窓口においでになった場合には、そのように対応させていただこうというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 未収金滞納額の実態はどうなっているのか。

それから、これまでこの債権回収は、特別な職員を挙げての体制でやってきたと思うんですね。休日も使ってやったということもあると思うんですが、今度はこれが債権回収の対策室ということで、どのように違うのかと。これまでよりも踏み込んで回収に当たるということですね。ちょっと説明をしてください。

- ○議長(野村和好君) 税務課長。
- ○税務課長(高埜広和君) 滞納額でありますけれども、この債権回収対策室を設置するに当たりまして、代表的な債権を持つ関係課長で検討委員会を立ち上げました。その中で、滞納額、いわゆる悪質な滞納額がどのくらいあるのかということで調査をいたしました。合計金額で2億9,700万、そのうち町税が2億8,300万、残りが給食費あるいは保育料等であります。今まで税務課におきましては、債権の回収に当たりまして、夜間あるいは休日等を使いまして、日数的に年間約10日ぐらいでしょうか、努力してまいりました。しかしながら、特に町民税におきましては、平成19年度の三位一体改革においての税源移譲、これによりまして200万以下の所得のある方について、5%だったものが10%の負担になったということで、いわゆる200万以下の所得のある方の滞納が非常にふえてきたということで、同時に税額全体の滞納額をのし上げているという格好になっております。

それから、これから債権回収対策室で行う業務ということでありますが、今までも税務課で悪質な滞納者については給与の差し押さえ、あるいは保険の差し押さえ、国税還付金の差し押さえ、件数は少ないですが不動産の差し押さえもやろうとしたことがあります。そうい

う中で、なかなか成果があらわれない。要するに差し押さえをして換価できる税金よりも、滞納する方のほうが割合がどんどんふえてきているということで、大きな滞納額につながっている状況であります。それを今回、言ってみれば給食費あるいは保育料など、いわゆる公債権の部、公債権というのは、いわゆる法律で、町の条例できちっとさだめてあるものを公債権、きちっとした定めがないものを私債権というんですが、町税を滞納している方については、同時にお子さんがいれば給食費や保育料なども滞納しているケースが非常に多い。これらを一括して滞納処分、強制執行等を行うと。その部分を債権回収対策室に任せるということになります。要するに悪質な滞納者についての滞納処分、今までは税務課で滞納整理、それから預貯金等の差し押さえ等だけをやってまいりましたけれども、今後は滞納整理イコール、いわゆる財産調査と。今までは残っているものがあるので何とか納めてくださいということで各家庭を訪問したりしていましたけれども、その訪問は、今後はいわゆる財産調査という形になります。差し押さえて税金に還元できるようなものがあるのかというのが税務課の収税班の仕事。差し押さえるものがあれば、それを実際に滞納処分あるいは民事訴訟によって強制執行、この仕事を債権回収室がやるということになります。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) この間、一連の控除の廃止、それから住民税のフラット化、これによって大変税金が上がったという、納税者にすれば厳しい状況に置かれたという経緯があるんですね。そういう中で滞納額がふえていると。県もこの回収対策室をつくるという方向でやっているわけですね。しかし、私、滞納をそのままにして取らなくていいとは言いません。しかし、問題は長生村で取り立てが厳しくて餓死して見つかるという事態が発覚したわけですね。そういうことにつながりかねない、いわゆる町職員として滞納せざるを得ない住民の立場、状況に、気持ちに寄り添って、実態をよく調べるという、こういうことが極めて滞納整理に対する姿勢として必要だというふうに思うんですけれども、何か話を聞いていると、これは大変恐ろしいというか、厳しいところまで踏み込むんだなと。これが人権侵害にまでつながりかねないという危惧を持つんですが、その辺で留意していることは何でしょうか。
- ○議長(野村和好君) 税務課長。
- ○税務課長(高埜広和君) 今までも税金を納めるのが非常に苦しいような家庭、あるいは個人的にも、町の条例の中で、いわゆる減免措置、軽減措置というものがありますので、できる限り、その条例に見合ったような形を考えて、そういう措置を行ってきております。

今回、債権管理条例、新たに制定するように今回の議会に提案してあるわけでありますが、

その中においても生活保護あるいは法人であれば解散を余儀なくされるような状況、廃業、そういう場合、それからいろいろな税金を納めるのに厳しい状況であれば、それに対して措置を施すようなものも債権管理条例の中にはうたってございます。今まではいわゆる公債権であれば、地方税法を適用して処分をしておりましたけれども、いわゆる私債権、特に給食費については、その辺の取り決めがありませんでしたので、今回、同様にできるように債権管理条例の中で、それらをきちっと定めてありますので、心配ないというふうに思われます。以上です。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) ということは、給食費あるいは保育料についても、もう心配ないということは、これはもう強制的に徴収する対象だということで、そこも条例化するということになるということですよね。さすれば、税金を払いたくても払えないという、今この大変な貧困と格差が進む事態の中で、やはり困っている人の気持ちに寄り添っての税務対策、こういったものがやられるのかなと、そういう点でちょっと心配するんですが、その点はいかがですか。
- ○議長(野村和好君) 税務課長。
- ○税務課長(高埜広和君) いわゆる社会通念上、強制執行あるいは滞納処分、これらを適用 することが極めておかしいというようなものを感じられるような場合には、いわゆる救いの、 何というんですか法令を適用して、町がその債権を逆に放棄するというような形をとれるよ うにしてございます。

以上です。

- ○議長(野村和好君) そのほかございませんか。 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 済みません、先ほどの3号に関連しますけれども、この2011年の予算が国で通った場合に、子ども手当から給食費等を天引きできるということが決まったときに、子ども手当も国の義務づけで自治体負担があるわけですけれども、その辺を、実は先ほどの主婦の3号から1号になった年金の不公平さの声が今、ふつふつと主婦の間から出ていると同時に、町内の主婦からも、この子ども手当の給食費未納に関する関連ということで、ふつふつと、よく耳にすることでありますので、その辺のご決意を、町長から一言伺いたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 町長。

○町長(齊藤 隆君) ただいまの子ども手当から給食費をということでありますが、実は昨年、2回目の子ども手当の支給に当たりまして、給食費、保育料、そのような未納になってしまう部分もある分を天引きできないかということで研究をしたことがありましたが、その時点では法律上、それがまかりならぬということで断念をいたしました。

今回、この法改正によりまして可能となれば、取り組んでまいりたいと思っております。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第4号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第6、議案第5号 横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第5号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第7、議案第6号 横芝光町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び横芝光町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) ここで出てくる金額のトータルは、どのくらいになりますか。
- ○議長(野村和好君) 総務課長。
- ○総務課長(林 英次君) 町長、副町長、教育長、合わせまして、月額で19万2,900円、年額にいたしますと307万7,000円でございます。

以上でございます。

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第8、議案第7号 横芝光町消防団条例の一部を改正する条例の 制定について。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島透議員。

○13番(川島 透君) 私も昔、消防関係に携わっていた立場から、消防団に対する思いというのは、やっぱり、今ひとしおあるものでありますけれども、合併して5年、当時531名

というふうに決めまして、それが5年の中で、いろんな事情がありまして、今回11名がどうしても不足すると。これはいたし方ないことでありますけれども、やはりこれからこの地域を守っていく、生命と財産を守っていく若い団員が、いろんな事情の中でなかなか団に入れない、入ってくれない、いろんな事情があると思うんですけれども、やはりそういうことで、この先どうなるかと危惧する一人なんですけれども、いずれにしても、これから先の団員の確保について、それを町長なり担当課長は、どういうふうに考えているのか。なるべく減らさないで、やはり皆さんが安心して、安全な町の中で生活できると、そういうことで、その啓蒙活動も今まで以上に頑張ってほしいという意味で、まず町長にその辺のところのあれをお伺いし、課長に再度その決意をお伺いしたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 私も地元消防団に在籍をさせていただいて、地域活動の1つとして消防団活動に当たらせていただいてまいりました。現在、当時と比べまして状況が変わっているという中には、職業の多様化、また遠隔地への勤務というものが非常にふえているという点で、団員確保が難しくなっているという現場を調査しておるところであります。その中で、各地区、団員確保にご努力いただいており、現在の消防団として活動していただいているところでありますので、その消防団活動を町としても可能な限りサポートしていくというのが第1点。

それから、消防団員につきましても、さまざまな活動の中で負担の軽減等を図っていければというふうに考えております。

また、各地区での集まり、それからさまざまな場面で消防団の必要性等を訴えさせていた だきながら、消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(野村和好君) 環境防災課長。
- ○環境防災課長(伊藤定幸君) それでは、環境防災課のほうからお答えをさせていただきます。

ただいま町長が申し上げましたとおり、1人でも多くの方に消防団に入団をしていただくというのが、我々の使命であると考えております。そこで、魅力ある消防団をつくるために、今、消防組織の中で、団独自のホームページを立ち上げ、若者に魅力あるものを訴えていこうということで、機運が盛り上がっております。

それとあわせまして、成人式の際にも、町独自のパンフレットや、国から交付されました パンフレット等を配って、消防団員の確保に努めているところであります。 いずれにいたしましても、我々としても団員の負担を少しでも少なくするために頑張っているところでありますので、今後とも議員各位にもよろしくお願いしたいと思います。 以上であります。

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第7号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第9、議案第8号 横芝光町債権管理条例の制定について。 これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第8号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第10、議案第9号 横芝光町国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 東陽病院を国民健康保険診療施設の位置づけにするということ、これをちょっとご説明をいただきます。
- ○議長(野村和好君) 住民課長。
- ○住民課長(若梅 操君) ただいまのご質問でございます。

東陽病院を今回の条例改正によりまして、国民健康保険診療施設として位置づけるという 改正条項をご説明したとおりでございます。

ご承知のように、東陽病院は、合併前は一部事務組合ということで、当時3町による一部 事務組合としてあったわけでございますが、合併によりまして、町営の病院といたしまして、 現在も地域医療の中核として日々努力されているところは、議員もご承知のとおりだと思い ます。

今回、国保条例に国保診療施設として位置づけたということでございますが、現在の東陽病院の経営のあり方、あるいは経営内容がこの条例に位置づけることによって、特にこれがこう変わるということではございません。むしろ現在、東陽病院が役割を担っております地域医療の役割を明確に、この国保条例の中に位置づけることによりまして、東陽病院の担っている役割を明確にするという意味合いが1つございます。

それと、町立の病院といたしましては、地方自治法に基づく公の施設という位置づけと、 今回、条例提案させていただきました国民健康保険法に基づく国保診療施設としての位置づけの両面が実は必要となっておりましたが、現在まで国民健康保険法、それに基づく国民健康保険条例への位置づけがなされてなかったこともありまして、今回、提案させていただいたところでございます。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 実質的には、そう変わらないということですね。
- ○議長(野村和好君) 住民課長。
- ○住民課長(若梅 操君) 例えば実務上で、今回の補正予算にも提案させていただきましたが、東陽病院の運営経費といたしまして、国民健康保険の調整交付金、これは国の調整交付金、県の調整交付金がございます。今年度は県の調整交付金を補正予算として提案させていただいておるところでございますが、この調整交付金、病院の病床数に応じたもの、あるいは病院の施設整備の実態に応じたものとして、それぞれ国・県から交付されるわけでござい

ますが、これが本来、国民健康保険診療施設に対して交付されるというのが、この国の制度でございます。ただ、実態といいますか、今までは国保条例に明確な規定がありませんでしたが、その病院の運営のあり方として、まさに国民健康保険診療施設ということでございましたので、これまでも調整交付金が交付されておりましたが、今回この条例に位置づけることによりまして明確に、条例上もその本来の調整交付金の趣旨に基づいて、これからは交付されるという、そういうことでは違いといいますか、変化が出てまいりますが、病院の運営あるいはその内容が、この位置づけによってどうこう、具体的に変わるということはないとうふうに想定しております。

以上でございます。

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第9号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第11、議案第10号 横芝光町学校給食センター条例の一部を改正 する条例の制定について。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第10号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第12、議案第11号 横芝光町奨学資金貸付条例の制定について。 これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○7番(川島富士子君) 先日の全員協議会で、資料ナンバー7をいただいて、その際に、若 梅議員からも質問があったことでありますけれども、この条例の中に連帯保証人の文言がな いわけですね、それが1点。

第4条に、「申請書に必要な書類を添付して」ということでありますけれども、どのような書類で、いつまでに提出するかという具体的なことが明記がないということ。

51ページの第9条の3の中に、「別に定めるところ」ということでありますけれども、これは具体的なことを教えていただきたいというふうに思います。

それと、町の例規集の961ページ、ここに横芝光町奨学資金給付要綱が載っております。 これが廃止になって、これになると思います……、違う、わかりました、勉強不足で申しわ けありません。基本的に町長提案のこの奨学金制度は賛成なんです。非常に勉学に意欲のあ る生徒を町が育てていくという、こういう姿勢は非常に賛同するところでありますけれども、 先々に、またこの条例に沿って漏れがないように、きちっとその辺もよく検討されてつくら れていると思いますけれども、その辺のことを伺いたいというふうに思います。

高校生までの例規集にある奨学資金の給付要綱には、非常に詳しくされているわけですね。その例規集の963ページの中に、施行期日の一番最後の2に、「この告示の施行の日の前日までに、改正前の横芝光町奨学資金給付要綱の規定により奨学資金の給付を受けていた大学生については、なお従前の例による」とあるんですけれども、これは旧光町のこの条例は、合併したときに旧横芝にはなかった奨学金制度で、私も旧横芝のときに提案はさせていただいていたんですが、合併と同時に考えたいという当時の答弁だったんですね。それで、この18年の3月27日ですから、合併と同時にできた新たな要綱だと思うんですけれども、今申し上げた大学生についてはということでありますと、そこまで勉強していなかったんですが、

旧光町のときには大学生まで奨学金制度があったということで理解していいんでしょうか、 その辺をちょっと教えていただければと思います。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) まず1点目の条例の規定に連帯保証人の規定がないということで ございますけれども、連帯保証人の規定につきましては、この貸付条例の施行規則の中で規 定をしてございます。

それから、次の第4条の貸付の申請の関係でございまして、申請に必要な添付書類につきましては、やはり規則のほうで規定をしておりまして、添付書類といたしましては、奨学生の推薦書、それから家族家計状況の調書、それから履歴書、それから確定申告書等の写し、それから学校等の合格通知書の写しまたは在学証明書、こういったものを添付書類としてございます。

それから、第9条の3項の延滞金に関する規定でございますけれども、この別に定めると ころという文言がございますが、これにつきましては、債権回収条例の中に延滞金の規定が ございますので、そちらを準用するということでございます。

それから、現在実施しております高等学校、それから高等専門学校生に対する給付制度でございますけれども、平成22年度から公立高校、私立の高校も含めた形で、いわゆる授業料の無償化がされております。それで、現行の奨学資金の給付制度につきましては、授業料を初めとする就学に要する経費に対しての助成を行うものでございますけれども、平成22年度から授業料の無償化に伴いまして、家庭の負担は軽減をされたところでございます。高校の授業料の無償化によりまして、家庭の負担は軽減されたところでございますけれども、無償化された授業料以外の就学に要する経費につきましては、必要に応じて、この新たにできました貸付制度のほうを利用していただければというふうに考えております。

それから、この給付要綱に関しまして、旧光町で合併前に大学生を対象とした給付制度があったかどうか、ちょっとはっきりはわかりませんが、多分この附則の規定で見ますと、合併以前、今の給付制度の前には、恐らく光町のほうでは、大学生に対する給付制度も行われていたものと考えております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 済みません、ちょっと頭が悪くて聞き取れなかったんですけれども、 よくわからなかったんですけれども、その保証人は附則にあると……

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) 連帯保証人に関しましては、この奨学資金の貸付条例の施行規則 というのがございます。その規則の中で、その連帯保証人の関係の規定は定めてございます。 以上でございます。
- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 済みません、その文言というのは見せていただくことはできるんで すか。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) 規則の中の連帯保証人に関する規定でございますが、独立の生計を営む成年者 2 人の連帯保証人を立てなければならないとするもの、それから、連帯保証人の連署による誓約書に、連帯保証人の印鑑証明書、それから連帯保証人の住民票の写し、連帯保証人に市町村税に未納がないことを証する書類、こういったものを添付して誓約書を提出していただくという規定になっております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) 要件についてお尋ねします。こちらには4点ございまして、学業にすぐれ、もろもろありますけれども、例えば学業にすぐれというのは、具体的な点数とか、これをつぶさに、何というんでしょうか、これに当てはめるとすると、かなりハードルが高いような気がするんですが、現実に5名、5名という見込みで240万を出されておりますが、例えば匝瑳市でもたしかありましたですね、以前から。この数字をつけた根拠と、仮に10名を超えた場合の予算はどうするのか、そしてこの要件を、本当にどのようなことで認めるのかというところを聞かせてください。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) まず、成績に関するものでございますけれども、例えば高校生、 5段階評価でいきましたら3.5以上、点数、100点満点に換算しますと70点というように考え ております。

それからあと、高校生5名、それから大学生5名ということで予算のほうは要求をさせていただいておりますけれども、現在実施しております給付制度のほうの申し込みが、年間5名あるいは10名程度ということでございましたので、一応そういったところから5名ずつということにしてございます。

[「匝瑳市……」と言う人あり]

○教育課長(高蝶政道君) 匝瑳市のほうの人数は、ちょっと把握しておりませんが、匝瑳市 につきましては、在学証明書の添付ということで、特に成績に関する規定がない状況でござ います。

それと、10名を超えた場合の対応ということでございますが、現段階では予算の範囲内というような言い方で、予算額を決定しているものではございません。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) できれば、その3.5以上とか言わずに、経済的な理由で困難だという ところに重点を置いていただきまして、その方が100点になるケースも当然あると思うんで すね。ぜひとも多くのそういう学生に、ぜひ愛の手を差し伸べていただきたいと思います。

そしてまた、山武市ではご存じだと思いますけれども、山武医療センターがございまして、 やはり医師が不足ということで、お医者さんの卵ですね、医学生に関しては月額20万を奨学 金で出していただきまして、例えば6年間、それをいただいた学生は、その分だけ山武医療 センターに6年お勤めになれば返済はしなくてもいいという、すばらしい案が提案されたと 聞いております。

また、看護師に関しても月額5万ですか、看護師の学校に行っていらっしゃる方、そのような例がありますけれども、町長、その件に関して、ご所見をお聞きしたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) まず、この奨学金制度につきましては、将来に対する融資と思いまして、この制度を実施させていただこうと思っているものであります。

また、山武市の例につきましてですが、山武市にいろいろ市長のお話を伺った中で、独法 化したことも、その対策の1つとして考えたということも伺っておりますので、いろいろな 面で研究をさせていただきたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 国が就学援助制度をやめた中で、これはいい政策です。一条の光明 を感じます。大いに生き生きした運用をしてください。

当初段階では、これは何人でどのくらい見込んでいるのか。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) 当初の段階では、高校生を5名、それから大学生を5名という、

合わせて10名を見込んでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 経済的な理由で就学できないという。しかし、学ぶ意欲があるという、こういう方々を育てると、これはすばらしい理念だというふうに思うんですね。森川議員が言われましたけれども、私もさらにこの政策の上に、もっと政策的な意味合いを加味した、今後その病院をよくするための医者、そこに補てんするとか、そういう発想をさらに膨らませて、これをもっと大きなものにしていただきたい、お願いします。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第11号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩とします。

再開は11時15分でお願いします。

(午前11時03分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第13、議案第12号 横芝光町住民生活に光をそそぐ基金条例の制 定について。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第12号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

「替成者举手〕

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第14、議案第13号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公 共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する 協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第13号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第15、議案第14号 町道路線の認定及び廃止についてを議題とし

ます。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第16、議案第15号 指定管理者の指定について(集会所・共同利用施設)を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一議員。

- ○18番(越川洋一君) これは集会所、施設をその区に、集落に指定管理するということですよね。わからないのは、何で横芝だけの集会所・共同利用施設なんだろう。
- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) それでは、ただいまのご質問にお答えします。

旧横芝町では、共同利用施設というのは、空港の騒音対策の補助事業を町がもらって、町が建設した建物でございます。集会所も町が建設したもので町の財産となっています。旧光町におきましては、各地区に補助金を差し上げまして、各地区が事業主体となって設置してございますので、もともと地区のものなんですね、そのような違いがございます。要は横芝地域の集会所、共同利用施設は、町の施設ということでございまして、それは今も変わっていませんので、その部分については指定管理者で区に管理をお願いするということになって

おります。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第15号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第17、議案第16号 指定管理者の指定について(横芝光町駅前広場)を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

- ○2番(森川 忠君) 駅前広場の管理事務所、また駐車場、東側の広場とか東町区でやって おりますが、私、以前聞いたときに、その賃金が千葉県の最低労働賃金というんですか、そ れよりもたしか低かったことがあったんですね。私の聞いたときは、県の最低賃金が743円 か何かで、多分720円だとお聞きしたんですが、その辺はどうなっていますでしょうか。
- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) 賃金につきましては、たしかそういう時期がございました。 ただ、これにつきましては、あくまでいわゆる指定管理者側から、こういう予算の収支で、 この指定管理を行うということで申請が上がっておりました。いわゆるその収支について、 町と指定管理者との間で最終的には協議をして、その金額に決定するという形になっております。

ただ、23年度につきましては、最低賃金の引き上げ分を見込んで事業計画が現在出ておりますので、この議会で指定管理者として承認をいただければ、その金額に基づいて協議して

決定するということになります。私としては、その分については、当然、賃金の引き上げという部分がございますので、現在、計画しております収支の中で指定管理者として指定させていただきたいというふうに考えております。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) ぜひとも最低の労働賃金を下回らないように、指導も含めてお願いし たいと思います。

また、あそこは私、地元で、朝よく通りますが、6時から9時までという、非常に長い間、 ご高齢の方が多いんですが働いてくださっております。はた目で見ますと、何か非常に簡単 な作業ではないかという声が多くありますが、私もよく、あそこでお邪魔しますけれども、 やはりある意味で公金をいじるという仕事で大変な仕事でありますので、町としても大事に していただきたいなと思います。町長も通りましたら、ぜひ声をかけていただいてお願いし たいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 町長のお膝元の東町区の皆さんに、非常に感謝をしているところでありますけれども、近年、駐輪、非常に増大になってきたというふうに、異常駐輪の取り締まりというのは、どのようにされているのかだけ、1点伺いたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) 確かに駅前、行ってみますと数台、トイレの周辺とかに置いてあります自転車を見かけることはあります。

この指定管理につきましては、この施設内にある駐輪場、72台分あるわけでございますけれども、いわゆるその管理についてお願いしているわけでございます。当然、その駅広の全般的な管理という部分もお願いしておりますので、長くそういうところに自転車を放置しているようであれば、指定管理者のほうで町とも相談しながら、適切な対応をとっているという状況でございます。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 私、指定管理者制度については基本的には反対なんです、総論反対。 しかし、駅前広場は5年前も賛成しました。さっきの共同利用施設、それから集会所も賛成 しました。ですから各論については賛成だということです。

ただもう一つ、任せっきりでなくて、やはり神経を担当者は常に注いでください。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第18、議案第17号 平成22年度横芝光町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作議員。

○6番(若梅喜作君) 2点お尋ねをいたします。

20ページ、地域振興基金についてお尋ねをいたします。

この振興基金は、当初予算から見込まれておりまして、しかも地方債として基金繰り入れをすると、そのようなことであります。今回4億円の減額があると、このようなことでありますけれども、この必要性、当初は必要性があって計上したと。今回、そっくりこれをなくすと。どのようなお考えでこのようにやられたのか、それをお尋ねいたします。

それともう一点は、37ページの駅前広場の管理費についてお尋ねをいたします。

これも当初予算に対しまして、6月補正で1,800万の追加をしてあると。この内容は委託料、整備設計委託料と地質調査委託料と、このようなことで6月に1,800万円の補正がされておると。今回このような経過の中で、設計委託料として669万9,000円の減額がされておると。これは当初の積算が違うのか、あるいは計画の変更があったものなのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 降君) それでは、1点目の地域振興基金についてお答えいたします。

この4億円の基金積み立てでありました。財政再建の観点からも、なるべく借金はふやしたくないというものがまず1点。それから、この基金を当初、昨年審議した中で、例えばどういう使途、使い道ですね、どういうものに使えるかということの中で、ハード面、建物、集会施設であるとか、さまざまなものに使えるということで計画をされたものでありますが、実際、使ってみようと思いまして、この基金の使い道を検討したところ、ソフト面にしか使えないということが判明しました。となりますと、どういうものがあるか。合併に当たって、新たに起こした事業、ソフト事業、両町の例えばこの横芝光町であれば、2町の融和を図るような事業、ソフト事業、今現在も行っておりますが、町民体育祭であるとか文化祭であるとか、両町の方々が今までやっていなかったものを、新たにそこで組み立ててソフト事業を行うものにしか使えないという制約があるということがわかりました。となりますと、4億円を積んでおいたにしましても、非常にその使い道が限定されてしまうということがありましたので、今回、財政再建の観点からも、使い方、利用方法を精査した中で、今回、減額とさせていただきたいと提案させていただきました。

- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) 駅前広場の関係でございますけれども、補正予算書にお示しのとおり、管理事業として減額で789万9,000円を計上させていただいたところでございます。内訳といたしましては、手数料でマイナス120万円となっております。これにつきましては、ご案内のとおり、今、駅前の変形交差点の改修ということで県が進めております。用地買収の時期も23年度からということで、同時に入るという計画でおります。そういった中で、県のほうが来年度、不動産鑑定を行うということでございましたので、それに合わせて、うちのほうも新年度で不動産鑑定を行うということにしたために、手数料としてマイナス120万円の減額となっております。

それから、整備委託料の669万9,000円でございますけれども、先ほど議員のほうからお話がございましたとおり、昨年の9月に補正をとらせていただきました。内訳といたしましては、駅前広場の詳細設計と、あと測量業務ということで、予算上は1,680万円の補正でございました。この2つの業務を執行したわけでございますけれども、マイナスの大きな要因といたしましては、落札の差金分もございますし、あとは当初、若干多目に見ていたという分もございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 15ページ、農林水産業費補助金で、ケブカトラカミキリ8万7,000 円減額、歳出のほうでは31ページで9万5,000円の減額になっていますね。私もこれ、議案 として見るまではわからなかったんだよね。本当にマキがそうなのかと思って、うちへ帰っ てみたら、やっぱりマキ被害が出ているんだよ。近所にも出ているし、うちのマキで5本ぐ らい出ているのかな。これは大変だとわかって、だから減額されているけれども、周知徹底 の必要はあると思うんだよ、23年度についてもね。なぜ減額したのか。やっぱりこれをもっ と知らせていく必要がある。的確な防除をしていく必要があると考えていまして、私もやり たいと思っていますので、その辺についての見解をひとつ尋ねておきたいと思います。

17ページの総務債、合併特例事業債3億3,740万、これはどこに連動しているのかな、歳出では。さっきの若梅さんの基金積み立て……、ちょっと説明してください。

30ページの東陽病院事業会計繰出事業で、繰出金が1億6,296万9,000円、補正が組まれておりますけれども、これで当初の繰り出しと合わせて、22年度は幾らぐらいになったんでしたっけ、ちょっとご説明を願いたいんです。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) それでは、越川議員からのご質問にお答えをいたします。

15ページの関連でございます。ケブカトラカミキリでございますが、減額の要因につきましては、昨年、現地調査を行いまして、被害木が41本ございました。篠本在住の方で自分のほうで抜倒する前に、個人のほうで3本ほど処理をした関係で事業料が減っております。このケブカトラカミキリでございますが、平成21、22と県の事業で、いわゆる抜倒処理、これがついたところでございまして、匝瑳市のほうで県に要望した中で2年間の限定の補助事業だということでございました。昨年、県の振興センターのほうから、横芝光のほうでもケブカの被害が出ているよということで現地調査をいたしました。今回38本を抜倒処理したところでございます。これですけれども、次年度以降ということでございますが、県のほうのヒアリングの段階では2年間の抜倒だけの補助事業だということをお聞きしておりました。

最近になりまして、県のほうでいわゆる防疫の補助についても事業は継続するということ を最近お聞きしました。この防疫する期間につきましては、4月から6月ということでござ いまして、ちょっと予算の中では間に合わないなということで、先日も越川議員からお電話 いただいたところでございますけれども、市販のスミチオン等々の消毒品を買っていただい て、早目に防除していかないと、どんどん広がってしまいます。産業課といたしましても、 これはパンフレット等がございますので、そういうもので周知してまいりたいと思いますの で、ご理解をお願い申し上げます。

以上であります。

- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) それでは、ご質問の合併特例債についてのご説明を申し上げます。

この合併特例債、今回、減額になっておりますが、該当する事業は全部で8件ございます。 代表的なものを説明させていただいて、もし詳しいものが必要であれば、後ほど資料という ことでお願いしたいと思います。

まず、先ほど若梅議員の質問にございましたが、地域振興基金を取りやめるということで3億8,000万円の減額というふうになっております。それから、粟嶋橋架橋機械事業取りつけ道路整備事業で4,230万円ほどの減額でございます。長塚、北清水架橋取りつけ道路整備事業では9,020万円の減額、給食センター改築事業で、これは給食センターの周辺の道路の整備も含みますけれども、これで1億3,320万円の減額。東陽小学校屋内運動場改築事業を22年度へ、この補正予算のほうに盛り込んでいますことから、これの合併特例債分が3億1,900万円増額ということになっておりまして、差し引きで3億3,740万円の減額というふうになっております。

続きまして、病院の繰り出しのお話でございますが、30ページに病院費として計上してございます4款3項1目病院費、この合計額5億5,814万3,000円が病院への繰出金でございます。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) ケブカトラカミキリですけれども、やっぱり当町、この近辺で垣根に使われているマキ、あるいは観賞用のマキ、これはやっぱり大変重要な、何というか役割をしていますので、効果的な的確な防除を、ひとつ指導してほしいなと思っていますので、よろしくお願いします。
- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) それでは数点、お伺いいたします。

19ページ、財政管理事務費、公会計改革支援業務委託料、当町でも公会計を始める義務があるということですが、260万円減額したその理由、もう職員だけでも大丈夫なのかという

こと。

それと同じく19ページ、一番下でありますが、防犯指導及び啓蒙事業の工事請負費730万円、そちらの内容のご説明をお願いします。

続きまして、20ページの上のほうですが、カーブミラーの台帳システムが107万円も減額 になった理由を教えてください。

それと28ページ、横芝保育所運営事業委託料、たしか以前お聞きしたときは、屋根の改修 とお聞きしましたけれども、どの程度の改修なのかお願いします。

それと33ページ、一番下で、中小企業振興資金利子補給事業、これが大幅に減額になって おりますが、その理由というか背景というか、おわかりになればお願いしたいと思います。 以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) それでは私のほうから、公会計システムについてのご質問に お答えさせていただきます。

公会計システムにつきましては、初めて取り組む事項でございましたので、これの支援を していただくということでお願いするとしたんですが、精査しまして、職員でも対応できる 部分もあるのではないかということで、その財産を調べるですとか、そういう職員でできる 部分を職員でやるというふうにしたために、その分を委託しないで減額ということになって います。

- ○議長(野村和好君) 環境防災課長。
- ○環境防災課長(伊藤定幸君) それでは私のほうから2点、お答えをさせていただきます。 まず19ページの防犯指導啓蒙事業の工事請負費でございますが、これにつきましては防犯 カメラを設置するものであります。最近、乗り物等々の犯罪が非常に多くなっているという ことで、千葉県警のほうから各公共施設等に防犯カメラを設置してくれという要望がありまして、そのために防犯カメラを設置するものであります。カメラの設置場所といたしまして は、横芝駅に4基、役場駐車場等に4基、図書館に5基、プラムに2基、光風館に2基、町

続きまして、次のページになりますが、カーブミラー台帳管理事業の委託料が減額になった理由でございますが、これにつきましては入札によりまして確定したものであります。入札による減ということでございます。

民会館2基ということで、19個の防犯カメラを設置するという事業であります。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) それでは、森川議員ご質問の横芝保育所の運営事業についてご説明をいたします。

森川議員、ご存じのとおり、横芝保育所の屋根につきましては、平成20年度にメタンの舗装で一度実施しております。本年度は遊戯室の上をやったわけですが、あと残りの保育室部分の3分の2につきましてはされていないということで、このたびこの補正によりまして実施したいというものでございますが、これにつきましては地域活性化基金ということで、きめ細かな臨時交付金、または住民生活に光を注ぐ交付金ということで、この交付金の対象事業ということで予定をしております。ですので、国庫からの補助金を見込めるということで、この補正をご承認いただいた上は、繰越明許ということで実施をする予定のものでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) 森川議員のご質問の33ページの利子補給の減額の要因でございます。22年分につきましては、件数が219件、1,982万3,520円を利子補給として交付する予定になっております。減額の要因につきましては一括償還された方が26件おります。それと、これにつきましては交付要件がございまして、いわゆる税金の未納があった場合には、利子補給しないという部分もございます。それと借り入れ件数も思ったより少なかったと、そういうような主な原因で380万程度減額になっております。

以上であります。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) ありがとうございました。

それでは、まず公会計では、法律にのっとりましてきちっと複式簿記でございますので、 課長の指導のもと、よろしくお願いいたします。

また、防犯カメラは、非常にいいことだと思いますのでお願いします。

そこで、カーブミラーなんですが、町内にはかなりの数がございます。予算どおりうまく 消化されたのかなとは思いますが、今年度の新設または補修、改修ですか、大体どれぐらい あったのか、数的に今おわかりになればあれなんですが教えていただきたいと思います。

それと、保育所の件は了解しました。よろしくお願いします。

それと、中小企業の利子補給事業ですが、実はこれはいろんな私の推測するところにより

ますと原因がありまして、例えば政府系の金融機関、公庫とか、そちらにも結構、今で言う、 昔の国民金融公庫、今の日本政策金融公庫ですか、そこにシフトしたりするものがかなりあ ると思います。逆に商工会等で、そちらもうまく利用して、厳しい町の財源を少しでもとい うことで、私もある商工会の関係をしておりますので、できるだけ町でもお国のそういう制 度を、国の制度、政策金融公庫のほうに、うまく商工会等との連携をされて、そちらもうま く利用されるほうがよいと思います。ぜひとも課長からも商工会とうまくタイアップされま して、その辺を利用していただきたいと思います。

○環境防災課長(伊藤定幸君) それでは、カーブミラーの設置数でございますが、トータルで全部で約1,500基町内にございます。そのうち新設等につきましては、おおむね10基前です。カーブミラーの補修につきましては52カ所ほど、撤去が2カ所あるということでありますので、トータルいたしますと1,500強のカーブミラーが設置してあるという状況であります。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 15ページの放課後子どもプラン推進事業補助金、この詳細を教えてください。

それと29ページの妊婦健康診査なんですけれども、クーポン券を使い切らない方が多かったということで、以前ご説明をいただいたわけでありますけれども、子宮頸がん予防ワクチンと、この妊婦健診をセットでやることによって、ほぼ100%に近い予防ができるというふうに伺っておりますので、実情は何名中、何名ぐらいの方が使われて、国全体が非常に使い切れなかったというニュースを伺ったわけでありますけれども、当町においても、並行してそういう結果であったんではないかというふうに、この数字を見て思いましたけれども、せっかく子宮頸がんの予防ワクチンをやるわけですので、ぜひ、セットで健診も漏れなくやっていただけるような周知を今後、していっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) それでは、15ページの放課後子どもプランの推進事業の補助金の 関係でございますが、町内に3カ所の児童クラブがございます。それで、その規模によりま して国からの補助金がございますが、その補助の基準単価の引き上げに伴いまして追加の補 正となったものでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 健康管理課長。
- ○健康管理課長(椎名幸司君) 妊婦健康診査につきましては、券を使い切っていないという 方がおります。転入だったり、途中で10週以上、途中から母子手帳を取りに来た方などがご ざいます。当初予算で約180人予定しておりましたけれども、現在140人でございます。今後、子宮頸がんとセットで周知を徹底したいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 再三、申しわけありません。放課後子どもプランですけれども、この事業はまだスタートしていないわけですよね。ちょっとのみ込みが、よくわからないんですが。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) この補助金の名称といたしまして、放課後子どもプランの推進事業補助金ということになっておりますが、これにつきましては、この放課後子どもプランの関係と、それから放課後の児童クラブ、そういったものとあわせた、そういったものも含まれる補助金ということで、ここには放課後児童クラブの関係の補助金ということで載せてございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) 私の認識が間違っていたと思うんですけれども、放課後子どもプランと、この放課後児童クラブとは、全く別の事業だというふうに思っていたんですが、国からこういうふうに、そういった詳細で来ているわけでしょうか。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) 先ほども申し上げましたとおり、補助金の名称といたしましては、 ここに記載の名称ということでございます。

以上でございます。

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩といたします。

再開は午後1時ちょうどでお願いします。

(午前11時55分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 0時59分)

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第19、議案第18号 平成22年度横芝光町国民健康保険特別会計補 正予算(第3号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第18号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第20、議案第19号 平成22年度横芝光町後期高齢者医療特別会計 補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第19号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第21、議案第20号 平成22年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第20号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第22、議案第21号 平成22年度横芝光町農業集落排水事業特別会 計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第21号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第23、議案第22号 平成22年度横芝光町営東陽食肉センター特別 会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第22号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第24、議案第23号 平成22年度横芝光町病院事業会計補正予算 (第2号) についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第23号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第25、議案第24号 平成23年度横芝光町一般会計予算についてを 議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○2番(森川 忠君) それでは何点か、まずお願いします。

こちらの概要のほうの25ページですが、中段あたりで、例規集の作成費ですが、例規集は、これは何冊刷られているかわかりませんが、もうちょっと簡略化といいましょうか、例えばホームページのデータでもアクセスすれば見れますし、私もいただいておりますが、ほとんど内容が変わらない場合は作成しなくてもいいような気がいたします。

それと下のほうに、広報紙送付料、広報紙、総務課長にもお聞きしたんですが、一般的に は町内会とか回覧板等で配布するのが普通ですが、中には、特にある地区では多いそうです が、要はその組に、班に入らない、町内会に入らないという方が多くいらっしゃって、それ を役場が郵送しているという事実があるそうです。それに対して、ご丁寧にといいましょう か、私は取りに来ていただくとかほかの形で、無駄な費用ではないかと思います。その辺の ご所見をお願いしたいと思います。

それと27ページ、一番下のコンビニ収納とクレジット収納ですが、新聞にも出ておりまして、千葉県初だということで、非常にすばらしいシステムかと思いますが、何かセキュリティー的に盲点があるのかないのか、やはりネットで行うという点で、いろんなそういう心配というんですか、そういうのがあろうかと思いますが、その辺のご認識は特にされておられるかどうかお聞きしたいと思います。それではよろしくお願いします。

- ○議長(野村和好君) 総務課長。
- ○総務課長(林 英次君) まず例規集の関係でございますけれども、例規集につきましては 総額で614万5,000円ほど計上させていただいております。内容につきましては、例規の単行 本の作成が126万、またデータ作成委託が168万、例規システム委託が126万ということでご ざいますけれども、これらにつきましては国や県の法律改正等に伴って、町の関係条例の改 正、あるいは町が制定している条例規則等の改正に伴って必要となる例規整備のための委託 関係経費でございます。

例規の単行本につきましては126万計上してございますけれども、これはあくまでも議員 あるいは各課配布用として毎年度変わりますので、100部予算化をさせていただいておりま す。また、例規のデータ作成委託168万につきましては、制度改正に伴う更新データの作成 委託ということでございます。また、システム委託については、例規のデータベースシステ ムの使用料ということで、いずれにいたしましても、専門性がある関係上、国あるいは県等 からの情報が、この専門業者のほうがいち早くその情報収集をすることができるという中で、 これらを総括的にお願いをしている関係上、やはりこれは必要な経費ではないかなというふ うに思っております。

それから、広報紙の関係でございますけれども、議員も非常にご心配をされておりますけれども、今現在、広報紙の個別の送付としては450部を予算化してございます。内訳といたしましては、企業とか官公庁等の広報紙の発送、個人的な発送以外に、やはり今おっしゃられるように、近所づき合い、あるいは地区づき合いをされていない方々が、直接、町のほうに、自分のところへ直接配布をお願いしたいということで申し込みをされるということでざいますけれども、なかなか町側からこれをということで、言われてきたご本人に、今現在は言うわけにもまいりませんので、そういう形で受け付け、対応しているという状況にございます。なかなかメール便という形で、今、1部当たり70円で送付はさせていただいており

ますけれども、確かにおっしゃるように、この経費というのは地区づき合い、部落づき合いをうまくやっていただければ、こういう経費はあえて必要ではないなというふうに思われますが、いずれにいたしましても、町のほうから、ちょっとこの辺を、窓口へ来られた個人の方に、それを言うというのは、なかなかちょっと難しさがあるなというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 税務課長。
- ○税務課長(高埜広和君) コンビニ収納でありますけれども、現在のところ、私どものほう で懸念される部分等は今のところございません。

ただ、町の中には、コンビニが現在ない地域もございますので、その辺については若干、 懸念されると言えば懸念される部分と思っております。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) 総務課長お答えのように、町長も協働のまちづくりということで、行 政側からも訴えているところでございますので、本当に近所づき合いの重要性を、いろんな 形で発信していただきたい。単に広報紙を送るお金が多い少ないにかかわらず、やはり協働 というのは、まさに住民からのボトムアップが基本だと思いますので、その辺をうまく発信 していただきたいと思います。

それと、高埜課長、お答えいただきましたけれども、今度、ヤフーのサイトからいろいろ やられますけれども、その辺のヤフーのプロバイダーとか、そっちとの何かリスクとか、そ ういうものは全くないんでしょうか。

それと、ちょっと追加させていただきますけれども、申しわけございません。1号線の今、1の9号線やっておりますが、桜の木、北側、小学校からあの辺は全部伐採しましたね。その後、この予算に入っているかどうかわかりませんが、どのようにされる予定なのか。当初、説明会では建設課のほうで来ていただいたあれでは、植えるということになっておりましたが、それは何を植えるのか、また同じものを植えるのかお願いしたいと思います。

それと、ちょっと図書館ギャラリーの件でお尋ねしたいんですが、最終ページにありますが500万、皆さん、ご存じのとおり、県紙のほうに副町長のご意見が載っておりました。その流れは、500万であったものにまた補正をということでありました。その以前は780万で、たしかそれを500万にした経緯というのが、当時の課長からも私、聞きましたけれども、ど

うもそれが行ったり来たりしているんじゃないかという、ちょっとおかしな、ある方に何と いうんでしょうか、ちょっと振り回されたみたいな印象があるんですけれども、その辺の具 体的な予算の経緯を課長にお聞きしまして、副町長には、千葉日報社に出ておられたお話も 含めて、その辺をきちんとご説明願いたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 税務課長。
- ○税務課長(高埜広和君) 今のところ心配はしておりません。
- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) 1号線の桜の木の関係でございますけれども、この道路につきましては、3メートル、3メートルの道路と、両側に3メートル50の歩道を整備するということで現在進めております。北側の桜の現在植えてある部分につきましては、その歩道の中になりますということで、もうこの桜の木はかなり老木という状況がございますので、当初は、それを伐根しまして、新たにできる歩道の中に桜の苗木を植えようということで計画をし、また地元のほうにもその向き説明をさせていただいたというところでございます。

ただ、その後、隣接してお住まいになっている方ですとか、また耕作されている農家の 方々からは、できれば植えてほしくないというご意見も出ております。そういったことで、 またその辺につきましては、地元の皆さんとも協議しながら方向性を出していきたいという ふうに考えております。そういったことで、今年度予算につきましては、それに関する予算 は計上してございません。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 副町長。
- ○副町長(鈴木孝一君) それでは私から、図書館ギャラリーの関係で、千葉日報とどのようなやりとりかということでありますけれども、私が取材を受けたのは、千葉日報の記者から、図書館ギャラリーについては、今のままやっていくのか、それとも変えていくのかということが質問の第1点。それと、今の方をやめさせると、果たして本当に今のレベルが維持できるのかという懸念からの質問でありました。

それについて、私は、確かに今、作品そのものについては、かなりハイレベルな作品を展示しておりまして、そういう関係で芸術関係に興味のある方というか、そういう憧憬の深い方についてはかなり好評でありますけれども、ただ、図書館のギャラリーという観点からいけば、この地域にやっぱりいろんな作家とか、いろんな方がおりますものですから、地域の作品も展示しながら、ある程度ハイレベルなものも展示すると。ミックスさせてやっていき

たいというようなことを回答させていただきました。

- ○議長(野村和好君) 社会文化課長。
- ○社会文化課長(五木田桂一君) ギャラリーの予算につきましては、昨年度の当初予算で500万円計上したわけでございますけれども、これにつきましては今現在、松岡悦夫氏に委託しているわけですけれども、これも一応昨年の3月いっぱいということで、そのまま直接、生涯学習班のほうで実施するということで、平成22年度当初予算500万円を計上させていただいたわけでございますけれども、これに関係しまして、いろいろと謝礼金とか消耗品等々を計上させていただいたわけでございます。

途中から、やはり〇〇〇〇氏に、やはり最後言ったほうがいいだろうということで、8月からお願いをいたしまして、ことし3月いっぱいまで総額450万円でお願いしたものでございます。

あと、途中で95万6,000円ですか、これもいろいろと必要ということで、12月補正でお願いしたものでございます。

あと、4月以降につきましては、やはり副町長がお答えしたように、3月いっぱいで松岡 悦夫氏につきましては委託をやめまして、やはり直接、町のほうの生涯学習班のほうで直接 担当して行うということで、それらの関連する予算を計上させていただいたところでござい ます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 森川忠議員。
- ○2番(森川 忠君) それでは、1号線に関しまして、たしか町長もご存じだと思いますが、 東町区の説明会、小堀課長はいらっしゃらなかったかどうか、お聞きになったかどうかあれ ですが、植えるという話なんですね。ご近所で農作業をやられている方とかお住まいの方が という話では、なかったと思いますが、あそこに植える、そしていろんな話がありまして、 時期をあれして河津桜でしたっけ、ああいうのをやったらどうかとか、そういう話があって、 多分植えるという認識の住民は多いと思うんですね。やはりそれは検討されているではなく て、私は植えていただきたい。もちろん住民の方の出入り口とか、きちっと避けてとか、そ んな工夫をされてやっていただきたいと思います。あとで、町長のその辺、お聞きしたいと 思います。

それと図書館ギャラリーは、副町長、ありがとうございました。よくわかりました。やは りこの間、私も町長もお見えになっていましたけれども、職員の中では栗山川流域の湿地で すか、非常にすばらしい、ある意味、私も感動しましたけれども、そして町民や、また職員の中にも、そういう研究をされている方がいますので、今後もそのような形で、ぜひとも内部の中からすばらしい作品とか、研究成果が出ますようにお願いしたいと思います。

美術館とかお好きな方は有料でも行くわけで、やはりそれは分けて、確かに無料で、そういうすばらしい著名な方の作品を拝見できるというのは非常にありがたいんですが、それは町立で担うということではなくて、それは専門性の高い、私も行ってきましたけれども、いろんな美術館でやっていただいて、本当に町民の方のそういう芸術文化の発表の場を基本に、ぜひしていただきたいと思います。

町長、じゃ、1号線の件について。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 1号線の件につきましては、地元説明会を3度やったと記憶しておりますけれども、その中で、まず最初は、桜の木は切らないでほしいというところから、当初の説明会の中で、桜の木は切るなというところから始まったわけでありますが、老木であるという樹木診断等をした中で、木の中が空洞化になっている、また枝が台風で折れるなどのさまざまな木の老木化により、これは切らざるを得ないだろうというところに、まず第1点目として地域の同意をいただけたと。私もその場には参加させていただきました。

また、切るに当たっては、苗でも構わないから、1号線の桜並木というのを残してほしい ということで要望があったところであります。

しかし、先ほど都市建設課長のほうで答弁した中には、用地交渉している中で、近隣のご 提供いただく住民の方々から、そこに桜の木があることによって、今までこうであったとい う話が出てきているというのもあります。すべての満足をどのように持っていけるのかとい うのは、これから考えていかなければいけないかと思っておりますけれども、植えられる部 分については、重点的に今、向かって南側については植わっているわけでありますし、その 辺は、まだまだ用地交渉も進めて終わっていない中でありますので、地域にまた相談する部 分は相談させていただきたいと思っております。

- ○議長(野村和好君) 川島透議員。
- ○13番(川島 透君) 3点ほど。

1つは、厚いほうをお願いいたします。97ページ、チャレンジハウス事業。当初、あそこ に町がチャレンジテントを立ち上げまして、いろいろ調査をすると、そういうことで、この 間は、その調査が終わったということで、こういうような事業になっていると思うんですけ れども、その調査の結果、どういうふうになったのかを、かいつまんで簡単に教えていただ きたいと思います。

関連しまして、123ページ、インターチェンジ周辺整備事業ということがあるんですけれども、町長が選挙に出るに当たっても、やはりそのインターチェンジ周辺の整備並びに、あの周りの開発をやはり何とかしたいということで、そういう思いを訴えてこられました。1年たちまして、そろそろその辺のところの具体的な方向性を示していただきたいという、いろんな町民の声も伺っております。したがいまして、その辺のところを今後、どういうふうにそれを取り組んでいくのかということを、1つはお聞きします。

それともう一点は、101ページの農業振興会活動事業補助金、これにつきまして、この金額は毎月変わらないですけれども、今、農業振興会、光と一緒になりまして、ようやく融和がとれるような状況になってまいりました。特に振興会青年部というのが、今度、光地区の農協青年部と一緒になりまして、一つの事業を協働して取り組んでいると、そういう足がかりができました。そういうことでは、これは大変うれしいことでありますし、その青年部がこれから農婚ですね、婚活をやっていくということで、さらにそれを進めていくというふうに、今、取り組んでおります。

そういうことも含めまして、やはりこういう、これからこの地域の農業を支えていく若い後継者が、あれもやりたい、これもやりたいという、いろんな要望があると思うんで、そういうのを積極的につくり上げていってほしいと。言うなれば、そういうためにはこの今の振興会の活動の予算ではかなり限界があると。特に昨年は機械化部会が全国大会、トラクター等の全国大会等々に出場しまして、そういう面でのいろんな実績も上がってまして、ほかの部会も、それに負けず劣らず積極的に活動している部会もふえてきておりますもので、この予算は、今回はこれでいいんですけれども、今後そういう要望をどんどん聞いていって、もう少し予算を考慮してほしいというふうに、そういうことを思っているんですけれども、それについてどうなのかということです。

もう一つ、今度は153ページ、図書館ギャラリーです。今、森川議員からいろいろ、るる話がありました。今、携わっていた〇〇君が、この3月いっぱいで終わりになると。そこで、〇〇君の芸術家としての評価は、皆さん、ご存じのようにかなりレベルが高い。それがギャラリーの中で活動してきたというふうに私も評価しているんですけれども、4月以降、ギャラリーの運営をどういうふうにやっていくのかということを、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) それでは、川島議員が何点か質問をいただきました。

まず最初に、97ページの関係のチャレンジハウスの関係でございますけれども、現在、有志の方が、前までは10月までは月1回ということでやっておったんですが、10月以降、毎週日曜日、開催をしているようであります。現在は今、梅まつりの関係で日曜日は開催しておりません。かなりこの部分でいくと一生懸命やっていただいて、梅関係でいきますと、先日もお聞きいたしましたところ、梅林組合におきましては、かなりあそこで直売をした関係で売り上げは伸びたというふうなお話も聞いております。今後、チャレンジハウス等につきましては、大きな事業でございますので、町長のほうでご判断をいただきながら、今後も引き続き調査を進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、101ページ関係の農業振興会の活動補助でございますが、これも私も総会、役員会等に出させていただいて、一生懸命、地域の農業発展に、特に青年部会等を中心に活躍をしていただいているところでございます。先ほどもお話がございました、農活の関係も、NPOと合同で3月5日も男性5名、女性5名でネギ掘り体験とイチゴ体験ツアーということで、5名の参加があって、かなり積極的に活動されているということをお聞きしております。また、この何回かの間に、おめでたい話も何かできたようなお話も聞いております。これらについては、限られる予算でございますけれども、本会を中心に、活動費の中をうまく調整しながら今年度も実施したいというふうに考えております。

また、増額の件につきましては、今後の事業の評価見直しの中で、随時検討していきたいと思います。

それと、その中でまた産業まつり、現在、無料サービスコーナーとか青年部が大根の無料配布とか、そういう件でやっております。それらも今事務局の段階でございますが、無料配布ではなくて、いわゆる芋掘りの体験をさせたり、そういうところでお金をある程度いただいた中で、運営費の中に組み込んでいこうかというようなお話もございます。

また、部会の関係ですけれども、3月に女性部会が立ち上がったということもお聞きして おりますし、今、農業振興会は、一生懸命地域農業の礎、担い手として一生懸命活動してい ただいております。予算については、今後そのような形で頑張っていきたいと思いますので、 ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長(野村和好君) 社会文化課長。

○社会文化課長(五木田桂一君) ギャラリーの4月以降の運営につきましては、先ほど副町 長のほうからもお話がございましたけれども、○○○氏には、比較的ハイレベルな作品等 を展示、企画運営等を行っていただいておるわけですけれども、それも3月いっぱいで終了するということで、4月以降は、直接、社会文化課の生涯学習班が担当するということになっているわけですが、その中で、今後、やはり生涯学習班だけではなかなか難しいので、有識者、また利用者等の意見を聞きながら、よりよい、町民により身近なギャラリーにしていく必要があるというふうに考えております。

したがいまして、4月以降、ギャラリー運営委員会というものを、意見を聞くために立ち上げまして、現在その人選を進めているところでございます。人数につきましては約10人を予定しております。4月に入りましたら、早々に委員会を開催したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) それでは、川島透議員のご質問のインター周辺の開発についてでありますが、私もインター周辺については、あのまま広大な面積の空き地を放置しておくのは非常にもったいないということ、それから、町のいろんな面での情報発信の場となり得るような何か施設をつくりたいということで考えております。またその中では、川島議員からご紹介いただいた方にいただいた提案も含めて研究をさせていただいているところであります。

その中で、インター周辺、県の用地でありますが、銚子連絡自動車道路が完成をした後、残った部分について借りられるという可能性はあるんですが、今現在では、整備がまだ未整備の、暫定整備の状態であり、今、見えている面積がそのままあくわけではないということの中から、あそこを、ただあの状態で借りるということは、ちょっと不可能であるというふうに判断しております。いずれにしましても、町のPRにもなるような状況の場を今研究しているところでありますので、ご協力、よろしくお願いいたします。

- ○議長(野村和好君) 川島透議員。
- ○13番(川島 透君) じゃ、インター周辺地域の整備の部分についてということは、第2期のその方向が見えないうちには、あのままというふうに解釈していていいということですか。その辺の見通しとか何かについては、もし、わかる範囲の情報で。
- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) 銚子連絡道路の先線につきましては、ご承知のとおり一般道

路ということで整備をする方針が既に決定をしております。そういった中で、都市計画道路として都市計画決定をしたところでございますけれども、横芝光町区間におきましては、平成23年度から用地買収に入るというふうにお聞きしております。ただ、先線の匝瑳市においては、まだ地元の合意が得られていないという情報もお聞きしておりますので、これから何年くらいかかるかという部分につきましては、ちょっと不明なところもございますけれども、町内につきましては、そういったことで23年度から用地取得に入るということを伺っております。

- ○議長(野村和好君) 川島透議員。
- ○13番(川島 透君) いずれにいたしましても、地元の何というんですか、採れた物、野菜なり、いろんなそういう地元をアピールする場としては大事な場所だと思いますし、積極的にやはり県にも働きかけていっていただきたいと思います。

やはり、何かあの周りも含めて、あそこにこだわらなくてもいいから、あの周りも含めて、何かそういう発信できるようなところが早くできないかと、そういうふうに考えている人も 多いということも頭に入れておいていただきたいと思います。

ギャラリーのことなんですけれども、確かにレベルを落とさないというのは難しいとは思います。しかしながら、やはり今までそれに携わってきた、何というんですか、ボランティアの受付をやってくれた人とか、いろんな人がそこに、今二十何人いるのかな、そういう人がおりますので、やはりそういう人の声ももっと大事にしてもらって、いろんな何というんですか、そういうノウハウはともかく、いろんな意見を持っていますので、その方たちがやはり何だということにならないように、運営委員会というものを充実をしていただきたいと思います。

それとあと、農業振興会の青年部なんですけれども、ことし、産業まつりに、町のお骨折りで、前に約1反7、8畝かな、その農地を借り入れいただいて、その話を聞いたときに、両方の若い人らが、すごい喜んでいて、じゃ、何をつくろうかという話で今、盛り上がっております。だから、できる限りの何というんですか、よい野菜ができる地ならし、そういうこともありますもので、そういう面での援助もよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

25ページでありますけれども、待ちに待ちました町民憲章選定委員会委員報償、載ってま

いりました。この委員の選定、また町民憲章、旧横芝町のときには、広く町民に公募したと 思いますけれども、そこまで中身が決まっているのかどうか、その詳細を伺いたい。

次の26ページ、電子調達システムサービス、これは以前、千葉日報のほうにも載りましたけれども、4月から、県はクラウドサービスを導入するということでありますけれども、その新聞の発表によりますと、当町の横芝光町は、2011年度の予定市町村に入っていたと思いますけれども、2013年度までに県内42市町村ということでありましたが、当町、それとあわせてどうなるのか。それで、この前年対比が減っているのか、その整合性というのを教えていただきたいと思います。

その下にあります生活安全施設管理台帳整備業務委託1,289万4,000円、この件に関しまして、もう少し詳しく教えていただきたいということ。

32ページ、町長の施政方針で伺っていたら、大変に申しわけないんですが、中学3年生まで医療費助成が拡充されますけれども、中学生分としてどのくらいだったか、もう一回確認をさせていただければと思います。

それと33ページ、一番上の児童クラブ指導員及び運転業務委託一式ということでありますけれども、これは要望というか、ご提言というか、以前はシルバー人材センターが委託を受けてやっていたわけですけれども、今度、大新東さんということで、大新東の職員としてやってくださっているわけですよね。ですが、やはり1足す1は2にならずに、例えば町でやっていた場合は町の、シルバーでやっていた場合は、1足す1は2.1とか2.2になることが往々にしてあったというふうに思うんです。というのは、例えば交通渋滞とか、どうしても帰り際に腹痛が起きたり、いろんな緊急事態で10分、15分おくれたときに連絡をして、事情をわかっていただいて待っていただいたということはあると思うんですけれども、非常に1足す1は2ではなく、1足す1は1.8、1.9というぐらいに厳しいそうです。これは携わられている職員の皆さんから伺ったことでありますので、こういったこともしっかり、かわいい町の宝を預かっていただいているわけですので、その辺のこともどうかもう少し対応していただければというふうに思います。その辺のご見解を町長からいただければと思います。

34ページ、妊婦健診でありますけれども、確認なんですが、課長、また23年度も14回ということで承知してよろしいかどうか確認させてください。

35ページ、廃食用油収集委託料あります。これは旧横芝地域だけだと思うんですね。光のほうもやっているんでしょうか、わかりしまた。うなずいているので割愛します。

36ページ、真ん中よりちょっと下の匝瑳市ほか二町環境衛生組合負担金ということであり

ます。一般質問でも取り上げさせていただきましたときに、課長答弁で、私もうなずいたところでありますけれども、時間の経過とともに、やっぱりうなずけなくなってしまったんですね。というのは、ゴールデンウイーク、2回のうち1回はやっているということでありましたけれども、旧横芝町の環境衛生組合も、ここのところからのスタートだったんです。このゴールデンウイークというのは急激に暑くなります。そうすると、やはりゴールデンウイーク中、たまったごみも1週間置いておくと、かなりの腐敗とかにおいとかありますので、ここのところから環境衛生組合でしっかり協議していただいて、ハッピーマンデーのスタートから拡充されてきたというふうに認識しておりますので、あきらめずに、ぜひ、山武環境衛生組合ができたことですので、どうか匝瑳のほうもご提案をしていただければなと思います。主婦に喜ばれると思いますので、よろしくお願いします。

それと41ページの外国人英語講師派遣委託料、このことも先日、質問させていただきました。4人の外国人講師で、しっかりと生きた英語教育をやっていくというふうに課長から答弁をいただいたわけでありますけれども、町内には7つの小学校があるわけですので、町にお金があれば、本当に充実した1校に1人でも、そのくらいの投資はして、奨学金と同様に、そのくらいの投資はしていただきたいなというふうに思うところでありますけれども、ぜひ今後、指導者、この4人の外国人教師だけに負担をかけるのではなくて、重々生きた英語を伝えていただいているということはわかるんですが、町独自で講師を採用したり、また地域の英語教育の経験者の人材を活用してはいかがかということを再度伺いたいと思います。

それと最後に、予算書のほうの25ページ、午前中にも伺ったところなんですが、放課後子どもプラン推進事業補助金649万ということで計上されております。どうしても納得いかないんです。国から来たことでありましても、民生費県補助金なんですよね。これは文科省のほうの事業ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 総務課長。
- ○総務課長(林 英次君) 町民憲章の制定委員会委員、来年度16万3,000円の報償費という 形で盛らさせていただきました。

内容につきましては、川島議員、いろいろとご心配をしていただきましたが、今回、23年度予算において、まず報償費のみという形ではありますけれども、これはご承知のように、合併協議のときに新町において定めるという調整がなされておりました。23年度においては、この制定委員会をまず立ち上げて、24年度の制定に向け検討していくということで、議員ご

質問の委員構成でございますけれども、11名を予定をいたしております。内訳といたしましては、正副議長、また各常任委員会の委員長、農業委員会委員長、消防団長、民生児童委員、教育委員会委員長、あと一般等を含めて、今現在、まだ正確にではありませんけれども、そういう形で委員構成を考えております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 環境防災課長。
- ○環境防災課長(伊藤定幸君) それでは、環境防災課関係、2点になろうかと思いますが、 質問にお答えをさせていただきます。

まず、26ページの生活安全施設管理台帳整備事業委託の内容でございますが、これにつきましては、町にあります消火栓等、防火水利等の台帳を改めて整備をするものであります。現在も整備はされておりますが、それが合併後、修正等を加えていたものを整理しようというものであります。消火栓につきましては約650基、防火水槽については472、防犯灯については3,400ほどの数がありますので、このくらいの金額になってしまうというものであります。

続きまして、36ページになりますが、匝瑳環境をどうしてもあきらめ切れないということでございますが、要望はしてまいりますが、匝瑳環境といたしましても、川島議員のほうから以前、一般質問の内容で、こういうのもあるんだよということでお話を伺った中で、私どもも匝瑳環境のほうにお話をさせてもらいました。当然、5月のちょうど気候が暖かくなる時期で、におい、悪臭等が発生するというのは、匝瑳環境も承知をしているところであります。ただし、一般質問でもお答えをさせていただきましたが、どうしても施設自体が老朽化をしておりまして、少しでも延命化を図らなければならないということがございますので、どうしても大型連休を使わないといけないというところがございます。その辺をご理解をいただきたいと思います。要望としては匝瑳環境のほうには要望はいたしますが、匝瑳環境の事情も理解をしていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 33ページの児童クラブ指導員及び運転業務委託一式についてのご質問でございます。

川島議員から再三、この件につきましてはご心配をいただいておるところでありますが、 確かにシルバー人材センターでやっていた平成21年度と大新東に契約しての平成22年度での 差があるということでご指摘をいただいている点、調べております。契約の中で行われる業務の範囲で行っておるというのが大新東の回答でありますけれども、それに比べてシルバー人材センターは、今までここまでという内容の、かなり融通をきかせてやってくださっていたという事実がありました。また、それにより調理の資格がないにもかかわらず、調理業務をしておかずを出してくれたりであるとか、そういう点もあったという点が、やはりちょっと指摘されている点でありますので、今後、契約は契約とした中で、どのようにしていけば、より子どもたちのためになるのかというのを研究してまいりたいと考えております。

- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) それでは、私のほうから、電子調達システムについてお答え申し上げます。

まず、予算の減額の原因なんですが、これにつきましては、電子調達システム運営経費の 負担金が、22年度に比べまして、23年度は大幅に加盟団体がふえるということから減額とな ります。

それと、この電子調達でどこまでというふうなこともあるんですが、当町といたしましては、23年度に現在行っております入札分につきまして、電子入札に移行するというふうに考えております。

このメリットは、現在、受注希望型ということで請け負いたい方は手を挙げてくださいという方法をとっているんですが、この場合には、町のホームページにアクセスしないと、どのような発注があるのかは確認できないと。業者の方は、いろんな町のホームページにアクセスしながら、その情報を収集しているというのが一部にございます。

今度、千葉の電子調達システムに加盟することによりまして、業者の方はそこにアクセスすると、どこの町でどんな発注があるのかというのを確認できるようになりまして、町といたしましても、広くその業者に知らしめることができるであろうというメリットがございますので、なるべく早い機会に、今現在入札している部分については、電子入札に移行したいと。また、その他の備品ですとか事務用品ですとかというのを、将来的には考えられると思いますが、来年度はとりあえず、入札を電子入札にするということで考えております。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) それでは、私のほうからは、予算の概要の32ページ、一番上段で ございます。児童等医療費助成の中学生まで、今回、拡大される予定でございます。その中 学生、何人ぐらいかというご質問にお答えします。

予算上では、中学生720名を見込んでおります。

ちなみに小学生分につきましては、3、4、5、6年生で680人、合計で1,400名を見込んでおります。それと医療費関係でございますが、今までの実績を見込みまして、1人当たり1万4,000円、それでこの予算額の1,960万円を計上させていただきました。以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 健康管理課長。
- ○健康管理課長(椎名幸司君) 34ページの妊婦健康診査事業でございますが、23年度におきましても14回の助成を実施したいというふうに思いまして、今回、予算計上をしております。 以上です。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) それでは、41ページの外国語指導助手の関係でございますが、さ きの一般質問でもご答弁申し上げましたけれども、現在4人のALTを活用いたしまして、 平成23年度から小学校の5年生、6年生の英語活動の時間に配置をして、ALTを活用した 形でやってまいりたいというふうに考えております。

財政的な問題もございますので、配置ができればこしたことはないと思いますが、週に1時間という時間でございますので、当町の学校数、それから学級数、これらを照らし合わせますと、現在のALTの活用で十分に対応ができるというふうに考えております。

失礼しました、それから予算書の25ページの放課後子どもプランの推進事業補助金でございます。放課後子どもプランにつきましては、文科省の所管の放課後の子ども教室、それから厚生労働省所管の放課後児童クラブというふうになっております。放課後児童クラブにつきましては、共働きの家庭で、おおむね10歳未満の児童に対して生活の場を与えて、その健全な育成を図るというものでございます。

なお、放課後子ども教室につきましては、すべての子どもを対象といたしまして、安全・安心の子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進するというものでございます。この放課後子どもプランの中に、この放課後子ども教室と、放課後児童クラブがございます。放課後児童クラブにつきましては、厚労省の所管ということで、民生費の負担金となっております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) ありがとうございました。よくわかりました。

企画財政課長、先ほどの入札の説明、ありがとうございました。県のクラウドサービスに 参加するということでよろしいわけですね、了解いたしました。ありがとうございました。

- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。
- ○10番(山﨑貞一君) 二、三点、ちょっと伺います。

まず最初に、予算概要説明書に書かれております予算編成の基本方針として、最小の経費で最大の効果を上げるというようなことで、全職員の英知を結集して予算編成に当たったというふうになっております。この中で、各課に対する予算枠配分方式ですか、この成果についてお伺いをいたします。

それと、予算書の中に、ページとしましては27ページですが、財政調整基金、今回の場合 4億円取り崩すように繰越金として計上してあります。平成21年度は約10億、そして22年度 の予測におきましては14億、そして今回はまた 4 億繰り入れまして10億ぐらいというふうに なっておりますが、ここで町長の政策的経費、これにどのぐらいの全体的な枠でしょうけれ ども、どのぐらいの経費をかけておるのか、全体的な枠で何%なのか、その辺のところをお 聞きしたい。

それから、予算書の74ページですけれども、次世代育成支援対策事業の地域子育て支援拠点事業補助金、これは749万1,000円、この内容をちょっと教えていただきたい。 以上です。

- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) それでは1点目、予算の概要についてでございますが、まず枠配の成果ということでございますが、これにつきましては、昨年ですと予算をベースとした枠配を行っております。23年度予算につきましては、決算見込みをベースとした枠配といたしました。したがって、昨年の場合には、1年間たっている予算に対しての枠配でしたので、ちょっと幅があって、その分に対して予算上、不用額が出るだとか、合わないだとかありましたけれども、今回の場合には決算見込みをベースとして、来年度予算、これで組んでくださいというお願いをしましたので、それによる大幅な削減だとか、そういうものは出ておりません。

それから、町長の政策的経費がどのくらいかということでございますが、済みません、まだこれは積算してございませんので、申しわけありません、ちょっと時間をいただきたいと思います。

それと、財政調整繰入金ですけれども、先ほど山﨑議員、おっしゃいまして、22年度14億

ということでしたけれども、22年度は1億4,000万で繰り入れ予定は、今回の3月補正で繰り入れないということで、22年度においては財政調整基金からの繰入金はございません。

来年4億円、確かに予定しておりますけれども、当初予算の中では、歳入歳出の帳じりを合わせなければならないというのが1つございますので、その分の財源手当という意味も一端はございます。全員協議会のときだったと思いますが、本会議でも説明したと思いますけれども、地方交付税も実は30億円を超える金額を実は見込みではあるんですけれども、その内数として計上してございます。ちょっとその辺の財政手法と申しますか、その辺のやりとりもございますので、4億を丸々繰り入れなければならないということではなくて、今後の状況で、今の状況では、そういうふうな交付税という調整財源がございますので、減額できるのかなというふうなことで考えております。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) 山﨑議員ご質問の次世代育成支援対策事業の内容ということでございますが、これは保育園関係になります。予算書にも記入してございますが、一時預かり事業の補助金としまして、これは年間最低25人以上を預かる園ということの規定があるようでございますが、当町では光町保育園、これが金額にいたしまして135万円、それと光町中央保育園、これが459万円と、合計いたしまして594万円という内容になります。

それからもう一つが地域子育て支援拠点事業補助金ということでありまして、これにつきましては、週5日以上の開設というような規定があるようでございまして、保育の相談、指導等を行うということになっております。これにつきましても光町保育園が行っておりまして、1園749万1,000円ということで、ここに予算計上させていただいております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 山﨑貞一議員。
- ○10番(山崎貞一君) 枠配分方式につきましては十分理解できました。といいますのは、前々年度でしょうか、各課の予算要求が非常に多いということで、精査するのに非常に大変だったということを聞いておりまして、そういうことであれば、事前に企画財政課のほうで、この課に対して幾ら予算をつけるというふうに割り当てるという、そういう方式で今現在は、非常にそういうことがスムーズにいっていると、そういう見解でよろしいですよね、わかりました。

次の財政調整基金ですけれども、たしか予算説明のときに30億でしたっけ、そのような予 定があるということで聞きましたけれども、改めてきょう、確認させていただきました。 以上で、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長(野村和好君) 質疑の途中ですが、ここで休憩いたします。 再開は2時15分でお願いします。

(午後 2時05分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時14分)

- ○議長(野村和好君) 議案第24号の議案質疑を続けます。 鈴木克征議員。
- ○8番(鈴木克征君) 済みません、何点かお聞きします。

予算書のほうの27ページの一番下ですか、房総導水路補償施設維持管理基金なんですけれども、大体毎年200万ぐらいの繰り入れしているわけなんですけれども、この基金のほうがもう残り、これが終われば22年度で7,800万ぐらいになってしまうのではないかと思うんですけれども、この房総導水路のほうの今後の考え方を、ひとつお聞きしたいと思います。

それと、非常にことしは戸別所得補償制度、これに加入された方が非常に農家のほうに有利だったんですけれども、99ページの一番上段のほうに、水田自給力向上対策事業補助金、それと需給調整推進対策奨励事業、こちらのほうがありますけれども、これが今年度の戸別所得補償制度の加入をどの程度見込んだ予算なのかお聞きしたいと思います。

それと107ページ、農地・水・環境保全向上対策事業、こちらのほうが前年度比よりも1万1,000円減の金額になっております。こちらのほうが平成19年度から実施してきた農地・水・環境保全向上対策について、平成23年度から農地・水保全管理支払交付金と名称を変え、支援を拡充しますというようなことになっているみたいなんですけれども、この環境の部分というのが、そういうわけで抜けているようなんですけれども、この辺のところの予算的には昨年と同じなんですけれども、環境の部分がちょっとどうなっているのか、これをお聞きします。

あと、ちょっと前に戻りますけれども、98ページ、地産地消食育推進事業、こちらのほうの予算なんですけれども、今度新たに給食センター等で地産地消といったものをやっていく中で、非常に金額的に何か地産地消食育事業にしては、金額が少ないような気がするんですけれども、この辺のお考えをお聞きします。

それと、117ページの一番下のほうですけれども、町道1-18号線、今回、新たに補償費 2,146万7,000円を予算化してありますけれども、この辺の内容をちょっと、以上お聞きします。

- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) それでは、鈴木克征議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、27ページの房総導水路関係でございます。22年末で7,861万円ということでございます。今後の問題につきましては、関係機関と今後、利用形態等々協議をしてまいりたいと考えております。

それと、99ページの戸別所得の関係でございます。水田農業構造改革対策事業787万3,000円、それと99ページの需給調整推進対策奨励事業2,308万5,000円ということでございます。これにつきましては、昨年の実績で計上をしてございます。しかしながら、昨年、米価の下落等によりまして、昨年の加入者は192件でございました。今後、今年度の推進につきましては、早目に農家説明会、2月3日と4日に横芝文化会館、町民会館で開催をさせていただきました。農家の皆さんもかなり興味があるようでございました。これらにつきましては、3月16日に協議会を開催して、配分を農家の皆さんに3月中にはさせていただきたいというふうに考えております。

現在、昨年実施した加工用米等の関係でいきますと、昨年から両JAと、その加工用米の受け入れについて協議をさせていただいたところでございます。しかしながら、加工用米のいわゆる供給需要がたくさんあるということで、JAも全農に多く数量をくれと言っておるんですが、全国的に量があるということで、いずれにいたしましても、現在、JAさんと全農さんで取り組み手法であります加工米については、今、数量を協議中というふうに伺っております。

それと、飼料用米でございますが、今回1反歩8万円の戸別所得の補償になるわけですが、 これらについても、ことしは需要が多いだろうということで、これらについても現在、全農 が引き受けていただけるような方向で今、調整中であります。

ちなみに、昨年の実績でございますけれども、戸別所得補償のモデル対策事業に加入された方は、先ほど申しましたけれども192件でございます。それで国からの交付金でございますが、モデル対策事業、定額部分で横芝光町に交付された金額が3,986万5,500円、自給率向上で4,971万8,900円、先日、変動部分ということで、1俵当たり1,715円、10アール当たり

1万5,100円、この部分が4,013万1,700円ということで、総額1億2,971万5,670円が横芝光町192名に交付されております。単純にこれを割りますと、平均68万円程度が農家の皆さんのほうに交付金として交付されているということでございます。

そういうことで、今年度もかなり要望が多いと思います。いずれにいたしましても、いわゆる申請書を農家の皆さんに配布して、戸別の案件で農家の皆さんの所得の安定につながればということで、財政状況は大変厳しい状況でございますけれども、これらについては町長とよく相談をさせていただいて、補正やら何やらで対応していきたいと、担当課としては思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、107ページ、農地・水の関係でございますけれども、これは議員おっしゃったように19年から始まりまして、23年度で終了する事業でございます。今回、新たに戸別所得補償の中で環境分野が入ってきていました。この分野については、この事業とはハードルが高うございまして、この事業には入っておりません。

それと、98ページの地産地消の関係でございますが、これは給食センターの係る問題ではなくて、今回、地産地消のイベントということで地場産品を使用したレシピグランプリ、仮称でございますけれども、栄養学校の先生とか生徒さんにレシピを研究してもらって、今現在、商工会さんが進めておりますB級グルメ、これらとあわせた中で地場産品のPRをしていこうという、ことしから始めた予算の計上でございます。ですから、給食センターとは関係ございません。

以上であります。

- ○議長(野村和好君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(小堀正博君) 町道 1 −18号線の関係でご質問をいただきました。ご案内のとおり、町道1−18号線の今現在 2 期工事ということで、宝米から県道八日市場・八街線までの間1,530メートルにつきまして事業を進めております。さらに、この中で1 工区と 2 工区に分けて、今、1 工区のほうを優先的に進めているところであります。1 工区につきましては、宝米から市野原まで、延長が870メートルあるわけでございますけれども、現在、この1 工区間の事業の推進を進めてきているところでございます。

補償でございますけれども、この1工区の中に牛舎がございます。その牛舎に係る補償金ということで予算のほうを計上させていただきました。

以上でございます。

○議長(野村和好君) 鈴木克征議員。

○8番(鈴木克征君) 房総導水路関係なんですけれども、これはかなりみんな関係するところが老朽化されていると思うんですよね。その中で、この更新に要する資金の場合に限り、全部または一部を処分することができるというようなことになっているらしいんですけれども、この辺のところは、この大きな修理なんか出た場合は、この7,800万の基金の中でやるものなんですか、その辺ちょっと再度お聞きします。

それと、戸別所得補償制度の関係なんですけれども、やはり今、課長が言われましたように、加工米とか、加工米の単価、また飼料米とかの受け入れ等のいろんな問題がありますし、どうしても町の補助金等が必要になってくると思います。非常に財政が厳しいのはわかるんですけれども、やはり今、TPPの問題とか、いろいろ農家を取り巻く環境が厳しいところがありますので、できる範囲内でぜひともお願いしたいなと。たとえふえても補正なり組んでお願いしたいなと思います。

それと、町道の件ですけれども、地権者とか、その方の関係の方が、やはり非常に、いつごろそういった話が出るのか、いただけるのか、よくわからなくてちゅうちょしているような面もありますので、ひとつこういったものが決まりましたら、早急にやはり時期とかはともかく、説明会なり、また説明をしていただければ、またそれなりに対応してくれるのではないかと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

房総導水路の件だけ、ひとつお願いします。

- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) それでは、房総導水路の関係でございますが、23年度につきましては214万6,000円という計上でございまして、内訳としては、各管理組合に対する維持管理費、それと修繕料、それとあとは電気代。今、修繕ということでございますが、これもそのような形で取り崩しながら修理が可能だと思っておりますので。

以上であります。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) それでは、一般会計の質疑をさせていただきます。

まず、町長に対して、あなたが初めて組んだ予算ですね。町長選立候補の決意の中に、「今のままでは自分が生まれ育ったこの大好きな横芝光が将来に希望を持てない町になってしまわないか」と、立候補の決意を語っております。前町政とどこが違うというのでしょうか。五十歩百歩ではないのか。あなたの手でつくった初めての予算を見て、町独自の奨学金制度の予算化以外、そう違わないのではないかというふうに感じております。町政懇談会で、

町民の声の集約、その手法は同じだと思います。しかし、町民からはいろんな町政に対する 意見、要求、不満が私にも届けられております。2つの町を1つにした合併、議員も職員も 大幅に減らしたわけです。町民との距離が大きくなったのに、合併前と同じようなやり方で、 声が届きにくくなったという住民自治の後退の問題があるというふうに言わなければなりま せん。

町民の不安と不満は解けない。住民アンケートをしますと、生活が苦しくなったという人が大幅にこの間、ふえております。貧困と格差が町民の暮らしと営業を襲っている。そのことを行政は肌で感じておるのでしょうか。そんな変化、厳しさの中で、前年と比べてどんな町政運営をしていくという基本に立った予算編成を行ったのかと、どこに留意したのかと、そこをまず町長に聞きたい。

それから、総務課長には、当町の予算作成に関して、財政状況及び見通しの中で、合併支援措置が完了するまで、徹底した経常経費の削減に努め、財政構造の改善に向けた抜本的な事務事業の見直しとある。これはどこまでのことを言っているのか、サービスの低下、行政水準の引き下げを心配しております。第1期の行政改革大綱が終わって、第2期の計画がつくられたわけですけれども、これは全国どこのまちでも計画は国に出させられておりますが、その執行の中身は町によってみんな違うと。当町の場合には、計画どおりしゃくし定規にやってきたのではないのかなと思いますけれども、この点に対する見解を尋ねます。

それから、企画財政課長に尋ねます。

歳入総額95億5,000万円は、標準財政規模からして、この予算規模というのは過大ではないかというふうに感じられるわけですね。後年度負担である財政推計は、平成24年度が単年度収支がマイナスになります。以後、毎年度マイナス基調が続くけれども、基金を食いながらの財政運営になるというふうに出ていますね。

平成32年度に合併算定がえの特例が終わります。合併特例債対象事業等、ピークが24年に126億1,600万円、一般財源から3億9,000万円の償還になります。また、32年度は基金が枯渇してマイナス9億7,400万円となるふうな財政推計、示されているわけですね。この推計に立っても、新町建設計画を基調とした町政運営、これが今後もそれを進めていくつもりなのか、その見通しも含めたことをしないと、過大と思われる財政規模ですね。これは減らないのではないかと。それでもいいのかと、そこを聞きたい。

それから、町長にまた聞きたいんですが、交付税削減、三位一体改革、この一番の矛先は、 この間、合併の押しつけだったわけですね。そして職員定数の削減だったわけですよ。構造 改革、地方分権改革、その延長にある地域主権改革に示されているこの政策、定員適正化計画、行政改革大綱に基づいて忠実に進めてきたと思います。執行結果を成果だとして第2期計画に入っていると私は受けとめています。その内容を見ると、町民サービスの後退、町民負担の増大、職員削減による公務公共サービスからの撤退、職員給与の削減等に見られる労働条件の悪化により、大事なやる気を奪う、そのことが危惧されます。職員マンパワーの一層の削減、それは自治体本来の福祉の増進、安全、健康、養護からの後退であり、住民の暮らしと福祉を守るという本来の仕事を果たせないことにつながるのではないかと思うんです。国が住民の利益や願いから離れた施策を進めれば、住民を守る防波堤の役割をして、住民が主人公のまちづくりに真摯に取り組まなければならない、そういう観点で町政を見ると、部分的な政策として町民要求にこたえている面があるというふうには思いますけれども、総体としては、「すべては町民のため」というキャッチフレーズには似合わない。うそっぽく

今、未曾有の貧困と格差が町民にのしかかっているときに、住民の思いに寄り添いながらも、上位国・県機関とのかかわりで矛盾や苦悩がいっぱいあるはずだというふうに私は思います。その真の姿とほとばしる情熱と、リーダーとして展望を示すこと、この意気込みが届かないと、あなたが口にする町民との協働のまちづくりは進みません。この自治体運営の基本に対する認識をひとつ聞かせてください。

感じる部分が少なくありません。末端自治体の施策に国の政策が大きくかかわる構造を見る

と、町長としての自覚的、主体的な政治姿勢が必要になります。そのための深く広い面にわ

たっての勉強が求められていると思います。

齊藤町長も政治的立場はあるわけですが、二元代表制のもとで、議会制民主主義に徹して議論する機会と時間と情報を、議会に保障しなければならないと思います。そして住民を代表する立場から、何に対してもはっきりとした態度表明が求められると思います。そういう点で、今回のTPPに対する態度は大変立派だというふうに思います。このTPPの問題は今、潮目が変わりつつあると、これはこの間の運動の成果だというふうに思います。住民を味方にする多数者の形成、世論への働きかけこそが願いにつながる道ではないかと。ですから、そこまで事を問い詰めてほしいというふうに思うんです。これについてもご見解を賜ります。

企画財政課長、もう一つ、民主党政権も財界、アメリカ優先で、予算編成を見ますと、軍事費は聖域にして、法人税の5%減税、証券優遇税制の2年間延長、これを決めたわけですよね。大企業は今200兆円を超える内部資金を持って、金余りで使い道がない、こういう企

業を優遇する姿勢ですから、どんなに事業仕分けをしても国民の財源は生まれません。この 局面を消費税やTPPの参加で突破しようとしていますけれども、それは国民の暮らしを破 壊し、経済も財政も悪化させる道です。また、軍事費、大型公共事業、政党助成金などの無 駄にメスが入っておりません。このために、その結果が末端自治体に重くのしかかってきて いる。これをどう見ていますか。

民間企業の給与は年間61万円も減少しています。賃下げ社会のリストラは、公務職場の派遣、そして低賃金労働者を生んでいます。一般職員の給料の切り下げの理由にもされています。この働く者の懐が冷めていることが内需の拡大にもならない、景気の回復にもつながらないという循環になっております。地方税収が上がらない、自治体の財政困難にもつながっております。企業のもうけを上げれば、回り回って家計に波及するというトリプルダウンと言われる理論はうそっぱちだと証明されております。ですから、働く者を守るルールづくりが求められているというふうに思いますが、これについて総務課長。

具体的に質問します。

20ページで地方交付税についてです。今年度末の上積み措置として基金造成がされました よね。臨時財政対策債と合わせて、交付額は前年と比べてどうなのか。また、本来の地方交 付税の税収保障機能という側面から見て、交付税総額にそれは見られるのか。その役割を果 たしているのか、22年度交付税。地域活性化雇用対策はどうするのか。住民要求の精査をし て、予算づけはどのように検討されてきたのか、いるのかと。

27ページ、財産収入、町有墓地についてですが、目的が済んで、今後10年以内に売却予定 あるいは利用検討対象の試算、これはどのくらいあるのか。全部、公有財産検討委員会にか かってはいると思うんですけれども、かかっていない土地はないのかどうか、簡単に答えて、 後で資料として出してください。

29ページの給食費負担金にかかわってですけれども、教育としての給食は、センター方式 の場合に非常に限界があると。一定時間に何千食もつくるという意味で、単独校方式と比べ て限界があると思います。それから、地産地消という面からも限界がある。そういう中で、輸入物や加工品に頼らない安全・安心を担保した食育推進計画に沿った給食の実現はどうするのか、これが今、求められているというふうに思うんですよね。今どこまで計画に描かれているのかと。それから産業課と教育委員会のその点での連携はどのようになっているのか尋ねておきます。

保育所給食費の負担金にかかわってですけれども、ゼロ歳児も含む保育所給食に、横芝の

公立保育所ですね、給食に保護者の心配を押し切って、これを外部委託に踏み切ったわけですね。保護者への説明、時期と運営、今回の判断は暫定的なものとして民主的に今後進めるんですねということに関しても、ちょっと余りにも乱暴な対応ではなかったのかと思います。課長にここは聞きます。ちょっとこの説明会の状況を見ても、感情的な対応で福祉の心があるのかとそういうふうに疑います。もっと関係者の意向と尊厳を大事にした取り組み方をしないとならないと思います。費用対効果だとか効率などという行政判断ではまずいと思います。ここに福祉の心が欲しいと。心配し不安に思っている関係者たちの気持ちに寄り添った対応が欲しいと。外部委託については、今のところいつまで続けるのかと。それから給食の検討運営委員会については、どのような方向性になったのかお尋ねいたします。

37ページです。人事考課制度設計委託料126万、これはどんな内容で、どういうふうに使うのか説明を願います。税務職場でも職員が減らされて、数値目標が示されて、パソコンにかじりついて仕事が押しつけられているという実態が各地であるそうですが、当町は委託料、その中でどういうふうな仕事をしていくのか。なぜ滞納になったのか、住民の生活状況はどうか、減免や納税緩和措置などで納税者の心配に対応するのではなくて、年金が振り込まれるのを待って預金口座を差し押さえる、こんな税務対策行政ではならないというふうに思います。こういうことでは自殺者も全国に出ているという実態があるわけですね。ここについてひとつ見解を尋ねておきたい。

それから、業務委託についてですけれども、契約をして3年間、これはやっぱり続けざる を得ないのかと。続けているとしても、その後どうするのか、今の段階での見解をお尋ねし ます。

45ページで、インターチェンジ周辺の開発事業、食糧費として4,000円のみですね。さっきもありましたけれども、結局、当初からのあの高速道路の延長のあの場所での実現を待っていたら、もう時期は失っちゃうと、そういうふうに思うんですよ。ですから、他の場所をも含めた検討が必要ではないのかなというふうに思います。

しかし、第三セクターという形では、おいしいところが最後、みんな持っていかれてしまうということです。今、商店街がシャッター通りがふえて大変なんですが、これは大規模店舗法という規制緩和がされて、大型店がどんどん地方に出てきてもいいという状況がつくられたから、結果としてああなったわけですね。当初は安く売る店が来るからいいんだという触れ込みがあったんですけれども、とんでもない話で、この地域から上げた利益は、みんな本社に持っていく。ですから、血を抜くように地域経済が寂れてしまうという、こういう形

になっているわけですよね。ですから、地域に利益が循環するように、そういう状況をつく らなければならないというふうに思います。そういう観点からも、この企業を入れた第三セ クター、これはちょっと検討の余地があると。

それから、給食への地産地消を成功させるという上でも、大いにこの地域でつくれるものを大いにつくってもらって、給食へ供給すると同時に、余ったものを全部売れるという、この機能も今求められる、これがないと地産地消は成功しないというふうに私には思えます。ですからそういう意味で、やっぱり直売所の設置というのは非常に重要で、これはあなたの訴えでもあるので、力を入れて抜本的な方向で検討していただきたい、これについてはいかがでしょうか。

それから74ページですけれども、町内児童医療費助成事業、入学前、それから小学校6年生まで、今度新年度では中学終了までというふうになるわけですけれども、県は小学校3年生までやるということになると。財源的には、そういう中でどうなったのか。トータルで県の負担分を引いて、どのくらい一般財源でこの制度を維持するために予算として必要になるのか聞きます。

それから80ページで学童保育費です。小学校6年生までの対象の拡大と運用時間の拡大、これはできないでしょうか。それから委託して問題は起きていないのでしょうか。担当課としての責任を果たすための点検、話し合い、行っているのかどうか。これも委託事業になっているわけですよね。上から目線ではなくて、現場の声を大事にしているかどうかと、これを心配しています。

それから、千葉県の保健医療計画、23年4月版というのがあるんですが、この中で自治体病院の連携の推進というのがあります。地域医療の中心的な役割を果たしている自治体病院について、自治体病院相互やその他の医療機関との役割分担や連携の推進を支援しますと。特に千葉県地域医療再生プログラムでは、香取海匝保健医療圏の自治体病院の連携を進めるため、医師の派遣や研修、地域医療の研究などを行う地域医療支援センターの旭中央病院への設置や周辺の自治体病院、地域連携病院の機能強化に必要な医師確保や医療機器等の整備などを支援しますと、こういうふうに県の医療計画が出されております。

そこで、83ページの救急医療事業費負担金、これが何なのかと。それから医療圏の問題で、 山武郡横芝光町は、長生夷隅医療圏に入るわけですね。県の言っているのは香取海匝医療圏 です。そういう中で、医療圏を越えて、当町はこの間の議会でも旭中央病院との連携をして いくんだと言っているわけですね。その点は県も承認した上での計画であるのか、2点目。 それからもう一つは、山武医療センター構想が反対の声もありますけれども進んでいます。 そういう中で、山武医療センター構想、東金の九十九里で設置する新しい東金への病院の設 置に対して、関係する近隣の市町村に負担金をという声があるんですが、そういうのは当町 に求められてきているのか、それは考えられるのか尋ねます。

98ページですけれども、地産地消食育推進計画は、立派な推進計画ができたわけですけれども、このとおりに進んでいるのかどうか、到達状況はどうかと、これを聞きたいと思います。

それから、産業課としてTPPの内容、主要な農業団体にでも知ってもらうなどの検討の 余地はないのか、内部で検討していないと、産業課として、やはりそういうことを検討して 町長に具申すると、意見を、そういうことも大事ではないかなと私は考えています。

それから、これは産業課と言ったらいいのかな、総務課、企画財政でしょうか、「アンダンテ〜稲の旋律〜」ですけれども、できて4年間は、これは全国で上映されるというふうになっています。あと2年ですよね。大変好評で感動を呼んでいると聞いています。代表の桂氏は受賞されましたように大変評価も高いということです。前町長がかかわったわけですけれども、齊藤町長になって、このアンダンテの映画は、町が舞台になったわけですけれども、何もする気はないのか、記念の催しをするとか、やはりこの映画、なかなかつくられて全国で放映されるなどということは、今後もなかなかあることではないというふうに思うんですけれども、町の活性化に役立てるという検討、考えはないのか、これを尋ねておきます。

それから、篠本新井土地改良区の成功と今後の発展を願う者の1人ですが、厳しい環境の中で、組織化や営農方針がどこまでできたのかというのを尋ねておきたいと思います。

それから、道路の新設改良に関してですが、町の町長がかわると、こんなにも入札結果、業者がかわるのかという、私は率直に思ったんですよね。この間の入札結果は、ホームページに全部載っているわけですけれども、公正な執行が行われたかどうか非常に疑問だというふうに思ったときがあります。つまり入札結果を分析したら、最低制限価格に非常に近似値だというのが幾つかの案件で、ちょうどそのころに出ているわけですね。前々からとった業者と、新しく仕事を受注した業者と、その状況を見ても、町長がかわると、何でこんなにかわるんだと、そういうふうに本当に思いましたね。落札率は低くなっているんですけれども、その辺をちょっとご説明をいただきたい。

続いて、県営住宅における孤独死の実態、これをどういうふうに把握しているのかという ことです。この数年で光の県営住宅で4件ですか、孤独死がということで、それが何日もわ からないまま過ぎてきたということなんですね。関係者に聞いて私も驚いたんですけれども、 そういうことが4件も続いたにもかかわらず、町として対策が打たれた形跡がないというん ですよ。ここをちょっとどういうことなのか聞きます。

独居老人の調査、それから介護保険事業との連携、こういったものも今後必要ではないか と思うんですが、そこをお答え願いたい。

それから133ページ、教育費にかかわる問題です。給食センターの業務委託、公務を民間に売り渡す問題ですよね。内部の仕事上の偽装請け負いという、労働局から指導されるにふさわしい違法行為が黙認されていると。また、この横芝の給食センターについては、現場の問題を告発した職員の解雇という問題まで起きているわけですね、教育課長、これ答えてください。教育の職場としてふさわしくない実態、これに関して見解を聞いておきたい。

それから146ページにかかわる横芝中の問題ですよね。雑草対策、美化問題、それから雑草対策、美化問題も依然、解決されていない面があるし、周りの公園側の特にツツジがかなり枯れていると、この枯れ補償というのはどうするのか。

それから、中学校の周りの外灯の点灯の問題、この管理の問題、日によって違う、時間によって違うと。そういうことが依然続いているそうですけれども、そこで私は、議会で指摘されたということが、どういうふうになっているのか。町民を代表する議会の発言というものを、どのように受けとめているのかということを改めて聞いておきたい。議会で問題にされたことを、教育委員会できちっと検討しているのかと、これは教育長に聞きたい。

それから最後に、教員の長時間労働ですね。健康管理の問題で、非常に今までにないような問題が起きているというふうに聞いておりますけれども、その辺、当町の場合にはどんな配慮をしているのか、そこを尋ねます。

以上です。

○議長(野村和好君) 議案質疑の途中ですが、ここで休憩といたします。 再開は3時10分、お願いします。

(午後	2時5	5分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時09分)

○議長(野村和好君) 議案第24号の議案質疑を続けます。

町長。

○町長(齊藤 隆君) それでは、越川洋一議員のたくさんのご質問にお答えいたします。

初めに、どこに留意をして平成23年度予算を編成したかという点についてでありますが、これにつきましては、本当に全職員に、それぞれの持っている仕事というのを一つ一つ事務事業を評価し直させ、その結果、それを積み上げたものとして組み上げたものであります。平成23年度の予算編成に当たっては、初めてこのような予算編成の仕方をして組み上げたものであり、新たな組み上げによってできた予算であると考えております。まだまだ23年度、初めて行いましたので、これが完璧かと言われれば、さらによくする部分もあろうかと考えておりますので、今後その、よりよい方法を研究していきたいと考えております。

ご指摘のあった中で、かわりばえがしないという点がありましたが、継続事業で行っている橋や道路、そして給食センターなどあったように、継続で行っていた事業につきましては完成をさせなければ経費、効果が出ないということを勘案しまして、よりよい、より有利な補助事業も取り入れながら、また工事の時期、それから事業を実施する時期等、見直しを行った上で、前年度に比べまして8.6%減の95億5,000万円の予算を、本当に1から組み上げたものであります。これは本当に全職員、頑張ってくれた結果であると考えております。

それから2点目、自治体運営の基本をどう考えるかということでありますが、私は就任の当初から言っておりましたのが、役場というのは本当にサービス業であるという観点に立って、一人一人が仕事に当たってほしいということで話をしております。特にこの公的な施設であります役場、これを民間の企業になぞらえまして、また、私がサラリーマンで営業していたときの経験になぞらえまして、会社というのは株主様からお金を預かって1年間事業運営をし、必ず利益を出して配当としてお返しする。また税金として、社会に税金を納税するということで社会に貢献をする、そういうのが会社である。それをこの役場の中にもなぞらえまして、住民の皆様からお預かりする税金を1年間、医療や福祉、教育、道路整備、産業振興など、さまざまな事業に使わせていただいて、民間とは違いますので配当金は出せませんけれども、それこそ住民福祉、サービスの向上ということで住民にお返しするんだと、そういう理念のもとで1年間行ってまいりました。

住民の要望に対する役場職員の応対というのも、その基本理念に基づいて、今行っているところであります。

また、一つの例としましても、昨年、光ファイバー要望活動を行ったときのように、全職 員が一丸となって、多くの町民と手を取り合って、一つ一つの事業を実現できたということ もあります。これも自治体運営の中で協働のまちづくりの本当に第一歩というか、一つの例になったのではないかと、非常によい例になったと確信しているところであります。

それから、二元代表制という中で、議会等の関係、また情報公開をしてということをお勧めいただきましたが、私としましては、二元代表制のもとで、この町政運営というのはされている、車の両輪として、よりよいまちづくりという同じ目的を持った、同じ目的に向かって議会の皆様と町執行部が一緒になって協議し、そしてまちづくりを進めていく、そのように考えているところであります。そのための情報公開というのは、当然、私としてはでき得る限りしていこうと考えておりますし、頻繁に全員協議会や議会の皆様方への報告をさせていただく時間を、以前にも増してとらさせていただいているところからも、かなり行わせていただいていると思っております。

それから、インター周辺の開発、また直売所についてでありますけれども、先ほども横芝光インター周辺の土地ということも、周辺ということで話をさせていただいたわけでありますが、以前にあった計画というのが、やはり私もいいものではないかと考えております。というのは、有料道路からも一般道路からも利用できる道の駅的なサービスエリア、パーキングエリア、南房総市のほうにある富楽里のようなものが非常にいいなと思っており、県に対して現在、有料道路化としては、もうここで終わり、ここから先は有料ではないですよという決定がなされているわけでありますけれども、再度、この横芝光から東側の整備について、有料道路化できないかということも、県のほうでは話をさせていただきました。これにつきましては、一たん決定したものであり、なかなかそれは実現、一度決定したものを再度覆すということはできないであろうということで言われておりますが、一つの案としまして、約5へクタールあるインター周辺の土地の活用にもつながりますし、町民の方々からも要望されているような直売所などの施設にも直結できるものと考え、県のほうにもそのようなことも要望しているところであります。

また、そこにこだわらずということもお話しいただきましたが、今、研究をさせていただいているところでございます。

それから、委託事業についてのご質問でありますが、一括請負ということで、今、一つの 企業にさまざまな事業が委託されています。以前、シルバー人材センターで行っていた事業 や臨時職員が行っていた事業というのが、すべて昨年3月に決定をされ、一括委託という形 になっているわけでありますが、これにつきましては、その現在の状況というのを整理しな がら、直せるものは直していこうということでやっているところであります。ただ、契約の 条項につきましては、契約変更ができるものとできないものとがありますし、3年間というものを途中で打ち切るということは、逆に町の側が契約不履行ということにもなることもあります。現状の契約の中で、よりよくできるものを、どこをよくできるかということを一つ一つやっているところであります。特に学童保育につきましては、先ほど川島議員からもご質問がありましたが、いろんな観点から考えているところであります。

それから、県の医療計画についてでありますが、医療計画というのは、県が線引きをしたものであります。特に医療圏というものが、この山武郡というものが、以前は山武郡と印旛郡が医療圏であった、これが突然、山武長生夷隅ということに医療圏が枠組みがまず変更になりました。印旛が単独になっています。また、香取海匝については、今までどおり変わってはいないわけなんですが、香取海匝地域におきましては、旭中央病院を中核とした連携構想があります。匝瑳市民病院、小見川病院、東庄病院を支援病院という形にするような連携がとられているところ、そのような構想が今練られているところであります。

山武郡につきましても、地域医療再生計画の中で、そのような構想はなされているわけではありますけれども、こちらでは医師確保だとか、ちょっと香取海匝とは違った意味合いがなされているところであります。医療圏につきましては、県の線引きでは、確かに山武郡にはなっておりますけれども、旭中央病院を向いている町民が非常に多い中、何度も答弁しているとおり、東陽病院との連携を深めてもらいたいということで、旭中央病院のほうにもお願いに行っているところであります。その辺につきまして、県の許可をとっているのかということでありましたが、県は、先ほども言いましたように、あくまでも医療計画の中では、線引きの中では山武郡に入っています。それにつきましては、県の医療整備課などに地域の実情ということで何度も足を運んで訴えているところであり、旭中央病院を核とした医療構想の中に、ぜひこの東陽病院も入れてもらいたいということは、篤と訴えているところであります。それにはやはり消防の救急体制1つ見ましても、この横芝光町は匝瑳市と消防組合を組んでおり、旭との連携というのがとても深い、これを今までのいい連携をさらに生かしたいということを私の考えの中にありますので、常々旭中央病院との連携を深めたいということを言っているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

あと、TPPにつきましては、この地域の農業の問題だけでなく、日本の農業、また日本全体の雇用、産業に大きくかかわる問題であると考えており、繰り返しになりますけれども、全国町村会、また千葉県の町村会でも反対の決議をさせていただき、私の態度の表明とさせていただきます。

また、入札についてでありますけれども、落札率が現在、昨年に比べても下がって落札されているという現状にあり、入札は適正に執行されているものと考えております。入札につきましては、予定価格、また最低制限価格というものがありますけれども、最低制限価格よりも下回って価格を提示してくださる業者も、この入札、何度かやった入札の中ではありました。また、最低制限価格近くで同額でくじ引きをして業者が決まったというものもありました。いずれにしましても、町民からお預かりしている貴重な税金を使わせていただき事業を進める中で、入札というのは本当に厳正、厳格、適正に行っているところでございます。以上です。

- ○議長(野村和好君) 副町長。
- ○副町長(鈴木孝一君) 越川議員の36年間の思いがこもったご質問、またご意見、拝聴させていただきましてありがとうございました。私から1点だけ回答させていただきます。

九十九里医療センターの関係で負担金はどうかということでありますけれども、過日、東金の副市長と担当部長、それと県の担当3名が私のところへ来まして、これは正式な要請ではないけれども、こういう考えがあるということで、救命救急センター部分について、関係市と、要するに関係するであろう市町村の負担金をもらいたい考えがあるということでお話に来ました。そのとき私は回答したのは、2次救急医療までについては、それぞれの自治体である程度責任を持たなければならないけれども、3次救急医療、要するに救命救急センターのような高度医療については、県内で医療格差が生じたらしようがないので、これは努めて県の責任でやるべきではないのかなということで、一たんは押し返してあります。その後のアクションはありませんけれども、いずれにいたしましても、そういう動きがあるということだけはご承知いただきたいと思います。

以上であります。

- ○議長(野村和好君) 総務課長。
- ○総務課長(林 英次君) 越川議員からは、総務課長ということで4点ご質問があったかと 思います。

まず1点目でございますが、1点目は、行政改革大綱、いわゆる集中改革プランの執行の中身ということであったかと思いますが、行政改革大綱は、ご承知のように平成18年度から22年度を第1期として5年間の事務事業について重点的に取り組みました。取り組みの概要をご説明申し上げますと、11の柱に分類されました22項目について取り組みました。

1点目でございますが、事務事業の再編整備、廃止統合、これにつきましては補助金の見

直し、補助金の効果性等を検証して、交付額の見直しを図りました。

そして2点目でございますけれども、民間活力の導入ということで、民間委託等の推進を 図りました。内容といたしましては、事務事業全般にわたりまして、民間委託等の検討を進 め、さまざまな手法によりまして合理化策を進めてまいりました。この中には指定管理者制 度の検討、また給食センター業務等の民間委託の推進等でございます。

また、3点目といたしましては、定員管理の適正化ということで、22年度までの5年間で20名の削減目標を立てましたが、合併当初14名を上回る34名の職員の削減がなされたということでございます。

また、4点目といたしましては、職員給与の適正化ということで、これにつきましては、 人事院の勧告制度、あるいは国・県、他の自治体等を参考として適正化を図ってまいりました。

続いて、5点目でございますけれども、健全財政の堅持いうことで、時間外勤務の抑制、 あるいは公共工事コストの縮減、課税客体の的確な把握、町税の徴収率の向上等に努めてま いりました。

6点目といたしましては、組織機構の見直しでございますけれども、組織機構の見直しということで、5年間で班制度の導入、あるいは横芝行政センターの廃止、また教育委員会部門、福祉課等の組織機構の改革改善、また特定郵便局窓口における各証明書発行サービスの実施、大型商業施設サビア内に町民サービスの設置等を実施してまいりました。

7点目といたしましては、職員の意識改革と人材育成ということで、職員の能力の向上育成、また人事考課制度の導入、これにつきましては後ほどまたご説明をちょっとさせていただきます。

また、8点目といたしましては、行政の情報化の推進ということで、電子自治体整備の推進を進めてまいりました。また、庁内情報システムの運用の適正化、あるいは情報通信ネットワークの推進、これは町のホームページの関係ですけれども、あとは防災行政無線の更新ということで、22年度は設計、23年度以降に設備工事をいたします設計等を行いました。

また、公平性の確保と透明性の向上ということで、入札契約制度の改善を図ってまいりました。

続いて、10番目の柱ですけれども、行政評価制度の検討ということで、事務事業評価制度 の導入について検討してまいりました。

また最後ですが、地方公営企業の経営健全化ということで、農業集落排水事業、あるいは

東陽病院事業の運営等について検討を図ってまいりました。

以上が行政改革大綱の過去5年間の検証ということでございます。詳細につきましては、 また後ほど、この前、全員協議会のときにお渡しさせていただきました資料等を、またごら んをいただければありがたいなというように思っております。

続いて、2点目でございますけれども、町職員等の削減が進む中で、働く者のルールづくりをどう考えるかということでございますけれども、今現在、定員適正化計画、これを策定して、この計画に基づいた職員の適正な削減をしているわけでございますけれども、第2期の定員適正化計画の目標に基づき、今後も適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の予算書の37ページの中に、人事考課制度の設計委託料ということで、どのような内容で、どのように伝えていくのかということでございますけれども、この前もちょっとご説明をさせていただきましたかと思いますけれども、人事考課制度につきましては、職員の意識の向上と能力開発、これを目的とした人材育成型の人事考課制度、これを導入すべく昨年から、22年9月以降でしょうか、取り組んでいるものでございまして、職員を能力評価あるいは業績評価等によって点数化をいたしまして評価し、上司と部下が話し合うことによって気づきを与えまして、やる気を促すという、そういう制度でございますけれども、23年度においては試行段階として、いわゆる管理監督職にある課長級、班長級の職員のこの人事考課制度導入に向けた試行支援ということで、専門業者に委託経費として126万計上をしたものでございます。

続きまして、4番目のアンダンテのPRの関係でございますけれども、今のところ式典、 行事としては考えておりません。基本的には、理由といたしまして、映画会社が興行権、い わゆる版権を持っておりますので、町では自由に扱えないというところが1つございます。 また今回、3月に香取市で行われる上映会に、町広報紙の中では協力をさせていただいてお ります。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(林 新一君) それではまず最初に、標準財政規模に対しまして95億5,000 万円の予算は大きいのではないかというようなことでございますが、標準財政規模は平成21 年度決算では62億7,000万円というふうにお知らせしてございます。また、これは決定数値 でもございます。

なお、22年度につきましては、まだ出納閉鎖期間までには時間があるんですが、財政とし

ては約66億円になるだろうというふうに現在推計しております。

これに対して95億5,000万円が大きいかどうかということは、これはそれぞれの町の行政 の内容によって異なってくる判断であろうというふうに私は思います。当町におきましては、合併関連の特例事業を実施してまいりました。その分によりまして、かなり予算額が大きく なってきていたという部分がございます。一応のピークは今、過ぎるところになってきておりまして、そのこともありまして、今年度は予算額が下がってきているのであろうというふうにも考えております。

なお、合併特例事業を今後も行っていくのかというふうなお話もございましたが、先般、全員協議会でご説明申し上げました財政推計の中には、合併特例事業として予定されているものをすべて計上した上での推計というふうにしております。その上で財政推計によりますと、平成32年度では9億強の赤字が出ますよというふうなお話を申し上げてあります。ただし、その中では俗に言う不用額、翌年度繰越金は見ておりませんと。前年度の歳入歳出の生数字を見て、そこに余りが出れば翌年度繰越金として見たわけですけれども、マイナスとなりますので、その分に財政調整基金を投入するというふうな財政推計になっておりますので、翌年度繰越金は見ておりません。でも、現実上はその部分はある程度の不用額というのは出てまいります。その額が毎年1億円出るとすれば、9億円は解消される金額にはなります。ただし、9億円が解消されたということであっても、実は財政調整基金の積立金はゼロという状況だということになりますので、聖域なく、今後も削減に努めていかなければならないと私は考えていますという説明を申し上げました。そのような考え方で今後も進んでいきたいというふうに思っております。

あの財政推計につきましては、私にとりましては、甘く見て大丈夫だというよりも、辛く見て心配するという意味で見ております。この前の説明会でも申し上げましたとおり、見込めるものはすべて見込むという中で、プラス・マイナスして出しなさいというふうに指示しまして推計しておりますので、実は推計においては、例えば3,000万円、経常経費で削減できれば、10年たてば3億円減るということでございまして、毎年継続的に出るものについていかに精査するかいうのも1つ重要であると思いますし、こんなに数字というものは動いてしまうのかなというのも感想でございます。そういうことも含めながら、今後、注意して推計をしながら財政運営に努めたいというふうに考えております。

それから、地方交付税についてでございますが、地方交付税は実は18年、19年と普通交付税で減りました。でもその後、20年からは増額基調になりまして、20年では普通交付税で24

億5,000万円、21年では26億4,800万円、22年度、ことしの見込みでは、現在、普通交付税で28億2,000万円程度見込んでおります。毎年ふえております。また、これにプラスしまして、21年度からは臨時財政対策債の発行というのが認められまして、これは21年度では4億9,600万円認められております。22年度では7億2,353万4,000円が認められておりまして、これは地方交付税の不足分を補てんする分だとして、国が、地方に買ってくださいと、後で補てんしますよというようなものでありますから、地方交付税の一部というふうな見方もできるんですが、その部分でもかなり地方交付税総額というのは伸びてきていると。

また、議員ご指摘のとおり、22年度におきましては、確かに雇用対策ということで特別な加算がされております。当町におきましては、その雇用対策として特別新しくこれをしたというものはございませんが、商工費の中で雇用対策費というのは持たれております。そのほかでは失業者を雇用するというのも一つの雇用対策なのかもしれませんけれども、失業者を出さない、例えば先ほど鈴木議員からもありましたけれども、農業に対してどれだけの支援ができるかだとか、そういうものについても、しっかり考えていきたいし、そのような措置で使わせていただきたいというふうに思っております。

それから、財産収入の町有地の売却予定ということでございますが、これは森川議員の一般質問にお答えしました横芝中学校跡地を初めとするプールですとか給食センター跡地については、一応の目標が立ったところですけれども、その他については、まだそのような目標値は出ておりません。

民主党のさまざまな法人税減税等を初めとする制度によって、地方の迷惑をどう考えるかというようなご質問でございましたが、これは私が答えていいのかなとは思ったんですが、私、ご指名でしたので私見として、それらについては、しっかりと中身を見据えた上で、地方として不都合であれば、町長とも協議しながら、県町村会、または全国町村会を通じて主張していくべきだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(野村和好君) 関係課長に申し上げます。時間が迫っております。簡潔にお願いします。

税務課長。

○税務課長(高埜広和君) 滞納と格差ということでございますが、最近の当町の総所得金額、これを見てみますと、合併当初290億あったものが、昨年は250億と年々落ち込んでまいりました。特に昨年は7.89%と大きく落ち込みました。そのような中で何度も出ておりますけれ

ども、三位一体改革の中での税源移譲、いわゆる200万以下の税率が5%から10%になったということが大きく響いているものと思っております。また、その背景を見ますと、やはり景気の動向ということが言えると思いますし、持ち直しつつあるとは言われていますけれども、高い失業率、あるいは下落傾向にある物価、そういう中で最近の原油の高騰など、依然不安定な材料ばかりであります。先行きもいわゆる雇用環境の悪化、あるいは円高、加えて申し上げるならば、政局のなかなか安定しない部分もございます。そういう状況があります。それがやはり大きく滞納額をふやしている要因になろうかというふうに思います。そして越川議員の言いました格差があるということであれば、今言ったような要因が原因ではなかろうかというふうに思います。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) それでは、私のほうから地産地消、食育の推進計画の達成度 はというお話をいただきました。

平成20年8月に策定されたものでございまして、越川議員にも策定委員として大変お骨折りいただいたと聞いております。平成22年につきましては、目標値の達成状況把握ということで、現在、関係機関のほうへ調査をしているところでございます。

続いて、TPPの関係でございますけれども、冒頭、一般質問の中でも町長、お話をさせていただきました。現在、農業関係の各種総会がございます。これによりまして町の方針、議会のいわゆるTPPへの方針、それと国・県・町の影響額について、農家の皆さんに、いわゆる数字をもって報告をさせていただいております。この件につきましては、越川議員からも町の影響額はどのくらいだということでご提案がございまして、早速、試算をしたところでございまして、平成18年度の町の農業算出額が73億2,000万円、このうち約45%が減少して40億6,000万円に減額されるという生数字でございましたけれども、こういう数字を農家の総会等で皆さんにご報告して、いわゆるTPPの問題に関しては、農業問題、また金融とかいろいろ問題がございましたし、農業問題だけではないということで、農家の皆さんには情報を伝えているところでございます。

それと、篠本、新井の関係でございますが、今年度は加工用米として、戸別所得補償に対して5,000俵、契約をしたということで伺っております。また、ある法人では多古にございます旬の味といいまして、500俵をお米として契約をしてきたということも伺っております。 今年度は地下かんがい排水がまだ整備されておりませんので、土地改良事業が大変厳しいと いうことで、今、県当局の中で今回の戸別所得補償の中の緊急作物の関連事業を、そちらの ほうに前倒ししながら、いわゆる地下かんがい排水を80町歩ぐらいやって、24年度からの麦 の作付に履行しようということで、現在、3営農組合が鋭意努力しているということでお聞 きしております。

以上であります。

- ○議長(野村和好君) 教育長。
- ○教育長(井上 哲君) 最後に私のほうになったと思いますが、2つでよろしいですね。 議会での質問に対してですけれども、このような質問が出た、あるいはこのように回答したという教育関係の問題については、定例の教育委員会議、また、学校関係の問題については校長会で話をしております。

また、せんだって地域の方から、学校でこういうことがあったよという電話をいただいた ときには、職員が現場に行き、写真を撮り、その後、その写真をもとに校長に渡しておりま す。

それと、夜遅くまで電気がということですけれども、確かに私も現場にいたときには、若い職員が遅くまで残っていて、本当に週1回、どの学校にもノー残業デーというのがあるんですけれども、実際には今、守られていないような状況です。といいますのも、評価の問題がかかわってくるのではないかなと、すべてはそうとは言い切れませんけれども、例えば前は総体評価で評定だけでよく、関心、対応、そういったことで成績がつけられたんですけれども、今は絶対評価で観点別の評価をしなさいというような形で、表現力、判断力、思考力、意欲とか、そういったさまざまな観点から、1時間の授業の中で子供を評価しなさいというような形になっていますので、そういったことで教員の仕事が、コンピューターがあるから本当は簡単になればいいんですけれども、進んで一日の中で部活をやって、その後にということで、そういったあれはうちへ持って帰れませんので、遅くまでかかってしまうような教員もいます。

ただ、やはり今日やること、あしたでもいいことということで、各どの学校の校長も職員 には指導しております。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) まず、給食費に関連いたしまして、地産地消、それから食育推進 関係でございますけれども、学校給食センターで使用する食材につきましては、地元産を優 先して、また次は近隣産、県内産といったような形で優先順位をつけて地産地消を進めてま

いる予定でございます。

なお、産業振興課のほうから、農業団体でございますJA山武郡市、JAちばみどり、丸朝園芸、房総食料センターなどの団体から、それぞれの農産物の生産品目ですとか生産時期の情報の提供をいただきましたので、これらをもとに地元産の食材の調達に努めてまいりたいと思います。また、農業団体等から調達できないものにつきましては、町内の小売組合から、やはり地元産、近隣産といったような優先順位をつけた中で調達をしてまいりたいと考えております。

それから、地産地消食育推進計画の中の目標達成に向けた具体的な施策と取り組みというところで、食に関する学習の推進というのがございます。これで学校関係で申し上げますと、小・中学校での食育の実施ということで、農園を活用した体験学習の実施ということで、22年度の目標値7校に対しまして、実績は7校となっております。それから、親子の給食会の実施ということでございますが、これにつきましても平成22年度の目標値7校、実績も7校となっております。それから、生産者と交流給食会の実施ということで、22年度の目標値7校でございますが、実際には横芝小学校で農業振興会の青年部の方の協力をいただいて1校を実施したところでございます。そのほか、給食を通じた食育の推進、給食だより、献立を活用した家庭との連携などにつきましては、目標値7校に対して、実績も7校となっております。

それから、学校給食における町内産の賄い材料の割合でございますけれども、平成22年度の目標値につきましては、平成19年度の率でございます11%より向上ということになっておりますが、22年度の見込みですと、若干ですが上回るというふうに予想しております。

次に、学童保育の関係でございます。現在のところ小学校3年生までを対象としたところでございまして、その対象学年の拡大につきましては、今後、検討させていただきたいと思います。

それから、運用時間の拡大につきましては、要望がございましたら改善をしていきたいと 思うんですが、土曜あるいは夏休み等の長期の休業時間に、お勤めの方が朝、もう少し時間 を早くできないかという要望もあるようでございますので、こちらについても検討してまい りたいと考えております。

それから、給食センターの業務委託の関係でございますけれども、先ほど解雇という話が ございましたけれども、今は職員と委託の調理員、混在した形で調理を行っております。人 間関係というか、感情のそういった問題で、なかなかうまくいかない部分も確かにございま した。その関係で給食の調理に当たりまして、事故があってはならないということで、会社 のほうには配置がえというようなことでお願いをしたことは事実でございます。

それから、横中のツツジの枯れ補償ということでございますが、施工については設計どおりやられているということで、その土地がというか、地が植栽には適さないということでございまして、瑕疵担保というふうには考えておりません。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) 私のほうでは3点、保育所の給食の外部委託、それと児童医療費の関係、それと老人の孤独死の関係につきまして回答させていただきます。

保育所の給食の外部搬入につきましては、議員にも大変ご心配をおかけしましたが、昨年11月の2回行われました説明会によりまして、町長にもご出席をいただきまして、懇切丁寧に説明した結果、保護者のご同意をいただいたというふうに考えております。それによりまして、昨年12月の議会によりまして、総額4,890万余りの債務負担行為の設定をご承認をいただきまして、それに基づきまして業者と、平成26年3月31日までの長期継続契約を契約いたしました。それでまた、この3月末には、国からの特区の変更申請の許可もおりる予定になっておりますので、4月1日からの給食の提供に向けて準備を万端を目指して頑張っているところでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

それから、次の医療費の関係でございますが、児童医療費、予算計上1,960万円ということで、中学3年生までの拡大をするということで予算計上させていただいてあります。財源ということでございますが、これはすべて町の単独事業でございます。しかしまた、昨年の12月まで行われておりました小学校1、2、3年につきましては、健康管理課所管でありますが、児童医療費、これが県の補助金がまいっているようでございます。その予算額として来年度720万円を計上するということでございます。私のほうの所管の児童医療費につきましては、町単独事業ということでご理解をいただきたいと思います。

最後に、老人の孤独死の問題でございますが、昨日も民生委員会の3月の定例会がございました。その中で、こういうことも十分に把握していただくということで、さきの一般質問にもありましたが、うちのほうからも、なるべくそういう方々の情報提供できるものにつきましては提供しまして、民生委員さん方にも十分な調査をしていただきまして、今後こういう孤独死等のないような形で体制づくりに努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどをお願いします。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 次に、健康管理課長。
- ○健康管理課長(椎名幸司君) 私のほうから1点、地域医療再生計画についてご説明をさせていただきます。

地域医療再生計画につきましては、国の地域医療再生人事特例交付金を活用するために、 県が作成したものでございます。この交付金は、医師不足等のもとに、非常に厳しい状況に ある地域医療の再生を目的として、各県にそれぞれ50億円配分されたものでございまして、 千葉県については2医療機関、香取海匝医療圏に25億、山武長生夷隅医療圏に25億というこ とで配分されたものでございます。事業内容につきましては、初期救急医療について医師会 による地元医師の掘り起こしや、臨時医師の確保、あるいは2次救急医療では、外科や小児 科等の不足気味な診療科目分野の臨時医師の確保、あるいは若手医師等に対する積極的なP Rなど、新たに医師を地域に確保する等の事業でございます。この事業費につきましては、 約3億2,430万円となっております。これはあくまでも山武地域における地域医療再生計画 でございます。この事業につきましては、県と市町村を含む各医療圏の代表あるいは医療機 関の代表等、検討・協議をしながら事業を進めているものでございます。

以上です。

○議長(野村和好君) 制限時間の60分を経過しました。越川洋一議員の質疑を終了します。 ほかにございませんか。

川島勝美議員。

○16番(川島勝美君) 1点ほど素朴な質問をさせていただきます。

4月より新たな給食センターでの供用が待たれているところでございます。その中に給食事務費ということで、当初予算案の概要版の44ページの下のほうにございます。479万9,000円が増額されております。その中において、給食配送委託料ということで1,328万3,000円と計上されているところでありますが、今までの過程でありますと、私の記憶でありますと光地区は大木運送、横芝地区は竹内運送が業務を行っておりました。その中に保育園の給食も配送されていたところでございます。その金額はおおむね1,000万ほどであったと記憶しております。そういう中にあって1,328万という328万ほど、数字はぴったりではございませんが増額をされているその理由は何であるのか、詳細に教えていただきたいと思います。

それと479万9,000円増額されている分が、どこに調理委託料、配膳業務委託料のどこに配 分されているのかお尋ねをいたします。お願いします。

- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) ただいまのご質問の件でございますが、給食の配送の業務委託に つきましては、新しい給食センターが稼働するに当たりまして、食器類、そういったものが ふえる、それから今まで米飯については委託をしておったものが、今度は自炊ができるとい うようなことで、配送車両を1台増加をしてございます。その分の経費がこの479万9,000円 の内訳の主なものでございます。

今までは竹内運送、それから大木運送2社でございましたが、これに業者、伊富運輸が今度1台ふえるということになっております。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 川島勝美議員。
- ○16番(川島勝美君) 今1台ふえると言われましたが、その1台ふえた分の委託料という のはいかほどですか。まとめて大木運送、竹内運送、そして今言われた伊富運送さんですか、 その3点の料金をお尋ねします。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) お答え申し上げます。

竹内運送、それから大木運送につきましては、月額39万5,000円、これに8月を除きました11カ月分を掛けまして、さらに消費税を掛けた金額で456万2,250円、大木運送についても同額でございます。それから1台ふえました伊富運輸分でございますが、これにつきましては月額36万円の、やはり8月を除いた11カ月分を掛けまして、さらに消費税を掛けた415万8,000円。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 川島勝美議員。
- ○16番(川島勝美君) その1台、保育園へ配送する業務は減っているんですよね、先ほど外部委託で4,200ですか、保育園のほうには経費が回っております。そういう中で、1台、配送車をふやす理由はどういうことなんですか。子供のところへ配送する場所が減ったにもかかわらず、1車増車して、先ほど食器がふえたと言いましたが、子供の数がふえたわけではなくて、むしろじり貧状況にあるときに、食器がふえたと、ちょっとおかしな話なので、そのふやした理由。
- ○議長(野村和好君) 教育課長。
- ○教育課長(高蝶政道君) この件に関しましては、まず保育所のほうに直接1台を配置して

いるわけではございません。保育所を含めた町内の小学校、中学校に配送をしているところでございます。それで、横芝給食センターにつきましては、米飯の炊飯業務を並木製パンというところに委託しておりまして、その米飯につきましては、並木製パンのほうで車を用意して、それを各学校に届けておりました。ということで、今度は自炊になりますので、その並木製パンの車はなくなります。それと新しい給食センターの稼働に当たりまして食器類がふえるということで、コンテナ数もふえております。その関係で現状の2台では配送がしきれないということで、1台増車をしたものでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 教育長。
- ○教育長(井上 哲君) 今のご質問ですけれども、今までは横芝地区は御飯を炊ける給食センターではなかったわけです。御飯は業者に頼んで運んでもらっていました。ですから1台の中に入る食缶といいますか、食缶の大きさも違いますけれども、御飯は入っていなかったわけです。実質、今までも3台で、その御飯の並木製パンのも入れまして、3台で給食の配送をしていたわけです。それが、これから車の大きさも今でのより大きくなります。というのは、食缶自体もかわりますので、それで時間的なものもありまして、温かいものを時間内に配送するということで3台必要になってきたわけです。よろしいですか。
- ○議長(野村和好君) 若梅喜作議員。
- ○6番(若梅喜作君) 私のほうからは1点お尋ねをいたします。

歳入の使用料、手数料の中の教育使用料421万6,000円、指定管理者制度の中で、いろいろ 社会体育施設等の管理をお願いをしておるわけでございますけれども、平成21年度の実績あ たりよりも、大分金額的に少ない計上であると。私どもはこれ、指定管理者制度に移行した 中で、どのような成果が出ているのかというと、やはりこういう数字、あるいは業者がどの ぐらいふえているのかと、そのようなものを見るわけでございますけれども、大分控え目な 数字が載っておりまして、このような数字を見てみますと、果たして指定管理者制度に移行 して、それだけの成果が上がっているのかな、上がったのかなと、これから上がっていくの かなと、何かそのような心配をするわけでございますけれども、この数字の説明をひとつお 願いしたいと思います。

- ○議長(野村和好君) 社会文化課長。
- ○社会文化課長(五木田桂一君) 教育使用料につきましては、指定管理者のほうで直接収入 する部分については、この予算のほうには計上してございません。すべて今現在、しおさい

公園のものを指定管理者のほうに、フクシ・エンタープライズのほうに委託してあるわけですけれども、そちらのほうで実施している分につきましては、収入のほうは、すべてフクシ・エンタープライズのほうに入りますので、こちらのほうには計上していないところでございます。

あと、収入につきましては、大分控え目だということでございますけれども、この中には 使用人数のほうが結構あるわけですけれども、大分施設の中では、やはり減免等の対象者が 多うございますので、その分、大分収入等につきましては、ややかなり見込めませんので、 控え目な数字を計上しているところでございます。

またやはり町営の、町の体育館、またB&Gの海洋センターの体育館等につきましても、 現在、町内の使用料につきましてはゼロでございますので、やはりそういう面でもいろいろ な面で使用料の計上が少ないというところでございます。

以上でございます。

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

初めに原案反対者の発言を許します。

越川洋一議員。

○18番(越川洋一君) 平成23年度の一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。 町政は住民の命と暮らし、福祉を守る、憲法と地方自治法に明記されている役割と責任、 権限を持つ機関であります。国・県機関の対応に対する施策に対する対応と具体化という点 で、地方分権改革、地域主権改革として進められる内容は、行政改革大綱に具体化されまし た職員の削減、指定管理者制度による民間委託、業務委託に見られる公務公共サービスの後 退、住民負担の増大など、住民に身近な自治体の仕事が変えられてしまい、押しつけられま した。貧困と格差が広がる社会経済政策が進められる中で、頼るべき町政が町民の心のより どころから遠ざかってしまうことが問題です。

そうしたことにつながる国の政策の下請機関であってはなりません。今こそ自治権の拡充でまやかしの地域主権を打ち破らなければなりません。住民の願いと声に寄り添った温かい行政が求められます。

その点、TPPへの町長の態度は立派であると思います。町政のあすを語るとすれば、政権党の政策にぶつかります。明確な評価と見解を持って町政運営を進められていくことが求められます。そのときに日本の政治の2つの異常、アメリカ言いなり、大企業優遇が根っこ

となって、今の政治の閉塞感を生んでいることにぶつかります。国民の新しい政治への展望を求める力は、必ずやこの古い政治の根っこにある政治悪を理解し乗り越えると私は確信しております。

2つ目には、行政改革の筆頭に職員削減、労働条件悪化、給与の削減では、役場に元気も活力も優しさも生まれてきません。これは企業利益を上げ続けるための財界の意向を優先的に実行している事例です。憲法と自治法の理念を初め、町長の理念を具体化するためにも、働くマンパワーの確保と拡充、拡充は町民の希望につながります。議員は半減、職員削減ばかりでは元気な町はできません。

3つ目に、未来からの使者であり宝である子供たちを、保育、教育により立派な人格を育てることは、大人世代の一番の願いです。教育環境の整備、心が響き合う教育体制の充実は、自治体の優先事項です。聖職であり労働者でもある教員の健康、労働条件、やりがいのある学校をつくり、そこにかかわる教育委員会を見識と努力で改善することは、即実行されることを願います。

最後に、農業、中小企業が元気でこそ地域経済も地域社会も活性化します。町発注の仕事を地元の業者に発注する。住宅リフォーム助成などを進め、地域で利益が循環する仕組みを追求することが必要です。シャッター通り、買い物難民をなくし、後継者が育つ環境をつくることです。町発注の公共事業の透明化、疑問符がつかない制度と、執行の確立は急がれます。

町政を語るには、国政の政策内容を点検し、国政を積極的に語り、自治権の強化を図ることが重要です。住民が主人公のまちづくりの方向にかじを切ることが求められている、そのように思います。

- ○議長(野村和好君) 次に、原案賛成者の発言を許します。若梅喜作議員。
- ○6番(若梅喜作君) 私は、議案第24号の平成23年度横芝光町一般会計予算について、賛成 する立場から討論をいたします。

本予算については、町執行部から説明があったとおり、歳入歳出予算の総額を95億5,000 万円とするものでありまして、23年度一般会計予算は、給食センター建設が終了したことも あり、22年度と比較すると率で8.7%、金額で9億円余り減額となる予算となっております。

予算の内容を見てみますと、合併特例債を活用した道路関連整備の継続事業を初め、新規 事業では防災行政無線更新事業、保育所給食委託事業、子宮頸がん、ヒブワクチン等の予防 接種費助成事業、白浜小学校屋内運動場等の改築事業や奨学資金貸付事業等に取り組むほか、 国民健康保険特別会計の法定外繰出金の実施など、各分野にわたり計画的かつ優先性を考慮 して予算が編成されているものと判断いたします。

町税や国・県補助金等の歳入が減少し、扶助費を初めとする義務的経費が増大している状況下での予算編成であり、計上された予算が効率よく、そして効果的に執行され、行政サービスの向上とふるさと横芝光町の醸成につながることを期待して、本予算案に賛成いたします。

○議長(野村和好君) これにて討論を終結します。

これより議案第24号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩とします。

再開は午後4時20分でお願いします。

(午後 4時11分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時20分)

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第26、議案第25号 平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

杉森幹男議員。

○1番(杉森幹男君) 1つだけ、ちょっと教えてほしいんですけれども、国民健康保険特別会計予算の案の概要3ページの財政調整基金繰越金9,000万円を、平成23年度予算計上しておりますが、平成23年度末には基金残高は3,000万円となります。そこで、24年度以降、どのような運営をしていくのか、その見通しをお伺いいたします。

以上です。

- ○議長(野村和好君) 住民課長。
- ○住民課長(若梅 操君) ただいまのご質問にお答えいたします。

杉森議員ご指摘のとおり、平成23年新年度予算におきまして、国保財政調整基金から当初 予算9,000万の繰り入れ、基金取り崩しによる繰り入れを予算措置したところでございます。 そして議員ご指摘のとおり、これを予算どおり執行いたしますと、平成23年度末には、国民 健康保険財政調整基金の残高が約3,000万円強になってまいります。これにつきましては、 本来、国等の指導によりまして、国民健康保険医療費が急激な増加等が当然予想される会計 でございますので、そういった急激な変更といいますか、医療費の増加に対応できるように 一定の額は基金として本来持っておくべきだという国からの指導がございます。その水準と いいますか、基準が、実は本年度末が約1億2,000万円で、9,000万円取り崩すので来年度 3,000万円になるという計算になるんですが、実は本年度、平成22年度末の1億2,000万円と いう金額が、我が横芝光町国民健康保険の国で言う最低このくらいは基金として持っていな さいという実は下限といいますか、ぎりぎりのところでございます。ただし、この国民健康 保険、議員ご承知のとおり、年々医療費が4%から5%、これは金額にしますと8,000万円 から1億円程度、毎年増加しております。一方で景気の低迷による所得の伸びが見込まれな い状況で、国民健康保険税がこれが年々減少しております。そういったところから、平成23 年度のこの予算編成をするに当たり、一般会計から、さらに法定外繰入金として3,000万円 を措置していただいたところでございますが、この3,000万円措置していただくに当たりま して、国保の側で、できる限りできること、ぎりぎりできることをやった上で、なおかつ足 らない分として今回措置していただいたというような経緯がございます。ですから、本来、 横芝光町でいいますと1億2,000万円は保有しておかなければならないところ、やむなく 9,000万円の取り崩しという予算措置をいたしました。

したがいまして、国の基準、指導ですので、これが下回ったからペナルティーがあるとか というわけではございませんが、本来の健全財政という観点からいたしますと、平成23年度、 この国民健康保険のこの状態というのは、実に危機的な状況だというふうに私理解しておる ところでございます。

それと、今後の見込みはというご質問でございますが、ご質問のとおり9,000万円、予算 どおり執行いたしますと、平成23年度末には3,000万円しか基金を保有しないという状況に なってまいります。これにつきましては、財政状況が好転すれば、例えば9,000万円予算措 置しても、それを取り崩さなくて済めば、その1億2,000万円という規模は維持できるわけですが、今申し上げましたように、年々確実にふえている医療費、伸びない国保税等の状況を考えますと、これは来年度末は3,000万円になってしまうのは、かなりの確率でそういう事態になってしまうことが予想されます。

それ以降につきましては、財政状況の好転、景気の好転等を期待しつつ、仮にそういう財政状況が好転いたしますれば、歳入歳出で繰越金額が多少発生すれば、またしかるべく国保財政の健全化に必要な積み増しといいますか、そういったものを期待するところではありますが、現在のところ、それが現在のように今年度末のように1億2,000万円まで積み戻しがいつできるのか、いつというか、できるかできないかも含めて、これは本当に正直なところ見通しが立っていないというところでございます。

以上でございます。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 課長、杉森議員の質問に答えられましたけれども、大変な横芝光町の国保財政の大変な実態が今述べられたわけですね。3,000万円のこの苦渋の選択というのは、やはりいい選択だったと思います。しかしながら、3,000万円を入れても、税が下がるというまでにはいかない。住民アンケートをすると、町民の重税実感が一番強いと言われるものは国保税なんですね。ちなみに2番目の要求は、東陽病院を初め医療の充実をしてくれと、これが強いんですよね。

国保は、やはり構造的な問題として、保険料の負担能力が低いのに医療費は高いという、こういう構造的な問題を抱えていまして、事業主の負担もこの保険にはないということですよね。そういうのを知っていながら、国はかつて50%まで地方に負担してきた負担金を、50%から25%、そこまでへずってしまっているという、このことが自治体に大変な国保財政の、国保事業の苦境を押しつけるという結果になっております。

そういう中で、自治体は、町は、国保税の値上げをしなければならないというところに追い詰められているわけですね。当町の場合には、この間、値上げというのはされてこなかったわけです。それも内部での相当努力の積み重ねだというふうに思います。しかし、今度の民主党政権は、この国保に対してどういう態度をとっているかといえば、通達を出して、法定外繰り入れはするなと言っているんですね。そして2005年度までかな、県内一本化にすると言っているんですね。そうなりますと、これは住民にとっては大変なまた国保税の重税というのを押しつけられるということになってまいります。そういう方向が見えている上で、

町長、県下一本の広域化と一般会計からの税外負担をやめろという方向はおかしいのではないのかと、国がもっと出すということでなければ、基本的な事態は好転しないよという要請を引き続いてしていくという必要があるというふうに思うんですよね。それは今のような国保税、国保財政の毎日の厳しい実情を見ている中で、本当に実感として思っていると思うんですけれども、引き続いて、その辺をひとつ頑張っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 一般会計からのこの法定外繰り入れ3,000万も行わせていただいたの も、合併をして今、まちづくりの中で地域住民に対するサービス向上の一つとして、今回 3,000万ということで繰り入れをさせていただいたものであります。

また、財調の9,000万円を取り崩す、これはあわせて1億2,000万円、どういう数字かといいますと、前回、全員協議会の場でもご説明しましたけれども、固定資産、資産割を廃止した影響額が1億2,000万円であったという金額とほぼ同額であろうかと考えております。

そんな中で、本当に検診事業を行ったり、予防事業に当たって、これの節減に努めてきた ところでありますけれども、本当に医療費の伸びというのは、予想以上に伸びているという、 必要に迫られて医療にかかっているという状況がありますので、どうしても国保財政を逼迫 しているという現状にあります。

いずれにしましても、町民生活を守るという観点から、でき得ることはこれからもしていき、また、していくつもりでございますので、よろしくお願いします。

- ○議長(野村和好君) 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 厳しい財政状況のもとにある中での住民の願いは、やはり国保税を下げてほしい、これです。これは率直に届けなければならないと思うんですよね。1世帯1万円下げるとすれば5,000万円、これだけの新たな財源が必要になってきます。そうした一般会計から3,000万円、さらに5,000万というのは、繰り入れをしなければ下げられないということなんですが、これが町民の強い願いですから、その辺も検討していただくと。

もう一つは、短期証と資格証明書の発行をしても、やはり滞納状況が変わらない、県下で もその水準は2009年の段階でも非常に高いほうだということですね。これは受診抑制を招く ということにもつながって、国民皆保険の精神とも反するという中身になっておりますので、 何とか資格証、それから短期保険証の発行というのは、正規証に変える努力はできないかと。 私はここにいつも矛盾を感じているんですけれども、課長、その点はいかがですか。

- ○議長(野村和好君) 住民課長。
- ○住民課長(若梅 操君) 今ご質問の短期証、それと資格証明書等のいわゆる正規保険証で はない保険証、あるいはそういった証明書の発行の件につきましては、過去の議会におきま しても、何度も越川議員からご指摘を受けているところでございます。その都度お答えした ことは、これは国、法律、政令、あるいは町の条例、そういったいわゆる法的に定められた 一つの制度の中で、このように実施しろという国・県等の指導に基づいて的確に執行してい るところでございますが、過去にもお答えさせていただきましたように、これを機械的にや るという、あとは方法論の問題だとは思うんですが、機械的にもちろんやっているわけでは ございません。その短期保険証被保険証、資格証明書というのは、本来の目的というのは、 滞納されている方との接触を多くとる機会の一つの手段だという、そういう位置づけのもと に納税相談、税務課との連携・協力の中で、3カ月に一遍ずつ納税相談をさせていただいて いるわけなんですが、そういった今申し上げました短期被保険者証、あるいは資格証明書を 発行することによって、その滞納されている方と接触をより多くとらせていただき、その困 っている実態、そういったものをお聞きした中で、税負担の大変さという、もちろん実態を 踏まえて対応しているわけでございまして、ただ、そういったものにも全くおいでいただか ない、事情もわからないといいますか、そういった方については、法令に基づきまして厳正 に短期被保険者証あるいは資格証明書を発行しているという、そういう実態でございますの で、私どももできれば、その100%の方に正規の保険証を発行できる事態、それを国保担当 としては望んでいるわけではございますが、これはそれを目指して制度の運用、保険証の発 行も含めた制度の運用を今後も図ってまいりたいというふうに考えております。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第25号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第27、議案第26号 平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計 予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第26号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第28、議案第27号 平成23年度横芝光町介護保険特別会計予算に ついてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

- ○7番(川島富士子君) 済みません、以前の説明で聞き漏れでありましたらおわびしたいんですけれども、概要版の中の5ページの新規に介護予防教室用備品購入費として160万円を計上したということでありますけれども、この備品の中身を教えていただきたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) ただいま第二松丘園のほうに、新しい施設が整備される予定でございます。そこの備品でございまして、物につきましては、机でありますとか、テーブル、いす、そういうことの事務用品一式でございまして、今現在のものが第二松丘園から借りているものを使って、うちのほうの介護予防教室等に使っているわけでございますけれども、

それを今、借りているものですので、今回、施設が新しくなりまして、その施設には町の備品としてそれを置いて、それを活用するというものでございまして、もろもろのものにつきましては、後ほどお示ししたいと思いますが、机とかいすとか、そういうものでございます。ご了解のほどをお願いします。

- ○議長(野村和好君) 川島富士子議員。
- ○7番(川島富士子君) わかりました。念のために、予算書の何ページのどこに載っている か教えてください。
- ○議長(野村和好君) 福祉課長。
- ○福祉課長(実川裕宣君) 予算書の265ページ、それの一番下の備品購入費160万円でございます。
- ○議長(野村和好君) ほかにございませんか。 越川洋一議員。
- ○18番(越川洋一君) 介護保険は2000年4月にスタートして10年がたったわけですけれども、当初、介護保険が制度としてやられるんだぞという世論に大きな期待があったんですが、当時、構造改革が進められていたわけですけれども、その中では福祉費用の抑制、老人医療費の削減、そして民間へのビジネスチャンスだと、そういうことに基づいて設計されたのが介護保険制度です。ですから、徹底した給付抑制方針のもとで、利用者や介護現場に困難がもたらされてきたと、それが今、高い介護保険料を払っているけれども、介護が身近なものでない、役に立たないという実態になっているというふうに思うんです。3年に一度の介護保険料の値上げもあるわけですけれども、保険料、利用料が高いというのが一般住民の声ですよ。そして低所得者ほど要介護状態になりやすいと、そういう傾向があります。ですから、介護保険の利用が必要になるのに、利用料の負担が重いために利用できないと、こういう深刻な実態があるんですね。この点を問題点を改善しないとならないわけです。ですから、保険料、利用料の低減、認定されても利用できないというこの状況を改善しなければ、町にある介護保険制度は本当に介護に困っている、かゆいところに手が届かないという実態になろうかと思います。

今、保険制度があるにもかかわらず、家族の介護、身体的、精神的な負担が深刻になっているというのは、たびたび新聞等でも報道されております。介護離職者、あるいは虐待、介護殺人など、制度が真に役立っていないというようなことも深刻な問題も反映されていますし、もう一方では、劣悪な介護労働者の労働状態、低賃金、ですからこのホームヘルパーも

集まらないということですよね。当町の場合には、社会福祉協議会がやめてしまったということで、介護者の実態が、やはり民間に委託した中でだんだんわかりづらくなってしまうのではないのかなと。本当は町がそれを肌でとらえなければならないのにと、そういう心配をしています。

そういう中で、利用料を払えない低所得者が制度的にも排除されて、地域からも孤立していると。制度的に、制度の欠陥といいますか、孤立していると。孤独死もそういう中で起きているという新たな問題が惹起されています。

民主党はといいますと、この抜本改定の方針がなくて、保険料の引き上げを検討している ということですから、この制度の充実のためには、やっぱりまた町長が国に向かって頑張ら なければならないというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(野村和好君) 町長。
- ○町長(齊藤 隆君) 私ごとですけれども、介護保険、祖母が1年半、脳梗塞で寝たきりであったときに、本当にこの介護保険があってよかったというふうに実感をしています。ですので、介護保険制度、これは地域の本当に助け合いの制度だと思っておりますので、これは大事に守っていきたいと考えております。
- ○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第27号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第29、議案第28号 平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会 計予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作議員。

- ○6番(若梅喜作君) 何回かこの集落排水事業につきましては、私もいろいろ質問してまいりましたけれども、この接続率の向上が依然として進んでいないと、そのような状況にあります。維持管理組合の協力を得ながら、接続率の向上を目指すと、そのようなことでございますけれども、現在に至って、何でこんなに接続率が低いのか、何で協力してもらえないのか、何かどこかにやっぱり原因があると思うんですけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。
- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) 若梅議員からご指摘のありました接続率の問題でございます。 たまたま平成21年に、新規のいわゆる宅内が1件あったのと、あとは本管からの1件という ことで分担金が補正で1件差し出したところでございます。この方は山武市松尾の在住の方 で倉庫を建てて接続をしていただいたところでございます。

現在、組合の中でも年2回、役員さんを中心に、鋭意推進をしているところでございますが、なかなかご理解をいただけないという部分がございます。今後ともそれら原因等を研究しながら、鋭意努力していきたいと、このように思っております。

以上であります。

- ○議長(野村和好君) 若梅喜作議員。
- ○6番(若梅喜作君) 条例の中では、施設が完成した暁には、速やかに接続をしなければならないと、このようなことがうたってありまして、ましてやこの繰入金の比率も8割強と、このような比率になっておりまして、やはり契約者がもっと引き継ぐことによりまして、やはり繰入金の額も相当数減ってくるのではないかと、このように考えております。やはり良識ある方が契約したと私考えております。何とかこの接続率を上げる方策を、ぜひ一つご検討願いまして、条例がこういうふうになっているんだから、こういうふうにしなさいよと、なかなかそういうことも言ってられないと思いますけれども、この契約をとる段階で、地元に対してどのような説明がなされたのか、その辺もやはり調べる必要があるのではないかと。事業ありきでやったところもあるのではないかと、私はそのように思うんですけれども、ひとつより一層の努力をお願いいたしたいと思います。ちょっと答弁のほうをお願いします。
- ○議長(野村和好君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(土屋文雄君) それではお答えを申し上げます。

木戸台につきましては、平成12年7月の供用ということで、中台につきましては16年の4月14日供用を開始しております。今ご指摘がありました件につきましては、先ほど申し上げ

ましたとおり、役員さん、また、この事業がどういう経過で導入されたか等々、検証させていただきながら、鋭意接続率の向上に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第28号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第30、議案第29号 平成23年度横芝光町営東陽食肉センター特別 会計予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第29号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第31、議案第30号 平成23年度横芝光町病院事業会計予算につい

てを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一議員。

- ○18番(越川洋一君) 東陽病院の現状打開の一つの道は、先ほどもあったわけですけれど も、この旭中央病院との連携、これを密にして、病床利用率もお医者さんの問題も、この連 携を密にするかかわりの中で、一つの打開の道ができるのではないのかなという感じがしま すけれども、事務長、いかがですか。
- ○議長(野村和好君) 病院事務長。
- ○東陽病院事務長(宮薗博香君) お答えいたします。

まさに今、議員がおっしゃられたとおりだと私も個人的には思っております。 以上でございます。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第30号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野村和好君) 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 日程第32、議案第31号 町道 I −14号線道路改良工事(下部工その 1)請負変更契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

[「原案賛成」と言う人あり]

○議長(野村和好君) これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより議案第31号について採決します。 本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この席にて暫時休憩をお願いします。

(午後 4時51分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時54分)

◎請願の件

○議長(野村和好君) 日程第33、請願の件を議題とします。

常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、鈴木唯夫議員。

[產業建設常任委員会委員長 鈴木唯夫君登壇]

○産業建設常任委員会委員長(鈴木唯夫君) 産業建設常任委員会の審査報告をいたします。 今定例会において、産業建設常任委員会に付託された請願第1号 TPP交渉参加に関す る請願について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、3月8日午後3時5分から、委員全員出席のもと、請願第1号の審査を行いました。

慎重審議の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、請願第1号は採択と決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。 〔産業建設常任委員会委員長 鈴木唯夫君降壇〕

○議長(野村和好君) 以上で委員長の報告を終わります。 お諮りします。 産業建設常任委員会委員長から報告のあった請願第1号については、質疑、討論を省略し、 直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認め、これより請願第1号について採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択とするものです。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、この自席にて暫時休憩します。

(午後 4時55分)

○議長(野村和好君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時56分)

◎日程の追加

○議長(野村和好君) 休憩中に、産業建設常任委員会委員長から、発議第1号 TPP交渉 参加反対に関する意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、そのように決定しました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長(野村和好君) 追加日程第1、発議第1号 TPP交渉参加反対に関する意見書についてを議題といたします。

なお、提案の趣旨については、既にご理解をいただいているものと思いますので、質疑、 討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議ないものと認め、これより採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(野村和好君) 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(野村和好君) お諮りします。

本定例会に付議された案件のすべてを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

○議長(野村和好君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

平成23年3月横芝光町議会定例会閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ふなれな議長ではありますが、皆様方のご協力により無事大任を果たすことができました。 また、去る3月4日以来、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多忙中にもかかわら ず、熱心に審議を賜り、本日をもって平成23年度予算の成立を見ましたことを、議長として 厚く御礼申し上げます。

執行者におかれましては、平成23年度予算を初め、成立を見た各案件につきましても、これが執行に当たりましては、適切なる運用をもって進められ、町発展のため一層のご努力をいたされんことをお願いを申し上げる次第でございます。

さて、来るべき4月30日をもって任期が満了となることから、議場において皆様全員と顔を合わせることも最後になるものと思いますが、次の町議会に立候補を予定されている方、そしてご勇退をされる議員各位にも、今後ますますご健康に留意されまして、町発展のためにご指導、ご協力あらんことを切にお願いを申し上げる次第でございます。

さらに今回、町議選に際して再出馬を予定されている各位におかれましては、来る4月24日の選挙において当選の栄位を得られ、再び議場にて顔を合わせるよう格段のご努力、ご奮闘を心からお祈り申し上げる次第であります。

甚だ簡単ではございますが、私のあいさつといたします。

平成23年3月横芝光町議会定例会を閉会とします。

ご苦労さまでございました。

(午後 4時59分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議 長 野 村 和 好

議 員 川島 仁

議 員 八角健一